

水俣市議会会議録

平成28年3月第1回定例会（2月23日招集）

水俣市議会事務局

平成28年3月第1回定例会（2月23日招集）会期日程表

（会期 2月23日から3月17日まで24日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月23日	火	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成27年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会 付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	24日	水		休 会	議案調査（予算説明）
3	25日	木			議案調査（予算説明）
4	26日	金			議案調査（予算説明）
5	27日	土			市の休日（土曜日）
6	28日	日			市の休日（日曜日）
7	29日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
8	3月1日	火			議案調査（高校卒業式）
9	2日	水			議案調査
10	3日	木			議案調査
11	4日	金			議案調査
12	5日	土			市の休日（土曜日）
13	6日	日			市の休日（日曜日）
14	7日	月			議案調査
15	8日	火	午前9時30分		本会議
16	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（小路貴紀君・高岡朱美君・塩崎達朗君）
17	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（谷口明弘君・岩阪雅文君・桑原一知君） 議案質疑 委員会付託
18	11日	金	—	委員会	委員会
19	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
20	13日	日			市の休日（日曜日）（中学校卒業式）
21	14日	月	—	委員会	委員会
22	15日	火		休 会	議事整理日
23	16日	水			議事整理日
24	17日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

※11日は、委員会開催の前に本会議を開き、議案の訂正を行った。

日程第14	議第12号	水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1～23
日程第15	議第13号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について……………	24
日程第16	議第14号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	24
日程第17	議第15号	水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
日程第18	議第16号	水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
日程第19	議第17号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	29
日程第20	議第18号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	40
日程第21	議第19号	平成28年度水俣市一般会計予算……………	42
日程第22	議第20号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	46
日程第23	議第21号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	48
日程第24	議第22号	平成28年度水俣市介護保険特別会計予算……………	49
日程第25	議第23号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……………	50
日程第26	議第24号	平成28年度水俣市病院事業会計予算……………	52
日程第27	議第25号	平成28年度水俣市水道事業会計予算……………	55
日程第28	議第26号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第7号）……………	56
日程第29	議第25号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	60
日程第30	議第28号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	62
日程第31	議第29号	平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	62
日程第32	議第30号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）……………	63
日程第33	議第31号	平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）……………	65
日程第34	議第32号	水俣市過疎地域自立促進計画の策定について……………	66
日程第35	議第33号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）……………	66
日程第36	議第34号	指定管理者の指定について（水俣市立明水園）……………	66

日程第37	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	1～67
日程第38	議第36号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	67
日程第39	議第37号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	67
日程第40	議第38号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	68
日程第41	議第39号	指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）	68
日程第42	議第40号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	69
日程第43	議第41号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）	69
日程第44	議第42号	水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	69
		市長の所信表明並びに提案理由説明	72
		休憩・開議	78
		市長の所信表明並びに提案理由説明（続）	78
		先議案件に対する質疑	86
		委員会付託	87
		休憩・開議	87
		追加の先議案件に対する質疑	87
		委員会付託	87
		休憩・開議	87
		○総務産業委員長の報告	87
		○厚生文教委員長の報告	89
		委員会審査報告書	91
		委員長報告に対する質疑	92
		討 論	92
		採 決	92
		散 会	93

平成28年3月8日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2

諸般の報告	2～2
日程第1 一般質問	3
○藤本壽子君の質問	3
1 水俣市の「文学館」実現について	4
2 水俣市の不登校児童の現状について	4
3 川内原子力発電所再稼働後の市民の安全を守る施策について	5
市長の答弁	5
教育長の答弁	6
○藤本壽子君の再質問	6
教育長の答弁	9
○藤本壽子君の再々質問	10
市長の答弁	10
教育長の答弁	10
○藤本壽子君の再質問	11
教育長の答弁	13
○藤本壽子君の発言	14
市長の答弁	15
○藤本壽子君の再質問	15
市長の答弁	17
○藤本壽子君の再々質問	17
市長の答弁	19
休憩・開議	19
○中村幸治君の質問	20
1 水俣市地域公共交通網形成計画について	20
2 市道管理について	20
3 肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理と水俣駅周辺整備事業について	20
(1) 肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理について	21
(2) 水俣駅周辺整備事業について	21
市長の答弁	21
総務企画部長の答弁	21
○中村幸治君の再質問	23
総務企画部長の答弁	23

○中村幸治君の再々質問	2～24
総務企画部長の答弁	25
産業建設部長の答弁	25
○中村幸治君の再質問	27
総務企画部長の答弁	27
○中村幸治君の再々質問	28
総務企画部長の答弁	29
市長の答弁	29
○中村幸治君の再質問	30
市長の答弁	31
○中村幸治君の再々質問	32
市長の答弁	33
休憩・開議	33
○野中重男君の質問	34
1 水俣病被害者救済について	34
2 水俣病資料館の展示について	34
3 水俣川河口臨海部振興構想事業について	34
4 所得が少ない保護者の保育料軽減について	35
市長の答弁	35
○野中重男君の再質問	36
市長の答弁	37
○野中重男君の再々質問	37
市長の答弁	37
福祉環境部長の答弁	38
○野中重男君の再質問	39
福祉環境部長の答弁	40
○野中重男君の再々質問	42
市長の答弁	43
副市長の答弁	43
○野中重男君の再質問	44
副市長の答弁	45
○野中重男君の再々質問	45

副市長の答弁	2～46
福祉環境部長の答弁	46
○野中重男君の再質問	47
市長の答弁	49
福祉環境部長の答弁	49
○野中重男君の再々質問	50
福祉環境部長の答弁	50
休憩・開議	51
○高岡利治君の質問	51
1 平成28年度施政方針について	51
(1) 基本方針について	51
(2) 地方創生の推進について	52
(3) 環境首都みなまた創造事業について	52
(4) 水俣病問題への取り組みについて	52
(5) 活力あるまちづくりについて	52
(6) 子育てしやすいまちづくりについて	52
(7) 社会基盤の整備について	52
2 木質バイオマス発電事業について	52
市長の答弁	52
○高岡利治君の再質問	59
市長の答弁	62
総務企画部長の答弁	64
福祉環境部長の答弁	64
○高岡利治君の再々質問	64
市長の答弁	66
産業建設部長の答弁	66
○高岡利治君の再質問	67
産業建設部長の答弁	68
市長の答弁	68
○高岡利治君の再々質問	68
休憩・開議	70
市長の答弁	70

散 会	2～70
-----	------

平成28年3月9日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○小路貴紀君の質問	2
1 平成28年度施政方針における市長所信表明について	3
2 地場企業との連携について	3
3 ふるさと納税について	4
市長の答弁	4
○小路貴紀君の再質問	6
市長の反問	9
○小路貴紀君の発言	9
市長の答弁	9
○小路貴紀君の再々質問	10
市長の答弁	12
○小路貴紀君の発言	13
市長の答弁	13
産業建設部長の答弁	14
○小路貴紀君の再質問	15
産業建設部長の答弁	16
○小路貴紀君の再々質問	17
産業建設部長の答弁	18
総務企画部長の答弁	19
○小路貴紀君の再質問	19
総務企画部長の答弁	21
○小路貴紀君の再々質問	21

総務企画部長の答弁	3～21
休憩・開議	22
○高岡朱美君の質問	22
1 未婚の母及び父の寡婦（夫）控除のみなし適用について	22
2 水俣市障がい者計画について	22
3 イノシシ被害対策について	23
市長の答弁	23
福祉環境部長の答弁	23
○高岡朱美君の再質問	24
福祉環境部長の答弁	25
○高岡朱美君の再々質問	26
福祉環境部長の答弁	26
市長の答弁	27
○高岡朱美君の再質問	29
市長の答弁	31
○高岡朱美君の発言	32
産業建設部長の答弁	33
○高岡朱美君の再質問	35
産業建設部長の答弁	38
○高岡朱美君の再々質問	39
市長の答弁	40
休憩・開議	40
○塩崎達朗君の質問	40
1 観光振興について	41
(1) 水俣駅について	41
(2) 湯の児・湯の鶴温泉について	41
2 移住定住の促進について	41
3 市長主催のランチミーティングについて	41
市長の答弁	41
副市長の答弁	41
○塩崎達朗君の再質問	43
副市長の答弁	45

○塩崎達朗君の再々質問	3～45
副市長の答弁	47
総務企画部長の答弁	47
○塩崎達朗君の再質問	49
総務企画部長の答弁	50
○塩崎達朗君の発言	51
市長の答弁	52
○塩崎達朗君の再質問	52
市長の答弁	53
○塩崎達朗君の再々質問	54
市長の答弁	54
散 会	55

平成28年3月10日（木） — 4日目 —

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
請願・陳情文書表	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 一般質問	5
○谷口明弘君の質問	5
1 自然災害にみるライフラインの維持確保について	5
2 水俣高校の定員割れについて	6
3 確かな学力を身に着けさせる学校教育の実現について	6
4 ふるさと納税について	6
市長の答弁	7
産業建設部長の答弁	7
水道局長の答弁	8
○谷口明弘君の再質問	9

産業建設部長の答弁	4～10
水道局長の答弁	10
○谷口明弘君の再々質問	11
市長の答弁	11
教育長の答弁	12
○谷口明弘君の再質問	13
教育長の答弁	14
○谷口明弘君の再々質問	15
市長の答弁	16
教育長の答弁	17
○谷口明弘君の再質問	18
教育長の答弁	19
○谷口明弘君の再々質問	19
教育長の答弁	20
市長の答弁	20
○谷口明弘君の再質問	21
市長の答弁	22
○谷口明弘君の再々質問	23
市長の答弁	23
休憩・開議	24
○岩阪雅文君の質問	24
1 地方創生における政府機関の地方移転について	24
2 小中学校の一貫教育の具体的推進について	24
3 競り舟の老朽化対策と今後の大会運営について	25
4 自転車のまちづくりの具体的推進について	25
市長の答弁	26
○岩阪雅文君の発言	27
教育長の答弁	28
○岩阪雅文君の再質問	30
教育長の答弁	32
市長の答弁	32
○岩阪雅文君の発言	33

教育長の答弁	4～34
○岩阪雅文君の再質問	35
教育長の答弁	37
副市長の答弁	37
総務企画部長の答弁	37
○岩阪雅文君の再質問	38
総務企画部長の答弁	40
休憩・開議	41
○桑原一知君の質問	41
1 平成28年度施政方針及び当初予算について	42
2 鳥獣被害対策について	42
3 消防団と防災対策について	42
市長の答弁	43
休憩・開議	46
○桑原一知君の再質問	46
市長の答弁	47
産業建設部長の答弁	48
市長の答弁	49
○桑原一知君の再々質問	49
産業建設部長の答弁	50
市長の答弁	51
産業建設部長の答弁	51
○桑原一知君の再質問	52
産業建設部長の答弁	53
産業建設部長の答弁	54
○桑原一知君の再々質問	54
産業建設部長の答弁	54
総務企画部長の答弁	55
○桑原一知君の再質問	56
総務企画部長の答弁	57
○桑原一知君の再々質問	59
総務企画部長の答弁	59

休憩・開議	4～59
日程第2 議案の訂正について（議第32号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について）	
総務企画部長の発言	59
採決	61
質疑	62
日程第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について	62
議第8号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について	
日程第4 議第2号 水俣市職員の退職管理に関する条例の制定について	62
日程第5 議第3号 水俣市行政不服審査会条例の制定について	62
日程第6 議第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ いて	63
日程第7 議第5号 水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につ いて	63
日程第8 議第6号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の制定について	63
日程第9 議第7号 水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正 する条例の制定について	63
日程第10 議第9号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定につ いて	64
日程第11 議第10号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	64
日程第12 議第11号 水俣市人事行政の運営等の状況に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について	64
日程第13 議第12号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	64
日程第14 議第13号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ いて	64
日程第15 議第14号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	65
日程第16 議第15号 水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定につ いて	65
日程第17 議第16号 水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	65

日程第18	議第17号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4～65
日程第19	議第18号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	66
日程第20	議第19号	平成28年度水俣市一般会計予算……………	66
日程第21	議第20号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	68
日程第22	議第21号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	68
日程第23	議第22号	平成28年度水俣市介護保険特別会計予算……………	68
日程第24	議第23号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……………	68
日程第25	議第24号	平成28年度水俣市病院事業会計予算……………	69
日程第26	議第25号	平成28年度水俣市水道事業会計予算……………	69
日程第27	議第32号	水俣市過疎地域自立促進計画の策定について……………	69
日程第28	議第33号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）……………	69
日程第29	議第34号	指定管理者の指定について（水俣市立明水園）……………	69
日程第30	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	69
日程第31	議第36号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）……………	69
日程第32	議第37号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）……………	69
日程第33	議第38号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まっぼっくり）……………	69
日程第34	議第39号	指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）……………	69
日程第35	議第40号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）……………	70
日程第36	議第41号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）……………	70
日程第37	議第42号	水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	70
議案上程……………			70
日程第38	議第43号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第8号）……………	70
日程第39	議第44号	和解について……………	72
	市長の提案理由説明……………		72
質 疑……………			73
委員会付託……………			73
散 会……………			73

平成28年3月11日（金） ——— 5日目 ———

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第 1 議案の訂正について（議第19号 平成28年度水俣市一般会計予算）	2
総務企画部長の発言	5
採 決	5
散 会	5

平成28年3月17日（木） ——— 6日目 ———

出欠席議員	6～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第6号	2
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 議第1号 専決処分の報告及び承認についてから日程第37 議第44号 和解につ いてまで37件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	6
○厚生文教委員長の報告	13
委員会審査報告書	17
委員長報告に対する質疑	18
採 決	19
日程第38 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	20
採 決	20
閉会中継続審査・調査申出書	20
議案上程	21
日程第39 議第45号 人権擁護委員候補者の推薦について	21

日程第40 意見第1号 奨学金制度の充実等を求める意見書について	6～22
市長の提案理由説明（議第45号）	23
○議会運営委員長の提案理由説明（意見第1号）	23
質 疑	24
討 論	24
採 決	25
閉 会	25

平成28年 2月23日

平成28年 3月第1回水俣市議会定例会会議録

(第1号)

提案理由説明並びに

先議案件（平成27年度補正予算等）の表決

平成28年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成28年2月23日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成28年2月23日午前9時59分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成28年3月17日午前10時54分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成28年2月23日（火曜日）

午前9時59分 開会

午後6時1分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 眞 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部総務課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第1号

平成28年2月23日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定
について

第4 議第2号 水俣市職員の退職管理に関する条例の制定について

第5 議第3号 水俣市行政不服審査会条例の制定について

第6 議第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第7 議第5号 水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

第8 議第6号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

第9 議第7号 水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の
制定について

第10 議第8号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第11 議第9号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第10号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

第13 議第11号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制
定について

第14 議第12号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

第15 議第13号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議第14号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議第15号 水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議第16号 水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

第19 議第17号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第20 議第18号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的

な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第21 議第19号 平成28年度水俣市一般会計予算
- 第22 議第20号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第23 議第21号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議第22号 平成28年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第25 議第23号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第26 議第24号 平成28年度水俣市病院事業会計予算
- 第27 議第25号 平成28年度水俣市水道事業会計予算
- 第28 議第26号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第7号） (各委)
- 第29 議第27号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） (厚生文教)
- 第30 議第28号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)
- 第31 議第29号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号） (厚生文教)
- 第32 議第30号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） (総務産業)
- 第33 議第31号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号） (総務産業)
- 第34 議第32号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について
- 第35 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 第36 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）
- 第37 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第38 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第39 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第40 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第41 議第39号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
- 第42 議第40号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第43 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）
- 第44 議第42号 水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前9時59分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成28年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

平成27年の定例会において採択し、市長に送付しておきました請願1件の処理の経過及び結果についての報告がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成27年度の定期監査並びに平成27年11月分、12月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、緒方総務企画部長、久木田福祉環境部長、緒方産業建設部長、松尾水道局長、本田総務企画部次長、川野福祉環境部次長、山田産業建設部次長、久木田総合医療センター事務部次長、水田企画課長、坂本財政課長、吉本教育長、黒木教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において谷口明弘議員、牧下恭之議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月23日	火	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成27年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会 付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	24日	水			議案調査（予算説明）
3	25日	木			議案調査（予算説明）
4	26日	金			議案調査（予算説明）

5	27日	土			市の休日（土曜日）
6	28日	日			市の休日（日曜日）
7	29日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
8	3月1日	火		休 会	議案調査（高校卒業式）
9	2日	水			議案調査
10	3日	木			議案調査
11	4日	金			議案調査
12	5日	土			市の休日（土曜日）
13	6日	日			市の休日（日曜日）
14	7日	月			議案調査
15	8日	火	午前9時30分	本会議	一般質問 （質疑通告正午まで）
16	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
17	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
18	11日	金	—	委員会	委員会
19	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
20	13日	日			市の休日（日曜日）（中学校卒業式）
21	14日	月	—	委員会	委員会
22	15日	火		休 会	議事整理日
23	16日	水			議事整理日
24	17日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの24日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、24日間と決定しました。

日程第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の
制定について

- 日程第4 議第2号 水俣市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議第3号 水俣市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第6 議第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議第5号 水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第8 議第6号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議第7号 水俣市議会に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第8号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第9号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第10号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第11号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第12号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第13号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第14号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第15号 水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第16号 水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第17号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第18号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第19号 平成28年度水俣市一般会計予算
- 日程第22 議第20号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議第21号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議第22号 平成28年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第25 議第23号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

- 日程第26 議第24号 平成28年度水俣市病院事業会計予算
 - 日程第27 議第25号 平成28年度水俣市水道事業会計予算
 - 日程第28 議第26号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
 - 日程第29 議第27号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第30 議第28号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第31 議第29号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第32 議第30号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第33 議第31号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
 - 日程第34 議第32号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について
 - 日程第35 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
 - 日程第36 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）
 - 日程第37 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
 - 日程第38 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
 - 日程第39 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
 - 日程第40 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まっぼっくり）
 - 日程第41 議第39号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
 - 日程第42 議第40号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
 - 日程第43 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）
 - 日程第44 議第42号 水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長（福田 斉君） 日程第3、議第1号専決処分の報告及び承認についてから、日程第44、議第42号水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてまで、42件を一括して議題とします。

議第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

専第8号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

専第8号

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成27年12月28日専決

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち水俣市税条例第51条第2項各号の改正規定中「同項中第2号」を「第2号」に、「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第1条のうち水俣市税条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、市民税及び特別土地保有税の減免申請書に個人番号の記載を行わないものとし、納税義務者の負担を軽減するものであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に当たり、市税賦課事務において急施を要することから、専決処分するものである。

議第2号

水俣市職員の退職管理に関する条例の制定について

水俣市職員の退職管理に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）

は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第3号

水俣市行政不服審査会条例の制定について

水俣市行政不服審査会条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市行政不服審査会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、水俣市行政不服審査会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、市長の附属機関として、水俣市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第3条 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第9条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例(昭和35年告示第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	政治倫理審査会委員(一般)	”	4,500円	」を
---	---------------	---	--------	----

「	政治倫理審査会委員(一般)	”	4,500円	」に
	行政不服審査会委員	”	10,000円	

改める。

(準備行為)

- 3 第4条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、第三者機関を設置する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第4号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西田弘志

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

- 第1条 水俣市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年告示第62号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書きを削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)

第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第13条中「水俣市旅費支給条例」の次に「(昭和26年告示第20号)」を加える。

(水俣市公害防止条例の一部改正)

第2条 水俣市公害防止条例(昭和46年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第18条第2号中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てに対する決定」を、「行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求に対する裁決」に改める。

(水俣市手数料条例の一部改正)

第3条 水俣市手数料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

納税証明書	1件につき	300円	を
-------	-------	------	---

」

「

納税証明書	1件につき	300円	に
行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項及び第81条第3項が準用する第78条第1項の規定に基づく書面等の交付	1枚につき10円。ただし、両面コピーは2枚とみなし、A3サイズを超えるものについては、1枚80円とする。		

」

改める。

(水俣市情報公開条例の一部改正)

第4条 水俣市情報公開条例(平成12年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第17条中「決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第18条第1項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同項各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第2項中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第19条第1号中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第1号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定をするとき」を「裁決をするとき」に改める。

(水俣市情報公開等審査会条例の一部改正)

第5条 水俣市情報公開等審査会条例(平成13年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第4項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第8条及び第9条第1項から第4項までの規定中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第1号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第2号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第3号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第4号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(水俣市個人情報保護条例の一部改正)

第6条 水俣市個人情報保護条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第29条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に、「手続」を「手続等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「決定」の次に「又は開示請求、訂正請求、若しくは中止請求に係る不作為」を加え、「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第30条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定しようとするとき」を「裁決しようとするとき」に改め、同項第3号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第31条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人

第31条第2号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第32条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第1号中「異議申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「異議申立て」を「審査請求」に、「開示する決定」を「開示する裁決」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、関係条例の整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第5号

水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、市民の消費生活に関する相談及び苦情を適切かつ効率的に処理し、消費生活の安定及び向上を図るため、法第10条第2項の規定により設置する消費生活センター(以下「センター」という。)の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置等の公示)

第2条 市長は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) センターの名称及び位置

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(所長及び職員)

第3条 センターには、センターの事務を掌理するセンター所長（以下「所長」という。）及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(相談員の配置)

第4条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認めた者を消費生活相談員（以下「相談員」という。）として置くものとする。

(相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 センターは、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

(職員等に対する研修)

第6条 センターは、当該センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員及び相談員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定める必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第6号

水俣市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

水俣市空家等の適切な管理に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市空家等の適切な管理に関する条例

水俣市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年条例第7号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要事項を定めることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、もって安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理不適切な状態 法第3条の規定による適切な管理が実施されておらず、特定空家等となるおそれがある状態をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

(3) 市民 市内に居住若しくは滞在し、又は通勤若しくは通学する者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、特定空家等の所有者等と当該特定空家等から害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、所有等に係る空家等が管理不適切な状態にならないように自らの責任において当該空家等を管理しなければならない。

(情報提供)

第5条 市民は、管理不適切な状態又は特定空家等と疑われる状態にある空家等（以下「管理不適切空家等」という。）があると認めるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。

(実態調査等)

第6条 市長は、前条の情報提供を受けたとき、又は必要に応じ、管理不適切空家等の実態調査を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する実態調査により必要と認めるときは、法第9条第2項に基づく立入調査を行うことができる。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、緊急を要する場合は、本市の区域を管轄する警察署、消防署その他の関係機関に必要な協力を要請することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた助言、指導、勧告、命令その他の処分については、なお従前の例によることとし、また、旧条例により調査収集した情報は、この条例の施行に必要な範囲で収集した情報とみなし、利用することができる。

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、関係規定を整備するため、本案のように制定しようとするものである。

議第7号

水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例
水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例（平成元年条例第24号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第7号中「第29条」を「第35条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第8号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95)」の次に「、12月に支給する場合には100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合には100分の40」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	227,100	265,100	291,900	323,300	368,700
	2	141,200	192,000	229,000	267,100	294,200	325,600	371,300
	3	142,400	193,800	230,800	269,000	296,500	327,900	373,900
	4	143,500	195,600	232,600	271,100	298,800	330,200	376,500
	5	144,600	197,200	234,200	273,100	300,900	332,500	378,700
	6	145,700	199,000	236,100	275,100	303,200	334,600	381,200
	7	146,800	200,800	237,900	277,100	305,500	336,800	383,600
	8	147,900	202,600	239,700	279,200	307,800	339,000	386,100
	9	149,000	204,300	241,300	281,300	310,000	341,200	388,700
	10	150,400	206,100	243,100	283,400	312,300	343,400	391,400
	11	151,700	207,900	244,900	285,500	314,600	345,600	394,100
	12	153,000	209,700	246,700	287,600	316,900	347,800	396,800
	13	154,300	211,300	248,300	289,700	319,100	349,800	399,300
	14	155,800	213,200	250,200	291,800	321,300	351,900	401,600
	15	157,300	215,100	251,900	293,900	323,500	354,000	403,900
	16	158,900	217,000	253,600	296,000	325,700	356,100	406,300
	17	160,200	218,800	255,300	298,000	327,800	358,000	408,200
	18	161,700	220,700	257,200	300,100	329,900	360,000	410,200
	19	163,200	222,500	259,100	302,200	332,000	361,900	412,100
	20	164,700	224,400	261,100	304,300	334,000	363,800	414,000
	21	166,100	226,000	263,000	306,400	336,100	365,900	415,900
	22	168,800	227,900	264,800	308,500	338,200	367,800	417,700
	23	171,400	229,700	266,600	310,600	340,300	369,800	419,600
	24	174,000	231,600	268,400	312,700	342,400	371,800	421,600
	25	176,700	233,100	270,400	314,600	344,000	373,800	423,400
	26	178,400	234,800	272,300	316,700	346,000	375,800	424,900
	27	180,100	236,500	274,200	318,800	347,900	377,800	426,500
	28	181,800	238,200	276,100	320,900	349,900	379,800	428,100
	29	183,300	239,500	277,900	322,900	351,700	381,400	429,700
	30	185,100	241,000	279,800	325,000	353,600	383,200	431,000

再任 用職 員以 外の 職員	31	186,900	242,400	281,700	327,100	355,500	385,000	432,300
	32	188,600	243,800	283,600	329,200	357,400	386,700	433,600
	33	190,200	245,200	285,300	330,800	359,300	388,500	434,800
	34	191,700	246,600	287,200	332,800	361,100	389,900	436,100
	35	193,200	248,000	289,100	334,800	362,900	391,500	437,400
	36	194,700	249,600	291,000	336,900	364,600	393,100	438,600
	37	196,000	250,900	292,700	338,800	366,100	394,600	439,800
	38	197,300	252,400	294,500	340,800	367,400	395,800	440,600
	39	198,600	253,900	296,300	342,800	368,800	397,000	441,400
	40	199,900	255,500	298,100	344,800	370,200	398,200	442,200
	41	201,200	256,900	299,900	346,700	371,700	399,300	442,800
	42	202,500	258,300	301,600	348,600	372,600	400,500	443,500
	43	203,800	259,700	303,300	350,500	373,700	401,700	444,200
	44	205,100	261,100	305,000	352,400	374,800	402,900	444,900
	45	206,300	262,300	306,700	353,900	375,600	403,600	445,700
	46	207,600	263,700	308,400	355,400	376,500	404,300	446,500
	47	208,900	265,100	310,100	356,900	377,400	405,000	447,200
	48	210,200	266,500	311,800	358,400	378,300	405,700	448,000
	49	211,300	267,800	313,000	360,100	379,300	406,300	448,600
	50	212,400	269,000	314,600	360,900	380,100	407,000	449,300
	51	213,400	270,300	316,100	362,100	380,900	407,700	450,100
	52	214,500	271,600	317,700	363,100	381,700	408,400	450,900
	53	215,600	272,700	319,400	364,000	382,400	409,100	451,500
	54	216,600	273,900	321,000	365,100	383,100	409,800	452,300
	55	217,500	275,200	322,600	366,100	383,800	410,500	453,100
	56	218,500	276,500	324,200	367,200	384,500	411,100	453,700
	57	219,200	277,600	325,700	368,100	385,000	411,700	454,300
	58	220,100	278,700	326,900	368,800	385,600	412,300	455,100
	59	221,000	279,800	328,100	369,500	386,300	412,900	455,900
	60	221,900	280,900	329,300	370,200	387,000	413,500	456,700
	61	222,600	282,100	330,100	370,700	387,400	414,000	457,300
	62	223,600	283,100	331,000	371,300	388,100	414,700	
	63	224,500	284,100	331,800	372,000	388,700	415,300	
	64	225,400	285,100	332,600	372,700	389,300	415,900	
65	226,100	285,900	333,500	373,000	389,800	416,200		
66	227,000	286,800	333,900	373,700	390,400	416,800		
67	227,900	287,600	334,700	374,400	391,000	417,500		
68	229,000	288,500	335,500	375,100	391,600	418,000		
69	229,800	289,500	336,300	375,500	392,000	418,500		
70	230,500	290,300	337,000	376,100	392,600	419,200		
71	231,200	291,100	337,700	376,800	393,300	419,900		
72	232,000	291,900	338,400	377,400	393,900	420,600		
73	232,800	292,700	338,900	377,800	394,200	421,100		
74	233,500	293,200	339,500	378,400	394,900	421,800		
75	234,200	293,700	340,100	379,100	395,600	422,500		
76	234,900	294,200	340,700	379,700	396,100	423,200		
77	235,600	294,300	341,000	380,100	396,500	423,700		
78	236,400	294,700	341,500	380,600	397,200			
79	237,200	294,900	341,900	381,200	397,900			
80	238,000	295,300	342,400	381,700	398,600			
81	238,700	295,500	342,800	382,200	399,100			
82	239,400	295,700	343,300	382,800	399,800			
83	240,100	296,100	343,800	383,400	400,500			
84	240,800	296,400	344,300	383,800	401,200			
85	241,500	296,700	344,700	384,400	401,700			
86	242,200	297,000	345,100	385,000				
87	242,900	297,300	345,600	385,600				
88	243,600	297,700	346,000	386,200				
89	244,300	298,000	346,300	386,900				
90	244,800	298,400	346,700	387,500				
91	245,300	298,800	347,200	388,100				
92	245,800	299,200	347,600	388,700				
93	246,100	299,300	347,800	389,400				
94		299,600	348,200					

	95		300,000	348,700				
	96		300,400	349,100				
	97		300,600	349,200				
	98		300,900	349,700				
	99		301,300	350,200				
	100		301,700	350,500				
	101		301,900	350,800				
	102		302,200	351,200				
	103		302,600	351,600				
	104		302,900	352,000				
	105		303,100	352,500				
	106		303,400	352,900				
	107		303,800	353,300				
	108		304,100	353,700				
	109		304,300	354,200				
	110		304,700	354,600				
	111		305,100	355,000				
	112		305,400	355,300				
	113		305,500	355,800				
	114		305,800					
	115		306,100					
	116		306,500					
	117		306,700					
	118		306,900					
	119		307,200					
	120		307,500					
	121		307,900					
	122		308,100					
	123		308,400					
	124		308,700					
	125		309,100					
再任用職員		186,900	214,500	258,700	278,900	294,300	320,200	362,700

備考 (一)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第2条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第3項中「同日前1年間」を「同日前において規則で定める日以前1年間」に改める。

第8条の3第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の12」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の10」に改め、同項第6号中「100分の3」を「100分の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 7級地 100分の3

第14条の6第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第14条の7第1項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績」を「基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）」を「100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分額	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800

再任 用職 員以 外の 職員	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
	86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
	87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
	88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
94		293,600	341,400					
95		294,000	341,900					
96		294,400	342,300					
97		294,600	342,400					
98		294,900	342,900					
99		295,300	343,300					
100		295,700	343,600					
101		295,900	343,900					
102		296,200	344,300					
103		296,600	344,700					
104		296,900	345,100					
105		297,100	345,600					
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					
110		298,700	347,700					
111		299,100	348,000					
112		299,400	348,300					
113		299,500	348,800					
114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						

	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

級別職務分類表 (行政職給料表)

職務の級	職務分類
1級	主事及び技師の職務
2級	高度な知識又は経験を必要とする主事及び技師の職務
3級	1 係長の職務 2 参事及び主査の職務
4級	1 課長補佐及び室長の職務 2 主幹の職務 3 高度な知識又は経験を必要とする係長の職務 4 高度な知識又は経験を必要とする参事及び主査の職務
5級	1 課長及び局長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする課長補佐及び室長の職務 3 高度な知識又は経験を必要とする主幹の職務
6級	1 部次長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする課長及び局長の職務
7級	部長の職務

備考 上記に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市長等の給与に関する条例(昭和26年告示第18号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 水俣市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成22年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第8条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の水俣市長等の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定及び第7条の規定による改正後の水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の水俣市長等の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定又は第7条の規定による改正後の水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の水俣市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の水俣市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第7条の規定による改正前の水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例の規定による給与、第3条の規定による改正後の水俣市長等の給与に関する条例の規定による給与、第5条の規定による改正後の水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定による給与又は第7条の規定による改正後の水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第3条 平成28年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(提案理由)

平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第9号

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項」を「この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号」に改め、「その者が次の各号に」を「自己都合等退職者が次の各号に」に改める。

第4条第1項第1号中「法律」を「法令」に改める。

第5条の3中「定年に達する日から6月前」を「定年退職日の属する年の前年の3月31日」に改める。

第6条の4第1項第1号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第2号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第3号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第4号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第5号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項

第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第8条の2第9項第4号中「除く。」の次に「第11項第2号において同じ。」を加え、同条第11項第2号中「(第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)を削り、同条第16項第3号中「前項」を「第13項若しくは前項」に改め、同項第4号中「第9項第4号に規定する」を削る。

第10条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第16項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

給与制度の総合的見直しの実施に伴い退職手当の支給水準が低下することとなるため、現行の退職手当の支給水準の範囲内で調整額の改正等を行う必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第10号

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第11号

水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を第9号とし、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業の状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例(平成11年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項等について本案のように制定しようとするものである。

議第12号

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第3条第1項の次に次の1項を加える。

2 施設に、所長及びその他必要な職員を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例(平成27年条例第35号)の施行の日から施行する。

(水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(昭和35年告示第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

地域おこし協力隊員	〃	180,000円	を
-----------	---	----------	---

」

「

地域おこし協力隊員	”	180,000円	に
水俣環境アカデミア所長		280,000円	

」

改める。

(提案理由)

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置に伴い、施設運営及び管理体制の充実を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第13号

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附則第5条第2項の表1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項右欄中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の水俣市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた水俣市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第14号

水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、猶予に係る金額をその期間内の各月（市長が特別の事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定した月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

(3) その他市長が必要と認める事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第2項第4号に掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(徴収猶予の取消し)

第10条 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

- (1) 第3条に規定する市税（以下次条及び第12条において「市民税等」という。）
 - (2) 水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の規定により課された国民健康保険税（以下次条及び第12条において「国民健康保険税」という。）
 - (3) 水俣市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の規定により徴収される後期高齢者医療保険料（以下次条及び第12条において「後期高齢者医療保険料」という。）
 - (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び水俣市介護保険条例（平成12年条例第30号）の規定により課された介護保険料（以下次条及び第12条において「介護保険料」という。）
- (職権による換価の猶予の手続等)

第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、猶予に係る金額をその期間内の各月（市長が特別の事情があると認めたときは、その期間内の市長が指定した月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

- (1) 市民税等
- (2) 国民健康保険税
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

- (1) 市民税等
- (2) 国民健康保険税
- (3) 後期高齢者医療保険料

(4) 介護保険料

- 3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、猶予に係る金額をその期間内の各月（市長が特別の事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定した月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。
- 4 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
 - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 6 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
 - (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (3) 第5項第3号に掲げる事項
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。
- 9 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。
- (1) 市民税等
 - (2) 国民健康保険税
 - (3) 後期高齢者医療保険料
 - (4) 介護保険料
- （担保を徴する必要がない場合）

第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第14条から第17条 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第47条の2第1項第2号中「（平成9年法律第123号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の規定による改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）第8条から第10条まで及び第13条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下、「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条に規定する施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

- 2 新条例第11条及び第13条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条に規定する施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第12条及び第13条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条に規定する施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（提案理由）

地方税法及び行政不服審査法の改正に伴い、水俣市税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第15号

水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例
水俣市障害者計画等策定審議会条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。
第2条中「策定」の次に「及び評価等」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

水俣市障がい者計画及び水俣市障がい福祉計画の進捗管理を実施するため、本案のように制定しようとするものである。

議第16号

水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例
水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例（平成16年条例第6号）の一部を次のように改正する。
題名中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。
第1条中「この条例は」の次に「、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び同法第31条の7並びに同法第33条に基づく」を加え、「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

母子及び寡婦福祉法の改正により、国のひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱が定められたことに伴い、本

事業の名称を改めるため、本案のとおり制定しようとするものである。

議第17号

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成24年条例第23号。附則第2項において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第50条―第59条）」を

「

第4節 運営に関する基準（第50条―第59条）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第59条の2）

第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）

第3節 設備に関する基準（第59条の5）

第4節 運営に関する基準（第59条の6―第59条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 　　に

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27―第59条の38）

」

改める。

第1条中「条例は、」の次に「指定地域密着型サービスの事業に係る」を加える。

第14条中「（介護支援専門員（第82条第10項に規定する「介護支援専門員」をいう。）が居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。第16条において同じ。）の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。」を「（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）に、及び第67条において同じ。」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。」に改める。

第16条中「法定代理受領サービスの提供を受けるための要件に該当しない場合として規則で定める場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、指定居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることがで

きる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。」に改める。

第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「規則で定める計画を含む。」を「施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以

上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本的取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を

踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1

項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利

用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者等との連携）

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

（療養通所介護計画の作成）

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ

て、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（緊急時等の対応）

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

（管理者の責務）

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を「、その認知症」に改め、「利用者（」の次に「その者の」を加える。

第63条第4項中「市町村長」を「市長」に改める。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」

に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替えるものとする。」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。」に改める。

第87条中「サービス等」の次に「(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)」を加える。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項中「次に」を「次の各号」に、「当該提供の」を「その」に改め、同項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「、第72条、第74条及び第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17までに、「第72条第2項」を「、第59条の11第2項」に、「、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする。」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項中「次に」を「次の各号」に、「当該提供の」を「その」に改め、同項第7号中「第105条」を「第59条の17」に改める。

第128条中「、第72条、第77条」を「、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「、第72条第2項」を「、第59条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項中「次に」を「次の各号」に、「当該提供の」を「その」に改め、同項第8号中「第105条」を「第59条の17」に改める。

第149条中「、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条

の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に改め、同条後段中「、第72条」を「第59条の11」に改め、同条中「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条」を「第59条の17」に改める。

第177条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第72条第2項」を「、第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第189条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条」を「第59条の17」に改める。

第202条中「、第72条、第74条、第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附 則

- 1 この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第1条第6号に掲げる施行の日（平成28年4月1日）から施行する。
- 2 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から指定地域密着型サービス基準条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型サービス基準条例第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第18号

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年条例第24号。附則第2項において「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条」を「次条において準用する第39条」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項中「次に」を「次の各号」に改め、同項第7号中「第62条」を「第39条」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「第59条、第61条及び第62条」を「第59条及び第61条」に改め、「中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅

介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第1条第6号に掲げる施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

2 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第19号

平成28年度水俣市一般会計予算

平成28年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

1 5

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ424,055,424,055千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
---	---	-----

1. 市税		2,853,728
	1. 市民税	1,031,363
	2. 固定資産税	1,570,321
	3. 軽自動車税	79,388
	4. たばこ税	167,500
	5. 入湯税	5,156
2. 地方譲与税		108,000
	1. 地方揮発油譲与税	30,000
	2. 自動車重量譲与税	75,000
	3. 特別とん譲与税	3,000
3. 利子割交付金		5,000
	1. 利子割交付金	5,000
4. 配当割交付金		7,000
	1. 配当割交付金	7,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		2,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	2,000
6. 地方消費税交付金		480,000
	1. 地方消費税交付金	480,000
7. 自動車取得税交付金		11,000
	1. 自動車取得税交付金	11,000
8. 地方特例交付金		6,000
	1. 地方特例交付金	6,000
9. 地方交付税		5,000,000
	1. 地方交付税	5,000,000
10. 交通安全対策特別交付金		3,920
	1. 交通安全対策特別交付金	3,920
11. 分担金及び負担金		151,845
	1. 分担金	160
	2. 負担金	151,685
12. 使用料及び手数料		175,364
	1. 使用料	159,143
	2. 手数料	16,221
13. 国庫支出金		2,272,534
	1. 国庫負担金	1,725,125
	2. 国庫補助金	502,315
	3. 委託金	45,094
14. 県支出金		1,397,873
	1. 県負担金	707,793
	2. 県補助金	612,571
	3. 委託金	77,509
15. 財産収入		25,660
	1. 財産運用収入	13,432
	2. 財産売却収入	12,228
16. 寄附金		32,501
	1. 寄附金	32,501
17. 繰入金		377,882
		379,621

18. 繰越金	1. 基金繰入金	377,882
		379,621
		1
	1. 繰越金	1
19. 諸収入		439,747
	1. 延滞金加算金及び過料	10,155
	2. 市預金利子	2
	3. 貸付金元利収入	93,377
	4. 雑入	163,746
	5. 受託事業収入	172,467
20. 市債		2,074,000
	1. 市債	2,074,000
歳 入 合 計		15,424,055
		15,425,794

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1. 議会費		153,665
	1. 議会費	153,665
2. 総務費		1,665,758
	1. 総務管理費	1,296,308
	2. 徴税費	195,986
	3. 戸籍住民基本台帳費	97,564
	4. 選挙費	33,611
	5. 統計調査費	8,909
	6. 監査委員費	33,380
3. 民生費		5,675,307
		5,677,046
	1. 社会福祉費	3,375,312
	2. 児童福祉費	1,634,266
	1,636,005	
	3. 生活保護費	665,729
4. 衛生費		2,014,009
	1. 保健衛生費	350,188
	2. 清掃費	811,867
	3. 簡易水道設置費	9,628
	4. 環境対策費	227,326
	5. 病院費	615,000
5. 農林水産業費		324,260
	1. 農業費	240,278
	2. 林業費	42,580
	3. 水産業費	41,402
6. 商工費		408,285
	1. 商工費	179,780
	2. 総合経済対策費	228,505
7. 土木費		1,597,955
	1. 土木管理費	3,618
	2. 道路橋りょう費	444,136

	3. 河川費	35,925
	4. 港湾費	15,088
	5. 都市計画費	745,207
	6. 住宅費	353,981
8. 消防費		1,004,676
	1. 消防費	1,004,676
9. 教育費		1,166,368
	1. 教育総務費	249,564
	2. 小学校費	141,230
	3. 中学校費	95,142
	4. 社会教育費	449,403
	5. 保健体育費	231,029
10. 災害復旧費		22
	1. 農林水産施設災害復旧費	1
	2. 公共土木施設災害復旧費	21
11. 公債費		1,398,750
	1. 公債費	1,398,750
12. 予備費		15,000
	1. 予備費	15,000
歳 出 合 計		15,424,055 15,425,794

※3月11日一部訂正承認

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	明水園施設整備事業	千円 285,320

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
牧ノ内団地1号棟建設事業 (都市計画課)	自 平成29年度 至 平成29年度	千円 53,733
特別小口資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 平成28年度 至 平成31年度	融資に対する利子補給額に同じ
中小企業経営安定資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 平成28年度 至 平成31年度	融資に対する利子補給額に同じ
松本眞一同朋奨学金 (教育総務課)	自 平成28年度 至 平成34年度	5,760
図書館情報システムリース料 (生涯学習課)	自 平成29年度 至 平成29年度	2,722

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等(道路)	千円 5,100	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公営住宅建設事業	144,400			
緊急防災・減災事業	580,100			
自然災害防止事業	32,400			

地方道路等整備事業	63,900		
過疎対策事業	798,100		
臨時財政対策債	450,000		
計	2,074,000		

議第20号

平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,905,688千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月23日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位:千円)	
款	項	金	額
1. 国民健康保険税			359,703
	1. 国民健康保険税		359,703
2. 使用料及び手数料			445
	1. 手数料		445
3. 国庫支出金			1,268,171
	1. 国庫負担金		625,323
	2. 国庫補助金		642,848
4. 県支出金			313,351
	1. 県負担金		18,087
	2. 県補助金		295,264
5. 療養給付費等交付金			123,522
	1. 療養給付費等交付金		123,522
6. 前期高齢者交付金			1,366,870
	1. 前期高齢者交付金		1,366,870
7. 共同事業交付金			1,177,915
	1. 共同事業交付金		1,177,915
8. 財産収入			379

	1. 財産運用収入	379
9. 繰入金		284,626
	1. 他会計繰入金	281,554
	2. 基金繰入金	3,072
10. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
11. 諸収入		10,705
	1. 延滞金加算金及び過料	7,063
	2. 市預金利子	1
	3. 雑入	3,641
歳 入 合 計		4,905,688

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1. 総務費		76,569
	1. 総務管理費	37,043
	2. 徴税費	33,683
	3. 運営協議会費	189
	4. 国民健康保険特別対策費	5,654
2. 保険給付費		3,328,463
	1. 療養諸費	2,935,962
	2. 高額医療費	383,379
	3. 移送費	2
	4. 出産育児諸費	7,980
	5. 葬祭諸費	1,140
3. 後期高齢者支援金等		376,472
	1. 後期高齢者支援金等	376,472
4. 前期高齢者納付金等		253
	1. 前期高齢者納付金等	253
5. 老人保健拠出金		18
	1. 老人保健拠出金	18
6. 介護納付金		131,147
	1. 介護納付金	131,147
7. 共同事業拠出金		907,367
	1. 共同事業拠出金	907,367
8. 保健事業費		31,252
	1. 保健事業費	6,574
	2. 特定健康診査等事業費	24,678
9. 基金積立金		380
	1. 基金積立金	380
10. 公債費		161
	1. 公債費	161
11. 諸支出金		13,606
	1. 償還金及び還付加算金	3,181
	2. 繰出金	10,425
12. 予備費		40,000
	1. 予備費	40,000

歳 出 合 計	4,905,688
---------	-----------

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定保健指導業務委託料	自 平成29年度 至 平成29年度	千円 1,001

議第21号

平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ389,202千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1. 保険料		237,669
	1. 後期高齢者医療保険料	237,669
2. 使用料及び手数料		58
	1. 手数料	58
3. 繰入金		150,996
	1. 一般会計繰入金	150,996
4. 繰越金		2
	1. 繰越金	2
5. 諸収入		477
	1. 延滞金加算金及び過料	75
	2. 償還金及び還付加算金	401
	3. 預金利子	1
歳 入 合 計		389,202

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1. 総務費		388,801
	1. 総務管理費	22,688
	2. 徴収費	9,462
	3. 後期高齢者医療広域連合納付金	356,651
2. 諸支出金		401
	1. 償還金及び還付加算金	401

歳 出 合 計	389,202
---------	---------

議第22号

平成28年度水俣市介護保険特別会計予算

平成28年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,357,828千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1. 保険料		581,743
	1. 介護保険料	581,743
2. 分担金及び負担金		1,411
	1. 負担金	1,411
3. 使用料及び手数料		84
	1. 手数料	84
4. 国庫支出金		892,746
	1. 国庫負担金	576,447
	2. 国庫補助金	316,299
5. 支払基金交付金		903,975
	1. 支払基金交付金	903,975
6. 県支出金		476,024
	1. 県負担金	463,461
	2. 県補助金	12,563
7. 繰入金		495,769
	1. 一般会計繰入金	495,769
8. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
9. 諸収入		6,075
	1. 延滞金、加算金及び過料	214
	2. 預金利子	1

	3. 雑入	5,860
歳 入 合 計		3,357,828

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1. 総務費		73,495
	1. 総務管理費	37,213
	2. 徴収費	5,489
	3. 介護認定審査会費	30,434
	4. 趣旨普及費	29
	5. 運営協議会費	330
2. 保険給付費		3,199,717
	1. 介護サービス等諸費	2,807,183
	2. 介護予防サービス等諸費	172,695
	3. その他諸費	3,325
	4. 高額介護サービス等費	62,183
	5. 高額医療合算介護サービス等費	4,336
	6. 特定入所者介護サービス等費	149,995
3. 地域支援事業		82,013
	1. 介護予防事業	30,174
	2. 包括的支援事業・任意事業	51,839
4. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
5. 公債費		1
	1. 公債費	1
6. 諸支出金		601
	1. 償還金及び還付加算金	601
7. 予備費		2,000
	1. 予備費	2,000
歳 出 合 計		3,357,828

議第23号

平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成28年度水俣市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,244,662千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成28年2月23日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		1,161
	1. 負担金	1,161
2. 使用料及び手数料		278,422
	1. 使用料	278,421
	2. 手数料	1
3. 国庫支出金		91,452
	1. 国庫補助金	91,452
4. 繰入金		618,586
	1. 繰入金	618,586
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		1,940
	1. 延滞金加算金及び過料	1
	2. 預金利子	1
	3. 雑入	1,938
7. 市債		253,100
	1. 市債	253,100
歳 入 合 計		1,244,662

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1. 公共下水道事業費		459,215
	1. 公共下水道事業費	459,215
2. 公債費		784,447
	1. 公債費	784,447
3. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,244,662

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	自 平成28年度 至 平成34年度	千円 未償還元金利子、延滞金に対する損失補償額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	自 平成28年度 至 平成34年度	償還利子に対する利子補給額
水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託料	自 平成29年度 至 平成29年度	220,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法

公共下水道事業	千円 204,900	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
過疎対策事業	48,200			
	253,100			

議第24号

平成28年度水俣市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 総合医療センター401床（一般397床、感染4床）
- (2) 年間患者数
- | | | |
|------|----------|----------|
| ア 入院 | 総合医療センター | 98,185人 |
| イ 外来 | 総合医療センター | 197,152人 |
| | 久木野診療所 | 980人 |
| | 外来合計 | 198,132人 |
- (3) 一日平均患者数
- | | | |
|------|----------|------|
| ア 入院 | 総合医療センター | 269人 |
| イ 外来 | 総合医療センター | 808人 |
| | 久木野診療所 | 10人 |
| | 外来合計 | 818人 |
- (4) 主要な建設改良事業
- | | | |
|----------------------|----------|-----------|
| 建設工事費 | 総合医療センター | 12,793千円 |
| 固定資産購入費
(器械備品購入費) | 総合医療センター | 215,745千円 |
| | 久木野診療所 | 177千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益			6,961,235千円
第1項 医業収益			6,331,969千円
第2項 医業外収益			624,575千円
第3項 特別収益			4,691千円
第2款 久木野診療所事業収益			16,129千円

第1項	医	業	收	益	10,089千円							
第2項	医	業	外	収	益	4,269千円						
第3項	訪	問	看	護	事	業	収	益	1,769千円			
第4項	特	別	収	益	2千円							
収	益	的	収	入	合	計	6,977,364千円					
支						出						
第1款	総	合	医	療	セ	ン	タ	ー	事	業	費	6,927,074千円
第1項	医	業	費	用	6,822,879千円							
第2項	医	業	外	費	用	57,820千円						
第3項	特	別	損	失	44,375千円							
第4項	予	備	費	2,000千円								
第2款	久	木	野	診	療	所	事	業	費	21,084千円		
第1項	医	業	費	用	15,266千円							
第2項	医	業	外	費	用	3千円						
第3項	訪	問	看	護	事	業	費	用	5,594千円			
第4項	特	別	損	失	21千円							
第5項	予	備	費	200千円								
収	益	的	支	出	合	計	6,948,158千円					

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額538,661千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,942千円、過年度分損益勘定留保資金521,719千円で補てんするものとする。）。

収						入								
第1款	総	合	医	療	セ	ン	タ	ー	資	本	的	収	入	228,424千円
第1項	企	業	債	224,100千円										
第2項	固	定	資	産	売	却	代	金	1千円					
第3項	補	助	金	2千円										
第4項	負	担	金	1千円										
第5項	繰	入	金	4,320千円										
第2款	久	木	野	診	療	所	資	本	的	収	入	2千円		
第1項	補	助	金	2千円										
資	本	的	収	入	合	計	228,426千円							
支						出								
第1款	総	合	医	療	セ	ン	タ	ー	資	本	的	支	出	766,810千円
第1項	建	設	改	良	費	228,538千円								
第2項	企	業	債	償	還	金	515,232千円							
第3項	長	期	貸	付	金	22,040千円								
第4項	予	備	費	1,000千円										
第2款	久	木	野	診	療	所	資	本	的	支	出	277千円		

第1項	建設改良費	177千円
第2項	予備費	100千円
資本的支出合計		767,087千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 12,700	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
	医療機械器具等整備事業	211,400			
計		224,100			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

区分	科目		備考
	(1) 職員給与費	(2) 交際費	
病院別			
1 総合医療センター	3,839,255千円 (3,377,377)	500千円	
2 久木野診療所	12,187 (10,617)		
合計	3,851,442 (3,387,994)	500	

※上記の()書きは、一般職員分内書。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病院別	限度額
1 総合医療センター	1,455,357千円
2 久木野診療所	6,693
合計	1,462,050

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	
1 取得する資産	器械備品	乳房用X線診断装置	一式
	器械備品	病理検査業務支援システム	一式

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

議第25号

平成28年度水俣市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,652戸
(2) 年間総給水量	2,765,440m ³
(3) 1日平均給水量	7,576m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 簡易水道統合整備事業	255,777千円
イ 施設整備事業	41,695千円
ウ 管路整備事業	60,794千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	483,281千円	
第1項 営業収益	445,073千円	
第2項 営業外収益	38,206千円	
第3項 特別利益	2千円	
	支	出
第1款 水道事業費	357,193千円	
第1項 営業費用	324,544千円	
第2項 営業外費用	31,647千円	
第3項 特別損失	2千円	
第4項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額344,245千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,228千円、減債積立金41,000千円、建設改良積立金200,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,261千円及び当年度分損益勘定留保資金80,756千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		74,521千円
第1項 負担金		16,060千円
第2項 補助金		58,460千円
第3項 固定資産売却代金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		418,766千円
第1項 建設改良費		376,298千円
第2項 企業債償還金		41,468千円
第3項 予備費		1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 88,511千円 |
| (2) 交際費 | 50千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、519千円と定める。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西田弘志

議第26号

平成27年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

平成27年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274,101千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,120,866千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表地方債補正」による。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
9. 地方交付税		5,000,000	29,663	5,029,663
	1. 地方交付税	5,000,000	29,663	5,029,663
11. 分担金及び負担金		164,948	△1,738	163,210
	1. 分担金	8,077	△1,738	6,339
13. 国庫支出金		2,591,690	100,861	2,692,551
	1. 国庫負担金	1,864,955	△70,473	1,794,482
	2. 国庫補助金	720,456	171,334	891,790
14. 県支出金		1,349,339	△25,091	1,324,248
	1. 県負担金	644,644	12,917	657,561
	2. 県補助金	607,709	△38,008	569,701
15. 財産収入		30,362	△5,479	24,883
	1. 財産運用収入	10,857	2,287	13,144
	2. 財産売払収入	19,505	△7,766	11,739
16. 寄附金		50,052	1,639	51,691
	1. 寄附金	50,052	1,639	51,691
17. 繰入金		493,479	△4,700	488,779
	1. 基金繰入金	493,479	△4,700	488,779
18. 繰越金		200,526	140,176	340,702
	1. 繰越金	200,526	140,176	340,702
19. 諸収入		462,277	5,770	468,047
	4. 雑入	245,095	13,770	258,865
	5. 受託事業収入	105,007	△8,000	97,007
20. 市債		2,036,400	33,000	2,069,400
	1. 市債	2,036,400	33,000	2,069,400
補正されなかった款に係る額		3,467,692		3,467,692
歳入合計		15,846,765	274,101	16,120,866

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 議会費		166,719	592	167,311
	1. 議会費	166,719	592	167,311
2. 総務費		1,840,658	281,863	2,122,521
	1. 総務管理費	1,415,210	277,796	1,693,006
	2. 徴税費	204,961	△562	204,399
	3. 戸籍住民基本台帳費	106,263	4,442	110,705
	4. 選挙費	59,843	459	60,302
	5. 統計調査費	20,961	△320	20,641
	6. 監査委員費	33,420	48	33,468
3. 民生費		5,194,830	104,139	5,298,969
	1. 社会福祉費	2,804,100	50,648	2,854,748
	2. 児童福祉費	1,725,465	△61,602	1,663,863
	3. 生活保護費	665,265	115,093	780,358

4. 衛生費		1,973,720	6,207	1,979,927
	1. 保健衛生費	354,967	5,058	360,025
	2. 清掃費	851,948	△847	851,101
	3. 簡易水道設置費	6,566	△187	6,379
	4. 環境対策費	220,239	2,183	222,422
5. 農林水産業費		367,475	△6,775	360,700
	1. 農業費	272,566	△3,831	268,735
	2. 林業費	52,390	549	52,939
	3. 水産業費	42,519	△3,493	39,026
6. 商工費		398,092	△2,331	395,761
	1. 商工費	206,571	△2,331	204,240
7. 土木費		1,885,069	△66,462	1,818,607
	2. 道路橋りょう費	453,718	26,991	480,709
	5. 都市計画費	785,458	△23,296	762,162
	6. 住宅費	620,977	△70,157	550,820
8. 消防費		912,806	△3,739	909,067
	1. 消防費	912,806	△3,739	909,067
9. 教育費		1,058,318	△11,919	1,046,399
	1. 教育総務費	242,839	△1,587	241,252
	4. 社会教育費	366,957	△11,047	355,910
	5. 保健体育費	208,280	715	208,995
10. 災害復旧費		667,537	△35,000	632,537
	2. 公共土木施設災害復旧費	495,326	△35,000	460,326
11. 公債費		1,361,541	7,526	1,369,067
	1. 公債費	1,361,541	7,526	1,369,067
補正されなかった款に係る額		20,000		20,000
歳 出 合 計		15,846,765	274,101	16,120,866

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	千円 189,424
		並行在来線第三セクター鉄道事業	848
		姉妹都市交流事業	890
		電算システム管理運営費	73,361
	4. 選挙費	一般事務経費（選挙管理委員会費）	324
3. 民生費	2. 児童福祉費	児童福祉システム改修事業	897
		次世代育成支援施設整備事業	109,485
		保育対策総合支援事業	2,896

4. 衛生費	1. 保健衛生費	海岸漂着物地域対策推進事業	5,231
	4. 環境対策費	エコ住宅建築促進総合支援事業	8,879
5. 農林水産業費	1. 農業費	東部センター管理運営費	9,974
		阿蘇火山活動等降灰地域茶対策緊急支援事業	22,977
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	昭和・白浜町線歩道整備事業	70,634
		橋梁点検調査事業	13,150
		袋インター関連道路改良事業	30,010
	6. 住宅費	耐震改修促進事業	5,750
		公営住宅整備事業	176,275

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8. 消防費	1. 消防費	防災行政無線整備事業	千円 137,593	防災行政無線整備事業	千円 137,706
10. 災害復旧費	1. 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業 (林業施設)	20,058	現年発生補助災害復旧事業 (林業施設)	23,401
	2. 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業 (公共土木施設)	240,080	現年発生補助災害復旧事業 (公共土木施設)	210,738
		現年発生単独災害復旧事業 (公共土木施設)	48,176	現年発生単独災害復旧事業 (公共土木施設)	114,818

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
水俣市議会会議録印刷業務 (議会事務局)	自 平成27年度 至 平成28年度	千円 690
水俣市議会だより印刷業務 (議会事務局)	自 平成27年度 至 平成28年度	900
会議録検索システムリース料 (議会事務局)	自 平成27年度 至 平成28年度	383
自転車市民共同利用システム保守点検委託料 (企画課)	自 平成27年度 至 平成28年度	648
土木積算システムリース料 (土木課)	自 平成27年度 至 平成32年度	11,801
水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証 (都市計画課)	自 平成27年度 至 平成28年度	69,238

2 変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額

公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料 (財政課)	自 平成28年度 至 平成28年度	千円 8,442	自 平成28年度 至 平成28年度	千円 8,208
固定資産土地鑑定評価業務委託料 (税務課)	自 平成28年度 至 平成29年度	10,854	自 平成28年度 至 平成29年度	6,493
固定資産現況調査事業業務委託料 (税務課)	自 平成28年度 至 平成29年度	9,695	自 平成28年度 至 平成29年度	9,477
地籍調査事務支援システムリース料 (税務課)	自 平成28年度 至 平成32年度	6,360	自 平成28年度 至 平成32年度	3,053
地籍調査事務支援システム保守委託料 (税務課)	自 平成28年度 至 平成32年度	1,864	自 平成28年度 至 平成32年度	1,718
牧ノ内団地2号棟建設事業 (都市政策課)	自 平成28年度 至 平成28年度	92,639	自 平成28年度 至 平成28年度	11,406
防災行政無線施設整備工事請負費 (総務課)	自 平成28年度 至 平成28年度	636,271	自 平成28年度 至 平成28年度	574,762
防災行政無線施設整備工事監理業務委託料 (総務課)	自 平成28年度 至 平成28年度	2,107	自 平成28年度 至 平成28年度	1,916
松本眞一同朋奨学金 (教育総務課)	自 平成27年度 至 平成31年度	3,840	自 平成27年度 至 平成33年度	4,320

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般補助施設整備等事業	千円 7,100	証書借入又は 証券発行	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金等 について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率。)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。ただし、市財政の 都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は、繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。
計	7,100			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 241,100				千円 257,600			
過疎対策事業	467,800				510,500			
災害復旧事業	215,600				182,300			
補正されなかった事業に係る額	1,111,900				1,111,900			
計	2,036,400				2,062,300			

議第27号

平成27年度水俣市国民健康保健事業特別会計補正予算(第4号)

平成27年度水俣市の国民健康保健事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,358千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

4,866,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正(第4号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,328,178	1,489	1,329,667
	2. 国庫補助金	671,261	1,489	672,750
7. 共同事業交付金		765,927	14,839	780,766
	1. 共同事業交付金	765,927	14,839	780,766
8. 財産収入		245	134	379
	1. 財産運用収入	245	134	379
9. 繰入金		480,995	47,896	528,891
	1. 他会計繰入金	233,447	47,896	281,343
補正されなかった款に係る額		2,226,781		2,226,781
歳入合計		4,802,126	64,358	4,866,484

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		79,427	563	79,990
	1. 総務管理費	39,693	18	39,711
	2. 徴税費	33,798	545	34,343
2. 保険給付費		3,193,263	71,281	3,264,544
	1. 療養諸費	2,833,344	61,211	2,894,555
	2. 高額医療費	350,857	10,070	360,927
3. 後期高齢者支援金等		393,393	△16,926	376,467
	1. 後期高齢者支援金等	393,393	△16,926	376,467
6. 介護納付金		152,981	△21,834	131,147
	1. 介護納付金	152,981	△21,834	131,147
7. 共同事業拠出金		897,358	0	897,358
	1. 共同事業拠出金	897,358	0	897,358
9. 基金積立金		246	134	380
	1. 基金積立金	246	134	380
11. 諸支出金		15,194	31,140	46,334
	1. 償還金及び還付加算金	3,124	29,651	32,775
	2. 繰出金	12,070	1,489	13,559
補正されなかった款に係る額		70,264		70,264
歳出合計		4,802,126	64,358	4,866,484

第2表 債務負担行為補正

追加

事	項	期	間	限	度	額
---	---	---	---	---	---	---

口座振替受付サービス手数料	自 平成27年度 至 平成31年度	口座振替件数に基づく手数料
---------------	----------------------	---------------

議第28号

平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成27年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,841千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ382,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
3. 繰入金		143,356	△3,087	140,269
	1. 一般会計繰入金	143,356	△3,087	140,269
4. 繰越金		2	246	248
	1. 繰越金	2	246	248
補正されなかった款に係る額		242,441		242,441
歳入合計		385,799	△2,841	382,958

歳出 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		385,404	△2,841	382,563
	1. 総務管理費	20,996	△2,560	18,436
	2. 徴収費	8,492	82	8,574
	3. 後期高齢者医療広域連合納付金	355,916	△363	355,553
補正されなかった款に係る額		395		395
歳出合計		385,799	△2,841	382,958

議第29号

平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成27年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196,278千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,298,567千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の既定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成28年2月23日提出

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入		(単位:千円)		
款	項	既定額	補正額	計
1. 保険料		596,200	△58,000	538,200
	1. 介護保険料	596,200	△58,000	538,200
4. 国庫支出金		925,723	△56,973	868,750
	1. 国庫負担金	598,978	△39,143	559,835
	2. 国庫補助金	326,745	△17,830	308,915
5. 支払基金交付金		936,144	△54,856	881,288
	1. 支払基金交付金	936,144	△54,856	881,288
6. 県支出金		489,783	△24,529	465,254
	1. 県負担金	478,474	△24,529	453,945
7. 繰入金		512,955	△24,857	488,098
	1. 一般会計繰入金	512,955	△24,857	488,098
8. 繰越金		28,485	22,937	51,422
	1. 繰越金	28,485	22,937	51,422
補正されなかった款に係る額		5,555		5,555
歳 入 合 計		3,494,845	△196,278	3,298,567

歳 出		(単位:千円)		
款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		79,312	△367	78,945
	1. 総務管理費	42,377	△272	42,105
	2. 徴収費	5,858	37	5,895
	3. 介護認定審査会費	30,790	△132	30,658
2. 保険給付費		3,314,719	△195,911	3,118,808
	1. 介護サービス等諸費	2,871,464	△163,107	2,708,357
	2. 介護予防サービス等諸費	218,394	△30,245	188,149
	4. 高額介護サービス等費	62,235	△1,452	60,783
	6. 特定入所者介護サービス等費	155,200	△1,107	154,093
補正されなかった款に係る額		100,814		100,814
歳 出 合 計		3,494,845	△196,278	3,298,567

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 総務費	1. 総務管理費	介護保険電算システム改修事業	千円 1,237

議第30号

平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221,405千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,295,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正(第2号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		1,530	269	1,799
	1. 負担金	1,530	269	1,799
2. 使用料及び手数料		283,799	△4,651	279,148
	1. 使用料	283,798	△4,651	279,147
3. 国庫支出金		205,770	△103,526	102,244
	1. 国庫補助金	205,770	△103,526	102,244
4. 繰入金		678,709	△23,531	655,178
	1. 繰入金	678,709	△23,531	655,178
6. 諸収入		1,933	1,534	3,467
	3. 雑入	1,931	1,534	3,465
7. 市債		345,600	△91,500	254,100
	1. 市債	345,600	△91,500	254,100
補正されなかった款に係る額		1		1
歳入合計		1,517,342	△221,405	1,295,937

歳出 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 公共下水道事業費		693,395	△220,408	472,987
	1. 公共下水道事業費	693,395	△220,408	472,987
2. 公債費		822,947	△997	821,950
	1. 公債費	822,947	△997	821,950
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳出合計		1,517,342	△221,405	1,295,937

第2表 債務負担行為補正

廃止

事項	期間	限度額
水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託料	自平成28年度 至平成28年度	千円 374,000

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

公共下水道事業	千円 247,700				千円 201,900			
過疎対策事業	97,900				52,200			
計	345,600				254,100			

議第31号

平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成27年度水俣市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収支の補正）

第2条 平成27年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	496,896千円	23,116千円	520,012千円
第1項 営業収益	460,809千円	23,116千円	483,925千円
第2項 営業外収益	36,085千円	0千円	36,085千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
	支	出	
第1款 水道事業費	401,439千円	850千円	402,289千円
第1項 営業費用	369,599千円	△708千円	368,891千円
第2項 営業外費用	28,531千円	1,558千円	30,089千円
第3項 特別損失	2,309千円	0千円	2,309千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的収支の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額432,387千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額403,377千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,595千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,465千円」に、「建設改良積立金250,000千円」を「建設改良積立金300,000千円」に、「過年度分損益勘定留保資金71,147千円」を削除し、「当年度分損益勘定留保資金43,645千円」を「当年度分損益勘定留保資金37,912千円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	69,350千円	3,161千円	72,511千円
第1項 負担金	14,412千円	0千円	14,412千円
第2項 補助金	54,937千円	3,161千円	58,098千円
第3項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
	支	出	
第1款 資本的支出	501,737千円	△25,849千円	475,888千円
第1項 建設改良費	460,778千円	△25,849千円	434,929千円
第2項 企業債償還金	39,959千円	0千円	39,959千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第6条第1号中、職員給与費「129,469千円」を「135,076千円」に改める。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

議第32号

水俣市過疎地域自立促進計画の策定について

水俣市過疎地域自立促進計画を次のように策定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

別冊 水俣市過疎地域自立促進計画（掲載略）

（提案理由）

水俣市過疎地域自立促進計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第33号

指定管理者の指定について

水俣市ふれあいセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ふれあいセンター
- 2 指定管理候補者の名称
一般社団法人みなすまいる 代表理事 嶽村 幸菜
- 3 指定期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

（提案理由）

水俣市ふれあいセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第34号

指定管理者の指定について

水俣市立明水園の指定管理者を次のように指定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立明水園
- 2 指定管理候補者の名称
社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
- 3 指定期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立明水園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第35号

指定管理者の指定について

水俣市ワークプラザの指定管理者を次のように指定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ワークプラザ
- 2 指定管理候補者の名称
公益社団法人水俣市シルバー人材センター
- 3 指定期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第36号

指定管理者の指定について

みなまた環境テクノセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた環境テクノセンター
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた環境テクノセンター
- 3 指定期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(提案理由)

みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第37号

指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市15区自治会 会長 柏木 精一
- 3 指定期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第38号

指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた
- 3 指定期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第39号

指定管理者の指定について

湯の鶴観光物産館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の鶴観光物産館
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社水俣kenkichi
- 3 指定期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

(提案理由)

湯の鶴観光物産館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第40号

指定管理者の指定について

湯の児フィッシングパークの指定管理者を次のように指定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の児フィッシングパーク
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市漁業協同組合 代表理事組合長 前田 和昭
- 3 指定期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

(提案理由)

湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第41号

指定管理者の指定について

水俣市立総合体育館南部館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立総合体育館南部館
- 2 指定管理候補者の名称
サンビレッジみなまたスポーツクラブ 代表者 会長 田淵 倉八
- 3 指定期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立総合体育館南部館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第42号

水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年2月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市部設置条例の一部を改正する条例

水俣市部設置条例（昭和34年告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 総合政策部

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総務部

第3条第1号を次のように改める。

(1) 総合政策部

- ア 秘書及び渉外に関すること。
- イ 市政の総合的な企画、推進及び調整に関すること。
- ウ 国際交流・国際協力に関すること。
- エ 消防、防災に関すること。
- オ 重要施策の推進に関すること。

第3条第3号を同条第4号とし、同条第2号中セをソとし、スをセとし、シをストし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

- オ 防犯及び交通安全その他市民生活に関すること。

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総務部

- ア 広報及び公聴に関すること。
- イ 情報化の推進及び情報の管理に関すること。
- ウ 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- エ 市議会に関すること。
- オ 公印、例規及び文書に関すること。
- カ 人権に関すること。
- キ 男女共同参画に関すること。
- ク 統計調査に関すること。
- ケ 予算、財産その他財務に関すること。
- コ 入札及び契約に関すること。
- サ 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- シ 市税に関すること。
- ス 他の部の所管に属さない事項に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(水俣市役所支所設置条例の一部改正)
- 2 水俣市役所支所設置条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。
第3条中「総務企画部」を「総務部」に改める。
(水俣市防災会議条例の一部改正)
- 3 水俣市防災会議条例（昭和38年告示第8号）の一部を次のように改正する。
第5条中「総務企画部防災生活課」を「総合政策部危機管理防災課」に改める。
(水俣市総合計画策定審議会条例の一部改正)
- 4 水俣市総合計画策定審議会条例（昭和45年条例第20号）の一部を次のように改正する。
第7条中「総務企画部企画課」を「総合政策部政策推進課」に改める。
(水俣市議会委員会条例の一部改正)
- 5 水俣市議会委員会条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中

「

名称	定数	所管事項
		1 総務企画部の所管事項
		2 産業建設部の所管事項

総務産業	8	3 会計課の所管事項 4 選挙管理委員会の所管事項 5 監査委員の所管事項 6 農業委員会の所管事項 7 水道局の所管事項 8 議会事務局の所管事項 9 その他、他の委員会の所管に属しない事項	を
------	---	--	---

「

名称	定数	所管事項	
総務産業	8	1 総合政策部の所管事項 2 総務部の所管事項 3 産業建設部の所管事項 4 会計課の所管事項 5 選挙管理委員会の所管事項 6 監査委員の所管事項 7 農業委員会の所管事項 8 水道局の所管事項 9 議会事務局の所管事項 10 その他、他の委員会の所管に属しない事項	に

」

改める。

(水俣市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 6 水俣市特別職報酬等審議会条例(昭和46年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務企画部総務課」を「総務部総務課」に改める。

(水俣市情報公開等審査会条例の一部改正)

- 7 水俣市情報公開等審査会条例(平成13年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「総務企画部総務課」を「総務部総務課」に改める。

(水俣市行財政改革推進委員会条例の一部改正)

- 8 水俣市行財政改革推進委員会条例(平成14年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務企画部総務課」を「総務部総務課」に改める。

(水俣市男女共同参画まちづくり条例の一部改正)

- 9 水俣市男女共同参画まちづくり条例(平成17年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第26条中「総務企画部企画課」を「総務部総務課」に改める。

(水俣市奨学金貸付条例の一部改正)

- 10 水俣市奨学金貸付条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

(水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部改正)

- 11 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例(平成21年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「総務企画部」を「福祉環境部」に改める。

(水俣市退職手当審査会条例の一部改正)

- 12 水俣市退職手当審査会条例(平成21年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務企画部総務課」を「総務部総務課」に改める。

(水俣市いじめ調査委員会設置条例の一部改正)

- 13 水俣市いじめ調査委員会設置条例(平成27年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第10条中「総務企画部総務課」を「総務部総務課」に改める。

(水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部改正)

14 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「総務企画部」を「総合政策部」に改める。

(提案理由)

重要政策を機動的に実行するための組織づくりを図るため、本案のように制定しようとするものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長（西田弘志君） 平成28年第1回水俣市議会定例会の開会に当たり、当初予算案、その他の議案の提案理由の説明に先立ち、平成28年度の市政の基本方針について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

私が市長に就任しましてから2年間の過ぎました。この間、市民の皆様、市議会議員各位、そして、さまざまな御立場から水俣のことをいつもお心にとめてくださる多くの皆様からの温かい御支援、叱咤激励に支えられて、一所懸命に市政運営に取り組んでまいりました。

市長の任期4年間、その折り返し点ともいえる3年目の始まりに当たって、私はこの1年間を新しい水俣のイメージを発信していくためのスタートの年にしたいと考えています。環境と経済が両立し、市民が幸せを感じられる輝く水俣づくりを目指して、一所懸命に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

水俣市民は、これまでに水俣病問題などの問題に直面しながら、それを乗り越え、新たなまちづくりに取り組んでまいりました。また、その教訓を生かし、環境をテーマとした独自のまちづくりに取り組み、環境モデル都市づくりを進め、日本の環境首都として認められるまでになりました。

折しも国は、少子高齢化が進み、日本の人口が減少に向かっている中、地方の活性化の取り組みを支援することによって、都市から地方への新しい人の流れをつくり出し、地方の人口減少と首都圏への一極集中を打破し、時代に即した活力ある地方社会をつくり出すことによって、将来にわたって日本の活力を維持していく礎を築くものとして、地方創生を強力に推進しています。

本市では、昨年10月に平成27年度から31年度までの5年間を計画期間として、1、水俣市を支える産業づくり、安定した雇用の確保、2、水俣で夢をかなえる人材を育てる・呼び込む、3、水俣で結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4、誇れるふるさと・水俣をつくるの4つの基本目標を掲げた、水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところです。総合戦略は、今

後5年間のまちづくりの基本戦略と位置づけられるものであり、記載した事業や数値目標については、PDC Aサイクルに基づき随時見直しを行いながら実践していくものです。

この水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、具体的な事業や数値目標を掲げた個別事業計画として、観光・物産・農林水産業なども含めた産業振興、雇用創出、移住定住の促進、結婚・出産・子育て環境の整備、人口減少対策、地域活性化に向けたプロモーション事業などの取り組みとあわせて、上位計画の第5次水俣市総合計画・第2期基本計画との整合、さらに第六次水俣・芦北地域振興計画に合わせて熊本県、芦北町、津奈木町との連携を図りながら、各種施策を推進してまいります。

これまで、市民の皆様とともに知恵を出し合い築き上げてきた環境モデル都市づくりの取り組みの経験と成果をしっかりと踏まえながら、改めて地域の活力を取り戻し、人を呼び込み、豊かに暮らせる地域づくりに向けて、新しい水俣のイメージ発信に向けて、皆様とともに知恵を絞り、大いに汗をかいて、水俣を盛り上げようという機運を高めていきたいと考えています。

以下、平成28年度の取り組みや事業等について順次申し上げます。

まず、地方創生の推進について申し上げます。

平成27年度は、インターネットのポッドキャストを活用して、一流の声優による水俣を舞台としたラジオドラマを制作して配信しています。

また、水俣市が取り組む初恋のまちづくりの情報発信のためのテレビCMを放映しており、水俣市民から募った子ども、高校生、壮年の3組のカップルに御出演いただいた、すばらしい映像作品を地元テレビ局で定期的にオンエアしています。

さらに、各種イベントの企画に当たっては、水俣高校の生徒さんたちに御協力いただいて、若者の感性を生かして活性化に取り組んでいます。

なお、平成28年度には、地方創生推進のための新たな交付金、いわゆる新型交付金が設けられることが明らかになっておりますので、引き続き地方創生の推進のための事業を着実に推進してまいりたいと考えております。

また、平成27年度においては、集落支援員を配置しておりますが、平成28年度からは地域おこし協力隊員3名を採用して、実際に地域に入っていただき、さまざまな活動を通して地域活動の活性化を図るとともに、地域への定着を目指していくこととしております。

次に、環境首都水俣創造事業の推進について申し上げます。

平成24年度から、環境省、熊本県の協力を得て検討を重ねてまいりました高等教育・研究機関誘致事業が水俣環境アカデミアとして4月末日にオープンします。現在、大学・大学院・研究者・学生などの連携や共同研究のコーディネート、地域住民・地元企業と大学関係者のコラボレーション事業など、水俣における知の拠点における知の集積の成果を、地域の活性化につなげて

いくための活動を行っています。平成28年度当初予算では、施設の管理運営経費を新たに予算計上しているほか、施設のオープニングイベントや研究者の招聘等に係る事業費を計上しております。

このほか環境首都みなまた創造事業では、肥薩おれんじ鉄道水俣駅前広場の再整備事業、水俣川河口臨海部振興構想事業、観光客誘客事業でのメディア発信とガイドブック作成などを予定しております。

次に、水俣病問題解決への取り組みについて申し上げます。

今年は水俣病の公式確認から60年を迎える年となります。水俣病の教訓を将来に伝え、役立てるための情報発信の場として、水俣病資料館の語り部室の増築と展示の改修を行いました。平成28年度には、情報発信のためのイベント等を実施するほか、民間団体等による水俣病の教訓発信や環境にこだわった水俣の現在の取り組み等による情報発信などについても支援していきたいと考えております。

水俣病被害者の救済につきましては、公害健康被害の報償等に関する法律による認定申請や救済を求める訴訟も継続しており、地元自治体として幅広い対応が求められています。本市としましては、被害を受けられた方々はもちろん、多くの市民の皆様の声を国や県、さらに原因企業にしっかりと伝える役割を果たしていくとともに、高齢化が進む被害者の方々や御家族の方々に対して、今後も安心、安全な生活が確保できるよう、きめ細やかな対応に努めてまいります。その1つとして、水俣市立明水園においては、居室の個室化や浴室棟の新設工事を実施することとしており、引き続き入所者の居住環境の向上を図ってまいります。

次に、農林水産業の振興について申し上げます。

農林水産業は、本市の産業施策の大きな柱の1つであり、地域活性化に向けた重要な産業であります。

農業においては、まずは基幹作物のかんきつ類やサラダタマネギ、お茶などのさらなる生産振興や品質の向上を図り、さらなる産地化に向けた生産者の取り組みを積極的に支援していくほか、農業施設や農業機械の導入など、頑張る農家の支援と農家所得の向上につなげてまいります。また、市内外で地元農林水産物の販売促進活動を行うことで、安心安全な水俣ブランドづくりを進めてまいります。

水産業の振興につきましては、平成26年度から開催している水俣漁師市を持続・拡大し、稼げる水産業づくりにつなげていくため、経営基盤の強化、安心安全な水俣ブランドの確立、各種水産加工品の開発など水産業の魅力づくりにも継続して力を注ぎ、その体制づくりや直売所・共同利用施設の整備を進めていきます。

林業につきましては、水俣芦北森林組合等の間伐、除伐等の事業を推進するとともに、皆伐未

植栽地の減少を図るために再造林等促進事業による植栽・下刈り等の支援や森林施業促進のための活動を支援しながら、林業の活性化に取り組みます。また、市内林業事業者の素材生産量をふやすために、高性能林業機械等の導入を支援していきます。

次に、活力あるまちづくりの推進について申し上げます。

産業振興に関しては、水俣市産業振興戦略2015に基づき、地域内資金循環を意識した経営を実践する先導的役割を担う事業者のコミュニティーを創出し、他事業者への波及効果により、新たな実践者の増加を図ることで、市経済の活性化を目指してまいります。

観光振興につきましては、これまで水俣観光誘客事業により観光地や特産品のイメージアップを図ってきた成果を踏まえて、これまで作成したデザインとストーリーをもとに、新たなイメージ戦略を構築して、さらなる水俣への誘客を図っていきます。

また、みなまた観光物産協会や広域連携を行っている自治体など、関係機関との連携を図りながら、湯の児、湯の鶴温泉を初め、エコパーク水俣バラ園などの水俣の観光資源のPRに努めるとともに、各種イベントの開催などを通じて、さらなる水俣への誘客を図っていきます。

ふるさと納税制度については、今年度からカード決済での寄附、返礼品について水俣市の産品をカタログで選べる仕組みを整備し、寄附額の向上、寄附手続の簡素化を図りながら、地域の産品を大いにアピールして、さらに地域の物産販売の振興にも役立てる仕掛けを行うこととしております。

また、総務省の推進する観光・防災Wi-Fiステーション整備事業を活用し、市内4カ所に観光情報を発信するとともに、災害時には誰もが正確な情報を迅速に入手でき、平時にも活用可能な防災、減災情報を提供するための情報通信環境を整備します。

そのほか、平成27年度に地方創生交付金を活用して実施した住宅リフォーム助成事業について、建築等に係わる事業者の仕事の創出と雇用機会の拡大を目的として、拡充して実施することとしております。

次に、子育てしやすいまちづくりについて申し上げます。

日本の人口が減少し始め、少子化が進む現在、子育ての環境整備は重要な施策だと考えています。水俣で子どもを産んでみたい、育ててみたいと思われるまちづくりを目指します。

子育て支援につきましては、水俣市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所・学童クラブ・ファミリーサポートセンターなどのサービスを実施していきます。さらに、これまで課題となっていた子どもが病気の際、保護者が仕事の都合などで保育や見守りが困難な場合に、一時的に病院や保育所等の施設で保育を行う病児保育事業を今年度から新たに実施することとしております。

また、今年度から子ども子育て支援金として、子どもたちの出生を祝い、健やかな成長を願う

とともに、子育て世帯への支援を目的として、出生時に3万円を支給することとしています。あわせて、新生児に初めての玩具として、木のおもちゃをプレゼントするウッドスタート事業を開始することとしています。

次に、心豊かなまちづくりの推進について申し上げます。

水俣市教育大綱に掲げる基本理念である、郷土の明日をつくる、心豊かな人づくりを具現化していくために、教育施策の推進に取り組んでまいります。

学校教育では、学びの心をもつ子ども、育ての心をもつ教師、はずむ心のある学校の3つの努力目標を掲げ、ふるさと水俣を愛し、人や自然を大切にするとともに、自らの行動に責任を持つことのできる子どもたちの育成を目指します。総合的な学習の時間におけるふるさと教育、水俣科の推進、コミュニティ・スクール等との連携などを通して、開かれた学校づくりを推進していきます。

また、通常学級への特別支援教育支援員の配置を充実し、子どもたちへの支援を充実してまいります。さらに、子どもたちの豊かな心を育むため、小・中学校図書館の環境整備等を行う読書活動推進員を増員して、学校図書館活用教育を推進してまいります。

社会教育の推進につきましては、子どもたちの生きる力、豊かな心を育むため、学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる体制のさらなる充実を図ります。また、まちづくり団体の育成・支援、家庭教育の推進、青少年の健全育成など、地域活動や社会教育活動の活性化を図るとともに、地域住民の人権問題に対する理解を深めるための事業を実施します。

文化会館では、地震などの際に破損、落下するおそれがあるつり天井設備の改修工事を実施する予定です。なお、今年度の自主文化事業では、宝くじ助成事業を活用して、落語や漫才など内容盛りだくさんのお笑い公演、宝くじふるさとワクワク劇場を開催する予定です。

日本一の読書のまちづくりにつきましては、市立図書館を核として、より多くの方々が読書に親しめるよう各種の事業を推進します。乳幼児期に絵本贈呈を行う、ぐるりんぱブックスタート、就学前のセカンドブック、いろいろな絵本を積載した、みなよむ号の活用、図書館まつりなど、多くのイベントを用意しています。

また、昨年度に募集を行い、受賞者を決定した第4回みなまた環境絵本大賞につきましては、大賞作品の発刊を予定しているほか、関連事業として創作童話ワークショップ第3回こども創作童話大賞の募集を行うこととしています。

スポーツの振興については、市体育協会を初め、各競技種目団体、自治会、学校部活動、総合型地域スポーツクラブなどの活動を積極的に支援します。また、リニューアルした市民体育祭等のスポーツイベントを通して、子どもから高齢者、障がいを持つ人も含め、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興と競技力の向上にも努めてまいります。

す。

次に、安心・安全なまちづくりの推進について申し上げます。

老朽化の進んだ防災行政無線の更新、デジタル化の推進については、平成25年度に基本設計に着手し、以後、順次整備を進めてまいりました。これまでの暴風雨などの際の聞き取りにくさを解消するため、今回の整備に合わせて戸別受信機の全戸配付を実施することとしており、それらの費用として当初予算に約6億円の予算を計上しております。平成15年の土石流災害の経験などからも緊急時の情報伝達手段の確保は、住民の安心安全の確保において、非常に大きな意義を持つもので、欠かすことのできない社会インフラであり、市民の命を守るための情報源として、全世帯に配備できるように設置促進に努めてまいります。

水俣市立総合医療センターでは、平成28年度中に県が策定することになっている2025年にあるべき医療提供体制を実現するための施策、いわゆる地域医療構想という、医療センターだけでなく市全体の医療環境に大きく影響を与えるイベントが控えております。国の推計によりますと、本市と津奈木町、芦北町の医療圏の必要病床数は、今よりも半分以上減少するとされており、この推計を参考に、熊本県が策定する地域医療構想の中で、水俣市立総合医療センターは、今後も地域の中核病院として存続し、市民の皆様が安心して暮らし続けるためのプランを策定してまいります。

附属久木野診療所においては、熊本県の補助を受けて訪問看護事業を開始し、訪問看護提供困難地域におけるサービスの提供に取り組んでまいります。

医療機器整備に関しては、患者さんに質の高い医療を安定的、継続的に提供できるよう老朽化した医療機器を順次整備しているところですが、今回は導入から15年を経過した乳房X線診断装置（マンモグラフィーシステム）等の更新を予定しています。今後も市民の皆さんに信頼され、期待され、選ばれる病院となるよう、病院理念にある健全経営を維持しながらも医療機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、道路などの社会基盤の整備について申し上げます。

南九州西回り自動車道の津奈木インターチェンジが、いよいよ今週末、2月27日に供用開始される運びとなっており、これによって移動の利便性が向上し、観光やビジネスなどで新たな人の流れが生まれます。さらに3年後の平成30年度には、待望の水俣インターチェンジが供用開始の予定となっています。九州新幹線の全線開業以来の大きな交通環境の変化を前に、この恩恵を観光客の呼び込み、産業の立地、そして市民生活の質の向上に最大限に活用して、地域の活力を高めることができるよう施策を進めてまいります。

市内の道路整備につきましては、昭和・白浜町線に引き続き堤防2号線の歩道整備工事を進め、児童・生徒の通学等の安全な通行空間の確保に努めるとともに、南九州西回り自動車道の整備に

に伴い、牧ノ内・大迫線や袋インター（仮称）に関連する市道路線の新設改良等、自動車道と連携した整備を進めます。

また、市道の長寿命化に向け、橋梁や路面、法面、構造物の現状調査結果等を元に、計画的に維持補修を行ってまいります。

次に、仕事ができる市役所づくりについて申し上げます。

いろんな場所で申し上げているところですが、私は、市役所は水俣市で最大のサービス事業所であると考えています。また、各自治体が競争に入った時代だからこそ、民間の肌感覚とスピード感が公務員にも求められると思っています。

そこで、職員が切磋琢磨して資質の向上を図る環境づくりのために、今までにない自由な発想による職員提案制度の定着、早朝、自発的に集まった職員が互いに同士が知識を高めあう朝大学などを行ってきました。

市内には、いろいろな分野で頑張っている方々がたくさんいらっしゃいます。そういう方々を見つけて応援してあげることが、市役所の大事な仕事です。

多様化する住民のニーズに的確に対応し、必要な施策を適切に実施していくためには、人材、予算などフルに活用して、運営の効率化、健全化を図り続けなければなりません。そのため、施策のスピードアップと進捗管理を行う総合政策部の新設を行います。

以上、平成28年度の取り組みについて述べてまいりました。

私は常々まちづくりの目標として、ワクワクするみなまた、輝くみなまたの実現ということを申し上げます。今年度を水俣の新しいイメージ発信のスタートの年として、市民の皆様が豊かさ、安らぎを実感できる水俣を築くために、皆様との対話を大切にしながら、市民協働の精神で市政に当たらせていただきます。

今後とも皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） この際5分間休憩します。

休憩 午前10時33分

開議 午前10時39分

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明申し上げます。

まず、議第1号専決処分の報告及び承認について、専第8号水俣市税条例等の一部を改正する

条例の制定について申し上げます。

本案は、市民税及び特別土地保有税の減免申請書に個人番号の記載を行わないものとし、納税義務者の負担を軽減するものであり、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に当たり、市税賦課事務において急施を要することから、専決処分するものであります。

次に、議第2号水俣市職員の退職管理に関する条例の制定について申し上げます。

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号水俣市行政不服審査会条例の制定について申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、第三者機関を設置する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、関係条例の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について申し上げます。

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定める必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号水俣市空家等の適切な管理に関する条例の制定について申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、関係規定を整備するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

給与制度の総合的見直しの実施に伴い、退職手当の支給水準が低下することとなるため、現行の退職手当の支給水準の範囲内で調整額の改正等を行う必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号水俣市議会の議員のその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項等について本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第12号水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置に伴い、施設運営及び管理体制の充実を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第13号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

行政不服審査法及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第14号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方税法及び行政不服審査法の改正に伴い、水俣市税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第15号水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市障がい者計画及び水俣市障がい福祉計画の進捗管理を実施するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第16号水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

母子及び寡婦福祉法の改正により、国のひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱が定められたことに伴い、本事業の名称を改めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第17号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第18号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第19号平成28年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ154億2,579万4,000円で、平成27年度の当初予算額と比較いたしますと6億4,857万2,000円、約4.39%の増加となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、水俣環境アカデミア管理運営経費、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、水俣駅周辺整備事業、ふるさと大好き寄附金事業、移住定住促進事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、自治会活動の振興に係る経費、第3款民生費に、自立支援給付費、子どものための教育・保育給付負担金、明水園施設整備事業、生活保護費、児童手当、子ども・子育て世帯応援事業、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度等に係る経費、第4款衛生費に、水俣病公式確認60年に係る事業、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、子ども医療費助成事業、合併処理浄化槽設置整備事業、第5款農林水産業費に、新規就農支援総合対策事業、中山間地域等直接支払事業、中山間地域総合整備事業、有害鳥獣駆除事業、森林整備地域活動支援事業、水産振興対策事業、第6款商工費に、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、商工業資金貸付・出資事業、地場企業処遇改善支援事業、戸建住宅リフォーム事業、スマートコミュニティ構築事業、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市営牧ノ内団地整備事業、牧ノ内・大迫線道路改良事業、市内一円市道改良及び維持補修費、道路ストック総点検事業、水俣花の名所再生事業、第8款消防費に、防災行政無線整備事業、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防防災施設整備事業、防災関係に係る事業、第9款教育費に、小・中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、小・中学校施設耐震化推進事業、埋蔵文化財発掘調査事業、文化会館耐震補強工事、みなまた環境絵本大賞事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当いたしております。

このほか、繰越明許費として明水園施設整備事業を計上いたしております。債務負担行為として、牧ノ内団地1号棟建設事業外4件を計上いたしております。

また、地方債といたしまして、過疎対策事業債外6件を計上いたしております。

次に、議第20号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億568万8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第21号平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億8,920万2,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金などの歳入をもって充当いたしております。

次に、議第22号平成28年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億5,782万8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第23号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ12億4,466万2,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上いたしております。

第1款公共下水道事業費の主な事業といたしましては、浄化センター運転管理業務委託料、白浜雨水ポンプ場改築更新工事委託料等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款分担金及び負担金から第7款市債までの歳入をもって充当いたしております。

このほか、債務負担行為といたしましては、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託料外2件を計上いたしております。

また、地方債といたしまして、公共下水道事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。
次に、議第24号平成28年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に69億7,736万4,000円、収益的支出に69億4,815万8,000円、資本的収入に2億2,842万6,000円、資本的支出に7億6,708万7,000円を計上しております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上しております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上しております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、第一駐車場ゲート式駐車場機器等の更新工事費や乳房用X線診断装置、病理検査業務支援システム等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上しております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

次に、議第25号平成28年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億8,328万1,000円、収益的支出に3億5,719万3,000円、資本的収入に7,452万1,000円、資本的支出に4億1,876万6,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、簡易水道統合整備事業、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、積立金、損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、議第26号平成27年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億7,410万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ161億2,086万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、第3款民生費に、自立支援給付費、第4款衛生費に、海岸漂着物地域対策推進事業、第5款農林水産業費に、阿蘇火山活動等降灰地域茶対策緊急支援事業、第7款土木費に、昭和・白浜町線歩道整備事業、第9款教育費に、体育施設管理運営費などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第9款地方交付税、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業外16件を追加、現年発

生補助災害復旧事業（公共土木施設）外3件の変更を計上いたしております。

債務負担行為補正として、水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証外5件を追加、防災行政無線施設整備工事請負費外8件の変更を計上いたしております。

地方債補正として、一般補助施設整備等事業を追加、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第27号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,435万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ48億6,648万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費に、給与改定等に伴う人件費の増加、第2款保険給付費に、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額、第3款後期高齢者支援金等及び第6款介護給付金の減額、第9款基金積立金に国民健康保険事業財政調整基金への利子積み立ての増額、第11款諸支出金に国庫支出金等の返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第7款共同事業交付金、第8款財産収入、第9款繰入金をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為補正として、口座振替受付サービス手数料を追加いたしております。

次に、議第28号平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ284万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,295万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、給与改定等に伴う人件費の調整及び保険基盤安定負担金等の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款繰入金を減額し、調整いたしております。

次に、議第29号平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,627万8,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億9,856万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費、第2款保険給付費の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金で調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、第1款総務費において、年度内に完了が困難となりました介護保険電算システム改修事業を計上いたしております。

次に、議第30号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億2,140万5,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ12億9,593万7,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において、給与改定等に伴う人件費の増額のほか、公課費の増額及び工事委託料等を減額いたしております。また、第2款公債費において、長期債利子を減額いたしております。

これらの財源としましては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入、第7款市債をもって調整いたしております。

また、債務負担行為としまして、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託料を廃止しております。

このほか、地方債としまして、公共下水道事業及び過疎対策事業の限度額を変更しております。

次に、議第31号平成27年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成27年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2,311万6,000円増額して、補正後の収益的収入の額を5億2,001万2,000円に、収益的支出の額を85万円増額して、補正後の収益的支出の額を4億228万9,000円とするものであります。

また、第4条に定める資本的収入の額を316万1,000円増額して、補正後の資本的収入の額を7,251万1,000円に、資本的支出の額を2,584万9,000円減額して、補正後の資本的支出の額を4億7,588万8,000円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的収入には退職給付負担金の増額を、収益的支出には退職給付費の増額等を計上しております。資本的収入には二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の増額を、資本的支出には工事請負費の減額等を計上いたしております。

次に、議第32号水俣市過疎地域自立促進計画の策定について申し上げます。

水俣市過疎地域自立促進計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第33号から議第41号まで指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市ふれあいセンター、水俣市立明水園、水俣市ワークプラザ、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、湯の鶴観光物産館、湯の児フィッシングパーク、水俣市立総合体育館（南部館）の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第42号水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

重要政策を機動的に実行するための組織づくりを図るため、本案のように制定しようとするも

のであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第1号から議第42号までについて、順次提案理由の御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第26号から議第31号までの平成27年度各会計補正予算は、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第26号平成27年度水俣市一般会計補正予算第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第27号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第28号平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第29号平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第30号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第31号平成27年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第26号から議第31号まで議案6件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時15分 休憩

午後3時33分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出議案のうち、議第8号についても、本日審議をお願いしたいとの市長の申し出がありました。

これから質疑に入ります。

議第8号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第8号は総務産業委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午後3時34分 休憩

午後5時42分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案7件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

（総務産業委員長 岩阪雅文君登壇）

○総務産業委員長（岩阪雅文君） ただいま総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第8号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい

て申し上げます。

平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、給与と一時金の引き上げについて、どの数字が基礎となるのかとただしたのに対し、職員は給与月額、特別職は報酬月額が基礎となるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号平成27年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、第5款農林水産業費に、阿蘇火山活動等降灰地域茶対策緊急支援事業、第7款土木費に、昭和・白浜町線歩道整備事業などを計上している。

なお、財源としては、第9款地方交付税、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業外11件を追加、現年発生補助災害復旧事業外3件の変更を計上している。

また、債務負担行為補正として、水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証外5件を追加、防災行政無線施設整備工事請負費外8件の変更を計上している。

また、地方債補正として、一般補助施設整備等事業を追加、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、年金生活者等支援臨時福祉給付金について、所得は関係なく65歳以上に給付されるのかとただしたのに対し、今回の給付金は、市民税が非課税の方が対象である平成27年度の臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方であるとの答弁がありました。

また、中山間地域等直接支払交付金が50集落から45集落になり予算を減額しているが、その要因についてただしたのに対し、現在、農業者が高齢となっており、今年度は集落と市で締結している集落協定の見直し年度に当たり、交付要件である5年間の農地維持に自信がないと断念されたことが要因であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第30号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億2,140万5,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ12億9,593万7,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、給与改定等に伴う人件費の増額

のほか、公課費の増額及び工事委託料等を減額している。また、第2款公債費において、長期債利子を減額している。

これらの財源としては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入、第7款市債をもって調整している。

また、債務負担行為として、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託料を廃止している。

このほか、地方債として、公共下水道事業及び過疎対策事業の限度額を変更しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、下水道建設費委託料で予算を減額した理由についてただしたのに対し、当初予定していた国の補助金を約2億円で見込んでいたが、12月に確定した補助金は約半分の1億円程度であり、11件分の委託料を減額したためであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第31号平成27年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成27年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2,311万6,000円増額して、補正後の収益的収入の額を5億2,001万2,000円に、収益的支出の額を85万円増額して、補正後の収益的支出の額を4億228万9,000円とするものである。

また、第4条に定める資本的収入の額を316万1,000円増額して、補正後の資本的収入の額を7,251万1,000円に、資本的支出の額を2,584万9,000円減額して、補正後の資本的支出の額を4億7,588万8,000円とするものである。

補正の内容としましては、収益的収入には退職給付負担金の増額を、収益的支出には退職給付費の増額等を計上している。資本的収入には二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の増額を、資本的支出には工事請負費の減額等を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

（厚生文教委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教委員長（田口憲雄君） ただいま厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第26号平成27年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、自立支援給付費、第4款衛生費に、海岸漂着物地域対策推進事業、第9款教育費に、体育施設管理運営費などを計上している。

財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として児童福祉システム改修事業外4件を追加している。

債務負担行為補正として、松本眞一同朋奨学金の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、海岸漂着物地域対策推進事業の具体的内容についてただしたのに対し、今年度から実施しており、補助率が10分の9の県の補助事業である。海岸に堆積するごみについては、毎年、海と川のクリーンアップ作戦で行っているが、本事業では、クリーンアップ作戦で対処できないタイヤや流木など、かなり大がかりなごみを回収・処理することができる。また、今年度の実績として、水俣市漁業協同組合等を含め、総勢152人が参加して、流木、発泡ブイ、プラスチック類など126立米の漂着物を回収・処分できたとの答弁がありました。

また、本事業は、津奈木町や芦北町等、広域的にまとまって行う事業ではないかとただしたのに対し、各市町村で行う事業のため、水俣市単独で取り組む事業であり、芦北町も同じように取り組んでいるとの答弁がありました。

また、保育所などにおける業務効率化推進事業の2事業であるICT化とカメラ設置の具体的内容についてただしたのに対し、前者は、パソコンの導入により、指導計画や園児台帳の管理、成長記録の作成を行い、さまざまな業務に活用する。後者のカメラ設置については、園児の事故防止、あるいは万一事故が起こった場合の検証に役立てることとしているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,435万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ48億6,648万4,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款総務費に、給与改定等に伴う人件費の増加、第2款保険給付費に、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額、第3款後期高齢者支援金等及び第6款介護納付金の減額、第9款基金積立金に国民健康保険事業財政調整基金への利子積み立ての増額、第11款諸支出金に国県支出金等の返還金を計上している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金、第7款共同事業交付金、第8款財産収入、第9款繰入金をもって調整している。

このほか、債務負担行為補正として、口座振替受付サービス手数料を追加しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第28号平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ284万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,295万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、給与改定等に伴う人件費の調整及び保険基盤安定負担金等の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上している。

これらの財源としては、第3款繰入金を減額し、調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第29号平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,627万8,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億9,856万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費、第2款保険給付費の減額を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金で調整している。

このほか、繰越明許費として、第1款総務費において、年度内に完了が困難となりました介護保険電算システム改修事業を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、保険給付費の減額補正の主な理由についてただしたのに対し、居宅サービス事業所の廃止及び要介護認定者数の見込みに対して、実績で人数の減少に伴うものであるとの答弁がありました。

また、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所が閉鎖になった理由について、経営上の理由でやむなく閉鎖されたのかとただしたのに対し、事業所の関連法人との事業再編・整理統合等による閉鎖であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年2月23日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第8号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第26号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第30号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第31号	平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年2月23日

厚生文教常任委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第26号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第27号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第28号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第29号	平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第8号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議第26号平成27年度水俣市一般会計補正予算第7号から議第31号平成27年度水俣市水道事業会計補正予算第3号まで、以上7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明24日から3月7日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月8日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は2月29日正午まで、議案質疑の通告は3月8日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後6時1分 散会

平成28年3月8日

平成28年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成28年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成28年3月8日（火曜日）

午前9時29分 開議

午後4時4分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 眞 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第2号

平成28年3月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 藤本 壽子 君 | 1 水俣市の「文学館」実現について |
| | 2 水俣市の不登校児童の現状について |
| | 3 川内原子力発電所再稼働後の市民の安全を守る施策について |
| 2 中村 幸治 君 | 1 水俣市地域公共交通網形成計画について |
| | 2 市道管理について |
| | 3 肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理と水俣駅周辺整備事業について |
| | (1) 肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理について |
| | (2) 水俣駅周辺整備事業について |
| 3 野中 重男 君 | 1 水俣病被害者救済について |
| | 2 水俣病資料館の展示について |
| | 3 水俣川河口臨海部振興構想事業について |
| | 4 所得が少ない保護者の保育料軽減について |
| 4 高岡 利治 君 | 1 平成28年度施政方針について |
| | (1) 基本方針について |
| | (2) 地方創生の推進について |
| | (3) 環境首都みなまた創造事業について |
| | (4) 水俣病問題への取り組みについて |
| | (5) 活力あるまちづくりについて |
| | (6) 子育てしやすいまちづくりについて |
| | (7) 社会基盤の整備について |
| | 2 木質バイオマス発電事業について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成28年1月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告の提出があり、事務局に備え付けてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。

無限21の藤本壽子です。

3月議会もトップバッターということで、緊張しております。

先日、3月6日に市民駅伝があり、雨、風の中で、大人はもちろん、子どもたちも一生懸命走りました。そして、それを支える、地域の方々も雨の中、子どものお世話を一生懸命されていきました。そんな姿に心温まりながら、家路につきました。

しかし、家に戻って、テレビをつけると、子どもへの信じられないような虐待、いじめ、貧困、それらの特集が報道されていきました。

それに加え、東日本大震災から5年ということでの特集番組が、毎日のように私たちの胸を揺すります。この5年間、子どもたちは、どのように困難な中で暮らしてきたのか、今も暮らしているのか。福島第一原子力発電所事故により、食べ物の安全を奪われ、親との離別、親の離婚、貧困、そして昨年の調査では、福島の子どもの甲状腺がんの発症率は他県に比較して、20倍から30倍という事実があります。安全だということで、6基までふやし続けた福島第一原子力発電所は、未曾有の被害をもたらしました。子どもたちは、国や電力会社の犠牲になったとしか言いようがないと私は考えています。

同じ子どものことですけれども、2月13日には、水俣では、大丈夫ですか？子どもにフッ素という題で日本フッ素研究会の秋庭賢司先生を呼び、講演会をしました。この講演会の中で、国や県が推奨し、水俣でも始まったフッ化物洗口については、その根拠に問題があることがよくわかりました。問題があるかもしれないという物質を、なぜ子どもたちに、洗口し続けるのか、理解ができません。

例えば、たまたま虫歯が減ったとしても、体に及ぼす影響はどうかということを実際に検

証しているのか疑問があります。引き続き考えていく必要があると思っています。

また、同じ水俣でこれはうれしいことですが、今年度の予算に、病後児保育所の予算が計上されました。子どもにとっても、親御さんたちにとっても、本当によかったと思います。

また、3月5日付の新聞に載りましたが、環境省の環境調査研修所が水俣市に一部機能移転と、懸案だったことが一步進んだようで、水俣環境アカデミアとともに、若者が多く水俣に来てくれることを、まず願いたい。そして、水俣病から環境問題をきちんと学んで、その上で、市民協働のまちづくりに参加してもらいたい、そう願いながら、質問に入りたいと思います。

1、水俣市の文学館の実現についてです。

水俣は、ほかの同じような地方都市と比較し、多くの著名な文学者を輩出しています。それは、単なる偶然ではなく、もともと感性豊かな人間性を生み出す水俣であったこと、その素地があったことだと思っています。

また、先人に多くの思想家、文人がいたこともあるだろうと思います。私ごとになりますが、私は、これらの文学者の一冊の本が縁でこのふるさとに戻ってきました。本というものの力は無限であり、殊に故郷の文学は、きちんとした形で子どもたちに残す必要がある。また、世界から注視される水俣には、多くの文学者が心を寄せ、水俣から紡ぎ出された作品から影響を受けてきていると考えます。これらのことを考えるとき、何らかの形でこの文学者、また、作品を一堂に集め、後世に伝える必要があるのではないかと思ってきました。

そこで、質問します。

- ①、水俣市出身の文学者は、どのような人がいるのか。
- ②、これらの文学者の資料などを市は保管しているのか。
- ③、水俣の文学者の作品が後世の人々にどのような影響を与えると思うか。

次に、2番目です。

水俣市の不登校児童の現状について質問したいと思います。

2014年度の調査ですけれども、不登校の小・中学生は、約12万3,000人、ざっとクラスに1人ぐらいの人数だということです。不登校になっている原因には、さまざまな理由があると思いますが、私は大きな見方をすると、社会の中では、不自然でない数なのかもしれないと思います。

学校だから、義務教育だから、余計に親も子どもも苦しむわけですが、社会では、会社をやめる人や、離婚をする人、しばらく休む人は少なからずいます。不登校の子どもたち、親御さんたちが前を向いて、子どもが人生に希望を持って生きていくことができるよう願って質問をします。

- ①、平成27年度の小中学校の不登校児はどれぐらいいるのか。
- ②、過去5年間で増加傾向にあるのか。

③、不登校になっている原因は、どのようなことか。

④、子どもとの対話、指導はどのようになっているのか。

⑤、子ども自立支援室は、いつから実施され、どのような内容になっているのか。

次に、川内原子力発電所再稼働後の市民の安全を守る施策について質問をします。

川内原子力発電所が再稼働して既に半年がたちました。この間、私の心の中には深い闇の中にいるように感じています。これは、原子力に精通したある技術者が鹿児島市民に訴えられたことです。

北の震災は南の大震災に連動している。例えば桜島と大隅半島がくっついてしまった大正の大噴火の起こった9年後、関東大震災が起こっている。原子力発電所がある薩摩川内市は、北薩火山群に入り、地底でそれと一体となったのが、今、噴火を続けている新燃岳である。マグマはつながっている。薩摩川内市に走る中央構造線一帯で大地震の兆候が顕在化してきているのです。それにもかかわらず九州電力は、地震が発生した場合のマグニチュードを7.3とし、耐震基準を540ガル（福島の場合は2,000ガル）として原子力規制委員会に提出、これでは九州での生活は保障されません。私は大きな声で呼びかけます。起こってからでは間に合わないのです。何度もこの技術者の言葉を思い返しなが、九州電力との話し合いの機会を望んでおりました。

本年1月26日、市長からの再三の御要望もあり、また、市の防災生活課の仲介もありまして、水俣市において、市民との話し合いが実現しました。実現したことは、評価できますけれども、この話し合い中で多くの問題が明らかになりました。市の防災生活課の方からも参加がありましたので、市民の安全を守るために、改めて質問したいと思います。

①、1月26日に行われた市民向け説明会において九州電力は、市民の事故は起こらないのかという質問にどのように回答したのか。

②、同じ説明会において、重大事故時の対策拠点をどのようにすると回答したのか。

③、障がい者や高齢者が安全に避難できる計画は、どうなっているのかという質問に九州電力は、どのように回答したのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、水俣市の文学館実現について及び水俣市の不登校児童の現状については教育長から、川内原子力発電所再稼働後の市民の安全を守る施策については私からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 水俣市の文学館実現について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 初めに水俣市の文学館実現について、順次お答えします。

まず、水俣市出身の文学者はどのような人がいるかとの御質問にお答えします。

水俣市出身の文学者で最初に挙がるのは、水俣に育ち、水俣をこよなく愛し、多くの偉業を遺した文筆家として重鎮である徳富蘇峰です。また、蘇峰の弟、小説家として活躍した徳富蘆花、病床でも詩を書き続け、日本詩壇に新しい風を吹きこんだ淵上毛銭、詩人、評論家である谷川雁、民俗学者、地名学者、作家、歌人である谷川健一が挙げられます。

次に、これらの文学者の資料などを市は保管しているのかとの御質問にお答えします。

資料の保管につきまして、蘇峰、蘆花については、蘇峰記念館で原稿や手紙、書などの資料、書籍、写真などの多くを保管・展示し、蘇峰・蘆花生家も一部で保管・展示を行っております。

図書館では、蘇峰、蘆花を含めたほかの資料を、郷土資料コーナーの一部で保管し、閲覧できるようになっております。

また、郷土資料室及び3階書架において、それぞれの文学者ごとにスペースを設けて保管しております。

次に、水俣の文学者の作品が後世の人々にどのような影響を与えると思うかとの御質問にお答えします。

これらの資料や作品は、子どもたちを含め、私たちが郷土の歴史、文化、偉人などを学ぶことで、水俣の自然・歴史・文化を知り、郷土水俣に誇りを持ち、心豊かに生きていく力になると思います。

これまで、水俣出身の多くのすぐれた文学者が多岐にわたり活躍されております。

私たちは、これからも郷土の文学者を顕彰・啓発し、子どもたちを初め、多くの市民に功績を伝えて行かなければならないと思っています。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁、ありがとうございました。

この質問をするに当たって、久しぶりに私はわくわくしながら質問を考えておりました。文学館を考えるということで、3つ具体的に自分で理由を持っております。

1つは、大変個人的で申しわけないんですけども、水俣市に生まれた文学者の作品は、例えば民俗学の谷川健一さんなどの本はたくさんありまして、読みこなしていないものはたくさんありますが、大変読んでいておもしろい、淵上毛銭さんも、何回も何回も読みました。たくさん私に影響を与えた方たちがおられると思います、そのことがまた、市民も同じようにこの文学者の人た

ちから影響を受けてきたのではないかということの思い、それが1つの大きな理由です。

水俣出身の作家は、思想の源流のようなどころでつながっているのではないかということ、その中で感じていました。それを形にするためにも文学館が必要ではないだろうかというふうに思います。もちろん、徳富蘇峰先生の記念館とかございますけれども、やはり多くの文学者を生み出した、その思想の源流を探っていかなければならないというふうに1つ思っています。

そしてもう一つは、ある水俣出身の作家ですけれども、実際に私の友人に自分にまつわる本とかがもういっぱいになって、置いてもらえるところがないだろうかという相談をしたということ聞きまして、先ほど質問の中にも水俣市の文学者の資料というのはどういうふうになっているのかということをお聞きしたんですが、大変有意義なものがたくさんある中で、それが散逸してしまうのではないかというようなことを考えて、やはり文学館が欲しいというふうに思ったのがあります。

それからもう一つは、大変具体的になります。薩摩川内市にある川内まごころ文学館というのがあります。行かれた方はおられると思いますけれども、この文学館は釣りバカ日誌が薩摩川内市で撮影をされたときに、そのモデルになったところ、鈴木建設がつくろうとしたという、そういうシチュエーションになったところらしいんですが、昨年やっと一度見学をさせていただきました。そして、今回2度目は、つくられた経緯などを聞きたかったので、文学館に訪れて、館長さんからお話を聞いてきました。

ちょっと長くなりますけれども、文学館のメインというのが、薩摩川内市の場合は、白樺派の有島3兄弟、私も有島武郎さんが大好きだったんですけれども、3兄弟の父親が薩摩川内市の出身で、特にこの兄弟の中の里見淳さんという方がいらっしゃるんですが、その方の文芸資料が置いてある。それと、総合雑誌改造、たくさんの文学作品をその改造の中で生み出していくんですが、ジャーナリストの山本実彦さんが薩摩川内市の出身なんです。芥川龍之介や志賀直哉とかいろんな方たち文豪の作品の原本、書いた原稿を山本実彦さんが持っておられて、それが文学館に掲示されているということで、大変おもしろく感じて帰ってきました。

この文学館は、歴史資料館と併設されていて、年間、1万人以上の来館者があるそうです。展示だけではなく、イベントとして作家を呼んでの講演会だとか、この間もありましたけれども、映画東京物語などの上映とか、子どもたちへの読み聞かせなども行っているということでした。

そして、本当に具体的に文学館をつくる時に、どうされましたかというふうにお聞きしましたら、まず、文学の建設趣意書というのが市民の有志から提出されまして、薩摩川内市の総合計画の中に事業を登録したそうです。それから、本当に15年間かかっている着工になったそうなんですけれども、私は、この薩摩川内市の歩みを見る中で、長い時間がかかる中で、市民や学芸員が収集とか検討、議論を重ねて、やっとその文学館にたどり着いたんだということを感じて、やは

り水俣市もそのような歩みをしていく必要があるのではないかなというふうに思いました。

また、水俣市の淵上毛銭の関係の方や、それから図書館の関係の方にも意見を聞きましたけれども、今、水俣市民は私たちの郷土の文学者に対して、本当にきちんと評価をしているのかというと、評価をしていないんじゃないかというふうに自分は思っているという意見がございました。

その仕事の中で、文学館をつくる中で、私たちは自分たちの郷土の文学者、そして自分たちの生まれたところを一つずつ愛していけるように、そんな文学館をつくっていくということが大事ではないかなというふうに思っています。

ここに、突然ですけども、1冊の本がありまして、これは谷川健一さんという大変すばらしい作品を書かれる方だと思っているんですけど、民俗学者というふうに言っているかと思うんですが、この谷川健一さんが亡くなってから、越境する民俗学の巨人ということで、1冊の本ができました。これは日本の民俗学者、それから評論家が谷川健一に向けて、これからどのような民俗学、文学を日本がつくっていかなければならないのかということをもとめたものなんですけれども、この中に、ちょっと長くなりますが、こんなことが書いてあります。

文章は、谷川健一と谷川雁ということでの戦後精神史の捉え直しに向けてということを書かれています。前田速夫さんという評論家書いたものですけども、この2人のことを、

顧みれば、両者には大和朝廷にまつろわぬ隼人の王のような、あるいはおくれてやってきた維新の志士のような（もちろん中央政府からは冷遇された西郷隆盛を指示する一派だ）面影があった。私がダブルイメージするのは、同じ水俣出身の徳富蘇峰、蘆花兄弟である（どちらがどちらかということではない。相違点についてもここでは触れない）。

それが九州の、熊本の風土というものであろうか、一時期両者の魅力に引かれて、無名時代の松永伍一、森崎和江、高木護、上野英信、渡辺京二、石牟礼道子、中村きい子といった個性的な面々が親しく集った。当時は余りに地方的土着的であるとして限定的な評価しか得られなかった彼らの仕事が、近年全国区としてクローズアップされている。加えて健一・雁兄弟の下には、中国史の谷川道雄（京大教授）、日本エディタースクール校長の吉田公彦という飛び切り秀才の弟たちもいた。これに健一・雁が東京で築いた著名な評論家や学者のグループを合わせるなら、それが一種独特の星雲を形成していたことに思い至るだろう。

戦後史をどう書くか、どう捉え直すか、戦後精神史をどう書き、どう捉え直すか、今大きな課題として浮上してきている。従来は戦前と戦後を分断して、アメリカによる支配やら新憲法の下での象徴天皇制、建前としての平和主義、民主主義、経済発展を肯定的に評価してきたものが大半だった。（中略）

今まではどちらかというと傍流に見られていた健一・雁兄弟の戦後におけるついたり離れたりのジグザグの歩みは、これまでの空隙を埋め、戦後精神史のダイナミズムを根底から捉え直

す上で、好個の道標となる。そして、このことはまだ予感でしかないのだけれど、もしもこうした作業を通して二人から学ぶことがあるとするなら、今後たとえ日本がどうなろうと、私たち一人一人がいや応なく未来へ立ち向かうに際して、何らかの勇気を与えてくれそうな気がするのである。

という長く引いて申しわけありませんでしたが、民族研究家というか、評論家の方が書いておられまして、私たちはやはりこのように水俣市の文学者の方に対して、本当にきちんとした評価をこれから持っていかなければならないというふうに思いまして、ぜひ文学館の実現を、その歩みを始めていただけないかということで、まず1つの質問にしたいと思います。

そして、少し観点が変わりますけれども、総務産業委員会のほうでは、山口県の金子みすゞ記念館に視察に行きました。みすゞの住んでいたかいわいや暮らしぶりを含め、土産物なんかうまく観光に結びつけているなというふうに感じました。

余談ですけれども、薩摩川内市の学芸員の方が、徳富蘇峰先生の記念館に行き、美貴もなかを買い、久木野の愛林館に行きましたと言われて、ありがとうございますと言ったんです。本当にそのように館長さんもおっしゃっていましたが、文学館をつくるならば、観光にきちっと結びつけることが大事ですよと言われましたので、このことについても1つ御意見をお伺いしたいと思います。

そして、また北海道のほうには、港の文学館ですね、それから廃校になったところを利用してある文学館もございます。このことについても市のほうでどのような御意見を持たれるかということをお尋ねして、3つの質問をさせていただきます。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 2回目の質問でございますけれども、文学館を建設して、それを観光施設にもつなげられないかという点であったかと思えます。

市では現在、文学館にかわるものとして御承知のとおり徳富蘇峰記念館及び蘇峰・蘆花生家がございます。これらの施設を文化交流の場あるいは観光・教育施設として、現在活用しているところがございます。今後もこれらの施設を中心に観光にはつなげていきたいと考えています。

また、廃校跡地を利用した文学館の提案がございましたけれども、廃校跡地につきましては、非常に施設が老朽化しているということもございます。多額の改修費が必要となりますので、現在、市のほうで所管しています施設については、多くが老朽化しているということと、優先的に改修が必要になっているということでございます。市の財政状況等を勘案しながら、現状では廃校跡地を利用した文学館については考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3番目の質問に入ります。

先ほど紹介しました川内まごころ文学館ですけれども、初めに有島3兄弟の父有島武氏の生まれた地域のPTAから動き始まったということでした。何よりも、市民からの要望、盛り上がり
が事業の要と思いますけれども、長い間、集中して形にし、施策にしていかなければならないと
私は思っています。

これは、これからもちろん外からの力も必要でありますので、力をおかりしながらやるという
ことなんです。1つここで提案したいのは、水俣環境アカデミアのテーマ、その1つとしてやは
り水俣の文化、文学者、それにきちんと目を向けてもらって、市民協働で時間はかかるかもしれ
ませんが、文学館設立に向けて、または歴史資料館のことも出ておりましたが、このまま
では水俣市は、本当に文化的には低い水準を持っていくことになるのではないかと思います。こ
れから外の力もかりながら、水俣環境アカデミアの方たちとも一緒にやっていけないかなと思
いますので、そこのところは市長の御意見をお伺いできればと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4月に開校します水俣環境アカデミアにつきましては、いろんな研究者の
方が水俣に来られておられる、その中で拠点をつくりたいというのが大きな目的の1つでござ
います。

その中で、当然大学の研究者の方、文学関係の方、そういった方が来られて、水俣をフィー
ルドとして、水俣のそういった作者の方を取り上げていただく、研究していただくというのは非常
に有意義だと思っております。そういった発信もやっていきますし、そういった方がおられたら
積極的に声もかけたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市の不登校児童の現状について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、水俣市の不登校児童の現状について、順次お答えします。

まず、平成27年度の小中学校の不登校児童・生徒は、どれぐらいいるのかとの御質問にお答え
します。

毎月、各学校から教育委員会に、小中学校の欠席児童・生徒報告がありますが、今年度4月か
ら1月末まで、正当な理由なく30日以上欠席している不登校児童・生徒数は11名です。不登校傾
向の児童・生徒は、10名程度おります。また、病気やそのほかの理由等で、30日以上欠席してい
る児童・生徒は約20名、10日以上29日以下欠席している児童・生徒は約40名おります。

次に、過去5年間で、増加傾向にあるのかとの御質問にお答えします。

不登校児童・生徒数は、平成23年度14名、平成24年度15名、平成25年度19名、平成26年度23名と、年々増加傾向でしたが、今年度1月末現在では、11名という状況です。

次に、不登校になっている原因は、どのようなことかとの御質問にお答えします。

平成27年6月に、文部科学省が出した生徒指導上の諸問題の現状では、不登校となったと考えられる状況は、小学校では、不安など情緒的混乱35%、無気力23%、親子関係をめぐる問題19%、いじめを除く友人関係をめぐる問題11%でした。中学校では、無気力27%、不安など情緒的混乱26%、いじめを除く友人関係をめぐる問題16%、遊び・非行11%でした。小中学校を合計すると、無気力や不安など本人に係る状況が原因と見られる不登校が80.2%という結果でした。水俣市の不登校となったと考えられる状況は、不安など情緒的混乱が82%でした。

次に、子どもへの対話、指導は、どのようにしているのかとの御質問にお答えします。

不登校状況にある児童・生徒に対しては、学級担任や養護教諭、教育相談担当などを中心に、家庭訪問や電話連絡等を頻繁に行い、本人と直接会話して、学習面や生活面での相談に乗るなど、さまざまな指導や助言を行い、学校とのつながりが切れないようにしています。登校を促すために、早朝から児童・生徒の自宅に迎えに行ったり、電話をしたりする先生もおられます。

また、教室へ入れない児童・生徒に対しては、保健室や教室とは別な場所などに登校させ、学級担任や教科担任、養護教諭等が個別に学習指導、教育相談を行っています。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も、熊本県教育委員会から派遣していただき、相談や面談を行った児童・生徒もおりました。

次に、子ども自立支援室は、いつから実施され、どのような内容になっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市教育委員会は、平成9年4月、いじめや不登校等の教育問題で悩んでいる児童・生徒や保護者に対して、適応指導教室水俣教室、通称あじさい教室を設置しました。適応指導教室水俣教室では、市内の不登校に陥っている児童・生徒に対して、学校と連携しながら、個別指導や教育相談の場を設け、学校生活への復帰及び社会生活への適応の支援を行っています。

具体的には、国語や数学を中心とした基礎学力の定着や基本的な生活習慣の改善、集団生活への適応、情緒面の安定などを図るために2名の指導員が指導や支援を行っています。平成26年度から、この適応指導教室水俣教室、通称あじさい教室は、子ども自立支援室に名称を変更いたしました。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁、ありがとうございました。

それぞれが、本当に子どもたちのことを思って努力をされているということ、私も教育長が

言われたように、さまざまなところに少しずつお話を聞きに行き、そのように感じました。

ただ、不登校になる原因というところで、情緒的な不安が82%ということです。そうなることには、答弁いただいたような理由というのがあると思いますけれども、まずは何といても親御さんも学校のほうも、その理由を取り除いて、学校にできれば行けるようにするということがまず必要であるだろうと思います。

ただ、それでも学校へ行くことができない、それから仲間とのきずなを回復することができない。私が聞きましたところの方では、学校自身のあり方にそぐわない、そんなことを思っている子どもがいることも聞いております。

不登校になるということには、それぞれに状況は違うと思うんですけれども、やはり私が一番ここで言いたいのは、親も子どもも悩みの中にある、そのことをやはり私たちはわかっていなければいけないんじゃないかと。20年ほど前に、私は中学生の子どもを育てて、娘が中学生だったんですけれども、その当時の不登校の親御さんが、あるときこんなことをおっしゃいました。

子どもが不登校になってから、何だかもう頭が上がりらんような気持ちになって、空を見上げたら涙が出そうになりますって、そんな心情を言われたのを思い出します。誰も本当は悪くはないんだろうと思うんですけれども、多分、子どもたちも長いトンネルの中にいるような感じではないかというふうに思っています。

ときには親とのトラブルがあって、自虐的になったり、暴力的になったり、過ぎてしまったら成長過程だったんだなというふうに思えるかもしれないんですけれども、そのとき、本当に親も子どもも、深い相克の中で向き合っているというふうに、私は感じています。

国はどんなふうにこのことを捉えているのかということで、少し調べてみましたが、不登校の児童・生徒への支援についてということで、中央教育審議会の初等中等分科会における主な意見という文書があるんですけれども、その中に、不登校については、特定の子どもに特定の問題があることによって起こるのではなく、どの子どもにも起こり得るということとして捉える必要があるというふうに国も捉えています。

しかし、当事者のほうは、やはり義務教育を休むということでの負い目や、いろんなことが心に大きくのしかかっているというふうに思っています。

本当にいろんなお母さんたちに話を聞いたら、ある近所の方から親だったら首に縄をつけてでも学校に連れていくべきでしょうか、あなたの育て方が悪いとかいうふうに言われたとかいうことを聞いていまして、私はまず第一に、自分の子どもがそういう状況になったときにはということをも市民全体が考えて、この問題を捉えていく必要があるのではないかと今、本当に思っています。

ここで現実的な質問をしたいと思います。

本人の進路とか、社会的な自立ということも、精神的なことのバックアップも含め、しなければいけないということですが、現実的には、その問題がありますが、子ども自立支援室ということで、先ほど教育長も答弁いただきましたが、この子ども自立支援室を不登校のお母さんたちが知らなかったという方がおられまして、この子ども自立支援室について、どのような周知をされているのかということをも1番目のまず質問にしたいと思います。

それからもう一つです。これも親御さんたちとの話の中で、やはりどうしても家に閉じこもりがちになって、子どもたちの居場所をもう少し広げることができないかという、東京周辺のほうでは、コミュニティセンターなどで、不登校の子どもたちを預かっていたりとかするようなんですけれども、私はあるお医者さんの自分史を思い出しました。私が生きていたのは、学校の図書館には行けない、市立の図書館のおかげというのを讀んだことがあったんですけれども、図書館があったので、命をつなぐことができましたというふうに、その先生は書いておられました。

まずは、図書館などに、不登校の子どもたちが行ける居場所を持つことができないかということをも、2番目の質問にしたいと思います。

それと、子どもの精神面などの相談、かなり専門的な対応が必要となると思います。これにはスクールソーシャルワーカーとか、さまざまな方々がかかわってくださっていると思うんですけれども、ぜひこのスクールソーシャルワーカーの充実、もっと人員をふやして、子どもたちに対応していただくことができないかと思いますので、この3つのことを質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 子ども自立支援室の存在について、まずお尋ねでございましたけれども、児童・生徒が不登校状況になった場合、いきなり児童・生徒を子ども自立支援室への入級を勧めるということではなくて、まず学校への登校を第一に考え、児童・生徒本人のみならず、家庭への適切な働きかけや支援を行います。

場合によっては、スクールカウンセラー等の専門家による面談や相談を設定いたします。

しかし、児童・生徒本人や保護者への働きかけ、あるいは関係機関との協力を得ても、学校へ登校できない場合、学校から保護者へ子ども自立支援室を紹介いたしまして、早期に学校復帰ができるような状況にできるように対応している、そういった状況でございます。

保護者や児童・生徒に対して、PTA総会、あるいは全校集会など公の場で、子ども自立支援室を紹介するという事はいたしておりません。今後は保護者等に広く周知するために、子ども自立支援室のパンフレットの作成を現在、考えているというところです。

それから、子ども自立支援室のほかに、地域や図書館などの場所に、学校に登校できない児童・生徒の居場所を広げることはどうかということでございます。

議員御指摘のとおり、大変大切なことであると考えます。しかしながら、児童・生徒の登下校の安全面や管理面の問題、公共施設での他の人の目に触れるということなど、克服すべき課題がございます。現状では、かなり難しい状況ではないかと思えます。

それから、スクールソーシャルワーカー、あるいはカウンセラー等の専門家を配置する必要があるのではないかとございました。平成27年6月に文部科学省が取りまとめた生徒指導上の諸問題の現状によりますと、指導の結果、登校する、または登校できるようになった児童・生徒に特に効果があった学校の措置としましては、電話をかけたり、迎えに行ったりして働きかけたことや、家庭訪問を行ったこと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が専門的に児童・生徒や保護者に対する相談を行ったことなどが上位に挙げられている、そういったことをございます。

市といたしまして、今年度、熊本県の教育委員会のスクールカウンセラー活用事業というのをございますけれども、水俣第一中学校と水俣第二中学校にそれぞれ2名のスクールカウンセラーが拠点校として配置をされ、水俣第一小学校、水俣第二小学校、水東小学校、湯出小学校、袋中学校が対象校になっています。

しかし、スクールカウンセラーの訪問日が月に数回と非常に限られているために、学校の実態に応じた十分な面談ができてない、そういった状況にございます。各小・中学校では、芦北教育事務所配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに支援申請を行いまして、今年度26名の児童・生徒が面談や家庭訪問等を受けております。

一度、面談を受けた児童・生徒にはスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーが何度も面会や家庭訪問をしていただいております。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、そういった専門性のある方が配置できるというのは、非常に望ましいことであるというぐあいに考えますので、努力してまいりたいと思えます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 ありがとうございます。図書館のことは、ぜひもう少し前向きに考えていただけないかなというふうに思い、要望いたします。

あるお母さんから1月21日の熊本日日新聞の記事をもらいました。そこには、多様な学びの場不可欠という題で、さっきちょっと質問しましたスクールソーシャルワーカーに関する事で、こんなことが書いてありました。

東京学芸大学は、2015年度に教育学部を再編、新たに設置したソーシャルワーカーの養成コースの選択科目にフリースクール、シュタイナー学校、サドベリースクール、外国人の学校運営者らを講師に招き、さまざまな学びの場の実態について解説する講座を設けたとあり、フリースクールなど学校以外の教育に、公教育の軽視につながるという意見もありますけれども、まず現状を

知るべきだということを強調したいとその記事には書いてありました。

先ほど、ソーシャルワーカーの充実という質問しましたがけれども、この学びの内容というのは、学校に戻ることができない児童・生徒に対処するとき必ず、多くのヒントになることではないかというふうに私は感じました。

そして、今すぐ実現するということはできないかもしれませんが、多様な学びの場ということをやはり水俣も実現する必要があるのではないかと、国のほうもこのままではやはり不登校の子たちや、また今の学校教育について公教育だけでは、やはり賄い切れないものがあるということをごろ指針を出しているようですけれども、私は水俣の中でも、もっと子どもたちにとって、多くの学びの場が実現できるように願って、ここは質問ではなく要望に変えたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、川内原子力発電所再稼働後の市民の安全を守る施策について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、川内原子力発電所再稼働後の市民の安全を守る施策について、順次、お答えをいたします。

まず、1月26日に行われた市民向け説明会において九州電力は市民の事故は起こらないのかという質問にどのように回答したのかとの御質問にお答えをいたします。

九州電力からは、科学的に安全に絶対はないと思っている。地震、津波等の原因について、今後も継続的に安全を積み重ねていきたいとの趣旨の回答がありました。

次に、同じ説明会において、重大事故時の対策拠点をどのようにすると回答したのかとの御質問にお答えをいたします。

九州電力から、重要免震棟を撤回し、代替緊急時対策所を建設することについて、代替緊急時対策所については、求められる機能についてはクリアしている。原子力規制委員会の審査会からどのような回答があるか注視しているとの趣旨の回答がありました。

次に、障がい者や高齢者が安全に避難できる計画はどうなっているのかとの質問に、九州電力はどのように回答したのかとの御質問にお答えをいたします。

九州電力からは、避難計画は自治体をお願いしている。5キロメートル圏内の要援護者の避難等については、国、自治体と連携し、防災対策に取り組んでいきたいとの趣旨の回答があり、これらの支援については、できることを支援していくとの回答がありました。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

1月26日は、前の日が大雪でした。開催が危ぶまれる中での説明会でしたが、市民から、まず安全だというふうに原子力規制委員会には言っているけれども、本当に事故は起こらないのかということ九州電力のほうに問いました。九州電力はこう答えました。自動車事故のように、絶対安全はないというふうに答えられたんですね。自動車事故があるでしょ、あれも絶対安全とは言えないでしょというような答えですね。これは、気をつけていてもと、つけ加えるつもりだったかもしれませんが、自動車事故と放射能事故を同じ土台で話をする姿勢に、本当に市民から怒りの声が上がりました。

この説明会には、前もって4つの質問が用意されていましたが、やはり一番は、1月に免震重要棟のことで、大変論議が続いておりましたので、この問題、それから避難計画の問題が2つ大きく挙げられると思いましたが、過酷事故が起こった場合の対策拠点ですね。新聞紙上で先日も社説で取り上げられておりましたけれども、福島の場合は、この免震重要棟というのがありまして、そこが残ったので、事故の収束にきちんと当たれた。まあ、きちんとということはあれなんですけれども、当たるのが何とかできたという場所でございます。これは必要な役目を果たしてきたわけなんですけれども、九州電力は原子力規制委員会の審査の過程では、ことし3月末までに、約6,600平方メートルの免震重要棟を新設し、その中に約620平方メートルの緊急時対策所を置くということを言って、原子力規制委員会を通したわけです。ところが昨年12月、再稼働に向けて、暫定的に設けた約170平方メートルの小規模な耐震設計の対応拠点を使い続けるという方針に転換したんですね。免震棟の新設を撤回するかわりに、社員らの医務室などが入る耐震支援棟を暫定施設のそばに置くというふうな、そういうふうな計画を言いました。これには本当に経費の削減を言ったのではないか、また早く再稼働をさせるために、とりあえずはつくりますよというふうに言ったのではないかということが、堂々と熊本日日新聞の社説にも載っておりましたけれども、本当にもう九州電力の姿勢を問われることだというふうに私は思っています。

そうでありますけれども、現実的には再稼働しておりますので、この問題、重大事故時の対策拠点について、ぜひ水俣市のほうから九州電力に、本当に近隣住民の命を守るために、対策をしてほしいということをまず要望していただきたいというふうに思います。

1月26日の市民説明会には、水俣病の胎児性患者の方も、本当に雪のまだ積もっている中に参加しておられましたが、今、防災の問題でも要介護者の方々、病院に入院されている方とか、そういう方たちの避難をどうするかということが大変問題になっているわけです。その中で、放射能の被害を受けたときに、このような要援護者といわれる方々が本当に避難をきちっとできるのかということですね。避難をする途中で、福島の場合は亡くなった方がおられたわけなんですけれども、そこのところを無責任にしてもらっては困るというふうに、私は思っています。

この説明会に出た方たちは、自分たちが再稼働しながら、国のほうに任せてしまって、人ごと

のようだという批判が本当に起こりました。当事者として、納得のいくかわり、責任を果たすべきであるというふうに、そういう意見が出ておりました。また、ある女性の参加者からは、重大事故が起こった場合の責任や補償を、文書で示してくださいという要望もありました。これは新聞記事にも載りましたが、本当にそれぐらいきちんと受けとめてもらいたいというふうに私は考えております。

それで今申し上げたように、市のほうから要望書を出していただきたい。1つは今申し上げた免震重要棟の問題、それから避難計画にきちんとかかわる必要があるということ、そして水俣市に対して、ちゃんとした答えを出してもらいたい、そのように思っています。

そしてそれに加えて、要望書にぜひ加えていただきたいのですが、この説明会で一番大事だったのは、九州電力のほうは事故は起こるかもしれないというふうに答えているわけです。また、避難計画には言葉は違いますが、責任は持てないということでは言っているわけですから、川内原子力発電所の稼働を、私はこのことについて責任をとれないのならば、やめてもらえないかということ、そのことをつけ加えていただけないかというふうに思いますので、このことを質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） まず、順番に行きますと免震重要棟につきましては、非常に専門的なことでありまして、私たち専門的知見を持ち合わせておりません。そういった判断は、知見を持っていらっしゃる方の判断が必要と考えておりますので、それにつきましては、コメントは控えたいというふうに思っております。

九州電力について、避難計画をつくる場合、積極的にかかわっていただきたいということが2つ目だったというふうに思います。

避難計画につきましては、国等が主体的に関与していただかないと、実効性がある避難計画の作成は難しいというふうに考えているところでございます。今後、避難計画等を作成する場合には、当然九州電力にも責任を持ってかかわっていただきたい、そういったことは伝えていきたいというふうに思います。

それと、3つ目は原子力発電をやめるということを九州電力のほうに明記できないかということですが、それについては、そういった意見があったということは伝えてはいきたいというふうには思っております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 市長、済みません。要望書の形でやはり市のほうから要望書を出してもらおうということは大きなことなので、ぜひ検討をしていただけないかということなんです。伝えますということではなく、そのような形で検討していただけないかというふうに思っております。

最後の質問なんですけれども、先日2月6日に水俣で貴重な講演会がありました。私は市役所の各課全部ではなかったですけれども、なかなか聞けないのと思ってチラシを持っていかせていただいたんですが、元京都大学原子炉実験所助教授の小出裕章さんという人ですね。知っている人はかなり有名な方なので御存じだと思いますけれども、やはり東日本大震災から5年ということで、私たちも忘れていたようなことを、またたくさん思い出させてくださったなというふうに思うんです。福島第一原子力発電所の終息というのが、まずどれほど困難であるか、放射能という危険な中で、人間が終息に当たれないということを冒頭に言われまして、ロボットがたくさん入っているんだけど、ロボットがことごとく壊れてしまっているらしいんですね。私もそのところは、ちょっと壊れているのかどうかというところまで知らなかったんですけれども、ことごとく壊れている。

もう一つは国が発表している汚染地図があるんですけれども、それをもとに東北地方とか関東地方に広がる1立方メートル当たり1から6万ベクレル以上のセシウムが降り積もったところ、それが福島県の約半分を中心に、東北地方と関東地方の広大なところを放射線管理区域にしなければいけないということだったんですよ。

その放射線管理区域という中身をきちっと私も理解していなかったんですけれども、実はそこには人が住めないところですね。この放射線管理区域とは、放射線の発生装置とか原子炉や核燃料物質を取り扱う従事者の安全を確保するために、法律で定めてあることなんですけれども、放射線管理区域内では、水を飲むことや食べ物を食べることもできない。本来はそのような地域の中に、今も暮らし続けている。その法ができていくわけですから、緊急事態宣言ということで、法を破らざるを得ないということで、法を破ったまま5年間が現在も続いているということを改めて言われまして、ああ、なるほどなということを思いました。毎日のように福島のことをテレビとかに映っているんですけれども、そのような中でやっぱり暮らしているということを改めて思い直したということがあったと思います。

それから、一応、民主党政権下では、原子力発電をゼロにしていくということで、方向性を出していたと思います。今の政権がなぜ、この原子力発電をとめることができないのかということ、そのときに語られたんですけれども、これは1992年に外務省の幹部が談話として、日本の核武装の選択を捨ててしまわないほうがいい。保有能力は持つけれども、当面政策として持たないという形でいく。そのためにもプルトニウムの蓄積とミサイルに転用できるロケットは、開発していかなければならない。核武装を公式の政策の枠外で進めるべきだというふうに、この1992年に表明したということなんです。

それと、2012年には、原子力基本法に、今度は安全保障に資するためという目的が入っています。これは、言葉をかえると、核兵器の開発ということですね。私は今どうしてこんなに電気も

足りてきているのに、福島も終息しない、それから60%の国民が反対している中で、なぜ進めていかなければいけないのかということを変更してこの講演の中で勉強をいたしましたけれども、やはり避難計画を国が率先してやらなければいけない。たった一つの企業、一企業のために避難計画をつくり、やっていかなければいけないというのには、そのような核兵器の開発ということを見野に入れていたということではないかという、そのような私見を小出裕章先生はおっしゃられました。

本当にまたその夜、眠れなかったんですけども、でも私ども現実的に40キロメートルから50キロメートル圏内というところにおりますので、ここは国から見離された地域、飯舘村と同じようになれば避難しなければいけないが、私どものところは面倒は見ないというふうに国は言っておりますので、どうしても自分たちで何とかしなければいけない、避難計画を立てなければいけないんじゃないかというふうに思っています。

2月に私どもの会派で同じ距離、40キロメートルから50キロメートルのところにある兵庫県の篠山市が原子力災害の避難計画をつくっていますので、視察に行こうと思って連絡をしたんですね。そうしましたら、済みません、その週はヨウ素剤を配布しますので、もうとてもじゃないけれども、皆さんの視察につき合っていることはできませんということで、回答が来まして、もう他の自治体は既に対応が始まっているんだなということをも身をもって感じました。

担当の職員の方にも、申し上げたんですけども、もう市の職員の方も私ども議員も一緒に先進地をきちんと訪問して、きちんとした避難計画をつくる必要があるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひこのことを前向きに考えていただけないかということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 質問は、一緒に職員が行くかという、そこでもよろしいですかね。

他自治体の取り組みにつきましては、うちのほうも担当課に昨年言いまして、滋賀県の大津市、そして京都府の京丹後市には視察に行かせました。そして報告も受けております。

今後、議員の方々に視察等があるときには、必要に応じて検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時41分 休憩

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 おはようございます。

政進クラブの中村幸治です。

水俣市の平成28年度の予算が、今定例会に提案されました。予算総額は、歳入歳出それぞれ154億2,579万4,000円で、平成27年度当初予算に比べ6億4,857万2,000円、4.3%の増額になっています。予算の詳細については委員会で十分議論いたしますので、ここでは予算の決め方について質問をいたします。水俣市の市政を左右する執行部の考え方をお聞きしたいと思いますので、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。最初は、水俣市地域公共交通網形成計画についてです。

この計画は、環境モデル都市を目指す水俣市の公共交通の維持、活性化を図るのを目的として策定されました。公共交通には、路線バス、鉄道、タクシー、みなくるバス、乗合タクシー等がありますが、私の質問は、主にみなくるバス、乗合タクシーについて以下の質問をいたします。

①、地域公共交通の課題はどのようにして見つけ出し、集約したのか。

②、地域公共交通の中で、みなくるバス、乗合タクシーの課題は何か。また、課題に対する取り組み方針は何か質問をいたします。

次に、市道管理について質問します。

ここ数年、水俣市民の方々から、道路の補修、草刈り等等道路管理についての声が聞こえてきます。市として年間どれくらいの処理が必要か調べてみたところ、市民の要望等に応えるためには、水俣市の取り組み方針を明確にして事業展開をしていく必要性を感じましたので、以下質問をいたします。

2、市道管理について。

①、市が管理する市道総数427路線、実延長距離約330キロメートルのうち、草刈りや枝打ち等の管理が必要な道路は193路線、延長約249キロメートルと聞いている。市民からの要望等も相当多いと思うが、その要望に対する処理は対応できているのか質問します。

②、草刈りや枝打ち等の処理について、直営、外注、地域住民のボランティアなどと思うが、それぞれの処理の距離とそれに対する経費はどれくらいか。

③、地域の高齢化や人口減少によって地域住民が行う市道の草刈り等は、今後負担が大きくなっていくと思われるが、このことについてどのように対処していくつもりか質問します。

次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理と、水俣駅周辺整備事業について質問いたします。

(1) 肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理について。

①、水俣駅構内入り口が夜8時に閉鎖される現状が続いている。この件は12月議会でも取り上げられたが、12月以降、肥薩おれんじ鉄道との協議は行ったのか。

②、1月24日大雪が降り、水俣駅の待合室等が利用できず混乱が生じたことについて市は把握しているのか。

(2) 水俣駅周辺整備事業について。

①、周辺整備事業について、1月に地元住民への説明会が行われたが、どのような意見要望等があったのか。その要望等については整備計画に反映できるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 中村議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣市地域公共交通網形成計画については総務企画部長から、市道管理については産業建設部長から、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理と水俣駅周辺整備事業については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（福田 斉君） 水俣市地域公共交通網形成計画について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 初めに、水俣市地域公共交通網形成計画について、順次お答えします。

まず、地域公共交通の課題は、どのようにして見つけ出し、集約したのかとの御質問についてお答えします。

水俣市地域公共交通網形成計画は、平成26年度に策定しております。策定に当たっては、市で既に策定しているまちづくりに関する各種計画の調査、人口要因や施設の分布・移動状況などの基礎調査、バスや乗合タクシー、鉄道の運行状況、利用者状況等の公共交通の現況、市からの財政支援状況を踏まえ、路線の評価を行っております。

また、これらの数値データだけでなく、市民や観光客の利用実態やニーズを確認するため、特にみなくなるバスなどの利用が多い65歳以上の市民を対象とした郵送でのアンケート調査、通学などで利用が想定される水俣高校生を対象としたアンケート調査を行っております。

また、山間部での利用実態を把握するため、まちかど健康塾に出向いての聞き取り調査などのほか、新水俣駅・水俣駅・湯の鶴温泉・道の駅みなまたでの来訪者聞き取り調査、自治会長代表

者会、バスやタクシーの運行事業者、身体障害者関連団体、社会福祉協議会、みなまた観光物産協会などへヒアリングを行っております。

これらの数値データ、ヒアリング結果などをまとめた上で、分析を行い、課題を洗い出し、さらに、運輸支局、県、バス・タクシーの運行事業者、国・県・市の道路管理者、福祉・観光関係者などで構成する水俣市地域公共交通会議において精査いただいた上で、集約をしています。

次に、地域公共交通の中で、みなくるバス、乗合タクシーの課題は何か。また、課題に対しての取り組み方針は何かについてお答えします。

まず、みなくるバス、乗合タクシー共通の課題として、利用者の減少に伴う運行収入の減少、燃料費などの高騰により、事業者の運行赤字が増加しており、それに伴い赤字補填を行っている市の財政負担が年々増加しております。

また、みなくるバスに係る課題として、新幹線利用における新水俣駅でのバスの接続が悪いこと、利用環境の改善としてバス停へのベンチの設置、路線が長いバス路線における運行効率が悪いことがあります。

さらに、乗合タクシーに係る課題として、利用者が著しく少ない路線を今後どうしていくかが大きな課題となっております。これらの課題に対応するため、みなくるバスについては、九州新幹線との接続による利便性を改善するため、平成28年3月28日から新路線、新水俣駅・エコパークみなまた間の運行を行い、改善を図ることにしております。また、利用環境の改善として、水俣・芦北地域木材需要拡大協議会から、バス停に設置するベンチ11台を3月下旬に寄贈いただくこととなっておりますので、希望のあった各自治会に配布を行い、バス停にベンチを設置いただくこととしております。

このほか、将来の利用者増加対策として、先日幼稚園児を対象とした乗り方教室を開催いたしました。今後、他の幼稚園や保育園だけでなく、要望のあった団体や地域を対象に実施していきたいと考えております。

また、乗合タクシーの運行効率改善につきましては、現在、水俣市地域公共交通網形成計画の実施計画編の検討する中で、路線の廃止基準などの策定を進めており、それらの基準を踏まえて、今後地域説明会などを行い、利用の改善が図られない場合には路線の廃止も検討しなければならないと考えております。

全ての課題を解決することはなかなか難しいところですが、みなくるバス、乗合タクシーを運行いただいている運行事業者と連携して、市民の皆様の声もお聞きしながら、利用しやすい公共交通網の維持を図っていく考えです。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁ありがとうございます。

地域公共交通の課題について、今答弁をいただきました。

一応、私もこれ中身を相当読ませていただきました。この中で、それぞれのところから、いろいろな要望関係等が出ているということも、ちゃんとここに書いてあります。

みなくるバスについては、葛彩館のみなくるバス停と南国バス停が約100メートル離れているので、乗りかえがしづらいということも書いてあります。それと、日当、大川地区では、住宅からバス停までの距離が1キロメートル程度あり、バスが利用しにくい。それと深川地区は行きはみなくるバスを利用するが、帰りの時間帯が合わず、タクシーを利用している。それと、これは私が市の担当者と話をしたんですけど、月浦坂口の停留所、この問題が1つあるということ。

それと、乗合タクシーについては、一般タクシーと同じようなドア・ツー・ドアの対応をしてほしい。それと乗合タクシーを増便してほしい。それと、始発が午前7時30分なので、午前8時にしてもらえないかということもこれに書いてあります。それと、乗合タクシーの市内3路線、これ猿郷線、それと大迫・牧ノ内線、それと坂口・八ノ窪線と、一般タクシーのエリアが競合をしているので、廃止してほしい。このような要望関係等が出ていますけど、これら一つ一つは答えなくてもよろしいんですけど、これらを課題として取り上げ、論議をして、方針に反映されているのかどうか、その点を1点質問したいと思います。

次に、みなくるバスのおれんじバス、これは、湯の鶴方面のバスなんですけど、現在、茂道方面とルートが一緒というふうになっているはずですが、この計画の中でも、観光面とか利便性、そういうのを考えるということになっていますので、1つこれは私の質問なんですけど、茂道と湯の鶴方面のルートが今1つになっていますね。もし観光面や利便性を考えるということであれば、このルートを分けるということが、この計画の中では考えられているのかどうか、その点を2番目の質問とします。

それと、あと1点は、みなくるバスのどこでも乗れるという、フリー乗降の関係もこの計画書の中に若干入っているのかどうかちょっとわかりませんが、みなくるバスのフリー乗降についての導入の状況と、今後の導入についての考えをどのように思われているのか、この3点を質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） まず、第1点目、この水俣市地域公共交通網形成計画の各種課題がどのように課題を反映しているかの御質問について、まずお答えします。

この点につきましては、もちろん全ての課題を一挙に解決することはできませんが、先ほど申し上げました水俣市地域公共交通会議の中で一つ一つ、例えば新水俣駅までの直通の路線をつくらとか、あるいは先ほどおっしゃったバス停の区間が100メートル離れているとか、そのような個

別のやつ、あるいは運行時間について、もう少しどうにかできないかということについては、その中で検討をしておるところであります。

本年度は例えば、市内のほうから新水俣駅までの接続をよくするとか、そんなこともとし検討課題が挙がって、その解決に向けて検討したところでもあります。

第2点目なんですが、恐らく茂道・頭石・招川内線の件ですね。この件につきましては、最長で約30キロメートルの路線になっております。水俣市地域公共交通網形成計画の中では、直接言及しておりませんが、改善を図る上で、路線の分割についても現在、検討課題に挙がっております。

今後、みなくるバスを運営されている産交バス株式会社との協議も重ねながら、沿線住民の方の御意見も伺って、そしてさらに検討を進めていこうと考えております。

路線の分割・統合につきましては、今度は運行時間の見直しやあるいは運行业者の対応ができるかどうか、この辺もありますので、この辺も慎重に進めさせていただきたいと思います。

フリーの乗降等の導入状況及び今後の考えですけれども、今ちょっとフリーの乗降等があるとはお聞きしているんですが、ちょっとデータの的には手持ちがありません。こちらのほうも検討していきたいと思います。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 この水俣市地域公共交通網形成計画、この計画は、平成27年から31年の5年間というふうになっているというふうに思います。

先ほど、部長の答弁の中で、乗合タクシーについては実施計画をどうのこうのという答弁がたしかあったと思いますけど、この詳細について、これは方針だけが出ているものですから、詳細については実施計画というのが今後どうなっていくのか、それを1点質問したいと思います。

それと、一番肝心なのは、この計画の達成状況ですね。この評価については、水俣市地域公共交通会議の中で、PDCAサイクルによる評価というふうにはうたってあります。よく聞く言葉ですね、PDCA。当然これは大事なことだというふうに思っています。

そして評価については、平成29年から毎年行うということになってはいますが、その評価の結果について、水俣市民とか議会に報告というのは、どのような方向で報告されるのか。私たち議会はまずこれをもらってなかったものですから、私がこれは一応もらいに行ったという経緯がありますので、その評価について、今後、市民あるいは議会にその評価をどのように報告をされるつもりなのか、2点目質問したいと思います。

それと、部長の答弁でもちょっと触れました。そして、この中にも書いてあります。公共交通に関する水俣市の財政支援状況、これは特にみなくるバス、乗合タクシー、相当な補助金という

のがかかるということも、私も当然それはわかっております。今後、公共交通を維持していくためには、財政負担が相当大きく厳しい状況になるのではないかなというふうに思っています。その点で、みなくるバス、それと乗合タクシー、この運賃の値上げ等、こういうことをどのように考えられているのか。

以上、質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 御質問の第1点目、この水俣市地域交通網形成計画の実施計画について、どのように進めているのかとのことなのですが、これにつきましては、水俣市地域公共交通会議の中で、例えば路線の見直し、運行時間の見直し、あるいは新しい路線の設置、または利用が非常に少ない路線について、今後どのようにしていくかの廃止も含めてなんですが、検討基準の作成、そのようなものを検討しております。今後も、この水俣市地域公共交通会議の中で実施計画を検討しながら、やっていきたいと思っております。

第2点目、議会への報告、あるいは市民への報告はどのようになっているかなのですが、これについては、どのような形で議会に報告するのか、あるいは市民のほうにどのような形で周知するのかについては、ちょっと今後検討していきます。

3点目、財政負担、特に運賃の値上げにつきましては、市民生活に直結する問題でありますので、非常にこれは慎重に考えなければならないと思っております。運行状況、利用状況、そして市民の方の御意見等をいろいろお聞きしながら、今後もし運賃を値上げするならば、慎重な検討が必要だこのように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、市道管理について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、市道管理について順次お答えします。

まず、市が管理する市道総数427路線、実延長距離約330キロメートルのうち、草刈りや枝刈り等の管理が必要な市道は193路線、延長約249キロメートルと聞いているが、市民からの要望等も相当多いと思うが、その要望に対しての処理対応はできているのかとの御質問にお答えします。

市道に関して市民から寄せられる要望等につきましては、市道の陥没や側溝の改良、草刈りや支障木の伐採など多種多様であり、毎年400件から多い年で500件を超える案件が寄せられております。

平成26年度では、要望件数406件のうち、草刈りや支障木伐採等への要望は61件でしたが、そのうち35件は土木課職員職員による現場班で早急に対応するなど、そのほとんどは対応できており

ます。

しかし、草刈りや支障木伐採等が必要な路線は193路線、延長約249キロメートルに及ぶことから、その他多くの路線では適正な草刈り等の管理ができなかったり、あるいは市民みずからの手で管理いただいているのが現状であります。

したがいまして、全て適正に対応できているとはいいがたい状況ではないかと認識いたしております。

次に、草刈りや枝打ち等の処理については、直営、外注、地域住民のボランティア等によると思うが、それぞれの処理の距離とそれに対しての経費はどれくらいかとの御質問にお答えします。

市道の草刈り、枝打ち等につきましては、一部路線の草刈りや樹木伐採等は業者等へ外注、一部路線の草刈り作業等は地域住民によるボランティアで処理いただいております、その他は直営として土木課非常勤職員による現場班で対応しております。

平成26年度で見ますと、外注分のうち草刈り業務が11路線、約40キロメートルとなっており、樹木伐採業務が1路線ありました。住民実施分につきましては15地区、約35キロメートルで実施いただいております、その他必要な箇所を直営で処理しております。処理経費につきましては、平成26年度決算額から算出いたしますと常勤職員の人件費を除き、全体で約840万円となっており、そのうち外注分は業務委託料で約320万円、住民実施分は燃料や資材支給等で約100万円、直営分は、非常勤職員報酬等で約420万円となっています。

次に、地域の高齢化や人口減少によって地域住民が行う市道の草刈り等は、今後負担が大きくなっていくと思われるが、このことについてどのように対処していくつもりかとの御質問にお答えします。

地域住民で行っていただく市道の草刈り等につきましては、使用する草刈り機の燃料支給や機械等の無料貸し出し、防草シートの資材支給等により、住民の負担軽減に向けた支援を行っておりますが、議員御指摘のとおり、特に山間地域では高齢化率が高く人口も少ないことから、地域住民による草刈り等は年々実施が困難になってきているとの御意見も伺っております。

今後もどういった支援が必要なのか、地域住民の御要望をお聞きしながら維持管理活動の負担軽減につながるよう支援してまいりたいと考えております。

また、地域でどうしても負担できない部分につきましては、当然市が直営で、もしくは外注により実施、管理していく必要があると考えておりますので、今後も引き続き人員・予算の確保に努めながら、市民の安全で快適な交通環境が提供できるように、適切な維持管理を図っていきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁ありがとうございます。

まず、道路の管理の中で草刈り等については答弁ありましたが、水俣市の総延長330キロメートルのうち、約249キロメートルが草刈りとかそういう管理をする距離になりますよということを答弁されたと思います。

まず、適正な時期に草刈りができなかったり、市民で管理のところがあ、市民の要望には100%対応できていないというような答弁も、たしかあったというふうに受け取りました。まず、249キロメートルの中で外注が約40キロメートルですかね。それと住民ボランティアが約35キロメートルということで、これを単純に計算すると、残りの174キロメートル、これを直営で管理しているというようなことになるんじゃないかなというふうに思います。

皆さんどうですかね、この距離、相当な距離じゃないでしょうかね。174キロメートルを草刈り等の管理をしていると、これは相当な作業量になっていくんじゃないかなというふうに思います。また今後は、地域住民で行っている管理も高齢化等でできなくなるという、そのような環境が少し目に見えているんじゃないかなというふうに思います。

それともう一つ、部長の答弁の中で最後のほうだったですかね、今後も引き続き人員、予算の確保に努めながら、市民の安全で快適な公共環境が提供できるように適切な維持・管理を図っていくと、そのようなたしか答弁があったというふうに思います。これは当然、本当にそのように思われているというふうに思います。

私が担当課のほうにちょっとお聞きをしたんですけど、なかなか予算関係等が難しいというような部分をちょっとお聞きしています。そこで、この2回目の質問なんですけど、これは財政担当、総務企画部長になるんですかね。そちらのほうにお聞きをしたいと思うんですけど、担当課としては人員、予算増に向けて予算等の要求は行っているというふうに聞いています。実際の査定経過において、この課題をどのように捉えられているのか、1点質問したいと思います。

それと、現場で働きやすい職場環境というのがこの予算で守られているのかどうか、その点についても質問したいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） まず、第1点目、担当課としては予算とか人員の要望をしているんですけども、この課題についてどのように認識しているかとの御質問にお答えしたいと思います。

市道や公園などの公共施設を地域の住民の皆様に管理していただくということは、第5次水俣市総合計画とか水俣市第4次行政改革大綱にも掲載し、推進してきたところです。しかしながら、地域の高齢化とかあるいは人口減少によって、これまでのように地域で管理できなくなった例も

お聞きしております。

また、個人的に自分の自宅の周りの道路や水路の草取りとか、清掃をしてくださっている方も多くいらっしゃいますけれども、もう体力的にだんだん難しくなってきたという話も聞いております。

議員の御指摘の指導はもとより、例えば公園とか水路などの各種公共施設について、市民の皆様が管理していただいたものが市の管理に移行することによって、市の財政負担も増加するものと認識しております。課題については、私のほうも非常に認識しておりますが、限られた財源の中で費用を捻出しながら、市民の皆様が御不便、御都合をおかけしないようにやっていきたいと考えております。

2点目について、働きやすい環境はという部分があったんですが、それにつきましては、働きやすい環境、1つは職場環境の部分でありまして、あと1つは、道具がちゃんとそろっているかという部分もありますけれども、人員について先ほど申し上げましたが、後者の道具につきましては、必要でありました場合は必要な車両等の購入とか、あるいは人員でありましたら、正規の職員は難しいかもしれませんが、例えば非常勤職員の方で対応するとか、そのような方向で考えていこうと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 確かにそれだけの財源が必要だということは私も十分理解をしています。ただ、市道の維持管理については、市民生活のかなめということなんですね。このことは、やっぱり市民が一番身近に感じる問題じゃないかなというふうに私はそう思います。そうであるならば、市民の要望等にもすぐ対応できる環境、これを整えるというのが今後やっぱり必要ではないかなというふうに私は思っております。市としては、道路管理については、市の重要な事業として予算を含め検討していくことが必要だというふうに思います。

実は、私今回、現在使用している作業用トラック、これを見させてもらいました。びっくりしましたですね。まず、古いというのはこれは間違いないんですけど、命を守るシートベルト、これが自由に引き下げることができなくて、もうここが固定になっているんですね。相当古いんじゃないかなというふうに思っています。それと、エンジンをかけたときにあの振動、これは運転なかなかできないですよ。査定の中で利用していないという、そういうことがあったようなこともちょっと聞いていますけど、当然利用できない環境じゃないかなというふうに私自身はそこを感じました。こういうことが、やっぱり職場環境ということかなというふうに思っております。

先ほど部長が答弁されたかどうかちょっとわからなかったもんですから、最後の質問として作業に必要な車両や機械、機具の更新、または人員増も含めた作業環境の改善拡充が必要というふ

うに思いますが、これをどのように思われるか、これを最後の質問としたいと思えます。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 中村議員御指摘のとおり、作業に必要不可欠な車両とかあるいは機械類の更新、作業環境の改善・拡充は必要だと思っております。しかしながら、また繰り返しのようになりますが、人員も予算も限られております。限られた職員の中で、例えば非常勤の職員の方を増員したり、あるいは先ほどおっしゃった必要な車両の更新等も行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理と水俣駅周辺整備事業について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理と水俣駅周辺整備事業について順次お答えをいたします。

まず、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理についてのうち、水俣駅構内入り口が夜8時に閉鎖される現状が続いている。この件は12月議会でも取り上げられたが、12月以降肥薩おれんじ鉄道との協議は行ったのかとの御質問にお答えをいたします。

昨年12月議会において塩崎達朗議員からの駅舎の終電まで延長できないのかとの要望を受け、12月24日に開催されました肥薩おれんじ鉄道株式会社の取締役会の場で、再度終電まであけられないのか、もっと市民の利便性を考えてほしいと強く要望したところでございます。しかしながら、肥薩おれんじ鉄道からは、終電までとなると、他の駅とのことを考えると難しいとの回答がございました。また、本年1月に、肥薩おれんじ鉄道から新年の挨拶に来られた際にも、再度お願いしておりますが、今のところは難しいとのことであります。

今後も引き続き、要望を行いながら、よりよい方向性を探ってまいりたいと思っております。

次に、1月24日大雪が降り、水俣駅の待合室等が利用できず、混乱が生じたことについて市は把握しているのかとの御質問にお答えをいたします。

1月24日は、国道3号線がチェーン規制になるなど、近年まれに見る大雪となっており、市役所には、さまざまな被害状況の報告が来ておりましたが、議員御指摘の水俣駅の待合室の件については、市役所には、直接苦情等は寄せられておりませんので、把握はいたしておりません。また、肥薩おれんじ鉄道本社に問い合わせましたところ、肥薩おれんじ鉄道にも苦情等はなかったとのことであります。

次に、水俣駅周辺整備事業について、1月に地元住民への説明会が行われたが、どのような意

見要望等があったのか、その要望等については整備計画に反映できるのかとの御質問にお答えをいたします。

地元住民の皆様にも、基本計画の段階で説明をし、実施設計に住民の皆様のお意見をできるだけ反映させ、平成28年度において工事を行っていくため、1月27日に20区公民館で地元説明会を開催させていただきました。今回の整備は、水俣の玄関口としてふさわしい景観で、現状の駅前広場の利便性の向上と機能アップ、さらに防犯や安全性の向上を図っていくための整備であります。

説明会の中での御意見、要望等ではありますが、1つ目は、今回屋根なし駐輪場を屋根つき駐輪場にしますので、周辺の店舗等にとっては圧迫感なく見通しのきくものにしてほしいとの意見があり、実施設計に反映することにいたしました。

2つ目が、歩行者の安全を考え、人と自動車の動線を分けるための提案をさせていただきましたが、お店の車利用のお客様にとっては不便となるなどの意見がありましたので、説明会の中で変更することといたしました。

3つ目が、歩道の整備において、リグラスを使ったものにできないかとの意見もいただき、持ち帰り、庁内で検討をいたしました。ガラスを路盤材として使用するのには、これまでの整備状況から、滑りやすい、転んだ場合にけがしやすいなどの意見もあり、今回はリグラスを使用せず、駅舎と駅前広場との一体感のある舗装を検討したいと考えております。

4つ目は、有料駐車場を整備してほしいとの意見がありましたが、今回の整備の中では、スペースもなく整備はできませんが、今後の検討課題だと考えております。

その他の御意見等は、計画案に盛り込んでいるもので説明をさせていただいており、おおむね市でお示した計画案で、了承いただいたものと考えております。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 まず、肥薩おれんじ鉄道の駅の件ですけど、私はこの件については、ある程度のことは市役所の職員とも話をしていますし、大体肥薩おれんじ鉄道がどういう考え方なのか、これも大体わかっています。ただ、今回質問したのは、市長がどのような考え方を持っておられるのか、そういうことで、まず2点ほど駅については質問したいと思います。

まず、1点目は、肥薩おれんじ鉄道、これは第三セクターなんですけど、当然これは駅ということですので、公共の場というふうに私は思いますが、市長はどのように思われるのか、1点質問します。

それと、もう1点は、水俣駅は昨年、相当な税金を使いまして改修工事を行った、これはもう皆さんも御存じのとおりですね。改修工事を行う前は当然、待合室、トイレ、駅のホームへ行く、これは便利がよかったというふうに私は思っておりますし、自由に市民が利用できたんじゃない

かなというふうに思っております。

ところが、改修後、今どのような状況になっているのか。改修前、使い勝手がよかった設備が、今どのような状況になっているか、そのことについて市長はどう思われているのか、この2点について質問したいと思います。

次に、水俣駅の周辺整備事業、これについてですけど、私はこれについては一般質問をさせてもらって、地域住民の意見・要望、これを十分に把握をしてくださいというような、そういう一般質問をさせてもらったというふうに思っております。

そういう経過もありまして、実は、1月27日の住民説明会、このときには私も伺いたかったんですけど、その日は、たまたま私が会派の視察でちょっと行けなかったものですから、その後、参加された方々にお会いして、いろんな意見等を聞いてみました。そこで出てきた大方の意見というのが、あの説明は整備計画の説明であって、もう決まってしまうんじゃないですかと。自分たちの考え方が、そこに反映されるということが、なかなかできない雰囲気であったというような、そのような多くの声を私は聞かせてもらいました。

そこで、質問なんですけど、計画段階から住民との対話というのが私は必要だと思いますけど、市としてはどう思われるのか。それと、なぜこのような声が出てきたのか、この1点だけ質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 1点目の水俣駅の公共性についてでございますが、当然水俣駅、鉄道利用者を初め、水俣に来られる方にとって公益上必要な施設であり、使いやすい施設であるというふうに思っておりますので、公共性が高い施設だというふうに思っております。

現状についてどう思うかということだと思います。駅が今施錠されて使いにくいというのは、12月議会でもございましたし、中村議員も地元の方と2月8日に、駅の閉まる時間が早過ぎて、待合所の延長をお願いしたいというふうな要望書を一緒に来られたのも私もお受けしました。

以前、駅はやっぱり24時間いつでも行って座れてというのが、今は現状としてできていないというのは、使いにくいというのは挙がってきております。それをどうやっていくかというのを肥薩おれんじ鉄道に12月いただいた質問の中で伝えております。それが今のところ、できていませんので、いろんな形でやり方をできないか、全部あけるのが難しかったら、真ん中の通路の部分を開けて座る部分は右にありますので、施錠の部分をごくここに委託をしてやるとか、そういったものを今検討をしているところでございます。

現状として、きれいになったけど、使いにくいじゃないかということは、市民の利便性を考えたときに望むものではないというふうに思っておりますので、早急に、それはきのうも私もちょっとあそこのお店の方とちょっとお話させていただいたんですけど、やっぱり終電ぐらいまででき

ればいいなというようなお話もありましたので、ぜひそこは使い勝手がいいように検討をしたいというふうに思っております。

それと、整備につきましては、市民の方々の意見を反映するというのは、やっぱり一番重要だというふうに思っております。地元の方々が一番使われるというか、駅の周辺の方々の御意見をうまいぐあいに入れていって、駅の整備をしていくというのはやっぱり大事だと思います。これは、よその地域でも同じだというふうに思っております。やっぱり市民の声を聞いて、それを反映させていくのが必要だというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁ありがとうございます。

まず、今の答弁で市長は当然、駅は公共の場であるというような、そういう認識があるというふうに私も理解しました。

市役所があって水俣市というのがあるんじゃないんですね。当然、水俣市があって市役所がある、これはもう皆さんおわかりだと思います。その水俣市は、市民で成り立っているということになっています。その水俣市民が使い勝手が悪いという水俣駅が、公共の場であるということであるならば、これは水俣駅の管理というのは今、肥薩おれんじ鉄道がやっているはずなんですね。そしたら、当然、肥薩おれんじ鉄道が行っているということであるならば、この交渉について、市はその視点に立って、当然やってもらいたいというふうに私は思っています。

市長は先ほど、公共の場ということを言われました。そして、この管理については、肥薩おれんじ鉄道が管理をしているということなんです。そのことを踏まえて、当然市長は交渉をやってもらいたいというふうに思います。

水俣駅については、1点だけ質問したいと思います。

先ほどの答弁で、市長からもありました2月8日、水俣駅の待合室の時間延長について、さくら通り商栄会の方々が市長へ陳情に行かれました。私もそのとき行きました。この陳情に対しての回答はされたのかどうか。もしされてなければ、いつごろこの陳情に対しての明快な答弁をされるつもりであるのか、質問をしたいと思います。

次に、駅周辺整備について質問したいと思います。

まちづくりに関しては、協働のまちづくりという言葉をよく使われます。当然これは市長も先ほど大事なことだというふうに、市民の声を反映するということは大事なことだというふうに答弁をされました。

実は、何で今回あの住民説明会の中で、市民の声として、ただ説明だけじゃないかなというふうに思われたか、これは当然、予算が決まってしまって、そしてある程度の方向性が決まってしまっているわけなんですね。そしたらその予算の中でしかできませんよと、住民のいろんな意見

は、予算の中でしかできませんよというような、そのようなことを住民は気持ちとして受け取ってしまっているんですね。

協働のまちづくりということを本当に水俣市が思うならば、計画段階からいろんなことをやっぱり市民と話し合っていく、そういうことが一番大切ではないかなというふうに私は思います。

それで、1点質問なんですけど、今後のまちづくりに関する事業計画等について、計画段階から住民参加ができる本当の協働のまちづくり、これをやっていかれるという考えがあるのかどうか。

それと、あと1点、駅前の周辺整備の中で、まず水俣駅に古いマーケットがありますね、建屋の古い、その物件があるんですけど、今後市としてこの場所を活用されるという考えがあるのかどうか、その2点だけ質問します。

最終的には3点ですね。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） ここにあります陳情についての回答は、現時点でやっていないというふうに認識しております。今、調整をきのうもやっておりました。それが大体めどがついたときに、ある程度やりたいというふうな担当課の意見だというふうに思っておりますので、回答については早急にやりたいというふうに思っております。

それと、市民協働のまちづくり、そういったもので施設整備等をやるときには、やっぱり市民も協働という、それは当然だというふうに思っております。私もまちづくりをやるのは、協働という言葉が一番重要だというふうに思っておりますので、当然その辺は今後、いろんなものを進めていく中で、市民の声を反映できるような形にはしていきたいというふうに思っております。

マーケットにつきましては、多分、民間の土地で、私も不動産関係詳しいのでよく知っておるんですけど、現時点で、市がじゃそこをやってどうするという計画は実際ありません。民地なので、そこについて私たちが今、意見を言う立場ではありませんけど、やっぱり見た目は木造のかなり古いのがあります。駅はきれいにして、周りを整備するに当たって、あそこだけ残っていくのは非常に景観上もよくない。昔、火事もありましたので、やっぱりそういう安全面も非常に心配でありますので、どこかそれを伝える機会があったら、整備を民間の方ですけど、していただきたいなというふうな思いはございます。

○議長（福田 斉君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時42分 休憩

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男でございます。

市民生活の向上を願いつつ、質問をしたいと思います。

2016年3月11日、あと3日後ですけれども、東日本大震災から5年目になります。6日放送のNHKスペシャルによりますと、福島第一原子力発電所事故で7万人の方々が、現在でも避難されていると報道しておりました。福島第一原子力発電所事故で、いまだに大変な思いをされている方々に心からお見舞い申し上げたいと思います。

地震や津波は人間の力では防ぎようがありません。しかし、原子力発電所事故は、原子力発電を動かさなければいいのですから防げます。人間の知恵の出どころだと思います。

一方で、ことしは幾つもの選挙が予定されておまして、政治の大きな動きがあるかもしれません。水俣市政は、国の法律や予算などの動向と密接に関連しておりますけれども、その一方、国とは独立した地方自治権を持つ自治体として独自色を持ちながら、水俣らしいまちづくりが求められているというふうに思います。

以下、具体的な質問に入ります。

1、水俣病被害者救済について。

①、本年1月1日の西日本新聞に、熊本県が水俣病提訴打診の見出しで水俣病関連の記事が掲載されました。熊本県のこの動きはどのようなものと聞いておられるか。

②、同じく本年1月22日の西日本新聞に、水俣病救済対象地域外の天草市2地区、発症リスク28倍高いの見出しの記事が出ました。これはどのようなことと考えておられるか。

2、水俣病資料館の展示について。

①、現在、資料館は改装や展示の改修が進んでいます。資料館の展示の基本姿勢は、人々の暮らし、水俣病の被害、水俣病における確定判決や最高裁判決及びその他数々の資料を正確に展示して、来館者が学習し、水俣病や公害を考えていただくことだと思いますけれども、いかがでしょうか。

②、1973年水俣病第1次裁判確定判決はどのような事実認定からチッソに加害責任があると判決しているか。また、2004年最高裁判所はどのような事実認定をもとに国と熊本県にも加害責任があると判決しているか。

3、平成28年度予算案に計上されている水俣川河口臨海部振興構想事業について。

①、予算説明会資料では水俣川河口臨海部の道路整備を進めると書いてございます。現在のこの道路の護岸はどのような状態でしょうか。

②、水俣と沖合に浮かぶ島との間には日奈久断層があると言われている。この断層の動く確率は幾らと言われているのでしょうか。また、動いたときの最大震度は幾らで、どれくらいの高さで、どのあたりまで津波が打ち寄せると想定されているのでしょうか。

③、この道路と内陸部のところの内容物については、確認されているのでしょうか。

4、所得の少ない保護者の保育料軽減について。

①、本市の保育料はどのような仕組みで徴収されているのでしょうか。

②、現在の保育園児の数及び保護者の市民税が3,000円までの人数と全体に占める割合は幾らでしょうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣病被害者救済については私から、水俣病資料館の展示については福祉環境部長から、水俣川河口臨海部振興構想事業については副市長から、所得が少ない保護者の保育料軽減については福祉環境部長からそれぞれお答えいたします。

初めに、水俣病被害者救済について、順次お答えをいたします。

まず、本年1月1日の西日本新聞に熊本県が水俣病提訴打診の見出しで水俣病関連の記事が掲載された。熊本県のこの動きはどのようなものと聞いているかとの御質問にお答えをいたします。

議員から御質問がありましたこの件について、熊本県に確認したところ、記事にあるような県からの働きかけは一切ありませんとの回答でありました。

次に、同じく本年1月22日の西日本新聞に、水俣病救済対象地域外の天草市2地区、発症リスク28倍高いの記事が出た。これをどのように考えるかとの御質問にお答えをいたします。

この記事につきましては、私も新聞で見て承知をいたしておりますが、民間医師団が昨年、天草市の2地区住民を対象に集団検診を行い、受診者の7割超の方に水俣病の特有症状である手足先や全身の感覚障害が見られたという内容だったと記憶しております。

この記事の内容をどのように考えるかということにつきましては、専門的また医学的な知見や判断があると思われまますので、私としてはコメントすることは難しいと考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁いただきましたので、2回目の質問をしたいと思います。

最初の熊本県が水俣病提訴打診の記事については、今市長が内容について、熊本県としては、働きかけは一切ないという返事だったということでしたので、それ以上中身に進むわけにはいかないという面もあるんですが、これについて、西日本新聞さんが続報を出されるのか、あるいは熊本日日新聞さんを初めとする、ほかの新聞とかテレビが追っかけられた記事を張るのか、それはよくわかりません。わかりませんが、もし事実であったとすれば、もう大変なことなんだというふうに思います。つまり、被告が原告になるだろう人に、裁判を呼びかけるということですから、通常はあり得ないことなんです。何を狙っておられるんだろうかというふうに考えてしまうようなところもあります。

いずれにしても、国や熊本県が被害者に裁判などさせずに、負担を与えずに、一日も早くこれを解決すべきだというふうに私は思います。これは指摘しておきたいと思います。

それで、質問ですけれども、水俣病救済特別措置法は、もう閉じられましたけれども、この水俣病救済特別措置法では、指定地域外では特定の漁法に従事してきた人については、症状を確認し、救済対象にしました。

しかし、それ以外の人たちについては症状があっても救済対象にしませんでした。

答弁にあった検診の結果はどうだったのでしょうか。この検診の場所というのは、天草の2地区となっていますけれども、天草市の旧河浦町宮野河内なんです。あと私もその近くに住んでおりましたけれども、松崎という地域なんです。この2地域について、1968年以降のお生まれの方で、全住民は206人です。そのうち、受診した方が108人なんですけれども、実は天草市が市報等に、この検診の案内等を入れていただきまして、天草市の協力も得て、住民にこういうのがされるよということで、実施されたのがこれでした。

これに基づいて、今質問しているわけですが、この地域の206人のうち108人が受診されておりまして、70%を超える人たちに、今市長の答弁があったような水俣病の特徴的な症状が確認されているんです。そして、この河浦町で検診した同じ医師団が、鹿児島県の奄美大島に行っています。奄美大島のある漁村で、魚をたくさん食べて生活されている漁村の住民ですけれども、70人の方たちに、同じような検査項目で検診をしています。奄美大島では、不知火海で見られたような感覚障害を訴える人は1人だったそうであります。これを見ても、感覚障害などの症状は、まさに水俣病の特徴的な症状であって、同時に受診者の70%以上に症状があるということは、地域ぐるみ汚染を私は証明しているのではないかというふうに思います。

それで、質問なんですけれども、水俣病救済特別措置法が特定の漁法に従事していた人だけを救済してきたという、この線引き、これは間違っていたんではないかということを示すと思いますが、これについては市長、どのようにお考えでしょうか。

以上、2番目の質問です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今、御質問ありましたことにつきましては、私も新聞の記事だけの情報でございますので、民間の医師団によります調査の方法など、専門的なことは実際わからないというところがございます。データとしてもし有効であるならば、国・県においても参考にされるのではないかというふうに考えております。また、線引きにつきましては、国・県の判断においてのことでございますので、コメントは差し控えたいというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 医学的資料は積み重なってこそ、社会的同意も得られますし、行政の姿勢も変えていくというふうに思いますので、こういうデータというのは大切にされなければいけないというふうに改めて思います。

それで、最後の質問ですけれども、蒲島知事は、2015年9月、水俣病救済特別措置法の結果を発表されたんです。何人の方が水俣病救済特別措置法に申請されて、そのうち一時金の該当者が幾らで非該当者が幾ら、地域内が何人で地域外が何人ということを発表されました。

地域外に住んでいた人で3,076人が救済対象になったんです。天草の上島から行きますと、上天草市姫戸だとか、天草市倉岳だとか、栖本、旧本渡市、それから下島のほうの天草市新和町、宮野河内だとかは、対象地域外なんですよ。ところがそこから3,076人くらいの人たちが救済対象になっているんです。一時金の救済対象になっているというデータだったにもかかわらず、汚染地域の広がり科学的に示すものではないという見解を示されたと報道されております。

ところが、今回の地域ぐるみの患者の存在というのは、知事の認識の誤りを証明したのではないかと私は思うんです。それで、今回の資料を知事がどういうふうに判断されているかわかりませんが、いづれにしても市長において、知事の認識を聞いていただいて、指定地域の線引きが間違いだと知事の認識は変えられたほうがいいと、こういう進言をされたらどうかと思いますが、いかがですか。

以上、1点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今回の検診の結果につきまして、先ほどより繰り返しになりますが、専門的、また医学的な判断がございますので、コメント自体は難しいというふうに考えております。

しかし、水俣病救済特別措置法に基づく救済措置について、救済対象の地域や年齢などによりまして、救済対象とならず、このため司法の場に救済を求められている方がおられることについては、十分認識をしております。

議員、今御指摘がございました線引きに関することにつきましては、このような御意見がある

ということは、熊本県も国にも伝えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣病資料館の展示について、答弁を求めます。

久木田福祉環境部長。

（福祉環境部長 久木田一也君登壇）

○福祉環境部長（久木田一也君） 次に、水俣病資料館の展示について、順次お答えします。

まず、現在、資料館は改装や展示の改修が進んでいる。資料館の展示の基本姿勢は、人々の暮らし、水俣病の被害、水俣病における確定判決や最高裁判決及びその他数々の資料を正確に展示して来館者が学習し、水俣病や公害を考えていただくことだと思いがいかかとの御質問にお答えします。

水俣病資料館は、水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な資料を収集・保存し、後世に水俣病の教訓と経験を伝えるという目的のもと建設され、平成5年1月に開館いたしました。このようなことから、議員御指摘のとおり、数々の資料とともに、水俣病を正しく展示することが大前提でございます。そのため、水俣病問題が単に歴史としてではなく、今もなお解決していないという現状を、身近に感じていただくとともに、語り部講話を通して、水俣病が発する教訓を、来館者のさまざまな思いの中で、受けとめていただきたいと考えております。

そのようなことを踏まえ、今回リニューアルする展示内容の表現につきましては、さまざまな方面からの御意見を受けながら、主義主張にとらわれないよう、客観的な捉え方を心がけ、構成しているところでございます。

展示のコンセプトを子どもたちにもわかりやすいものとしたため、展示内容の粗筋部分を壁面に表現し、カウンター上の解説で補完するという展示手法をとっております。

現在のところ、写真や現物を配置した壁面部分と造形物は完成し、カウンター上に配置する解説文を、熊本県の協力のもと作成しているところであります。

議員が述べられますとおり、来館者が資料館において学習し、水俣病や公害のことについてしっかりと考えることのできる展示にしたいと考えております。

次に、1973年水俣病第1次裁判判決はどのような事実認定からチッソに加害責任があると判決しているか。また、2004年最高裁判所はどのような事実認定をもとに国と熊本県にも加害責任があると判決しているかとの御質問にお答えいたします。

1973年3月20日に熊本地方裁判所が出した水俣病第1次訴訟判決では、まず、水俣病の発症がチッソ水俣工場から放出されたアセトアルデヒド製造設備廃水中の有機水銀化合物の作用によるものであるとしました。そして、チッソの企業責任について、化学工場は、地域住民への危害を未然に防止するために、最高の知識と技術を用いて、安全を確保する義務があると指摘し、工場

が調査、研究を尽くし、地域に起こった環境異変を適切に判断していれば、被害を食い止めることができたとして、総額9億3,700万円の賠償を命じたものであります。

また、2004年の最高裁判所判決は、規制を怠り、被害を拡大させた国と県の責任が確定したものであります。国は、昭和34年当時において、水俣湾及びその周辺海域の魚介類を摂取する住民の生命、健康等に対する深刻かつ重大な被害が生じており、死亡者も相当数に上っていることを認識していたこと、また、水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であり、その排出源がチッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造施設であったことを認識し得る状況にあったこと、さらに工場排水の定量分析を行うことは可能であったという状況にありながら、水質二法による手続をとらず、排水停止など必要な措置を行わなかったことが違法であり、被害拡大を防がなかったということでもあります。

熊本県については、国と同様の認識ができる状況にありながら、県漁業調整規則で、有害物の除去施設設置命令などの規制権限を行使しなかったという点を違法としております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問に移らせていただきます。

最初の質問なんですけれども、平成5年に水俣病資料館は開館してスタートしているんですよ。実は、平成4年近くまで私も患者団体の事務局にいまして、約10年近くいました。そのときに、最初の資料館の検討委員会というのがあって、そこに私も患者団体の代表の1人として参加しておりました。つまり、平成5年に水俣病資料館がつくられるときは、水俣病患者団体を初め、多くの市民団体の代表がおいでになっていて、資料館検討委員会がつくられて、展示についてもいろんな案を求めながら、中身が検討されていったというのをよく承知しております。

少なくとも、今回も患者団体の意見を聞く検討会などをつくって、最後まで検討をされたらよかったのではないかなと私は思っています。答弁ありましたように、いろいろな方向から御意見を聞いたというのがありましたけれども、患者団体も、もう患者さんたち高齢化しておりまして、今動いている団体はそんな多くはないと思うんです。それぞれから意見を聞きながら、みんなで合意をつくっていく作業が必要だったのではないかなというふうに思うんですけれども、これについては、患者さんの意見は聞いたということなんです、そうはされなかったというのは、どうということだったのかなということをもっと最初にお尋ねしたいと思います。

2点目は、検討会をつくらずに進めてこられたことについて、これまで幾つか成案の1つができ上がった時点で、患者団体にも示されたというふうに聞いております。その上で、こういう意見があるんですよ。我々の批判の対象の水俣病資料館にするのかという、大変厳しい意見が私のところにも飛んできました。私は、もう本当に慌てました。これはまずいというふうに思いまして、こういう意見が出されているということを知っているんですけれども、これについては市役

所のほうには届いているでしょうか。

また、患者団体からの批判の対象になる水俣市立の水俣病資料館であってならないと思いますけれども、どのようにこれは修復されていくのでしょうか、これが2点目であります。

3点目は、展示の最終的な成案ができてから、患者団体に説明すると言われていたようですが、工事はどんどん進んでいます。私もこの前、工事中の資料館に行きまして、見てまいりましたが、まだ説明がされていないようであります。それで、これはいつごろされるのかというのが3点目であります。

4点目は、それぞれチッソや熊本県に、なぜ加害責任があるのかということが展示等で説明がないと、多くの人はチッソも賠償をしている、国、熊本県も賠償をしているということは御存じなんです。賠償している理由がわからないと、こういうことがあったのか、だから賠償するんだということが理解できて、再び公害を起こしてはならないという、そういう教訓をつくることになるというふうに思うんです。私が今聞いている範囲では、どうなのかわかりませんが、わからない面もあるんですけれども、それらがわかる展示はされる予定でしょうか。

5番目です。公害事件では多くの方が被害者になっておられます。また、多くの被害者がそれに対して立ち上がっておられますし、多くの方々が関与されています。市立の水俣病資料館として個人の動きを描くのではなくて、全体像を丁寧に描くことが必要ではないかなと思いますけれども、これについてはどう考えられるでしょうか。

6番目は、今回の展示の修復については、国や熊本県などからいろんな援助しましょうというような手法とか名目等で、いろいろと勸奨されることはなかったのかということを実は危惧しているんです。確かに今回の改修についても総予算1億100万円ぐらいですけども、県支出金が9,000万円近くですよ。水俣市の一般財源からの負担は200万円ですから、大半が国とか県からの支出金になっているんですけども、お金をいっぱい出すところが、いろいろと物を言うというのが世の中の常なものですから、そういうのがなかったのかどうかというふうに思いました。

以上、6点です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） 野中議員の2回目の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、今回は患者団体や学識経験者の意見を聞く検討会などはつくられなかったのか。もし、それができなかつたら、その理由は何なのかということでございます。

今回の改修につきましては、水俣病問題に係るこれまでの情報量を減らすことなく、開館から二十数年の歴史的な経過と情勢の変化、そして水俣市の取り組みを加えるとともに、資料の内容

について、見せ方を工夫し、子どもたちにわかりやすいものに改める、このような基本的なスタンスで検討を進めました。そのために、基本計画から実施設計、施工の段階で作業部会、あるいは企画委員会、専門家会議など、名称を変えながら、水俣病問題に係る学識経験者、水俣病の患者様、博物館関係者、行政、連携する施設関係者、教育者などさまざまな方々に検討会議のメンバーとして参加していただき、検討を行ってまいったところでございます。

2点目でございますが、検討会をつくらずに進めていること及びこれまで患者団体に示されたものに対して、患者団体から厳しい意見が出されていると聞くが事実なのか。また、水俣病患者団体から批判の対象になる市立の水俣病資料館であってはならないというふうに思うが、どのように修復するのか。このことにつきましては、水俣病資料館が改修を踏まえ、これから進めるべき点につきましては、交流というキーワードをもとに、地域の方々を含む市民の皆様や、水俣病の健康被害を受けられた皆様など、多くの皆様が、これまで以上に御来館いただく機会をつくっていくことだというふうに考えております。そのためにも、水俣病資料館が患者団体の方々にとって批判の対象となるような施設であってはならないというふうに思っております。

今回、患者団体の皆様への改修に係る説明につきましては、意見を効率よく集約し、可能な限り反映するため、ある程度のたたき台を作成してからのものであるというふうに考えておりましたので、壁面のイメージが整った状態で御説明させていただきました。

さまざまな御意見をいただく中で、壁面のグラフィックに反映できるものは改善し、そのほかはカウンター上の開設で対応することで整理させていただき、御意見をいただきました団体には改めて御説明申し上げたところでございます。

議員がお聞きになっておられるという厳しい御意見が、今も続いているということでございますならば、そのような御批判はできる限り解消できるよう、しっかりと御対応させていただきたいというふうに思っております。

なお、カウンター上の開設につきましては、現在作成中であり、内容について公開後も加筆、修正の対応ができるようになっておりますので、内覧会も含め、公開後も引き続き御指導いただき、修正等の対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

3点目でございますが、患者団体への説明、いつごろされるのかということにつきましては、議会や患者団体、御協力いただいた皆様には、一般公開前の3月下旬ごろに内覧会を開催させていただきたいというふうに考えております。

4点目でございますが、チッソや国、熊本県になぜ加害責任があるのか。それらがわかる展示は予定されているかにつきましては、壁面に隣接するカウンター上の開設で展示対応してまいりたいというふうに考えております。

5点目でございますが、水俣市立の水俣病資料館として、個人の動きを描くのではなく、全体

像を丁寧に描くことが必要と考えているが、いかがかとの御質問につきましては、常設展示における内容につきましては、議員御指摘のとおり、全体像を丁寧に描くことが基本であるというふうに認識いたしております。

なお、水俣病資料館でこれまでも例年、企画展を実施しておりますが、その中で歴史に登場する人物や特定の事柄にスポットを当てたものを行っておりますので、個人の功績や特筆すべき事からにつきましては、企画展として引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。

6点目でございますが、今回の展示の改修において、国や熊本県などから展示方法の援助という手法でさまざまな干渉はなかったか。そういうことにつきましては、60年目の節目に絡めた語り部室の増築や、今回の改修などに係る事業費について、国・県は全体費用の9割を費用負担しておりますが、議員が御心配されるような干渉など一切なく、御支援・御協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁をされたように、患者団体の意見だけ聞けばいいということではありません。

事実をもとに市民のどなたもが納得できる中身の、あるいはいろんな団体とかも含めて、あるいは国とか熊本県が見ても、事実はこのとおりだよなという、最高裁判決だとか確定判決のとおり、きちっと描いてあれば、誰も否定のしようがないわけですから、そういう展示であってほしいなというふうに私は思っています。

それで、患者団体との関係なんですけれども、今、答弁の何番目かでおっしゃいましたか。一番最初におっしゃいましたか、専門家だとか、博物館の経験者だとか、いろんな人たちの意見も聞いたんだと。ある患者さんにもお話を聞いたんだということでしたけれども、結局患者団体には、個別にもあるいは団体としても、意見を聞いていないということですよ、というふうに私は聞きました。

たたき台をつかった上で患者団体に説明したというふうに言われるんですが、それを聞いた上で厳しい意見があるということを踏まえていただきたいというふうに思います。これは患者団体の方はこういうふうに言っているんじゃないんです。自分たちが取り組んできたことが紹介されていないからこれは批判の対象だとか、そんなちっぽけなことを言っているんじゃないんですよ。一番肝心な事実の展示について、その展示の仕方だとか、展示されている中身について本当にこれでいいんですかというような意見ですから、そこはよく意見等を聞いて修正すべきところは修正すると。みんなが納得できるようなものをつくっていくということで、努力をしていただきたいというふうに思っております。

最後に、ちょっとここは市長に伺います。

基本的な水俣市の姿勢を問いたいということで、お尋ねするんですけども、広島や長崎の市長は、8月の原爆の日に市長が何を語るかということについては、原爆被爆者団体やあるいは個人及び市民、学識経験者など幅広い人たちに集まっていただいて、集団で検討していますよね。その上で、世界へのメッセージを毎年送っておられます。水俣病資料館の展示や運営についても水俣市がその全責任を負っているというふうに思うんです。水俣市の責任で展示するのが資料館だというふうに思うんです。水俣病資料館の展示についても、それこそ患者さんや患者団体との合意がないまま進めることはあってはなりませんし、またいろんな団体からも、これはもう事実はそのとおりだから曲げようがないというような、そういう合意のもとに進められるべきだというのは、今言ってきたとおりです。

水俣市はそういう選択をしていただきたいというふうに思うんですけども、市長はどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣病資料館につきましては、議員おっしゃいましたとおり、水俣市の資料館として、責任は市が担っております。当資料館はいわゆる市民全体の財産として、存在をしているというふうに考えております。

展示資料の内容につきましては、事実を丁寧にわかりやすく解説をし、先ほどから言われるように、誰が見ても納得していただけるような客観性を持って表現することとともに、患者さんや患者団体の皆様の御意見はしっかりと耳を傾け、そして水俣病資料館運営に当たり、よりよい方向を見定めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想事業について、答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想事業について順次お答えいたします。

まず、予算説明会資料では水俣川河口臨海部の道路整備を進めると書いてある。現在のこの道路の護岸はどのような状態かとの御質問にお答えいたします。

道路構造物の老朽化による機能低下の状況把握と既存施設の健全度評価を実施することを目的として、昨年度一次点検を行っております。その結果としましては、幅が数センチ程度の大きなひび割れが施設全体で確認されており、陸側から海側へ連続したものも多くありました。

ひび割れは、コンクリート内部への雨水や海水の侵入を招き、鉄筋腐食等を助長するおそれがあります。既にひび割れが進行している箇所もあり、内部の鉄筋が中性化や雨水の浸透、塩害に

より腐食し、発生したさびによってコンクリートの空洞が生じて、剝離・剝落、欠損も多く確認されています。

また、海面側に傾いた護岸が背面土圧によって押し出されて不同沈下が生じ、護岸にずれが生じている箇所も多く確認されております。今後も同様の変状が発生すると考えられ、擁壁自体の倒壊につながるおそれもあります。

総合的な評価としましては、対象路線のおおむね全区間において、ひび割れ、剝離・剝落、鉄筋露出、目地の開き、ずれなどの多くの損傷が確認され、コンクリートの劣化が著しく、強度も低いと推察されるため、補修による対応は困難であり、改築が望ましいという結果になっております。

次に、水俣と沖合に浮かぶ島の間には日奈久断層があると言われている。この断層の動く確率は幾らと言われているか。また、動いたときの最大震度は幾らで、どのくらいの高さで、どのあたりまで津波が打ち寄せると想定されているかとの御質問にお答えいたします。

地震調査研究推進本部による平成28年1月1日時点の主要活断層帯の長期評価概要によりますと、日奈久断層帯八代海区間ではマグニチュード7.3程度の地震が30年以内にほぼゼロ%から16%、50年以内にほぼゼロ%から30%、100年以内にほぼゼロ%から50%の確率で発生すると予想されており、国内の主要な活断層の相対的評価では高いグループとなっております。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、平成23年度から平成24年度にかけて熊本県が行った地震・津波被害想定調査結果によりますと布田川・日奈久断層帯で中部・南西部が連動して動いた場合、地震の規模はマグニチュード7.9、最大震度は6強と想定されております。津波に関しては、海面から波の最頂部までの最大波高が1.0メートルと想定されており、この津波により、白浜町の学校給食センター付近、牧ノ内の雨水ポンプ場付近、梅戸町の二子島及び港付近、袋の湯堂公園付近で一部が浸水する想定となっております。

次に、道路の地下及びその道路の陸地側の残渣プール群の内容物は確認されているのかとの御質問にお答えいたします。

道路の地下及びその道路の陸地側の内容物については、市といたしましては確認しておりません。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 護岸は一言で言っちゃうと脆弱状態であるということと、日奈久断層等のずれが起きる確立は国内の断層では高いグループであるというのが、いろいろな数字でお示しいただいたというふうに思います。

それで、2回目の質問なんですけれども、想定されているとおりの大きな地震と津波が来れば、

私は護岸は崩壊するんじゃないかなということが大変心配しております。

そうすると、内容物が再び海に流れ出すことになるんじゃないかなというふうに思うんですけども、これについては、どのように評価されているのでしょうか、これが第1点であります。

第2点目は、今回、平成28年度の予算に入っているのは、5,500万円ぐらいです。ことしいろんなのが準備されて、本体工事が来年度か再来年度かになるんだろうと思うんですけども、多額の費用が必要と考えられますが、今後の財源については、どのように想定されているのでしょうか。

以上2点です。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 野中議員の第2の御質問にお答えいたします。

まず、津波等により護岸が崩壊すれば、再び海を汚染することが考えられるのではないかとということでございますけれども、確かに先ほどお答えしましたように非常に老朽化しておりますので、現在の護岸では地震等が起きた場合には、崩壊する不安というのではないとは言えないと思います。そのためにも、安全性の確保が大変重要なこととございますので、護岸を強化整備することで、市民の安心・安全につながるものと考えております。

次に、事業の財源についてでございます。これにつきましては、今いろいろ打ち合わせ、協議等を行わせていただいているところでございますけれども、国や県の補助事業等の対象となるように努めて、市の持ち出しになる部分も、可能な限り地方交付税等で措置される過疎対策事業債とか、そういうような起債が使えないかという形で、今検討を行っており、今後も市の負担を抑えられるよう努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をします。

今回、この質問を準備するに当たって、過去の確定判決を中心に読み返しました。2004年の最高裁判決も読み返しましたし、そのほかの判決も読み返しました。その中に警察庁が起訴した、裁判を起こしたということです。それで熊本地方裁判所、福岡高等裁判所、最高裁判所まで行って確定した水俣病刑事事件判決というのがございます。そこでは、こういうふうになっているんです。

水銀化合物は、八幡プール群を通して海に排出されたというふうになっています。この確定判決の事実認定からすると、それこそ八幡プール群というのは、まだ水銀残渣が残っている可能性があるんですよ。それで、そういうことを前提なんですけれども、質問です。

百間町のほうの水俣湾のヘドロ処理工事は議会も参加して、県のもとにヘドロ処理検討委員会がつくられました。そこで厳重に監視しながら、工事を進められたというふうに先輩議員から聞

いています。工事に当たっては、このようなものが必要なんではないかと、工事そのものをきちっと監視していく。安全な工法になっているかどうかを監視していくという、そういう機関も必要ではないかというふうに思いますけれども、これについては、今どのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

以上です。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 工事に当たっては、検討委員会等をつくる必要があるのではないかとこの御意見でございますけれども、今回の工事というのは、ヘドロ処理とはまた違います。そのため、今後、工事等の設計の中で、水環境や生態系等に十分配慮した検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、所得が少ない保護者の保育料軽減について、答弁を求めます。

久木田福祉環境部長。

（福祉環境部長 久木田一也君登壇）

○福祉環境部長（久木田一也君） 次に、所得が少ない保護者の保育料軽減について順次お答えいたします。

まず、水俣市の保育料はどのような仕組みで徴収されているかとの御質問にお答えいたします。

保育料は、子どもの保育のために必要な費用である人件費、事業費、管理費等の一部を保護者の皆様に御負担いただくものです。1カ月の基本日数が25日で、1日11時間の保育を受け、3歳未満児はおやつ2食分と昼食代、3歳以上児はおやつ1食分と昼食の副食代を含めています。

子ども子育て支援法に基づき、保育料は、世帯の所得状況に応じた負担を基本とし、各世帯の市民税額の均等割額、所得割額をもとに毎年決定します。4月から8月までは前年度分の、9月から翌年3月までは当年度分の市民税額によって階層区分を認定し、利用者負担額（保育料）を決定いたします。

保育料の算定に必要な階層区分は、現在、A階層からD19階層までの24区分を設定しています。

その階層の認定は、児童と同一生計に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者の市民税額の合計額によります。ただし、父母以外の扶養義務者については、家計の主宰者である場合に限ります。

家計の主宰者とは、父と母の収入の合計額が120万円を超えない場合に、同一世帯で父母以外の扶養義務者のうち、父母の収入金額の合算額を上回る者で、2人以上ある場合は収入金額が最多の者のことです。ひとり親世帯においては、父または母の収入金額が103万円を超えない場合に、

家計の主宰者の収入金額を算定の基礎としています。

現行の本市の保育料は、保護者の負担軽減のため、国で定める基準よりも減額した金額に設定しています。階層区分についても、市民税額の所得割額で細かく区分し、国の設定する8区分に対して、24区分を設定し、より世帯の収入状況に合わせた金額設定としています。

なお、国の基準から減額した部分は、水俣市の一般財源で追加負担しています。

次に、現在の保育園児の数及び保護者の市民税の所得割額が3,000円までの人数と全体に占める割合は幾らかとの御質問にお答えします。

平成28年3月1日現在、水俣市に住所を有する保護者が養育する児童で、保育所に入所している園児数は813名です。このうち保護者の市民税の所得割額が3,000円までの園児数は、218名で26.8%を占めております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 保育園児とかあるいは小学生、中学生、高校生まで、それぞれ若い方たちが、保護者として一生懸命育てておられるというふうに思うんですけども、水俣市内の統計はありませんので、水俣市内の状況は正確には言えません。

全国統計等を使うしかないんですが、基本的には格差と貧困が進んでいるというのを一般的に言われています。政府統計ではどうか、国民生活基礎調査というのが行われておりますけれども、若者の2人に1人が非正規雇用になっている。ひとり親の貧困率は54.6%、OECD経済協力開発機構の中では最悪だというふうに言われています。

西日本新聞が2月16日から五、六回にわたって連載を行いました。見出しだけを申し上げます。生徒の食「配給」が命綱。何を配給しているかというのと、生徒指導室にお米やカップ麺がある。それをもらいに来てリュックに入れて、そして家に持ち帰って食べている。もう一ついきます。制服買えず入学式欠席、公立中学校です。大体制服を買わなければいけないですよ、1万円とか1万5,000円だとかそういう値段がします。制服を買うにはつくっているお店に行って採寸してもらって体に合うのを買うんですけども、そこに取りにいかずに、入学式を欠席という子も実は発生している。

中学校の修学旅行、就学援助制度があります。水俣はまだ10%近くだと思いますけれども、福岡あたりでは、私どもが議会運営委員会で視察に行きました嘉麻市というのがありました。ここは小学校、中学校の就学援助率が41%なんです。その例かどうかわかりませんが、中学校の修学旅行で、旅行費用だとかなんかは就学援助で出るだけけれども、新しい下着だとかパジャマが買えないということで、修学旅行を欠席という子どもが出始めている。いわゆる貧困の状況を西日本新聞、よく連載で掲載してくれたなというふうに思っているんですけども、これが熊本県内の例なのか、福岡の例なのかというのはわかりません。出どころは書いてありませんからわか

らないんですけれども、いずれにしても極端な例かもしれませんが、こういうのがあるということなんです。それで格差と貧困が広がっているし、この社会がそのままこれが広がっていけば社会そのものが維持できるのかという、そういう危機的状況にもあるんだというふうに思います。

それで、市長の認識を、部長でもいいんですけれども、水俣市としての認識をお伺いしたいと思います。こういう貧困だとか、いろんな非正規の雇用だとかの拡大が、少子化を誘引しているというふうに私は思っているんですけれども、人口減少問題は、現代日本の重要課題というふうに私は思っているんですが、この辺については、認識はいかがでしょうか、これが1点であります。

もう1点質問をしたいと思います。

資料を幾つか紹介します。今、答弁のありましたように保育料というのは月額ですよ、月額幾らというふうに決まっていると思うんですけれども、非課税世帯、所得税均等割のみ及び所得割額が3,000円までの子どもが何人かということで、最初聞いたら、3,000円までの子どもが218人というふうな答弁をいただきました。これは全体の比率からすると本年の3月1日現在で26.8%という答弁だったと思います。去年の4月1日現在の比率は幾らかといいますと29.5%、平成26年は32.12%、平成25年は31.67%、平成24年は32.73%なんです。おおむね30%の世帯が所得税が1年間に300万円以内のところにいる。貧困の状態が30%保護者のところであるということ、これは示しているのではないかなというふうに思います。

それで、私も税務課に行っているいろいろと教えてもらったんですけれども、所得税だとか市民税だとか、こういう出し方が非常に難しく、何回聞いてもよくわからないというのがあったんですが、それでも大まかに言いますと、給与所得者の場合で、非課税というのは夫婦と2人の子どもがいて年間所得が128万8,000円以下の世帯ですよ。おおむねそれよりも少し多いかどうかということで、市民税が均等割だとか、あるいは所得割が1,000円だとか2,000円とか、3,000円だとかそういうふうに所得が少し上がるごとにちよつとずつ上がっていくという、そういう制度になっているということがよくわかりました。

それで、もう一つの角度からちょっと述べたいんですけれども、市民税の課税金額と保育料との関係なんです。言いますよ、非課税のところは保育料は月額7,000円です。市民税均等割が1万2,000円、所得割1,000円のところが1万4,000円、1,000円から3,000円の間の子帯のところは1万5,000円というふうになっておまして、市民税8万円のところが2万8,000円、市民税14万9,000円のところが3万8,000円というふうになっているんです。個別に計算すると、もっといっぱい言えるんですけれども、市民税の上昇に合わせて、それに正比例するように保育料が上昇しているのかといたら上昇していないですよ。一番わかりやすいのは、市民税の上昇に合わせて保育料も上昇するというのが正比例のカーブですよ。正比例カーブになっていないということです。

よ。保育料が極めて緩慢な上昇の数字になっているということが、私この間ずっといろいろと話を伺いながら、自分なりに計算してみて、それがよくわかりました。

水俣市の保育料が、保護者負担を減額するために、国が示している保育料よりも安く設定されている。その安くした分を一般会計だとか、過疎対策事業債も一部使われていますけれども、これは大いに評価したいと思います。平成24年からそうなっているんですけども、評価したいと思います。

しかしもう一つ、あと一步累進制の保育料にするということで、所得の少ない保護者の負担を軽減できるのではないかというふうに思います。どの子にもきちっと保育ができて、そして親がそれなりのものを食物も与えて、衣類も与えて、育てるとというのが今は本当に大切なんではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） まず、1つ目の格差と人口減少の問題の認識でございます。市としてどうか、市長としての認識ですけど、格差社会というのはもう最近ずっと言われて、つい最近、テレビでアメリカのやつを見ていて、もう日本どころじゃなくて、格差がどんどん広がっている、ホームレスの方が物すごい数でふえているということで、びっくりしたところでございます。日本は今まで格差がなかった社会と言われてはいますが、それがだんだんよくメディアでも取り上げられるようになってのを見ると、やっぱり心配をしております。よく所得の格差イコール学力の格差みたいなことが、だんだんつながっているということが言われておりますけれども、そういったことは絶対あってはならないというふうに思っています。

市として支援するということは、昨年は中学校までの医療費の無料化等をやっておりますけど、子育てをしやすいまちづくり全体を、やっぱり市で支援していくということをやっていくことが必要だと思いますし、そういった格差が出ないような社会づくりを、私たちは目指してやっていきたいというふうには思っております。

○議長（福田 斉君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） 続きまして、議員御提案ございました保育料負担の軽減につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、保育所運営費に係る費用の状況につきまして、平成26年度の決算のほうで申し上げますと、総額で約8億円というふうになっております。このうち、利用者負担額が1億4,000万円、市の負担額は保護者負担の軽減額8,000万円を含めまして、2億2,500万円となっております。これを一般財源と過疎対策事業債で賄っております。利用者負担額を減らすということになりますと、市全体の負担がふえることとなります。また、保護者負担分の負担割合を変えないとするならば、

他の階層の保護者負担がふえることにもなります。さらに、所得がある程度多い世帯につきましては、各種行政サービスの負担金や徴収金をより多く負担していただいておりますので、保育料の累進性を進めることで、さらに負担がふえるということになります。

したがって、累進性の保育料負担軽減につきましては、慎重な検証を行って、対応を検討すべきというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 確かに今答弁あったように、最初のところの市としての認識は、市長おっしゃったところはもうそのとおりで、お互いに努力しなければいけないなというふうに、特に私どもも議会としても行政に携わっていますし、この水俣の一員としてそういうものをしっかり正面から向き合って生きていかないといけないなというふうに思っています。

しかし、部長が今おっしゃったところですけども、全部答弁が同意できるものかという、そうではありません。それはもう自分でおっしゃりながら、そう思われたんではないかなと思うんですけども、所得に対する保育料だとか各種の料金等の負担感なんです。10万円手元にある人が、500円のものを買うのと手元に1万円しかない人が500円のものを買うのとは負担感が違うでしょう。だから、それを考えると、そういうものを是正していこうというのが富の再分配の理論なんです。20世紀に世界が積み上げてきた富の再分配理論じゃないですか。それが機能していないと、いびつな社会になって、社会構成そのものが維持できないということになるんだということで、この再分配機能というのをつくろうというのが出てきたんでしょう、平成20年度の頭にですね。そういうものが、いろんなところで格差がどんどん広がっている中で、特に貧困層が1つの大きな塊となっている状況の中で、今あちこちでいろんなことを考えないといけないんじゃないかなというのが、私が思っているところです。

それで、今回は保育料のことだけを提言申し上げましたけれども、そのほかにも水俣市で実施している、いろいろな施策があると思うんです。それも全部、所得に応じて大体負担するというふうになっているんですけども、利用料だとかがちゃんと累進性になっているかどうかということを含めて、総点検して、それを今すぐ直すかどうかは別として、全体の流れはどうなっているのかということの点検をしながら、社会の流れ、あるいは水俣市としての姿勢を、今後どのようにつくっていくかということの材料づくりだとかは、もう始めていただきたいなというふうに思ったりしております。この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（福田 斉君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） 所得の再配分機能を進めることにつきましては、現状の検証、あるいは税法上の取り扱われ方などを慎重に検討する必要があるというふうには考えております。

野中議員の御提言につきましては、国等の動向を注視しながら、市が実施している施策につきまして、保育料を含めまして、できるところから見直しを行い、子育てしやすい保育サービスの提供を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で、野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時38分 休憩

午後 2 時48分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡利治議員に許します。

（高岡利治君登壇）

○高岡利治君 皆様、こんにちは。

真志会の高岡利治でございます。

3月11日は、東日本大震災発生から丸5年がたちますが、被災地の一日も早い復興といまだ仮設住宅での生活を強いられていらっしゃる方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

さて、今回は平成28年度の当初予算が計上されており、市長の所信表明の中にも市長任期4年間の折り返しである3年目の始まりで、新しい水俣のイメージを発信していくためのスタートの年としたい。また、環境と経済が両立し、市民が幸せを感じられる輝く水俣づくりを目指すがありますが、予算の中身を見ますと継続的な事業は幾つかありますが、新しいスタートの年に向けての大きな柱となる新規の事業がないように感じますが、いかがですか。

また、市長は今の議会はオール与党的な感覚をお持ちのようにも感じますが、もしそうであれば誤解のないように申し上げます。我々議員は、少なくとも私と志を同じにする議員は、市民のためにプラスになる予算や事業に対しては、執行部と協力をしながらやっていきますが、そうでないものに対しては、厳しくチェックをし、改善を求め、時には予算を否決することも議会として必要なことだと思っております。たとえそれが一部の市民から批判を受けようとも、信念を持って議員としての役割を果たしていくことこそが、今我々議員に求められていることなのだと思います。

予算を通したら議会の役目は終わりではなく、その予算がどのように使われていくのかまで、きちんと責任を持ってチェックをしていくことこそが、健全な議会と執行部との関係であるということをお願い、以下質問いたします。

1、平成28年度施政方針について。

(1) 基本方針について。

①、新しい水俣のイメージを発信とあるが、どのようなイメージを発信するのか。また、今までのイメージはどのようなイメージを持っていたのか。

(2) 地方創生の推進について。

①、具体的にどのような内容を推進するのか。

(3) 環境首都水俣創造事業について。

①、肥薩おれんじ鉄道水俣駅前広場の再整備事業とあるが、整備内容はどのようなものか。

(4) 水俣病問題への取り組みについて。

①、地元自治体として幅広い対応が求められるとあるが、被害者、市民、国・県、そして企業に対して、どのような対応をしていくのか。

②、ことし1月1日の新聞記事に熊本県が水俣病提訴打診とあるが、県の動きと内容についてどう思うか。

(5) 活力あるまちづくりについて。

①、産業振興に関して、水俣産業振興戦略2015に基づき、市経済の活性化を目指すとあるが、具体的にどのような戦略か。

②、観光振興について、新たなイメージ戦略の構築と水俣への誘客を図るとあるが、湯の児、湯の鶴温泉及びバラ園との関係性と山海館跡地についての考え方とは。

(6) 子育てしやすいまちづくりについて。

①、子ども子育て支援金とウッドスタート事業とは。

(7) 社会基盤の整備について。

①、2月27日に南九州西回り自動車道津奈木インターチェンジが供用開始となり、新幹線全線開業とあわせて、観光客の呼び込み、産業の立地、市民生活の向上、地域の活力を高める施策を進めるとあるが、具体的な内容は。

2、木質バイオマス発電事業について。

①、平成27年9月議会において、この事業の進捗状況を質問したが、新しい年度を迎えるに当たり、現在の状況と市のこれまでの対応は。

以上で、本壇からの1回目の質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、平成28年度施政方針については私から、木質バイオマス発電事業については産業建設部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、平成28年度施政方針について、順次お答えをいたします。

まず、基本方針として、新しい水俣のイメージ発信とあるが、どのようなイメージを発信するのか。また、今までのイメージはどのようなイメージを持っていたのかとの御質問にお答えをいたします。

今議会の冒頭、平成28年度施政方針として、市政運営に当たっての所信を述べさせていただきました。その中で、新しい水俣のイメージ発信に取り組み、水俣を盛り上げようという機運を高めていきたいということを申し上げました。世界に類例のない公害と、それに伴う地域社会の疲弊などを経験した水俣市民は、これを貴重な教訓として、環境という新しい物差しで地域を見詰め直し、市民の力を結集して、環境モデル都市づくりに取り組んでまいりました。

近年、環境首都みなまたの力強いイメージ発信によって、今や水俣市は、環境を大切にするまち、環境に取り組むまちとして全国に広く認知され、多くの人々が環境学習の目的で訪れるまでに至っております。私は、この環境首都みなまたのイメージをさらに一歩進めて、環境と経済が両立し、市民が幸せを感じられる輝く水俣づくりを目指して、市民協働の精神で新たなまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。そのため、まずは地域の資源、独自性、強みを生かした地域プロモーション、情報発信の取り組みに力を入れ、新たな地域イメージづくりにつなげてまいりたいと考えております。

例えば、初恋のまちづくりの取り組みもその一環であり、村下孝蔵さんの代表曲初恋や、水俣湾に浮かぶ恋路島、エコパーク親水護岸の恋人の聖地など、恋でつながるコンテンツの活用を図り、ポッドキャストの初恋ラジオドラマや、住民が出演するテレビCMなどで情報発信を進めながら、水俣高校の生徒さんを初め、多くの方々に参加していただいて、各種イベントの企画などを進めています。

また、環境首都みなまた創造事業では、水俣環境アカデミー構想として、国内、海外の教育・研究機関とのネットワークの形成を進めており、環境学習の拠点として教育・研究活動を推進しながら、地域交流活動に取り組み、その成果を地域の活性化に生かす知の拠点というイメージの形成も進んでいます。

その他、環境に取り組むまちとしての水俣のイメージをさらに進めて、食の安心安全の取り組みを進め、かんきつ類やサラダたまねぎ、みなまた茶、豊かな海産物などについて、安心安全な水俣ブランドの確立にも取り組んでおります。

このような取り組みにより、これまで築いてきた環境首都みなまたのイメージに加え、楽しい時間を過ごす水俣、おいしいものを食べる水俣、ゆっくりとくつろぐ水俣などといった新たなイメージを発信してまいりたいと考えているところであります。

また、今までのイメージとはどのようなイメージを持っていたのかとの御質問でございますが、

地域のイメージとは、気候風土、自然環境、住民、そして、さまざまな出来事などが相まって形成される総合的印象であると考えております。

歴史を振り返りますと、水俣で、そして全国のそれぞれの地域で、地域イメージの変遷は、好むと好まざるとにかかわらず起きてきたことでもあります。明治の半ばまで、製塩業、ハゼの実の生産などで知られ、肥薩国境の交通の要衝に位置する小村であった水俣。明治の終わり、チッソ株式会社の前身となるカーバイド工場の進出と、その後の急速な発展の中で、殖産興業、近代工業化社会の発展という価値観と結びついて、熊本県南の新興工業地域として、力強くイメージづけられた水俣。昭和30年代以降、環境汚染の深刻化と水俣病問題の発生とともに、公害、環境汚染の地としてイメージされるようになった水俣。そして、環境創造、もやい直しの取り組みを経て、環境首都みなまたの力強いイメージ発信によって、環境を大切にすまち、環境に取り組むまちとして認知された水俣。これまでの水俣のイメージとは、これらさまざまなイメージのまじり合ったもの、重なり合ったものであると思います。できれば、一人一人の心にある水俣のイメージの上に、もう一つ新しいみなまたのイメージを積み上げることができればと考えております。

次に、地方創生の推進について、具体的にどのような内容を推進するのかとの御質問にお答えをいたします。

平成26年11月のまち・ひと・しごと創生法の制定から、政府は、地方創生の推進を最重要課題として位置づけ、日本全体の人口の将来展望を示す長期ビジョンとそれを踏まえた今後5カ年の政策の基本方針である総合戦略を策定して、地方との連携を図りながら、地方創生の推進に取り組んでまいりました。

この間、本市においても、国の平成26年度補正予算において措置されました消費喚起・生活支援型交付金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、さまざまな事業に取り組んできたところであります。

このような中、本市では、施政方針でも申し上げましたように、平成27年10月に、平成27年度から31年度を計画期間とする水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。これは、本市の地方創生実現に向けた取り組みの基本戦略と位置づけられるもので、第5次水俣市総合計画・第2期基本計画や、熊本県の第6次水俣・芦北地域振興計画などとの整合を図りながら、水俣を支える産業づくり・安定した雇用の確保、水俣で夢をかなえる人材を育てる・呼び込む、水俣で結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誇れるふるさと・みなまたをつくるの4つの基本目標を掲げて、それぞれに施策の基本的な方向性、数値目標を設定し、具体的な事業、成果目標等を明記したものとしております。

今議会に提案いたしました平成28年度水俣市一般会計当初予算におきましても、この基本目標

に沿った事業を盛り込んでおりますが、地方創生の取り組み、イコール水俣市の地域活性化の取り組みであり、いわば全ての取り組みが地方創生につながるものと考えております。

そこで、地方創生の取り組みの具体的な内容として、幾つか例を挙げさせていただきます。

まず、移住定住促進のための取り組みとして、地域おこし協力隊員3名の設置を予定しております。若者の新しい視点で、水俣の魅力を見詰め直し、地域の活力を呼び起こしてくれるような活躍を期待しているところであり、地域コミュニティの活性化、交流人口の拡大に加え、新たな視点から事業を起こす、起業の促進など、さまざまな可能性を秘めているものと考えております。

また、環境首都みなまた創造事業では、拠点施設である水俣環境アカデミアがほどなく完成の運びとなっており、平成24年度から検討を進めてまいりました水俣環境アカデミー構想が、いよいよ実現に向けて動き出します。

国内、海外の教育研究機関とのネットワークを形成し、環境学習フィールドという本市の強みを生かして、大学関係者、海外の研修生の受け入れなどを行いながら知の拠点づくりを進め、さらに、教育・研究活動、連携・交流の成果を、地域の課題解決に活用し、地域活性化に生かす体制づくりにも取り組んでまいります。

ふるさと大好き寄附、いわゆるふるさと納税制度については、利便性の向上を図りつつ、新たな効果を生み出すためのシステムの見直しを行います。カード決済での寄附を可能とするほか、お礼の品を充実してカタログから選べるようにし、水俣市の物産を大いにアピールする場としても機能するものとしたいと考えております。

次に、環境首都みなまた創造事業についての、肥薩おれんじ鉄道水俣駅前広場の再整備事業とあるが、整備内容はどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

水俣の玄関口として、また、環境首都水俣としてふさわしい景観をつくり、駅やバスの利用者及び周辺住民の利便性の向上や機能のアップ、防犯・安全性の向上を図っていくために再整備を行います。現在、駅前広場は、北側に駐輪場とベンチや植栽があり、南側に駐輪場とバス停留所等があります。北側につきましては、照明がついた屋根つき駐輪場として整備し、雨天時や夜間でも利用しやすいものにしていきます。南側については、駐輪場を廃止し、これまで、道路上にバスが停車し、乗降していたものが、広場内まで進入できるようになることで、道路の渋滞の緩和を図り、見通しをよくします。また、バスの待合室の充実を図るため、観光掲示板の設置や、照明の設置など考えております。その他、広場内にベンチや植栽などを行い、休憩ができる場所としても整備いたします。

全体としては、昨年4月に改修された水俣駅舎との一体感が出るように、色調を合わせ、県産材を多く取り入れたものにしていきます。また、防犯・安全面に考慮し、照度不足の水銀灯をL

ED照明にかえます。

次に、水俣病問題への取り組みについてのうち、地元自治体として幅広い対応が求められるとあるが、被害者、市民、国・県、そして企業に対してどのような対応をしていくのかとの御質問にお答えいたします。

まず、被害者への対応としましては、国・県、チッソにおいて医療費や療養費の負担、生活支援、入所施設の整備といった日常生活の負担が解消できるよう、また、将来への不安が解消できるように支援が行われております。市としましては、水俣病相談窓口を設置し、認定申請や生活相談など患者や市民からの相談に対応しております。

今後とも被害者、市民の皆様からのさまざまな御意見や、チッソへの継続支援等について引き続き国・県等に伝えてまいります。

また、企業への対応につきましても、現在、地域経済の振興を図るため、交流人口の増加や、雇用の場の創出など産業振興に力を入れているところであり、地場企業や地域経済の活性化を進めてまいりたいと考えております。その具体的な取り組みにつきましても、次の御質問である活力あるまちづくりについての中でお答えさせていただきたいと思っております。

次に、ことし1月1日の新聞記事に熊本県が水俣病提訴打診とあるが、県の動きと内容についてどう思うかとの御質問にお答えをいたします。

先ほど、野中議員の御質問にもお答えをいたしました。この件について、熊本県に確認したところ、記事にあるような県からの働きかけは一切ありませんとの回答でございました。

次に、産業振興に関して、水俣市産業振興戦略2015に基づき、市の経済の活性化を目指すがあるが、具体的にどのような戦略かとの御質問にお答えいたします。

本市の産業を取り巻く環境は、年々厳しさを増していることは議員御承知のとおりですが、特に経済活動を支える若者の流出は喫緊の課題であります。

また、平成23年度に実施いたしました地域経済循環分析では、市外から獲得したお金が地域内で十分に還流しておらず、市外へ流出していることも明らかとなりました。このような背景を踏まえて、本市では、平成27年3月に今後5年間の市の産業振興の基本指針を定めた水俣市産業振興戦略2015を策定し、取り組みを始めております。

本戦略では、市内事業者の事業創造力を高める取り組みに加え、事業者間の連携・協力を促す取り組みや仕組みづくりを進めることとしております。

これは、1つの事業者では難しい事業でも、複数の事業者が、それぞれの強みを生かしながら連携して事業内容を広げることで、外貨の獲得と地域内での資金循環の活性化を図ることを目的としております。そして、これらの取り組みを続けることにより、次世代を担う地域の若者の確保や優秀な人材を引きつける仕事生まれる、魅力的なまちの創造を目指すこととしております。

す。

具体的な取り組みといたしましては、今年度から市内の経営者を対象に、自社利益のみならず周囲の事業者等との関係性や利益にも配慮した経営について、実際の事業を材料として学ぶ経営塾四方よし経営の学び舎や、先駆的な企業経営者を招いての講演会イノベーションセミナーなどを実施し、成果を上げております。また、これまで個別に行われていた事業者支援については、情報共有などをスムーズに行えるよう、商工会議所を初め、金融機関、みなまた環境テクノセンター、市により、産業育成プラットフォームを設置し、支援の取り組みを推進いたしております。

もう一つの課題であります若年者の流出に歯どめをかける取り組みといたしましては、本市で初の試みとして、市内の事業者が水俣高校生に向けて自社PRを行うおしごと説明会や、高校の先生と事業者の若手社員とが対話するおしごとダイアログを開催し、市内の事業者への就労促進に向けた取り組みを進めておるところでございます。

これらの取り組みの結果、市内事業者による第二創業の創出や、水俣高校卒業生の地元就職率が、平成26年度と平成27年度を比較した場合、26%から33%に向上するなどの成果が上がっております。その他、異業種間での連携による新事業展開に向けた動きも見られ、新たな事業へのチャレンジの機運が高まりつつあります。

平成28年度におきましても、地元事業者との意見交換を行いながら、これらの取り組みを引き続き継続し、本市経済の活性化に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、観光振興について、新たなイメージ戦略の構築と水俣への誘客を図るとあるが、湯の児、湯の鶴温泉及びバラ園との関係性と山海館跡地についての考え方はとの御質問にお答えをいたします。

本市では、これまで平成22年3月に湯の鶴観光振興計画を、平成23年3月には水俣市観光振興計画を策定し、それに基づくさまざまな事業を実施してまいりました。また、エコパーク水俣に関しては、バラ園の整備や、春・秋のローズフェスタの実施、スポーツ合宿等の誘致等を行ってまいりました。その結果、湯の児、湯の鶴とも徐々に観光入り込み客数は増加し、平成25年の湯の鶴及び市街地へ入り込み客数は、平成10年以降最高を記録しております。しかし、昨年からは国内の多くの自治体において、国からの交付金を活用したさまざまな観光PR、観光誘客事業が行われております。

そこで、本市においても新たなイメージ戦略の構築と水俣への誘客を図る事業を展開する必要があると思っております。

これまで、水俣市では、観光誘客のためハード整備やソフト事業を行ってまいりましたが、それらを活用するとともに、水俣のさまざまなジャンルで活動している人々、サラダたまねぎ等の特産品、各地域や名所など、ひと・もの・こころを素材として、それぞれのストーリーを取りまとめ、

新たなイメージ戦略で観光振興を図っていきたいと考えております。

また、湯の児、湯の鶴地区には、温泉旅館がありますが、その地域の特性を生かし、例えば、湯の児ではダイビング等のマリンスポーツを、湯の鶴ではトレッキング等と宿泊を組み合わせたツアーの造成を行っていくとともに、今後、それらのアクティビティのイメージを発信していきたいというふうに思っております。

エコパーク水俣バラ園につきましては、熊本県を代表するバラ園として、熊本県だけでなく鹿児島県でも認知されてきております。今後は、バラ園に来られた観光客が宿泊につながるよう、湯の児・湯の鶴温泉の魅力発信、PRを行っていきたいと思っております。

湯の児の山海館については、水俣市を代表する温泉旅館でありましたが、昨年4月に倒産をいたしました。跡地については、さまざまな方向性を視野に入れ、関係機関と連携しながら、有効活用に向け取り組んでおり、これまで、数件の問い合わせ等がありました。しかし、建物の耐震等の課題が残っており、現在のところ活用のめどが立っておりません。

次に、子育てしやすいまちづくりについての子ども子育て支援金とウッドスタート事業とは、との御質問にお答えいたします。

人口減少と少子化が進む中、子育ての環境整備は重要な施策だと考えており、このため水俣で子どもを産んでみたい、育ててみたいと思われるまちづくりを目指しています。

そこで、新年度から水俣市に住所がある新生児・保護者に対し、子育てに係る経済的な負担の軽減や豊かな心を育み、子育てに役立ててもらうことを目的として、子育て支援金と新生児に木製玩具を祝い品として贈るウッドスタート事業を開始します。

支援金については、新生児の育児支援として3万円を予定しております。祝い品については、可能な限り、地元産の木材や市内事業者の製作による玩具の提供を検討しているところであります。

ウッドスタート事業は、子どもたちが木のぬくもりを感じながら、楽しく豊かに暮らすことができるようにしていく取り組みであります。そのため、事前に木製玩具に対するニーズ調査を、こどもセンターを利用されている保護者20名に実施したところ、木製は温かみがありよいが20名、いただけるものであればうれしいが16名、できれば購入したいが4名で、木製玩具に関心が高いことがわかりました。

本市は、誰もが安心して生み育てられるまち水俣を基本理念としており、地域が一体となって、みんなで子育てを応援し、親子が生き生きと暮らせるような子育て支援や安心・安全に子育てができる環境づくりを目指して、なお一層努力していきたいと考えております。

次に、社会基盤の整備について、2月27日に南九州西回り自動車道津奈木インターチェンジが供用開始となり、新幹線全線開業とあわせ観光客の呼び込み、産業の立地、市民生活の向上、地

域の活力を高める施策を進めるとあるが、具体的な内容はどの御質問にお答えをいたします。

社会基盤整備の中で、特に平成30年度には、南九州西回り自動車道も水俣インターチェンジまで供用開始予定で、国も着実に工事を進められております。

水俣インターチェンジの供用開始は、本市にとっても観光や産業、市民生活にとって、重要なターニングポイントになることだと考えております。この機会を絶好の機会と捉え、交流人口の増加や地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

今後ますます広域での移動が可能となり、地域間競争も激しくなってきますので、これまで申し上げてきました水俣市産業振興戦略2015や、水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略などを着実に実行することで、差別化を図り、地域活性化を進めてまいります。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、大分時間を使っていたので、2回目の質問をさせていただきます。

今回は、平成28年度の当初予算ということで、この1年間のスタートということなものですから、市長の施政方針演説、所信表明ということで、その中から質問内容を抜粋させていただいたんですけれども、(1)から(7)までと非常に多いものですから、いろいろ絞り込んでいながら、この中から2次質問、3次質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、(1)の基本方針については、(2)の地方創生の推進というところにもリンクするのかなど。この基本方針については、全般的な取り組みというようなものも含まれており、これは(7)までいろいろ広がっていくのかと思いますので、この(1)(2)については、ちょっと1つだけ質問させていただきますけれども、先ほど市長からもありましたように、ポッドキャストのラジオドラマ、これに関して先ほど答弁がありました。実際、執行部の方々に聞かれた方いらっしゃいますか。

少数意見ですね、ありがとうございます。

私もちょっと聞かせていただいたんですけれども、内容は3部構成になっているということで、初恋のまちづくりに関連してCMもやっていますね、今。

それで、ポッドキャストのラジオ放送を通じての初恋のイメージを発信するというドラマだと。これは3部構成で、今1部が2月25日くらいから配信されているということで、私も聞かせていただいたんですけれども、なかなか今、昼ドラマでもないような非常に中身が重たいと私は感じました。いろいろ御意見はあると思うんですよ。これが2部、3部になれば、最終的に初恋のイメージということできつなげていくんだという、当然そういうストーリーなんでしょうけれども、1部だけを聞いた中では、非常にすさんだ家庭の、父ちゃんはまだ仕事もしないで昼間から酒飲んでいる、子どもは親を親とも思わないような言葉遣いで親に反抗すると。何かそういうストーリーから始まっていくんですけれども、それが最後ハッピーエンドになるんでしょう。やはりそれを最初にストーリーを全部考えた方はそういう流れがわかっているから、取っかかりはそれで

もいいんでしょうけど、やはり知らない人が聞いたときに、じゃこれを2部、3部聞いて、本当に初恋のイメージに結びつけられるのかなという思いがあったんですよ。

ですから、これはちょっと中身は、当然発信する前には市のほうでも検討をされたり、制作会社あたりがつくったんでしょうけど、そういうことを市のほうでも中身はチェックはされたのかどうか、これを1つちょっと質問させていただきたいと思います。

それと、地域おこし協力隊、これに関して、先ほど3名、平成28年度採用するという事になっているんですけど、ホームページのほうには今、久木野に地域おこし協力隊の1名の募集が載っているんです。なぜ1名だけしか載せていないのか。できれば、せっかくならば3名一緒に応募をしていただいて、やはり応募する側としても1名しかない狭き門よりも、3名いたほうが応募する側としても門戸が広がるんじゃないかなと。そういういろんな諸条件があるんだろうとは思いますが、それは行政側の都合なのか、やはりあくまでも地域おこし協力隊ということで、募集をするのであれば、そういうことも含めてやらなかったのかなという、この2点をこの部分では質問をさせていただきます。

それから、(3)の環境首都水俣創造事業に関してですけれども、これは駅前の周辺の再整備ということで、午前中の中村幸治議員の質問でも答弁がありましたけど、私もこの駅前の再整備ということで、あそこは肥薩おれんじ鉄道の水俣の玄関口ということで、昔から使われているところですし、できれば、あそこのマーケットも含めたところで、やはり開発をするほうがいいんじゃないかなと、駅前ですね。中村幸治議員の答弁の中でありました、あれは民地だから、民間のほうでしてくれればという話だったんですけど、そうじゃなくて、やはり先ほどの中村幸治議員もそうです、私はあの答弁を聞いたときに、だから行政としては、あそこをじゃ再整備するに当たって、ちょこちょこ手直しをするということではなくして、ああいうマーケットも含めた中で、あそこの一体を整備するような構想がないのかどうか、市として。道路でもそうですよね。当然、道路にひっかかれば、民地であろうが私的な所有地であろうが、やっぱりそこを買収するわけでしょう。だから、あそこも今は当然民地であるけれども、じゃ市がそういう構想を立ててやれば、そこを土地を買収して、行政として整備をするということも可能なんだから、そういう方向での考え方はないのかということをもまず1点、そこでは質問をさせていただきます。

それから、それに関連して、駅の利用時間の件も出ていたんですけど、あそこもせっかくなきれいになって、4月からは、ななつ星が停車するという非常にいい方向でやっているのにもかかわらず午後8時までしか使えないと、非常に残念なことですね。

私も去年の9月か10月ぐらいに直接市長にお願いに行きましたよね。でも、きょうの答弁の中では12月議会で塩崎達朗議員の答弁があつて、それから肥薩おれんじ鉄道の株主総会か何かのときに言ったということだったので、じゃ私が直接言っても動いてくれないんだなって、何か寂し

い気持ちになって、非常にあれを聞いていて、何かもうこの一般質問もテンションが下がっちゃったんですけど、これは地元とか利用される方からの本当に切実な願いだったんですよ。それを直接私は市長にお願いに行ったんですけども、その後すぐ動いていただいたのかどうかわからないんですけど、多分12月の議会があったから、しょうがないなということで動かされたのかなと思うんですが、とにかくそういうところをもう少しスピーディにやっていただきたいなというふうに思います。これはもういいです、要望で。ここは、マーケットの件だけで結構です。

それと、4番目の水俣病問題への取り組みについてというところでの質問なんですが、①のどのような対応をしていくのかというところは、今までと同じような形で取り組んでいくということもありました。私が一番非常に懸念しているのは、②の新聞記事に熊本県が水俣病提訴打診という記事が載っておりました。名前も出して構わないんでしょうけど、西日本新聞さんのことしの1月1日、熊本県が水俣病提訴打診という記事が載っておりました。

ちょっと部分的に紹介させていただくと、裁判に参加していない鹿児島県の有力被害者団体に提訴を起こすよう熊本県が打診していたことがわかったと、こういう記事でずっと始まっていくんです。これを見たときに、きょう先ほどの野中重男議員の中の質問でもありました。県に問い合わせたところ、そのような事実は一切ない、動きはないという県の返事だったということなんですけれども、私がここで一番市長に尋ねたいのは、じゃ県がないと言ったからそれで終わりなのか。こういう今回の一般質問の中で、こういう通告があって、こういう記事が載ったからということで初めて県に問い合わせをされたのか、それともこの記事がことしの1月1日に載った時点で市として何らかの動きをしたのかどうか、新聞がここまではっきり書いているということは、それなりの取材をしてると私は思うんです。じゃ県がそういう事実はないと言ったということは、この新聞記事がうそということになるんですよ。であれば、当然訂正もしなければいけないでしょうし、そういうこともない。であれば、それをちゃんと確認する作業を市はやったのかどうかというのが質問として1点。

今言ったように、今回の質問があってから動いたのかということと、この記事が出たときに、きちんとそういう対応をしたのかどうかということをお聞かせして1点、お聞きします。

それから、今後、水俣市としてこの問題を独自に、この事実関係を調査する気があるのかないのか。ただ県の言われたとおり、これで終わってしまうということなのか、そうではなくして、本当にこういう事実があるのかどうかというのを、もう一度市としてきちんと事実関係を調査する気があるのかないのか。これは本当に大きな問題ですよ。こういうことを県がこういう形で動いて、提訴を打診するというようなことを本当にやったというのであれば、事実関係をしっかりと確認して、どうなのかということは市としては確認する責任があると私は思います。そうしないと、市民にとっても、この問題は大きな問題だと思いますので、そこも含めて質問をいたしま

す。

それから、活力のあるまちづくりに関しては、先ほどから言われたように、こういう産業振興、経済振興というのは、非常に今の水俣にとって大事な問題ですから、いろいろ皆さんも質問をされていますので、これはもう今後また質問していくということで、これはもう1次質問だけで終わらせていただきます。

それから、(6)の子育てしやすいまちづくりということで、子ども子育て支援の部分なんですけれども、出産時に一時金3万円を支給されると。子を持つ若い親にとっては大変ありがたいことだと思うんです。それと一緒に、新生児に木の玩具、おもちゃをプレゼントしますよと、先ほど、こどもセンターか何かで統計をとられたら、木のおもちゃはぬくもりがあっていいとかいう方が20名ぐらいいらっしゃったと。もらえるものであれば、いただければという方が16名と。買いたいという人は4名だったと。要するにただでくれるんだったら、もらってもいいよという感じなのかなと、私には聞こえたんですけれども、予算づけの中で、1個約6,000円程度、5,900円ぐらい予算づけがされていましたが、じゃその6,000円の木のおもちゃを新生児に上げて喜ばれる方もいらっしゃるでしょうけど、何かもうちょっと違った形での使い方もなかったのか。例えば、本当に実用的なおむつに使えるような券であるとか、ミルクを買うための券であるとか、そういうものにちょっと変わった、自由に子どもに対して使えるような、そういったものにしてもよかったんじゃないかなというふうには思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。ですから、もうそれでスタートするのか、それとも中身をもうちょっと検討する余地が残っているのかどうか、それを1点お伺いします。

それから、(7)の社会基盤整備です。これに関しては、先ほどの市長の答弁にもありましたように、これは重要なターニングポイントだというふうに思っております。南九州西回り自動車道が今度津奈木インターチェンジが供用開始になって、これは新幹線が開業したときも新幹線の新水俣駅周辺とか、湯の鶴・湯の児の観光であるとか、バラ園であるとか、そういうところと関係して流動人口なんかをどうするんだという話もあったんですけど、こういうことは非常に大事なことで、今後これはしっかりと、また私も状況を見ながらしていきたいと思っておりますので、これは一応先ほどの答弁の中で御説明があったので、よしといたします。

以上、質問よろしく申し上げます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） こちらで7点質問を確認させていただきました。2点ほど担当部長からもちょうと答弁をさせていただきます。

2点は、地域おこし協力隊がなぜ1名かというところは総務企画部長、それと問い合わせをしたかは福祉環境部長のほうからお願いいたします。

まず、ポッドキャストですね。その前に、オール与党ではないかという認識を持っているのではないかというのが最初にございましたが、今全然そういうことはございません。逆にオール野党じゃないかというぐらいの思いで厳しい質問を受けておりますので、そのぐらいの認識でございます。

ポッドキャストにつきましては、聞いていただいて本当にありがとうございます。最初、これを始めるときに、市の職員、ほとんど知りませんでした。ポッドキャストって何ですかというお話でございました。私はこういうのが好きで、こういうラジオも5つぐらいは毎週聞くようなものを持っております。そういったものが皆さんに浸透していないところでございますけど、日本中見ますと、ポッドキャスト、いろんな方が何十万という作品がございます。その中で、こういったものを、ニッチなところを、私たちはやっていけないといけないというような思いがあります。その中で、初恋をこういったものでやらせていただくことは、これをやることによって、これと付随して、初恋の恋人の思い出を募集したら400件以上来ましたし、それを探す企画を立てましたら、全国版で2社、朝からありました。これはもう全国からというか、自分の知り合いからもメールが来ますし、知り合いには、東京にいる親戚から、水俣はいろんなことをしよつとやねという電話があったというふうにも聞いておりますし、あれを有料のCMで換算しますと、もう何千万円というふうな効果があったというふうには、私たちはそういった企業さんからも聞いております。

ポッドキャストにつきましては、担当課にもう任せております。内容が上がってきたものにつきましては、私もちょっとは聞きましたが、最終的には3部構成になっているので、最初がどういったもんか、最後にハッピーエンドに終わって、最後じーんと聞かれた方が納得されるような内容になればいいのかなと思っておりますので、それを一個一個手直しするようなことはやってはおりません。プロレスと一緒に、最初やられたほうが最後盛り上がるというふうな思いもございます。

それとマーケットの開発についてですが、やはりそれを全体的にやったほうがいいんじゃないか。中村幸治議員からもありました。駅をきれいにするときに、やっぱりあそこは一番目につきますので、市が予算があれば、買い上げてでもやりたいというふうな思いは個人的にはあります。やっぱり財源を考えたときに、今大体営業もやっていらっしゃるところを立ち退いてもらって買うなんてことは、もう普通に考えたときに莫大なお金がかかる、それはもう普通に考えてわかられると思いますけど、あいている土地じゃなくて、いらっしゃるところを立ち退きからといったら、物すごいお金がかかるというのは十分認識をしております。現時点では当然やっぱり一緒にやりたいという気持ちはありますけど、今の財源を考えますと、水俣市であそこを買い上げて、開発するとかいうのは申しわけないんですけど、今のところは頭にはございません。そして、問い合わせについては、福祉環境部長からですね。

それと、今度は西日本新聞の記事でございますけど、事実確認をするのはうちじゃなくて、県じゃないかなというふうな思いはあります。県がそういうふうに言われて、違うことがもし載っているんだったら、県がやっぱりそこはきちっとやるべきじゃないかなというふうな思いがございます。独自に事実関係をうちでやるというのは、今のところは考えてはございません。そういった議論をしたこともございませんので、今問題提起されたので、やっぱり執行部等集めて、その議論はしたいというふうには思います。

それと、支援金につきましては、3万円の祝い金をやるわけですけど、換算のものは、ミルク代をどのくらいかかるのかと換算したときに、年間3万円くらいかかるんじゃないかということで、3万円を祝い金としてさせていただきました。そのほかに、ウッドスタートというのは、やっぱり木のぬくもり、そういったものを生まれたときに、できれば水俣の地元の木を使ったおもちゃをもらうことで、豊かな心を持った子どもを育てていただきたいということで、おもちゃをプレゼントさせていただくわけでございます。そりゃ金券のほうがよかという考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、市といたしましては、やっぱり自然、そういった環境を大事にするような子どもを育てたいという一環もありまして、木のおもちゃをプレゼントするということに決定したということでございます。

あと、2点は部長からお願いします。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 私のほうから、地域おこし協力隊、現在1名が募集されている。ところが、先ほどの市長の答弁では3名というふうにありました、これはなぜかという御質問なんですけど、平成27年度予算の地域おこし協力隊の予算は1名分がついております。残り追加の2名分については、平成28年度予算で現在要求をさせていただいているところであります。このようなことで、現在1名募集ということになっております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） ことし1月1日の新聞記事、この件に関しましては、一応今回そういった県のほうには確認をしたところでございます。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきますけれども、まず、この肥薩おれんじ鉄道の駅の件なんですけど、今市長が言われたように、立ち退いてまでするのは莫大なお金がかかると、だから今、私はこの再整備に関して一緒に今すぐやれということではなくて、将来的にやはりあそこはそれも含めた中でやるべきじゃないんですかということをお願いしたんであって、

そこなんです。だから、今すぐあれを立ち退かせて、じゃそれをやりなさいよという、そういう極論を言っているんじゃないで、将来的にやはりそういうグランドデザインじゃないですけども、やはり行政としてあそこの開発をするのであれば、そこも含めたところで将来的にはやる必要があるんじゃないですか。だから、そういう考えはないんですかって、私は質問したんですよ。どうもそこがかみ合っていないんですね。まあいいです。そこはそういう気持ちでやっていますので、そういう考えはどうなのかということ最後に質問1点だけ。

それと、この水俣病問題に関しても、今市長が、それはもう県がやるべきじゃないですかという、その答弁がちょっと私はいかななものかなと思うんですよ。結局そこが、要するに水俣病の問題で、県の担当者なり、なんなり知らないですけど、県のほうがそういう動きをしたということであれば、もし仮にそういうことが事実だということであるならば、これは水俣にとって大きな問題だという問題意識がないのかなと、行政のトップとして。

誰がする、誰がしないじゃなくて水俣の問題じゃないですか、じゃ本当にそういうことがあるのかと。また新たな紛争が起こった、いろんな水俣市民を不安に陥れるような、そういう事象が起こらないとも限らない、こういう状況を水俣市の行政のトップとして、ただ手をこまねいて、ただ見ているだけなんですかということ私を言いたいんですよ。そういう危機感、問題意識はないんですかって。だから、結局こういう問題に対して、市が真剣に正面から向き合うという努力や覚悟が足りないから、そういう言葉だけの解決であったり、救済であったりというふうな感じの、何かお茶を濁すような姿勢に見えるから、例えば県の勝手な動きとか、情報が出てきたりするという要因にもなるんじゃないですか。

例えば今回、水俣病の公式確認60年を迎える。いろんな新聞、マスコミあたりでも報道されていますよ。でも、要はこの水俣病に関して、皆さん早期解決をしようという市民の声もあるわけでしょう。ですから、そういうのも含めた中で、公式確認60年の今回慰霊式も当然5月1日に行われますけれども、本当に真剣にこの水俣病という問題に対して、これはじゃ国・県と企業、この3つがやっていかなければいけないんだと。何かこう聞いていると、市は蚊帳の外じゃないけれども、第三者的な立場で、ただ見ている、その動きを見ながら、例えば先ほどの答弁の中でも、じゃ言われたことを県に言いますとか、国に伝えますとかという、非常にそういうメッセンジャー的な答弁しか市長から聞こえてこないんですよ。そうじゃなくて、水俣の市長として、あなたはこの問題にどう取り組んでいくんですか。そういう問題が起こったときに、どういう動きをするんですかということを行っているんですよ。いや、それは県がすることでしょう。そういうことじゃないと思うんですけどね。だから、そこなんです。そこが市長としての姿勢が問われるんじゃないんですか、覚悟が問われているんじゃないんですかって、私は思うんですけど。だから、今言ったように、もう少し本当にこの問題を解決するに当たって、どういう思いで今後取り組んで

いこうと思っているのかということをもまず1点。

それから、水俣病犠牲者慰霊式、この60年を迎えるに当たって、今の水俣病犠牲者慰霊式のあり方というものをこのままの状態が続けていこうと思っているのか、見直しをするべき時期に来ているんじゃないかと私は思っていますけど、そこはどう考えているのか、この2点を質問させていただきます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 開発につきましては、すぐやるんじゃなくてということでございますので、そこについて議論をしたことはありません。問題提起されたので、今後そこについては、話しますけど、じゃ先にそこを開発しますという話になると、普通、土地はもう上がってしまいますので、その辺はきちんとどういうふうな形にするかは、うちのほうで検討はさせていただきますけど、現時点で開発という考えは持っていないのが事実です。

2つ目の新聞記事につきましては、新聞にはいろんなものが今までも出ました。それに一個一個私たちがそれは本当かどうか、新聞記者に聞いたことは実際ありません。今までも、私たちもそれはフライングじゃないのという思いのものも結構あるのは事実です。

でも、その中で一個一個それを、それは違う云々というのは、私たちは現在やっております。やはりこの問題につきましては、もし県がそのように全然認識が違うものであったなら、訂正分をお願いするのが、それが流れではないかなというふうに思っております。

それと、水俣病犠牲者慰霊式につきましては、今いろいろ水俣病犠牲者慰霊式の実行委員会の中でも長いというのが非常にあります。障がい者の方もいらっしゃいますし、もう少し短くできないかという議論もありますので、今後、水俣病犠牲者慰霊式60年を節目に、今回は例年どおりのものになっておりますけど、今後はそういったところも検討していく課題ではないかというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、木質バイオマス発電事業について、答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、木質バイオマス発電事業について、平成27年9月議会において、この事業の進捗状況を質問したが、新しい年度を迎えるに当たり、現在の状況と市のこれまでの対応はとの御質問にお答えします。

平成27年9月議会では、高岡利治議員へ事業化に向けた進展はしていない旨の答弁を行い、12月議会の小路貴紀議員には事業主体である林業会社からは、融資が大きな課題であると聞いている旨の答弁をしております。

現在の状況としましては、事業主体の林業者からは報告等もありませんので、事業化に向けて

の進展はございません。また、これまでの市の対応としましては、水俣芦北地区製材協同組合と材の確保や供給等について話し合いを重ね、九州内の他自治体の木質バイオマス発電の情報も共有してまいりました。あわせまして、関係機関との協議も継続してきたところです。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

この問題は、もう平成23年からこの事業の話が出て、もう約5年目を迎えるんですけども、なかなか進展をしないということで、緒方産業建設部長も非常に頭が痛いんじゃないかなというふうに思っております。もうこの3月で晴れて御勇退をされるということなので、最後にここをきちっと結論を出していただいて、御勇退をしていただければ、非常に残った部下もありがたいんじゃないかなというふうに思います。今、答弁がありましたけれども、業者からの何の報告もないという答弁がありました。こちらからのアプローチというのはその後、私なりなんなり、ここで質問した後にされたのかどうかというのをまず1点質問いたします。

それから、次の質問は市長にお伺いするんですけども、去年の9月の私の答弁の中で白黒はつきりつける時期に来ているという答弁がありました。あれから半年が経過して、今の答弁にもありますように何一つ進展が見られない、こういう事業をいつまで職員に担当させておくのか。先々一生懸命頑張って、物になる事業であればいいんでしょうけど、なかなかそういう可能性がないというような事業を担当させられる職員のモチベーションというのも上がらないし、私は見ていて気の毒だなという思いもしないでもないですよ。であれば、もっと違ったやりがいのある仕事を与えて、職員のやる気を引き出してあげるというのも、トップとしての役目というか、仕事ではないんでしょうかね。そういう施策の中には成就しない事業も当然あります。全てがうまくいくと保証はないです。だからそれを一々私たち議会としても、失敗したからどうなんだということ責めるつもりもありません。

そうじゃなくて、今まで調査費等も含めて、約6,000万円ぐらいの予算をこれに投入しているんですよ。もう5年近くたっていて、じゃそれを何も検証もしないまま、いつまでもずるずる先延ばしにしていくのか。じゃあと1年後、2年後にきちっとめどがつく、結果が出せるというのであればいいんですけど、ずっとこの半年見て、今の答弁も一切何も変わらない、何の進展もない。じゃどこで踏ん切りをつけるんだということが、やはり必要じゃないかなと、前も私、言ったと思うんです。勇気ある撤退も必要じゃないんですかということ。私9月にも申し上げたような気がするんです。やはりそういった部下が安心をして、仕事ができるような環境づくりというのをしてあげるのが、私は上司であり、市政のトップを預かる人間の役目じゃないかと思うんですけども、もう最後はトップが責任をとるといぐらいの気構えで、ここはやはり判断をすべき時期に来ていると思うんですが、いかがでしょう。この2点お願いします。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

事業主体である林業者へのアプローチはしたのかという御質問であります。こちらのほうから担当者を通じて、私も会いに行きたいということがございましたので、何度も連絡をしたんですが、なかなか会うことができなかったというところであります。会ってどうなんだということを聞いたかったんですけども、なかなか会うことができなかったというのが事実でございます。

それは、朝早くから現場に出て、夕方帰ってくるということでありました。その中で担当者のほうが電話で確認をしたということがございます。やっぱり融資ができなかったということが、一番ネックであるというふうなことを言っていたということがございますので、全くこちらからアプローチはしなかったということではございませんので、できる範囲でアプローチはしたということでございます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 木質バイオマス発電事業、もう何回もここでやりとり、前市長のときからやっております。もういろんな情報を集めてやって、今のところ成果が出ていなくて、最終的に私たちは今、企業誘致という形でアプローチをしております。私も最初から企業誘致というところでやっております。その中で、企業が出てこないのについて、私はどうこう言うことはできません。その中で、その規模ができないんだったら、じゃ1メガワット、0.5メガワット、木質バイオマス発電をやるという事業は、水俣市にとっては非常に有意義な事業だというふうに思っております。再生可能エネルギーを使ったものをいろんな形で、今、水力発電もやっております。久木野のほうで少し始まっております。小さいものでございますけど、いろんな小さいものでも水俣市でやっていくことが意義があるというふうに思っております。

その中で、誘致企業として、大きい企業として来なくても、今の担当課で門戸を広げておいていただいて、もし違う形で縮小したものでできるものでしたら、いつでも担当課は、そういったところをお手伝いはしていただきたいというようなスタンスだというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 どうなのでしょう。

要するに何回もこれは言っているんですけどね、事業主体でまず市がやると言ってスタートした事業であったんですよ、これは。いろんな事業者も変わってきました。今、市長が言われるように、最後は誘致企業として企業がやりたいんだったら、補助金を出しますよというようなスタンスになっていると今言っていますよね。だから、その事業を何で行政としてずっと抱えていかなければいけないんですか。だから、向こうがやるという融資もまだ受けられる状態じゃない、じゃそこがいつできるんですか。それを当然、経済観光課のほうでも事業として一部分を担って

いるわけでしょ。何にも全くノータッチで今やっているんですか、市はもう関係ないんですね。何も関係ないんですね。今回の木質バイオマス発電事業に関しては、市は一切今はもうかかわっていないということですね。今の言い方だとそうですよね。向こうから業者が来れば、こちらは門戸を広げて待っているから、いつでもいいですよ。だから、一々こっちから言うことじゃないという言い方ですけど、ということは、市は一切この木質バイオマス発電事業に関しては、もうノータッチでかかわってないというふうに、私は解釈していいんですねということです。

そうなんです、今の言い方じゃ。じゃなくて、実際にだから担当課が、今部長の答弁にもあったように、そうやって業者と会ったり連絡をとったりしているという事実があるわけでしょ。それは市が多少なりともそこに絡んでいるからでしょ、何かの接点があるわけでしょう。だから、市がそれをいつまでたっても、5年たっても、そういう状況の中で握っていきやいけないというか、それを抱えていきやいけないという状況があるんじゃないですかって言っているんです。だから、もうそろそろそこを切り離して、そこがそこでまた出てきたとき、またそれは改めて対応すればいいことじゃないですか。

今言われたように、ノータッチなんでしたら、かかわってないんであれば。でも、どっかで、今でもずっとつながりがあるから、そういう交渉をしたり、いろいろなことをやっているんであって、だからそれをいつまでやるんですかって。6,000万円も予算をつぎ込んでおいて、いまだに結論が出ません。融資も受けられませんという企業を、いつまで市は誘致企業として考えてやっているんですかということなんです。違いますかね。

だから、私はずっと今まで市から説明を聞いたこととかを総合して、今市長が答弁をしたことが、何か全然違うような感じで、いきなりそう言われたので、何かもう市は全くかかわっていないですよっていうような感じの答弁だったでしょ。違います、私はそう聞こえたんです。だから、今確認しているんですよ。じゃ全くノータッチなんですねということ。だったら、この議会で取り上げる必要もないし、経済観光課もそういうものに対して違うアプローチをしていけばいいことでしょう。そこをはっきりしてくださいと言っているんですよ。

だから、今回の施政方針の中にも、施策のスピードアップと進捗管理を行うための総合政策部の新設をすと言っているわけでしょう。だったら、この木質バイオマス発電事業に関しても、もうちょっとスピードアップして、早く決断をして、検証をするなりなんなりして、早く答えを出すべきじゃないんですか、かかわりがあるんであれば。今、言われたようにかかわりがない、ノータッチなんだったら、別にいいですよ、私ももうそれ以上のことは言えないので。行政は何もかかわってないということであれば。だから、そこはどうなんですかというのが1点。

それと、今言った、かかわっているということであるのであれば、いつ結論を出すんですか、いつまで引っ張るんですか。この2点。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

暫時、休憩します。

午後 3 時 58 分 休憩

午後 4 時 2 分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 木質バイオマス発電事業について、ずっと引きずっているということについて、今のスタンスをもう一回確認しますが、企業誘致というスタンスです、うちは現在。それはおわかりになっていただけますか。それはもう最初から、私が引き継いだときから企業誘致でした。

最初の6.5メガワットというのについて、多分何年か前に予算を使ってやっているという部分につきましては、今はもうストップしているというふうな認識は持っております、最初の大きい6.5メガワットについては。

しかし、企業誘致について、じゃ1メガワット、0.5メガワットでしたいというお話がもしあったときに、担当課が行って、企業誘致でお手伝いするのは当然だというふうに思っております。

これがもし、違う形で出てきたときには、経済観光課といたら、それが仕事でありますので、企業誘致の1つとして、木質バイオマス発電事業もあっていいんじゃないかというふうな考えであります。

○議長（福田 斉君） 以上で、高岡利治議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後 4 時 4 分 散会

平成28年3月9日

平成28年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成28年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成28年3月9日（水曜日）

午前 9時29分 開議

午後 2時28分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）		

（説明のため出席した者） 13人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）
総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）	

○議事日程 第3号

平成28年3月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1 小路貴紀君 | 1 平成28年度施政方針における市長所信表明について |
| | 2 地場企業との連携について |
| | 3 ふるさと納税について |
| 2 高岡朱美君 | 1 未婚の母及び父の寡婦（夫）控除のみなし適用について |
| | 2 水俣市障がい者計画について |
| | 3 イノシシ被害対策について |
| 3 塩崎達朗君 | 1 観光振興について |
| | (1) 水俣駅について |
| | (2) 湯の児・湯の鶴温泉について |
| | 2 移住定住の促進について |
| | 3 市長主催のランチミーティングについて |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、おはようございます。

水進会の小路貴紀です。

2日後に3月11日を迎えます。東日本大震災で被災された皆様方に謹んでお悔やみとお見舞い

を申し上げます。

平成28年度一般会計当初予算などを審議する3月議会に当たり、議会開会後に全員協議会で説明を受けました。主に感じたことが2点あります。

1つは、数値などを口頭で補足説明されることも多かったわけですが、事業説明欄に記載すればわかりやすいと思います。限られた時間の中で、執行部と議会の双方が理解して共有できる工夫が必要と感じました。

2つ目に、継続事業が大半の中で、過年度の課題や成果が見えないため、事業を評価しつつ新たな予算の必要性を確認しづらいということです。継続事業では、特にPDCAサイクルがしっかりと機能しているかが重要だと認識しており、次年度以降の事業説明調書の作成に当たっては、課題や成果などが見える形に改善する方向で見直しをお願いしたいと考えます。

市長は所信表明で、市役所は水俣市で最大のサービス事業所であると述べられました。このサービスを享受する市民や事業者などの満足度が高まることが大切です。

そのためには、市役所側からの市民などに対する提案力や営業力のバックグラウンドを持って、サービスにつなげる必要があると思います。市長が言われる職員が切磋琢磨して、資質の向上を図れる環境づくりを整備していただき、自治体間の競争から勝ち残れるようリーダーシップの発揮をお願いします。

2日前に女子高生を主人公とした漫画、地方は活性化するか否かを読みました。女子高生が地方創生を語り合う中で、やりっ放しの行政、頼りっ放しの民間、全く無関心の市民、これらが三位一体になったならば、絶対に地方創生は失敗すると結論づけております。漫画だといつてばかりにできないものです。私自身も市民の立場、企業に勤める立場、そして議員という立場に置きかえて、改めて見詰め直す契機になりました。

行政が立案する事業や企画に対して、そのサービスを受ける市民などとの意識の乖離があるのか、そういった問題意識を持ちながら、通告に従い質問します。

1、平成28年度施政方針における市長所信表明について。

①、ポッドキャストを活用したインターネットラジオドラマの1部作、初恋通りが2月25日に配信されたが、その評価は。

②、水俣病問題への取り組みとして、情報発信のためのイベントなどを実施するとある。12月議会一般質問で市長が述べた4大公害地域サミット開催との関連はあるのか。

③、新生児に木のおもちゃをプレゼントするウッドスタート事業の具体的な内容は何か。

④、施策のスピードアップと進捗管理を行う総合政策部の新設について、要員を含めた体制はどう考えているのか。

2、地場企業との連携について。

①、企業や事業の誘致が難しい中で雇用や税収の面でも、より一層地場企業との連携やその支援が重要になると考えるが、どうか。

3、ふるさと納税について。

①、平成28年度の取り組みに関する明確なビジョンと戦略はどのようなものか。

②、1月21日に開催された返礼品製作を担う生産者や事業者向け説明会の内容と、その後の進捗はどうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 小路議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、平成28年度施政方針における市長所信表明については私から、地場企業との連携については産業建設部長から、ふるさと納税については総務企画部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、平成28年度施政方針における市長所信表明についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、ポッドキャストを活用したラジオドラマの1部作、初恋通りが2月25日に配信されたが、その評価はどの御質問にお答えをいたします。

この事業は、水俣を舞台にした初恋に関するドラマを制作し、全国に向けてラジオで発信していくという事業であります。ラジオドラマの第1話は、三部作ドラマの導入部分に当たり、家庭に事情のある中学生の悲恋を題材にした重い内容の物語となっております。第2話は、明るい未来がかいま見える高校生の物語に、そして第3話は、ドラマの完結として、大人の同窓会を題材にした幸せな現在と明るい未来を感じさせる物語となっております。

まだ詳しい内容はお話しできませんが、この第1話は、これらのドラマの展開上、重要な伏線を含んだ物語となっております。また、第1話は、物語の序盤のため、まだ評価はございませんが、ポッドキャストランキング社会・文化部門で30位と順調に聴取されており、今後の展開を期待いただければというふうに思っております。

次に、水俣病問題への取り組みとして、情報発信のためのイベント等を実施するとある。12月議会一般質問で市長が述べた、4大公害地域サミット開催との関連はあるのかとの御質問にお答えをいたします。

ことし5月1日は、水俣病公式確認60年の節目に当たり、水俣病の歴史と教訓、水俣市民が一体となって行ってきた地域再生への努力、そして、水俣市の未来への展望を、しっかりと伝える

ため、水俣病問題の資料収集及び情報発信拠点である水俣病資料館の展示リニューアルを、現在進めているところであります。

また、資料館が行う取り組みの一環として、この水俣の地に生まれ育った人々や、地域が体験した水俣病の被害、そして、我々が犯した過ちを、二度と繰り返してほしくないという願いのもとに、国内の公害地域と連携した企画展や、市民向けの環境啓発シンポジウム、そして4大公害地域と呼ばれる自治体の代表者に御参集いただいて、それぞれの教訓発信と、未来への展望を語り合うための、サミット開催などを予定している旨、平成27年12月議会の一般質問答弁の中で、御説明させていただきました。

サミットの開催について関係する自治体へ打診をいたしましたところ、開催を予定していた時期が、関係する自治体において選挙時期と重なっているため、それぞれの代表者がお集まりいただくことは難しいと判断し、見送ることいたしました。

このようなことから、議員御指摘のサミットとの関連は、直接的にはございませんが、資料館としましては、水俣病公式確認60年の節目に合わせ、昨年、三重県四日市市に公設の資料館が開館し、4大公害地域の資料館連携が可能となったことから、公害資料館共通の課題である人権及び環境学習の推進を図るため、市・県・民間団体の協働により、先進的な取り組みを継続している水俣で、関係者による環境学習に関する交流会議を開催したいと考えているところでございます。

交流会議の中身につきましては、仮称ではございますが、これからの環境教育交流会議というテーマで、未来に輝く子どもたちが、正しく歴史を学び、その教訓を理解し、未来に生かすことができるよう、学校関係者など情報発信に係る方々に参加いただき、これからの環境、人権教育のあり方や方向性を、意見交換する場に切り口をかえて、水俣病資料館からの情報発信イベントとして、実施してまいりたいと考えております。

次に、新生児に木のおもちゃをプレゼントするウッドスタート事業の具体的な内容は何かとの御質問にお答えします。

本市は、誰もが安心して生み育てられるまちみなまを基本理念とし、地域が一体となって、みんなで子育てを応援し、親子が生き生きと暮らせるような子育て支援や安心・安全に子育てができる環境づくりを進めているところであります。

今回、子育て支援の新たな取り組みとして、新生児に祝い品として木のおもちゃをプレゼントするウッドスタート事業は、木材に触れる機会を提供することで、木のぬくもりを感じながら、楽しく豊かに暮らす心の育成を図るとともに、子育てに役立ててもらうことを目的として実施するものであります。このため、水俣市に住所がある全ての新生児・保護者を対象とし、第1子と第2子以降の子どもに差を設けることなく平等に実施する予定であります。

なお、事前に、こどもセンターを利用されている保護者20名に、木のおもちゃのニーズ調査を実施したところ、木製は温かみがありよいが20名、いただけるものであればうれしいが16名、できれば購入したいが4名で、木のおもちゃについて、保護者は関心があり、ニーズは高いと感じたところであります。また、可能な限り、地元産の木材や市内事業者が、木のおもちゃを製作することで、事業の広がりや地域経済への波及効果についても考えております。

ウッドスタート事業は、身近なところから暮らしに木を取り入れ、木のおもちゃは、子どもの五感に働きかけ、感性豊かな心の発達を促し、また親にとっても一緒に遊ぶことでいやし効果があります。このようなことから、子育てしやすいまちづくりの推進につながるものと考えております。

次に、施策のスピードアップと進捗管理を行う総合政策部の新設について、要員を含めた体制はどうなっているのかとの御質問にお答えをいたします。

本市では、さきの所信表明でも申し上げましたとおり、昨年10月に水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

この戦略は、上位計画の第5次水俣市総合計画・第2期基本計画との整合を図りつつ、国・県の施策と歩調を合わせながら、本市の独自性を最大限に生かし、地域の活力を高め、将来に向けた持続可能な地域社会の実現を図るため、各種施策を推進していくこととしております。

今回の機構改革の目的は、重要施策を機動的に実行するための組織づくりを図るもので、新たに総合政策部を設置しようとするものであります。

総合政策部の主な役割としては、まず、重要政策の積極的な推進が挙げられます。これまで以上にスピード感を持って、重点施策や事業を推進する組織として機能させたいと考えております。

次に、庁内の政策調整機能の強化が挙げられます。政策の実行に当たっては、庁内各部署の施策にも横串を入れ、分野横断的な連携と取り組みが必要となります。このため、重要施策の立案から意思決定、実行に至るまで総合的に調整する組織として機能させたいと考えております。

また、迅速性と機動性が求められる消防及び防災に関することについても総合政策部の所管とし、一層の危機管理体制の強化を図りたいと考えており、なお、総合政策部の要員等については、全庁的なバランスも考慮しつつ、適切な人的配置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 2回目に入ります。

昨日の一般質問から、やはり平成28年度スタートということに際して、市長の所信表明等に関して質問が上がっておりますので、重複している部分については、絞り込んで質問させていただきたいと思っております。

まず、ポッドキャストでございますけれども、答弁にありましたとおり、非常に第1部作が重い内容の物語ということで、市長は雇用であったり、子どもが水俣で産み育てるまちを目指したいという話でございましたが、インターネットラジオの内容が父親は仕事が安定せず、雇用不安であったり、家庭内暴力や親にとって子どもはお荷物といった虐待の場面も出てきます。また、中学生で駆け落ちに失敗し、少年は停学を受けます。淡い初恋は全く想像できないと。水俣を自虐的に演出することで、市長が言う新しい水俣のイメージの発信につながるのか、一部作を聞く上では、疑問に感じました。

いじめや虐待が社会問題化している昨今において、演出やシナリオに関しては、制作会社任せだったのが、よかったのかどうか。視聴者の感覚というのは、漫画であったりアニメであったり、そういうのを深く余り受けとめない傾向はあると思いますけれども、私たちは予算をかけて行われる事業に対して、私たちの立場で見たときに感じる部分は、いささか違いが出てくるんだろうというふうに考えます。

市長が初恋をイメージしたまちづくりと言われますけれども、きのうの一般質問でも担当課に任せているという話でございました。市長の明確なコンセプトがあるわけではなく、職員が初恋をイメージして仕事をしていけばよだけなのかなと、そういったことにならないように、今後も二部、三部作が出るということなので、私は聞きます。もっと職員の方も聞かれて、それぞれの感想を募られることもよろしいんじゃないかなと思いますので、ポッドキャストについては、以上で終わりたいというふうに思います。

4大公害サミットでございますけれども、12月議会で市長がこのサミットを開催したいと発言されたことに対して、強い関心と危機感を抱きました。個別に担当課とヒアリングをさせていただいたわけですが、企画案の中身もまだ大ざっぱなものでした。そういった企画を水俣で開催するのは、子どもたちの将来にとって有益性は低いと私自身感じました。

その後、1カ月足らずで、担当課からは4大公害地域サミット開催の企画は取り下げると、先ほどの答弁でもあったとおりでございます。小・中学生や高校生を対象にした企画を開催したいという内容に改められておりました。水俣の子どもたちは、既に多様なカリキュラムで水俣病問題等について学んでおります。公式確認60年事業だからということで、無理やり子どもたちを取り込む必要性は感じないというふうに思っております。

そういった状況も踏まえて、質問いたします。

市長の発言は非常に重いというふうに思います。12月議会で発言されて、すぐにサミットはしないということで覆されるということは、そもそも企画案の中身すらない、思いつきだったのではないかと思いますが、どうでしょうか。

続いて、公害が発生した地域の背景や現在の状況もさまざまであります。富山のイタイイタイ

病に関しては、農地復元事業もなされました。四日市ぜんそくの発生と化学コンビナートを形成していった、それらの経緯等について、市長はどう思われているか。

サミット関連については、以上2点でございます。

続いて、ウッドスタート事業についてですが、新聞報道によれば、水俣病患者の皆様たちが製作する木のおもちゃというふうな記事もございました。また、木のおもちゃを通し、水俣病患者や市民などいろんな人たちが、次世代の子どもたちに向け、かかわってほしいとの市長コメントもありました。全員協議会で、平成28年度当初予算説明の場で、担当課に確認したら、木工組合という話もございました。一般質問通告後に、担当課の話を聞いたら、どことも何とも決まっていないと。全く情報が統一されていない。誰が、どこでつくる木のおもちゃなのか、そういうことについてはっきりしていない。先ほど、木のおもちゃをもらえるならもらうというのが16名いらっしまったということですが、そういう方に対しては、子どもに対してどんなおもちゃであってもお配りしますが、どうですか聞いて聞けば、別に木のおもちゃと限らず、もらえるものならもらいたいということになるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、質問になります。今これから生まれる新生児に対して、特定の物であったり、行政側から特定のメッセージを連想させるものではなくて、そういった木のおもちゃも一部含めながら、おもちゃ券として配布したほうが、小売店を含めた市内業者に広く恩恵があると思います。そういう方法も考えられると思いますが、いかがでしょうか。

続いて、総合政策部について確認いたします。

私は、要員などについてをどう考えていらっしゃるかとお尋ねしたところ、これから人員配置ということでございます。

4月にスタートするために、条例改正も提案されております。本日が3月9日ということでございます。条例の中には、各部の人数を何人にしなさいということは全く明記されておきませんので、4月からスタートする組織であるにもかかわらず、その組織自体がスピード感を持った組織として機能したいというのに、現時点で決まってないのであれば、全くスピード感がないんじゃないでしょうか、そういうふうに感じました。水俣市部設置条例の一部を改正したいということで、これは常任委員会に諮られるわけでございますけれども、恐らく常任委員会でもどういった要員体制でやるかというのは、普通確認されることだと思いますので、本来であれば、現時点で人数の希望等は、明確にしておくべきではなかったかなということを指摘しておきたいというふうに思います。現状のままでいけば、これまで総務企画部で担ってきたものを一部総合政策部に外出しただけにしか見えない。ややもすると、新しい部課長だけがふえるだけではないかと、そういうことも指摘しておきたいというふうに思います。

そこで、改めて確認いたしますけれども、本条例の改正に当たって、第3条第1号となる総務

政策部の事務分掌、イ、市政の総合的な企画、推進及び調整に関することについて横串、総合的に調整する組織として機能させる、させたいということか。

以上、4点質問いたします。

○市長（西田弘志君） 反問、ちょっと聞かせていただきます。

2つ目のイタイタイ病の件について、もう一回ちょっと教えていただいているいいですか。それと、最後の4番の事務分掌、その内容についてどう思うかということですか。

○小路貴紀君 富山のイタイタイ病に関しては、農地復元等もなされた。四日市ぜんそくについては、ぜんそくの発生とコンビナートを形成していった、それらの経緯、イタイタイ病を発生したけれども、農地復元等もされていますよね。そういった経緯について、市長はどう思われているかと。経緯ですね。

それと、総合政策部のところでは、改めて確認と言いましたけれども、横串、総合的に調整する組織として機能させる、させたいということでしょうかということですか。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） まず1番目は、4大公害病について、思いとしては60年を迎えるに当たりまして、担当課等といろいろ話をする中で、4大公害病で小学校5年生と中学校2年生に必ず日本の小学校、中学校で習うわけでございます。その中で、今回60年を迎えるに当たりまして、そういったものをやるのが、意義があるんじゃないかということで進めさせていただいたところ、先ほど答弁したように、調整がつかないということで、今回は子どもたちが勉強をするような形のものを、発信する事業ということでございます。私もPTAをしておりまして。小路貴紀議員もPTAでいらっしゃったのも御一緒のときもありました。水俣の子どもたち、いろんな形で今は水俣病のことについて勉強をしております。私たちの子どもたちは、もうほとんどそういった勉強をしていなくて、逆に都会に行ったとき、よそに出たときに、非常にそういった説明ができなくて困った、そういった大人をたくさん私も知っております。今の子どもたちに、やはり水俣病、またはこういった公害というものをきちっと勉強していただく場、認識してもらおう場は、やっぱり大事だというふうに思っております。

それと、イタイタイ病についての経緯については、そういうふうに修復した、そういったものを私、細かくは知りませんが、やはり公害から再生した道のりということは、非常に評価できるというふうに思いますし、尊敬させていただきたいというふうに思います。

それと、木のおもちゃ券につきましては、きのうも答弁させていただきました。ギフト券がいいんじゃないの、今のお話だといろんなものに使える券のほうが使い勝手がいいというふうな思いで、提言していただいたというふうに思いますけど、答弁しておりますように、水俣市として

木のぬくもりのある、そういった子どもを育てていきたい。水俣の場合は、70から75%が山でございませぬ。そういったときに、自然を大事にする子どもを育てるには、やはりこういった木のおもちゃがいいんじゃないかというふう担当課等を話して決定をしておりますので、おもちゃをプレゼントする形でやっていきたいというふう思っております。

それと、総合政策部につきましては、何で部をふやすのという話はございませぬ。よそをずっと調べましたら、3部というのはほとんどありません。よそは教育部というのがあるんで、大体5つから6つ、規模は違いますけど、多いところはもう8、10とあるんですけど、同規模のところでも大体教育部まで入れますと、大体4から5部ぐらいあります。3は非常に少なかったです。別にそれで機能しておれば、私はいいというふう思っておりますが、2年間市政をこういうふう職員と一緒にやっていく中で、やっぱりスピード感ということをいつも議員の皆さんから言われております。なかなか3部でやっていて、その取りまとめのところがなく、非常に私は困るじゃないですけど、やっぱり目が行き届かないというのは非常にございませぬ。

ここで、今回この部をつくることによって、全体的に見て、重要施策については、やっぱりスピードを持ってやっていきたいというのがありますし、声がかげやすくなると思ひます。部をつくったら、部長を通して、横のつながりでほかの部長にも言うことができますので、やっぱり課長じゃなく部長という立場を置いて、政策の推進に当たりたいというふうな思ひでございませぬ。

市長は誰がやっても4年しかございませぬ。次にはまた選挙を受けてからなんですけども、4年の間にきちとした政策を進めなくてははいけないという考えの中からは、やっぱりこういった総合政策部というものが必要だというふう思ひまして、今回、提案をさせていただいてるところでございませぬ。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 4大公害サミットですけども、先ほど市長が12月議会で述べられたということだったので、ある程度、他地域の状況等も知っておられた上で、そういうことを水俣でやられるのかと思ひたら、今確認して、決してそうではなかったんだなというふうに感じました。

水俣湾の埋め立て事業は昭和52年に始まり、14年の歳月と485億円をかけて終了いたしました。現在は埋め立てられた58万平米が熊本県の管理のもと、緑化公園や屋外スポーツ施設が完備され、平日の昼間はグラウンドゴルフの利用者も多く、ナイター設備の新設もあつて、市外からもスポーツ団体が訪れるすばらしい場所として復元しております。バラ園、そして市長が力を入れておられる恋人の聖地のモニュメントもあります。

ただ、このエコパーク水俣も安定的に管理されている場所であるにもかかわらず、封じ込めた水銀を無害化せよとの声が依然としてあることは非常に残念であります。市としても、負のイメー

ジに引っ張られないよう、スポーツや観光客をふやす資源として大いに発信して、活用していただきたいというふうに思っております。

一方、イタイイタイ病に関連する神通川流域のカドミウム汚染地は、昭和54年から農地への復元工事が始まり、33年の歳月と407億円が投じられ、863万平米が農地としてよみがえっております。エコパーク水俣と比較して、実に15倍近くになります。

昨年の11月に富山県を視察で訪問する機会がありました。

富山県においては、耕作面積に占める水田の割合は95%強で全国トップであり、野菜の産出額は全国最下位であります。私たちが富山の米は危ないと思っているのでしょうか。地元の方々が富山の米は危険と言っておられるのでしょうか。そういったことは一切耳にすることはなく、むしろ富山の米はおいしいと全国で認知されております。

四日市市は日本で初めて形成された石油コンビナートがあります。昭和34年から第1コンビナートが稼働して間もなく、ぜんそくを訴える方々が発生し、国・県に加えて市も積極的にかかわったとあります。ぜんそくの患者に向き合いつつも、重化学工業の発展により四日市市を工業都市にすることで地域経済を潤すという目標は変えることなく、その後も昭和47年までにかけて第2・第3コンビナートを順次建設して、企業を誘致した自治体であります。現在は、四日市コンビナート夜景クルーズが行われ、工場夜景を鑑賞する写真愛好家からは聖地と称されております。

要は、公害が発生してから、向き合う姿勢であったり、難しい課題を乗り越えていく姿勢はさまざまであります。富山県や四日市市は負のイメージを克服してきた自治体とも言えると思います。

改めて、60年の節目だということで、未来に輝く子どもたちを対象に情報発信のイベントをこの水俣で開催する必要性は感じません。水俣で生まれて、育っているという理由だけで、行政側から水俣病問題に対してイベント的にかかわらせようという姿勢は、子どもたちやその保護者との思いのずれを生じさせる懸念を指摘したいと思います。

そこで質問いたします。

子どもたちを対象とした情報発信のイベントを水俣で開催するのではなく、むしろ公害が発生した地域で負のイメージを克服したまちづくりがどのように行われたか、私たち親の世代であったり、行政が学ぶことのほうが先だと思いますが、いかがでしょうか。

それと、今の未来ある子どもたちや、これから生まれてくる子どもたちに対して、行政側の一方的な視点で水俣病問題を今後も背負ってもらおうと思っているのか。

以上、この点について2点質問いたします。

続いて、総合政策部についてですけれども、総務企画部、産業建設部、福祉環境部等、各部課

の業務をある程度、掌握できる人材を集めることであるならば、要員はある程度はつきりさせてしかるべきではないかなというふうに感じます。

市長は、スピード感を持って事業を推進したいということでございますけれども、市長の判断は早いのに、職員の業務遂行が遅いことが問題なのか。それとも、市長の判断が遅くて、職員の業務スケジュールに支障を来し、スピードアップが図られないのか。恐らく後者ではないとは思いますが、この総合政策部が担う国際交流に関する事で、一例を挙げさせてもらいます。

先月27日にデボンポート市との姉妹都市締結20周年に当たり、タイムカプセルの開封式がありました。同日は、津奈木インターチェンジ開通式もあって市長や議長も多忙だったと思います。そういった中での開封式は国際交流会会長以下、地域団体から数名と議員数名で、あとは職員がほとんどでございました。内部の人間に対して、わざわざ市長挨拶、議長挨拶もありました。

デボンポート市からの来日予定が2月から4月に変更になったために、一般会計補正予算で繰越明許費に計上されております。こういう状況を察すれば、開封式をデボンポート関係者の来日に合わせて4月に実施すれば、イベント性や話題性もつくれたのではないだろうかと思いました。前向きにそう思ったので、式典終了後に市長へ伝えたら、職員には議員から言ってくれと言われました。だから、改めて言わせていただきます。

この事実は、事業の進め方に対して、市長から職員に全く指示がなされていないことの証明であり、事業の責任を果たしていると言えるのでしょうか。先ほども総合政策部で課長には声がかけていくから、部長を置いていたほうがいいと、そういったこともありましたけれども、市長が言うべきことを提案しても、議員から言ってくれと言われます。職員の方々が議員の言うことを聞いて業務を進めてもらえるのであれば、市長の必要性はなくなってしまいます。

私たち議員は、事業案や企画案の予算を審議し、その進捗をチェックする役割と責任があると思います。市長には市長の立場で役割と責任があるはずだと思います。

そこで、質問いたします。

事業や企画を庁内業務として進めるに当たって、その執行権や責任は誰にあるのか。議員頼りにして、市長から明確な指示も出されないのであれば、総合政策部は機能しないと思いますが、どうですか。

以上です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） では、4点でございますかね。

最初の行政のほうがちづくり等の勉強をするということによろしいですかね。

60年に至りまして、行政の職員も当然、この水俣病問題については、もう一回きちんと勉強も

していただきたいという思いはございます。当然、職員のほうにも水俣病に関してもう一回きちんと認識を持っていただきたいという思いはございます。

ちょっと反問です。

2つ目質問がよくわからない。まちづくりは、親も先にやったほうが良いということではないんですか。

○小路貴紀君 子どもを対象にしたイベントをされようとするので、そうではなくて、公害が発生した地域で、負のイメージを克服したまちづくりがどのように行われたか、私たちも含めて親の世代であったり、行政が学ぶことのほうが先だと思いますが、どうでしょうかということです。

○市長（西田弘志君） イメージづくりとか、水俣病の問題は非常に難しいと思います。難しいというか、今まで水俣市のイメージがどうしても、きのうもいろんなイメージのお話はさせていただきましたが、やはり大きいのは、公害のイメージというのはどうしても日本中残っているのも事実であります。

その中で、水俣病のイメージから違うイメージを私たちはつくりたいということで、今恋人のイベント、まちづくり等もやって、高校生にもいろんな案をもらいながらやっているところでございます。市民の方々に、このまちづくりについて、もっと知っていただきたいという思いはございます。この60年事業について、そういった事業は今のところ準備はしておりませんが、水俣の市民の方々に、やっぱり水俣のまちづくり、今までどういったことがやられたかというのは、幅広く知っていただきたいという思いはございます。そういったものは、今後も市としてやっていきたいというふうに思っております。

それと、判断が遅いのは、行政のほうがついて行けないのか、それとも市長の判断が遅いのかというふうなお話でしたが、判断につきましてはそこは客観的に見ていただくしかないんですが、私としてはやったことを、もう同じスピードでやっていただきたいというのは職員にいつも思っております。まだ2年間しかやっておりませんが、やる中で、やはりどうしても市長はいろんな施策を持っているものですから、一個一個になかなかその都度細かく目が行きません。その部分は、目を通していかなくてはいけないんですけども、それは上がってくるんですけど、やっぱり漏れがあります。その部分を部長に細かいところは見ていただいているというふうな思いがございます。判断はなるべく早く、私のほうからは指示をしているというふうに思っております。

執行権につきましては、当然市長にありますので、何の問題についても市長が最終的には責任はとるというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 質問の確認をしたいと思います。あと2点ですか。

○小路貴紀君 あと1点です。

○議長（福田 斉君） あと1点ですね。

答弁を求めます。

○市長（西田弘志君） 水俣に生まれた、私も水俣で生まれ育っております。議員は出水でございますけど、当然水俣と同じような範囲だというふうな思いもあるのかもしれませんが。

水俣に育って、私も自分の子どもを水俣で育てました。その中で、水俣病を背負ってもらいたいという、そういった思いは、これっぽっちもございません。

しかし、水俣に生まれた子どもたちが水俣病を通して、自然、環境、そういったものをきちんと身につけた水俣の子どもたちは、分別も生まれたときからきちっとやっております。そういった子どもが今、どんどん輩出されていっております。

ごみの分別が都会に行った子が、何か物足りないというふうな子どもたちの話も聞きます。私たちは水俣に生まれた子どもたちが、水俣病を通して、やっぱりそういった環境というものに、きちっと向き合うような子どもが育っているというふうに思っております。別に、水俣病を背負ってもらいたいという気持ちは全然ございません。

○議長（福田 斉君） 次に、地場企業との連携について、答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、地場企業との連携について、企業や事業の誘致が難しい中で雇用や税収の面でも、より一層地場企業との連携やその支援が重要になると考えるがどうかとの御質問にお答えします。

企業誘致は、生産・雇用・税収増などの効果がありますので、市としては積極的に取り組んでいるところですが、雇用創出や税収確保の面から考えますと、誘致した企業でなければならないということではございません。

そのような観点から、地場企業との連携や支援は重要であると認識しておりますので、平成24年度に水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金制度を創設し、地場企業の支援を強化してまいりました。

効果といたしましては、平成25年度に1件、62名、平成26年度に2件、22名、平成27年度に2件、6名、合わせまして5件、60名の新規雇用を生み出しております。

また、本年度から水俣高校において、就職を希望する高校生に地場企業の魅力を紹介するおしごと説明会を開催し、マッチングに努めているところです。

その結果、水俣芦北地域内に就職する生徒の割合が、26%から33%に向上するなどの成果が上がっております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 2回目の質問に入ります。

新たな新規の雇用、または就職率がアップしているという点については、ぜひとも引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

水俣市産業振興戦略2015を改めて確認いたしました。地域に根差した強い産業づくりのため、地域企業の企業力強化と支援体制の構築に力を入れますとあります。

また、水俣の産業の強みである多様化に着目し、さまざまな主体のつながりによるイノベーションの創出が図られるようにとあります。まさに、この水俣に多様な業態の企業が、長きにわたって持続的に事業活動を展開されているということにつながろうかというふうに思います。

この水俣市産業振興戦略2015の中に、産業構造がまとめられているデータがあります。これは、後で見ていただければわかりますので、産業部門別の雇用者所得割合は、医療・介護関連が17.8%のトップ、次いでJNC関連が17.6%、JNC以外の製造業が13.9%、これらで49.3%、半数を占めるということです。

また、産業部門別の生産額割合ということになりますと、JNC関連が26.5%、JNC以外の製造業が19.9%、合計46.4%ということですので、当市の経済が製造業を中心とした地場企業が支えていることは、データからも衆目の一致するところだというふうに思います。

一例を挙げますと、2月8日に南九州センコーさんとサン自動車興業さんが、社屋移転に伴う合同落成式がございました。市長も出席されたと思いますので、御存じだと思います。

西回り九州自動車道建設に伴う土地引き渡しにより、ひばりヶ丘付近から汐見町に社屋移転されたということでございます。

先月、津奈木インターチェンジが開通して、3年後完成予定の水俣インターチェンジを待ち望む声も大きいわけでございますけれども、そこで質問いたします。

南九州センコーさんは、熊本・鹿児島・宮崎、大分の一部を含めて南九州一円を基盤に広域的な事業を展開されており、その本社が水俣市にあります。本社が水俣ということからすれば、税収の面でも大変貢献されております。この社屋移転に際して、行政側から水俣に残って、事業を継続してほしいなどの積極的なアプローチは行われたのかどうか質問いたします。

続けます。南九州センコーさんやサン自動車興業さんは、社屋移転に際して、地域住民の交通安全を考慮した周辺の道路整備などについて、市の関係者と協議を重ねたと聞いております。

2月8日に移転工事が完了し、市道百間・汐見町線は一部ではありますけれども、いわゆる国道3号線から汐見町2丁目やぶさ付近に曲がる場所ですが、そこから曲がったところは6メートル道路への拡幅や歩道と人道橋も新設されております。残念ではありますけれども、やぶさ橋と国道3号線とを接続する市道は現状のままです。

そこで質問です。

市外への移転もあり得たかもしれない貴重な市の財源となる企業に対して、このようなインフラ整備が必要となった場合は、市としてどのような支援を考えてやることができるのか。

また、財源が乏しい当市にとっては、地場企業と連携して市道を整備できる可能性もあったはずだと思います。もっと積極的に市が関与して、地場企業と連携しながら市の有益につなげていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点です。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 小路貴紀議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目として、高速道路による移転が決まった後、市から南九州センコーさんへ、本社移転も含めた市に移転をとどまってもらうように、アプローチすべきではなかったのかというような御質問でございます。

南九州センコー株式会社は、水俣発祥の企業であります。来年は創業70周年を迎えられる優良な企業と伺っております。もちろん市にとりましても、貴重な地場企業でございます。

今回、高速道路により移転が決まった後、市からぜひとどまってくださいというようなことについては、こちらからは発してございません。ただいま言われましたことにつきましては、市としましては、若干配慮が足りなかったのではないかというふうに感じております。

そこら辺は、今後は企業等の連携ということにつきましては、連携を図っていきたいというふうに思っております。

それから、市の企業に対するインフラ整備の件でございますけれども、必要であればすべきだと思いますが、ただ、今回の南九州センコー株式会社さんの件につきましては、いろいろな事情があったと私は担当のほうからお聞きをしております。

その中で、市の担当課ですかね、その辺については、その時々で対応したのではないかというふうに思っておりますし、そこら辺、大きな枠組みとして、市の支援が足りないのではないかというような御指摘でございますけれども、もしそれが今回足りないということであれば、今後そこら辺は直していかなければならないと思います。市でできることはやりますということで、連携といいましてもできないことはもちろんできないということで、今の意見も聞きながら、検討できる場所があればしたいというふうに思っております。

それと、繰り返しになりますけれども、いろんなことに関しまして、市が積極的に関与すべきではないかということでございますが、それにつきましては、議員がおっしゃるとおりであると思っております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 交通事情、インフラ整備についても、恐らく市に全て負担をお願いしてという話ではなくて、やはり企業側でできる部分もあるという中で、恐らく動かれていたと思いますので、あそこに移転する際に、やはり国道3号線の渋滞が懸念されるわけですよ。そうであれば、余計既存の信号機を活用して、渋滞を起こさないようにしないといけないとすると、あそこの信号を使うしかないんですよ。そのためにいろいろ考えられたことであると私も聞いております。

ですから、もう市道の拡張が、国道3号線の入り口ができなければ、できるところはやるということで、その上だけが非常に広がって、歩く人、高齢者、小学生の通学に支障を来さないように、人が通れるだけの橋も別に設置されたということなので、今後やはりいろんなケースが出てくると思います。市にとっても、いろんな事情があると思いますけれども、そこはやはりできる限り前向きに考えていただくように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、南九州センコーさんはもともとの企業発祥から考えれば、センコーさん自体はこととして100周年を迎えられるという企業さんでございます。この南九州センコーさんに聞きますと、営業管内には数カ所の物流拠点があります。もちろんトラック等がありますから、ターミナルがありますので、土地は幾らでもある。ですから、水俣で土地が見つからなければ、別にどこに行ってもよかったんだというふうにおっしゃっていました。でも、水俣に本社を置いて引き続き事業を続ける意味は、地域貢献しかないとおっしゃっておりました。

南九州センコーさんは物流事業のほかに、水俣のお茶を衰退させないために生産活動の支援も行っておられます。既に売上利益の一部を障害福祉に役立ててほしいと、寄附をされておられることも承知だと思います。

先ほどの水俣市産業振興戦略2015の重点プロジェクトとして、市民や企業の取り組みをあらゆる角度から支援し、事業活動を盛り上げ、地域経済を活性化するための産業振興プラットフォームの構築と拡充というのが掲げられております。これも普通に配られているやつですね。抜粋ですけれども、これにプラットフォームというのが載っておるわけですが、そのプラットフォームのイメージ図が出たところに来ると、地場産業とか地場企業というのは一切書かれていないんですね。なぜか水俣環境アカデミーというのが大きく出ているんですけども、やはりこういうところで、まず地場企業、地場産業があつてこそ、次の新たな事業が起こっていくということを考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

この中に、市役所庁内の各課は横の連携を強化するとともに、積極的に地域の企業や市民、民間の支援機関等の活動をしている現場に出向き、現場の情報を集め、より現場のニーズに則した施策の立案と実践を行っていくというふうにも書かれております。

地場企業からの税収は納めてもらった分だけということではなく、本来一般会計の収入に影響するものであります。地場企業の雇用や設備投資計画、税収が増減したときに、今後の事業計画

などの情報を収集して、水俣市側からはこういった補助金が活用できるかなどの提案をしていくことをさせているというふうに思います。今後、ぜひ実践していただきたいというふうに思います。

また、この水俣市産業振興戦略2015を策定する検討委員会のメンバーを見ますと、水俣の産業振興を考えるべきメンバーに地場企業の名前が全くございません。ほとんど、水俣商工会議所と、あとは金融機関、それとほとんどコンサルタントが入っている。パブリックコンサルティング事業部、もう5名ぐらい入られておりますけれども、そこで、質問をいたします。

市はもっと地場企業と連携して、地域を支えてもらうために、企業が喜んでもらうサービスを提供できるよう、行政側からの提案力や営業力を強化すべきではないでしょうか。その成果として、行政・地場企業・市民がウイン・ウインの関係になるよう努力すべきではないでしょうか。

もう一つ、当市における産業振興戦略であるならば、水俣市産業振興戦略策定検討委員会のメンバーに数社の地場企業から参画してもらうよう考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 3回目の御質問にお答えをいたします。

市内の各企業に今、現場に出向いて、いろいろなお話をしながら、現場での情報収集をしながら、市の施策を構築すべきであるということでございますけれども、まさにそのとおりでございます。

施策の立案や実践におきましては、随時情報交換等を行っておるところでございます。今後もそういった形では継続をしていきたいというふうに考えております。

それと、水俣市産業振興戦略2015の検討委員会のメンバーのお話でございますけれども、結果としてそういう形になっておりますが、1つには一応、水俣商工会議所というのが入っていただいておりますので、そこら辺で、ある程度は地元企業の意向というのは捉えていたんじゃないかなというふうに思っております。

また、その戦略自体につきましては、つくることが目的ではございませんので、今度は実施をする段階におきましては、当然今議員がおっしゃいましたことを感じながら、企業を回って、そういった意見を聞きながら、施策の立案に生かしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、ふるさと納税について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 時間も迫っておりますので、少し早口になりますが御了承ください。

次に、ふるさと納税について、順次お答えします。

まず、平成28年度の取り組みに関する明確なビジョンと戦略はどのようなものかとの御質問にお答えします。

平成20年の地方税法改正により、ふるさと納税制度が始まりましたが、本市の寄附状況は年間150万円から400万円ほどであり、平成27年度の現時点においては32件、168万8,588円でした。寄附の方法としては、現金書留、郵便振替、直接持参の3つの方法であり、還元率も10%程度でした。

そこで、平成28年4月から、ふるさと納税専用の民間サイトであるふるさとチョイスを活用し、還元率を大幅にアップするとともに、返礼品を充実させたいと考えております。

それに伴い、クレジットカード決済、コンビニ決済も導入し、寄附者が寄附しやすい環境を整える予定です。このことにより、寄附金の増収を期待しております。

さらに、地元特産品の販路拡大、それに伴う生産拡大や水俣市の認知度アップが図られると考えられ、水俣市内の経済の活性化につながることを望んでおります。

今後は物品のみならず、水俣市を訪れていただくための宿泊券のようなサービスも提供し、観光客の増加にも寄与したいと考えております。

次に、1月21日に開催された返礼品製作を担う生産者や事業者向けの説明会の内容と、その後の進捗はどうなっているかとの御質問にお答えします。

当日は、14の事業者が説明会に参加いたしました。内容につきましては、近年のふるさと納税の動向、ふるさとチョイスを利用するに至った経緯、商品の出品に関する書類の記載の仕方、寄附の申し込みから商品発送までの流れ、クレーム処理に対する委託業者の支援体制等について説明を行っております。

2月末日現在、7事業者の手続が完了しており、26品目の出品が決定しております。それ以外に4事業者が出品の意思を示しております。これからも、随時、出品事業者を募るとともに、さらなる商品の充実に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 私もし早口になるとは思いますけれども、御容赦願います。

ふるさと納税を利用している都道府県別ランキングというのがありますけれども、2014年度データで、熊本県は27位で746人となっております。この結果からすると、水俣市民で他自治体へふるさと納税をされている方は、数名または数十名程度と推察しております。

1月21日の説明会には、私も出席いたしました。返礼品の出品事業者の中に、このふるさと納税の仕組みを御存じの方が、どれだけいらっしゃるのかというのを非常に疑問に思いました。そういったことを前提とした説明会を考えていたのかということについても、非常に疑問に思った次第です。

行政側からの説明は口頭のみで、あとは終始、委託業者の説明に時間が割かれておりました。せめて、ふるさと納税の仕組みであったり、他自治体の取り組みであったり、水俣市に寄附された財源でどういった事業ができたのかを資料をもとに説明すれば、出品業者の方とビジョンを共有化することができたのではないかというふうに思います。

ふるさと納税のデータがありますので、調べればわかるんですけども、ふるさと納税で頑張っているところは、どこかで大きくかじを切っているということが、数字を並べればすぐわかります。ですから今回、ふるさとチョイスを使うという決断が大きなかじ取りだと思しますので、私もしっかりと、このふるさと納税については、かかわっていきたいというふうに思っております。

ですから、この委託業者に丸投げすると思われるようなことでは決してだめで、やっぱり行政側がしっかりやっていくんだということが必要だと思います。

地元特産品の販路拡大に、行政がバックアップしてやることには大いに賛同いたします。でも、このふるさと納税の性質上、寄附という納税は行政のほうに入ってきますから、行政側がしっかりやるんだというやる気が出品業者に伝わらないと、単なる物売りに終わってしまうということにもなってしまいかねません。

平成28年度のふるさと納税寄附額として、3,250万円が予算化されております。これまでの年間平均200万円程度、平成27年度が168万円強ということからすれば、16倍から20倍くらいの規模になります。一方、ふるさとチョイスを活用することでの業務委託料として約2,270万円を含む、約2,660万円が経費予算化されております。この業務委託料が適正かどうかは、改めて情報収集したいと思っておりますけれども、現状の取り組みから大きくかじを切ることにに対しては必要な経費であり、必要な投資と私は認識しております。

ただ、この平成28年度の寄附額が3,250万円に達しなければ、出品事業者の品数が豊富でなかったとか、ニーズに合わなかったといった理由で片づけられてしまっただけでは、出品事業者のやる気さえ削いでしまいかねません。やはり市の戦略、言いかえれば具体的な仕掛けが絶対に必要だと思います。

そこで、質問いたします。

市長は、12月議会で長崎県平戸市長の本を拝読され、ポイント制を導入すると言われました。このポイント制が一番重要と言われておりましたが、ポイント制は導入されるのか、この1点質

問いたします。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 前回、12月の議会で市長のほうからポイント制について申し上げました。

ポイント制につきまして、議員の御指摘のとおり、リピーター対策としては私は有効だと考えます。現在、ほかの市の例、これはふるさとチョイスを利用すれば全てポイントがつくというわけじゃないものですので、ほかの市の例も参考にしながら、導入に向けて準備を進めているところであります。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 私もリピーターにつなげるには、ポイント制は大変有効だと思っておりますので、今回は検討されていないようであれば、あるいはもう検討されるということであれば、ぜひ進めたいというふうに思います。

また、仕掛けについても、私、12月議会で、水俣から市外へ転出される方に、丁寧に、今まで住んでいただいてありがとうございました。今後、こういうふるさと納税の品数をふやしましたので、ぜひ転居された先で水俣の特産品を食べていただくように、といったようなことをやっていくことも、1つの仕掛けだというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、ふるさとチョイスを活用して、取り組みを大きくかじを切るわけでございますけれども、この点について、先進自治体等へ職員をぜひ派遣していただいて、当市の取り組みが持続的に成果を上げられる環境を提供していくべきだろうと考えます。ぜひ、御一考願ひたいというふうに思ひます。

最後に1点質問いたします。

今後の取り組みがやりっ放しにならないためにも、市担当課と出品事業者並びに新たに出品したい事業者をふやしていくよう、定期的な連絡会は開催すべきと思ひますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 小路議員おっしゃるとおりだと思います。

1回きりで説明して、ふるさと納税は一応かじを切りました。これだけでは、私は不十分だと思います。やはり定期的に水俣市の業者さん、あるいは生産者の方と連携を取りながら、できる限りふるさと納税を活用して、全国にアピールするいい機会だということをお話する機会、これを設けさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の高岡朱美です。

ことしの1月25日は記録的な大雪となりました。あちこちで水道管破裂などによる断水が起きました。深川でも、空き家の漏水や、老朽化した水道管が破裂するなどして3日間断水をいたしました。水道局の職員の皆様には極寒の中、数日もの間、夜を徹して復旧作業をしていただきました。本当に大変だったと思います。この場をおかりいたしまして、お礼を申し上げます。

ライフラインが切断されると、その不自由さに日々何事もなく過ごせていることが、いかにありがたかがわかります。

昨日来、震災5年目の福島の様子が語られていますが、希望の持てない仮設暮らし、めどの立たない汚染地域の終息作業、どれだけつらいだろうと思います。

川内原子力発電所が事故を起こせば、同じことが私たちにも降りかかることとなります。2度目の事故の犠牲者になることは絶対に避けなければなりません。

一昨日、小国町が県内で初めて電力の小売りを始めるという報道があり、大変注目をいたしました。未来は変えられるという希望を抱きつつ、以下質問に入ります。

1、未婚の母及び父の寡婦（夫）控除のみなし適用について。

①、配偶者との死別、離婚、行方不明などの後、再婚していない寡婦には税法上、寡婦控除が適用されている。これに基づき算定されている本市における行政サービスにはどのようなものがあるか。

②、寡婦と同じ境遇でありながら、未婚のひとり親家庭には寡婦控除の適用がないが、行政サービスを受ける場合においてこのような違いが生じているか。

③、本市におけるこれらに該当する世帯はそれぞれどれくらいあるか。

2、水俣市障がい者計画について。

①、この計画が目指しているものは何か。また計画策定に当たり、障がいのある当事者から聞き取りをしているが、どのようなことがわかったか。

②、水俣市における障害者手帳保持者、介護保険認定者の割合はそれぞれどれくらいか。

③、国は平成25年に障害者基本法を改正したほか、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法など障がい者にかかわる法律を成立させている。これにより障害者福祉はよくなっていくと思うか。

3、イノシシ被害対策について。

①、熊本県におけるイノシシの捕獲数及び農業被害額は、20年前と比較してどのように推移しているか。

②、同じく水俣市の状況はどうか。

③、イノシシの数がふえ続けている原因をどのように分析しているか。

④、県が策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の目標及びその方法はどのようなものか。また、これに対応した水俣市の取り組み計画はどうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡朱美議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、未婚の母及び父の寡婦（夫）控除のみなし適用については福祉環境部長から、水俣市障がい者計画については私から、イノシシ被害対策については産業建設部長からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 未婚の母及び父の寡婦（夫）控除のみなし適用について答弁を求めます。

久木田福祉環境部長。

（福祉環境部長 久木田一也君登壇）

○福祉環境部長（久木田一也君） 初めに、未婚の母及び父の寡婦（夫）控除のみなし適用について、順次お答えします。

まず、配偶者との死別、離婚、行方不明などの後、再婚していない寡婦には税法上、寡婦控除が適用されている。これに基づき算定されている本市における行政サービスにはどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

所得税法及び地方税法における寡婦控除につきましては、課税対象所得額や住民税額に反映されますので、これらの所得額や税額を算定の根拠とする制度は対象となると考えられます。

主な事業を述べますと、公営住宅の家賃の算定となる収入の計算において、税法上の寡婦（夫）控除を適用しています。

また、子育て支援に係る事業につきましては、保育所等の保育料が、住民税額に基づき決定さ

れています。

母子福祉に係る事業につきましては、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等技能訓練促進費が所得額や住民税額等に影響されます。

次に、寡婦と同じ境遇でありながら、未婚のひとり親家庭には寡婦控除の適用がないが、行政サービスを受ける場合においてどのような違いが生じているかとの御質問にお答えします。

公営住宅では、家賃の算定となる収入の計算をする上で、27万円を限度に控除するため、寡婦（夫）控除の有無で家賃が変動する場合があります。

しかし、公営住宅法施行令の一部改正により、平成28年10月1日から未婚のひとり親家庭においても、家賃の算定となる収入の計算をする上で、寡婦（夫）控除が適用されることとなり、税法上の寡婦（夫）控除と同じ取り扱いになります。

そのほか、所得税や市民税額をもとに算定される制度においては、税法上、未婚のひとり親家庭についての寡婦控除の適用がありませんので、各種制度における利用の可否や利用料等に差異を生じる可能性があります。

次に、本市におけるこれらに該当する世帯はそれぞれどれくらいあるかとの御質問にお答えします。

公営住宅に入居されている方のうち、65世帯が税法上の寡婦（夫）控除を適用しておりますが、未婚のひとり親家庭については、現在のところ税法上の寡婦（夫）控除の適用がありませんので把握いたしておりません。ただし、児童扶養手当を受給している世帯においては、309世帯中33世帯が未婚の世帯となっております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

寡婦控除は、生活上のハンディキャップに配慮いたしまして、課税所得を算出する際、寡婦は27万円、また所得が500万円以下で子育てしている場合は35万円が控除される税制度です。これを受けられる、受けられないでは、課税所得が変わってきます。

問題にしている未婚の親は、境遇の上では寡婦と全く変わらないにもかかわらず、税法上はこの控除が受けられません。御説明ありましたように、市営住宅の家賃や保育料などは所得をもとに決められます。実際の計算にはいろいろな要件が加味されるために、素人な私には例を挙げて比較することができませんでしたので、2014年に日本弁護士連合会が、この問題で総務省に出した意見書の内容を紹介したいと思います。

このように書かれています。

申立人、これは日弁連に救済を求めた未婚の親御さんのことですがけれども、所得税、都民税、

特別区民税、国民健康保険料について寡婦控除が適用されていない結果、寡婦控除される場合と比べると公租公課を年額約11万円高く支払っている。

また、寡婦控除が適用されない結果、毎月の住居費が9,500円（年額にすると11万4,000円）増加となり、寡婦控除非適用による所得税額の増加そのものよりも、はるかに大きな経済的不利益が生じている。

同様に、課税所得額を基準にしている住民税や保育料の算定に当たっても、同様の不利益、負担が生じている。

2006年度母子世帯調査によれば、母子世帯の年間の就労収入は平均171万円。社会保障を含む全収入をあらかず平均年間収入では、死別母子世帯は288.1万円、離別母子世帯は219.5万円、非婚母子世帯は171.1万円となり、非婚母子世帯が最も低収入である。

2013年9月4日の最高裁大法廷決定は、父母が婚姻関係になかったという、子どもにとってはみずから選択する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されないとして、非嫡出子への法定相続分差別を憲法14条1項に違反する、と判断しているが、この理は、婚姻歴の有無で、寡婦控除の適用が差別されてその子に不利益を及ぼすことが許されないことも示している。

寡婦控除を未婚のひとり親世帯に適用しないことは、合理的理由もなく差別するものであるとして、寡婦控除を非婚ひとり親にも適用するよう、所得税法を改正すべきであるという、日弁連の意見書です。

これは全文ではありませんけれども、大体こういう内容です。水俣には、先ほど答弁ありました309件のひとり親世帯があり、そのうち未婚世帯が33件あるというふうに今、答弁ありました。

33人もの当事者がこういう境遇にいるわけですけれども、この日本弁護士連合会の意見について市の見解をお聞かせください。

○議長（福田 斉君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） 高岡朱美議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

日本弁護士連合会の意見についての見解ということでございますが、児童扶養手当法や母子及び父子並びに寡婦福祉法におきましては、その施行令により、未婚のひとり親も対象に含まれてございますが、所得税法や地方税法における寡婦控除には、未婚のひとり親は含まれておりません。

このことから、所得税法及び地方税法の改正がなされれば、このような差は生じないものと考えております。

御指摘のとおり、平成25年に日本弁護士連合会から寡婦控除のみなし適用措置の要望が国等に対し行われましたが、いまだ税法の改正は行われていない状況でございます。

しかし、国の改正を待たず、みなし適用を独自に実施している自治体もございますので、今後、他市の実施状況等については、注視をしてみたいというふうに思っておりますが、基本的には所得税法及び地方税法の改正の中で議論されるべきであると認識をいたしております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 基本的には、税法を変えるのが先だと。他市の状況を見ながら考えていくというお答えだったと思います。私も税法を変えることは、当然そうするべきだと思います。ただ、今の段階では、今お答えありましたけれども、結論がどうなるかということがわかっておりません。

目の前に大変な生活をしている人がいるのに、国の法律が変わったからやります、国の法律がこうなっているからできませんと、そういう姿勢でいいのかということをやっと聞きたいと思います。

地方自治は住民の生命、財産を守るのが使命です。もし、年収171万円で子育てをしている人がいるとしたら、これは命にかかわる問題なのではないでしょうか。

昨日も野中重男議員が、西日本新聞の連載記事で具体的な話をしましたけれども、大人1人が生活するのは違って、成長期の子どもにはしっかり食べさせてやりたいと思います。学習する機会が少なくなれば、将来生きていくためのすべを身につけることができません。

国の税法改正を待たなくても、市の判断でみなし適用ができるサービスは、他市の例を見てもあります。

先ほど、市営住宅については、公営住宅施行令の改正があり、寡婦控除の適用ができるようになったとありました。この法改正は、地方からの提案に応じたものだったというふうに聞いております。子ども医療費の無料化についても地方が国に先行してやってきました。庶民の身近にいる地方自治体が大きな役割を果たしているところです。

市営住宅以外にも、例えば、福岡市では保育料、私立幼稚園就園奨励費、就学援助、母子生活支援施設入所者負担金、高等職業訓練促進給付金などをみなし適用の対象としています。進んでいるところでは、相模原市は29項目も対象にしています。

条例改正など大変な面もあるとは思いますが、日々不安を抱えながら子育てをしている保護者に寄り添った市政であってほしいというふうに思います。

対応が可能なサービスについては、市の判断でみなし適用を行う気がないかお伺いしたいと思います。と同時に、国に対しては、親を選べない子どもにとって、このような差別をすべきでない、早急に税法の改正をすべきであるという意見も上げていただきたいと思います。

最後に2点、答弁を求めます。

○議長（福田 斉君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） それでは、3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

市独自のみなし適用につきましては、保育料に関しましては、ひとり親世帯は通常の保育料からさらに税額に応じて保育料の全額、または一部の軽減を既に実施しているところでございますが、あくまで住民税額に基づいておりますので、寡婦控除が適用されることにより、保育料の階層がさらに下がる可能性はございます。

先ほども申しあげましたように、所得税法及び地方税法の改正がなされるならば、解消される課題であるというふうに考えておりますので、まずは所得税法及び地方税法の改正の中で議論されるべきであるというふうに思っております。

所得税法及び地方税法の早急な改正のための国への要望ということにつきましては、国等の動きを注視しながら、対応を図っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市障がい者計画について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣市障がい者計画についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、この計画が目指しているものは何か。また、計画策定に当たり、障がいのある当事者から聞き取りをしているが、どのようなことがわかったかとの御質問にお答えをいたします。

水俣市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、平成26年度に策定をいたしました。

この計画の基本理念としては、障がいのある人もない人もひとしく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う、もやいを実感できる共生社会の実現であります。

これは、平成25年9月に国が閣議決定した、第3次障害者基本計画と歩調を合わせております。

また、障害者基本法第3条、第4項に基づき、2つの基本原則を定めています。

1つ目は、みんなと一緒に自分らしく暮らせるまち、2つ目は、差別のない安心して暮らせるまちと定め、この原則に基づき、共生社会の実現に向けた障がい者等の自立及び社会参加の支援等のための施策を、総合的かつ計画的に実施していくことと明記しております。

次に、計画策定に当たり、障がいのある当事者に対しては、個人へのアンケート調査と障がい者団体への聞き取りを行っております。

まず、アンケート調査では、この計画を策定するに当たり、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び難病患者の500名を無作為抽出して、郵送によるアンケート調査を実施いたしました。

アンケートの結果は、500人中265人から回答がありました。

主な回答内容を御紹介しますと、暮らしぶりについて、約67%の方が家族と一緒に暮らしており、約48%の方が、平日の日中を自宅で過ごしておられます。

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあると回答された方は、あると、少しあると合わせると約37%になりました。

水俣市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちですかとの質問について、思うと、ある程度思うを合わせると約53%の方が暮らしやすいと回答されています。

次に、市内にある4つの障がい者団体等から直接聞き取りを行いました。

主なものとして、介助者である親も高齢化し、子どもが1人になったときの不安がある。また、就労しても長く続かないので就労のサポートをしてもらいたいとの意見が挙がりました。

次に、水俣市における障害者手帳保持者、介護保険認定者の割合はそれぞれどれくらいかとの御質問にお答えをいたします。

平成27年12月31日現在で、身体障害者手帳の所持者は1,866人、療育手帳の所持者は287人、精神障害者保健福祉手帳の所持者は284人。合計で2,437人となります。同日の市の人口2万5,893人に対して、人口比で9.4%を占めています。また、介護保険の認定者は、要支援1が274人、要支援2が285人、要介護1が461人、要介護2が309人、要介護3が252人、要介護4が247人、要介護5が184人、合計で2,012人となります。市の人口比で7.7%を占めております。

次に、国は平成25年に障害者基本法を改正したほか、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法など障がい者にかかわる法律を成立させている。これにより障害者福祉はよくなっていくと思うかとの御質問にお答えいたします。

平成24年10月に施行されました障害者虐待防止法の実施により、本市において養護者における虐待の通報件数が平成25年度は1件であったのに対し、平成26年度は3件に増加しております。障害者総合支援法は、障害者自立支援法から平成25年度に施行され、障害福祉サービスの利用が増加しております。

例えばヘルパーを利用する居宅介護や同行援護などの訪問系サービスは、平成25年度の利用延べ人数が497人に対し、平成26年度は609人と増加し、在宅の障がい者が安心して暮らせることにつながっています。このような虐待の通報や障がい福祉サービスの支援に関しては、障害者相談支援専門員の活動が大きく寄与しております。

また、平成28年4月から施行されます障害者差別解消法は、国や市町村といった行政機関や民間事業者での障がいを理由とする差別をなくし、全ての人が障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律であります。

この法律の施行に先立ち、熊本県においては、障害のある人もない人もともに生きる熊本づくり条例を平成24年4月に施行しています。この条例では、障がいのある人に対する不利益な取り

扱いや、障がいのある人の社会参加を妨げる社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮に関する問題を、相談活動を通じて解消し、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。

このように、国、県においては障がい者の暮らしにくさや、障がい者に対する差別を解消するための法律や条例が整備されてきていますが、県内の市町村では、このような条例は整備されていない状況であります。

障害者差別解消法において、地方公共団体職員の障がい者に対する行動要領の作成は、努力規定ではありますが、職員の認識や理解、対応に関係することから関係部署と協議しながら作成に努めてまいります。また、相談窓口の整備につきましては、従来どおり、福祉課、障がい福祉支援係が窓口となり、相談内容に応じて関係機関につなぐこととなります。

このように障がい者にかかわる法律等の整備やこれに伴う実施により、本市の障がい者福祉はよくなるものと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 御答弁いただきましたので、2回目の質問をさせていただきます。

ことし1月に厚生文教委員会で大分県別府市を視察しました。これが今回このテーマを取り上げるきっかけになっております。

別府市は、身体障がい者福祉モデル都市の指定を受けまして、平成26年4月から、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（通称、ともに生きる条例）を施行し、障害者が地域で暮らしやすいまちづくりを進めています。

条例を市町村レベルでつくっているのは東京都八王子市、さいたま市、別府市の3市のみです。

県レベルでは11県あります。熊本県は4番目に早くつくっております。

別府市における障害者手帳保持者の人口に占める割合は7.6%で、全国平均の5.5%より高いということが条例をつくる動機の1つだったと聞いてまいりました。

では、水俣はどうなのか、先ほど御答弁いただきました。別府市より2ポイント高い9.4%、それに加えまして、高齢者の中で、何らかの体の不自由を抱えている介護保険認定者の方が7.7%いるというふうに答えていただきました。こうした方が、安心・安全に暮らせるという視点でまちづくりしていくこと、これは今後ますます大事になってくるというふうに考えます。

障がい者にとって優しいまちは、高齢者にとっても、子どもにとっても優しいまちです。ぜひ、積極的に進めてほしいと願います。障がい者基本法は、一人一人が尊重され、差別されず、自分らしく、安心して、地域で暮らせることを目指しています。

当事者へのアンケートでわかったことを先ほど答えていただきましたが、67%が家族と暮らし、48%の方が日中家で過ごしている。障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある方が

37%、水俣は障がいのある人にとって暮らしやすい、ある程度暮らしやすいという方が53%ということでした。

障がいのある方が、何に対して困っているのか、これは一人一人みんな違います。その一人一人が安心して暮らせる水俣にしていこうというのが、障がい者基本法の理念です。それを進めていくのが、水俣市障がい者計画だというふうに認識をしております。この計画が目指す最終目標は、限りなく100%に近い人が水俣は暮らしやすい、ある程度暮らしやすいと答えてもらえるようにしていくということではないかと理解します。

一部の方ではありますけれども、障がいを持つ当事者の方に会ってお話を聞いてみました。次のような要望が出てまいりました。例えば、水俣の温泉は足の悪い人、介護者が付き添える個室がなく、湯浦の温泉センターや栗野に行っている。私、湯浦温泉センターに行ってみました。洗い場の床が滑りにくくなっており、完全バリアフリーで障がい者に障害になるようなものが何もありませんでした。

湧水町にも行ってまいりました。いきいきセンターくりの郷、ここは福祉風呂が特別にあります。個室になっていて、手すりなどが備えつけてあって、本人が310円ですけど、介護者は何人付き添っても無料になっております。広々とした図書館、公民館が併設されておまして、1日ゆっくり過ごせるような場所です。

それから、公民館のトイレに洋式がなくて大変不便だという声もありました。

そして、みなくるバスを待つ間に座るところがなく、とてもつらい。これはきのうの答弁で、ベンチの寄贈があったということで解決を期待したいというふうに思います。

それから、重度障がい児を抱えているお母さんですけども、水俣には入る施設がなく、芦北に通っている。子どもも年をとって、通所時間が長いのがつらいと言っている。以前から、明水園に水俣病以外の障がい者も入れるようにしてほしいと要望してきたが、親も年をとって、強く思うようになったということです。それから、発達障がい働けない子どもがいる。自分が死んだ後のことが心配でならない。また、日常、車いすで出かける方々に聞きましたら、まずお店のドアが自動ドアでないと開けてもらうよう、いつも頼まなければならない。お店の通路が狭く、車いすの回転ができないところがある。エレベーターのドアの空き時間が短い、歩道の段差が多く、なくしてほしい。

それから、医療センターの玄関に敷かれているマット、これが車いすがひっかかるということも言われていました。それから、障がい者用のトイレの案内が少なく探すのに苦労をする。最新型新幹線の8両編成には車いすの置けるスペースがなくなった。以前はあったそうで、6両編成にはあるということでした。そして、みなくるバスは低床にはなったが、スロープが出てこないで乗れないというふうに言われていました。

それから、これは精神障がい者の施設の職員の方から、聞いたお話です。午前9時から午後5時まで施設で就労している利用者が、親が年をとって、自分が患者でありながら、親の介護もしなくてはならなくなった。親の介護のために施設を早退したり、休んだりすると症状が悪化してしまうことがある。そして、この施設の方、こんなふうに言われました。町全体をバリアフリー化することは不可能です。周りの人にバリアフリーになってもらえばお金も要りません。自然と手を添えてくれる人をふやしたい。学校で障がいのある子、ない子が一緒に学び、自然とお互いを認め、助け合うことができるようになるのが一番の近道ではないか、教育に力を入れてほしいというお話でした。

数人とお話したただけなのですが、これだけの具体的な要望が出てまいりました。私も初めて気づかされることばかりでした。

アンケートを郵送してヒアリング調査をされています。その調査のまとめを見ますと、項目として分類され、数字でしかあらわれておりません。大事なことは、こうした具体的な一つ一つの困りごとを聞いて、優先順位をつけて改善していくことではないかなというふうに思います。

先ほど紹介した精神障がい者施設の職員が言われたのは、こうした一人一人の具体的な問題は、訪問をしなければ、なかなかわからない。現場主義が大事だというふうにおっしゃっていました。

そこで、質問の第1点目ですけれども、水俣市障がい者計画を進めるに当たり、このような具体的な困り事がきちんとくみ上げられたのかどうか、これをまず1点伺います。

そして、国の一連の法律ができたことで虐待の発見、予防が可能となり、サービスメニューもふえて、よい結果につながるという答弁がありました。具対的には、法律を根拠に専門の相談窓口を置くことができたことが大きいというお答えでした。

答弁の中で紹介がありましたけれども、先行して条例をつくった熊本県に何が変わりましたかというふうにお尋ねしました。条例ができて、障害者支援専門員を4人配置した。就労先で不当な差別を受けた人から相談があり、専門員が仲介に入って、条例を根拠に職場を指導することができたという例を挙げられました。よくも悪くも法律には強制力があるということを実感いたします。それならばということで、水俣でもこの力をよい方に使ってはどうかという思いで提案いたします。

別府市に続き、水俣も、熊本県内の市町村で初めての障がい者が暮らしやすくなるための条例をつくるお気持ちはないでしょうか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 1点目、意見というか困り事、そういったものをくみ上げて、計画書の中

に取り入れたかということでございますが、水俣市障がい者計画の策定に当たりましては、アンケート調査、そして障がい者団体等への聞き取り等も行っております。

障がい者の心身の状況や障がい者が置かれている環境、各障がい者団体が抱える課題などについても把握をし、そしてこの結果をもとに施策の内容に取り上げ、関係課に推進していくようにしております。

また、個別に具体的な要望につきましては、今後とも把握に努め、毎年度行います計画の分析、評価の中で、見直していきたいというふうに思っております。

それと、条例をつくらないかということでございますけれども、先ほど答弁の中でも申し上げましたですが、熊本県において、障がいのある人もない人もともに生きる熊本づくり条例を施行しております。本市においては、障害者差別解消法及びこの熊本県条例に基づいて、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいりたいというふうに思っているところでございます。

このような取り組みにつきましては、市民を初め、庁内においても十分な認識が必要と考えておりますので、周知・啓発にまずは努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 既存の条例を使って最大限やるというお答えだったかと思えます。

委員会視察という貴重な機会をいただいたので、ぜひ報告としても、別府市の条例づくりについてちょっと御紹介だけさせていただきたいと思えます。

条例づくりをしようということになった背景には、障がい者団体からの強い要望があったと聞いてきました。条例の骨格づくりには障がいのある当事者が6人、障がいを持つ人の保護者が8人、その他関係者合わせて24人が34時間にわたって議論をし、検討したそうです。その後、庁内検討委員会での議論など経て、条例素案を策定。次に、一般市民向けにタウンミーティングを7会場で行い、254人が参加をしています。会場では、兄は身体障がい者という別府市内の中学生が書いた作文を読んだ後、条例素案を説明したとのこと。市民の反応はおおむね肯定的だった。さらに、中学校7校でも開催をし、1,489名の生徒に意見を聞き、ほとんどの生徒が条例の内容に肯定的で、ぜひ協力をしたいという感想が寄せられたそうです。

最後に、担当者に条例をつくってどのような効果がありましたかとお尋ねしました。担当者の方は、市民総意のもとで条例がつくられたことにより、別府市としての明確な意思表示がなされ、その後の計画をより実効性あるものとするのができたというふうにお答えになりました。

先ほど、施設の職員の方が全てをバリアフリーにすることはできないから、周りの人がバリアフリーになればよいという意見があったとお話をしました。これを聞いたときに本当にそうだなと、そういうまちになったらいいなというふうに思いました。

こうした市民の意識の変化をつくり出すにはどうしたらよいのか。ただよそでつくった、いつの間にか誰かがつくった法律を押しつけても、人の気持ちの変化というのは簡単にはつくれないんじゃないか。同じテーブルで、困っている相手の顔を見て、話を聞いて、初めてその人に何かしてあげたいという気持ちが生まれんじゃないかというふうに私は思います。

差別をなくして、障がいのある人もない人も、ともに暮らしていくことが障害者基本法の目的です。この目的を達成するには時間や労力がかかっても、より多くの人がこのプロセスに参加をして、相手を理解していくことが実は一番大変なようで近道なんじゃないか。そして、効果があるんじゃないのかなというふうに考えました。

条例は今のところつくる予定はないということなんですけど、ぜひこのテーマはまた機会を見て、取り上げさせていただきたいなと思っております。ということで、これは終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 次に、イノシシ被害対策について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、イノシシ被害対策についての御質問に順次お答えします。

まず、熊本県におけるイノシシの捕獲数及び農業被害額は、20年前と比較してどのように推移しているかとの御質問にお答えします。

平成27年5月に熊本県が公表しております第二種特定鳥獣管理計画によりますと、イノシシの捕獲数は、平成6年度の約4,000頭から増加傾向にあり、平成13年度には1万頭を超え、平成22年度から平成26年度にかけては約2万5,000頭から約2万8,000頭で推移しております。

農業被害額は、平成6年度から平成16年度にかけて約1億5,000万円前後で推移しておりましたが、平成17年度以降に急増し、平成22年度には過去最高の約4億5,000万円まで増加しております。それ以降は徐々に減少し、平成24年度から平成26年度では3億円前後で推移しております。

次に、同じく水俣市の状況はどうかとの御質問にお答えします。

熊本県の第二種特定鳥獣管理計画の中で、平成14年度以前の水俣市の基礎データがないことから、平成15年度から平成26年度の12年間の推移についてお答えします。

イノシシの捕獲数は、平成15年度から平成21年度にかけて約20頭から40頭で推移しておりましたが、平成22年度から平成26年度までについては平成24年度の415頭をピークに約200頭から300頭で推移しております。

農業被害額については、平成15、16年度及び平成20、21年度が天災による被害も加味されており約240万円から290万円の被害額となっておりますが、平成26年度の37万5,000円を初め、その他8年間については約10万円から20万円ほどの推移となっております。

次に、イノシシの数がふえ続けている原因をどのように分析しているかとの御質問にお答えします。

本市におけるイノシシの生息数については推測できませんが、捕獲数が増加している主な原因は、大きくは3つあると分析しております。

1つ目は、本来イノシシが生息している山林の手入れが不足し、餌場が少なくなっていることから、イノシシが里地・里山の農地周辺に出没し、そこで餌づけをしている状態になっていることが原因であると考えております。具体的には、農地の管理が行き届かず、餌となる作物残渣が放置してあったり、稲刈り後の青草等がいつでも食べられる状態になっていること、また、果樹園の手入れ不足から収穫せずに落果している園地があるなど、イノシシから見たら、一部の農地が格好の餌場となっていることです。

2つ目は、里地・里山の農地周辺の環境が以前と大きく変わり、耕作放棄地が増加しているほか、荒廃竹林の増加や、山林の管理不足などにより、イノシシが身を隠す、隠れ場所がふえていることが原因であると考えております。

3つ目は農家等においては、独自にイノシシ対策用の電気柵を設置されていますが、正しく設置されておらず、また、周年使用していないことなどから、電気柵が本来の役目を果たしていない現場が多くあるのではないかと考えております。

次に、県が策定した第二種特定鳥獣管理計画の目標及びその方法はどのようなものか。また、これに対応した水俣市の取り組み計画はどうなっているかとの御質問にお答えします。

まず、同計画の目標については、現時点で生息密度や個体数を推定する実用的な方法がないことから、個体数を管理するのではなく、農林産物被害額を管理目標とし、平成4年度から平成8年度までの5年間の平均被害額1億5,000万円まで被害を抑えることとしてあります。

目標を達成するための方法としましては、本県に生息するイノシシの生息状況や農林業被害の実態を踏まえた第二種特定鳥獣管理計画を策定し、本計画に沿った被害防止対策として、防護柵の設置等の被害防除対策、鳥獣の隠れ場所等の誘引環境の改善を行う生息環境整備対策及び有害鳥獣捕獲や狩猟による個体群管理対策を総合的に実施していくことが基本的な考え方として示されています。

また、地域集落の住民と行政機関が一体となって被害防止体制を構築することが重要で、地域ぐるみによる被害防止対策を住民に広く啓発するための広報活動の必要性も盛り込まれています。

なお、本施策実施後は、被害状況等のモニタリング調査や評価等を行い、次期計画に反映し、実行していくこととなっています。

次に、水俣市の取り組み計画としましては、平成20年2月から施行された鳥獣被害防止特措法

に基づき、平成26年度に水俣市鳥獣被害防止計画を策定しております。具体的には、電気柵等の防護柵設置による被害防除対策や、耕作放棄地の解消や発生抑制対策による生息環境整備対策、イノシシの捕獲や狩猟など個体群管理対策の実施を計画に定めております。また、猟友会、農業委員会、警察署、J A、水俣市で構成する水俣市有害鳥獣被害防止対策協議会を中心として計画を推進していくこととしております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

イノシシの被害は、田畑をされている方の共通の悩みになっております。議会でもたびたび取り上げられてきました。今数字で答えていただきましたけれども、県全体で想像以上に深刻だということがわかります。この20年間でイノシシの捕獲頭数は7倍です。農業被害額は3倍、水俣の被害状況も報告いただきましたけれども、捕獲数では平成15年に20頭から40頭だったのが、平成24年に415頭、20倍近くです。現在は300頭前後で捕獲されているということです。

被害額そのものは減っているというふうなお答えだったんですけど、周囲の方からお話を聞く印象では、イノシシ対策に使う労力や、被害を受けたときの心的ダメージが、農業活動への意欲減退に大きくつながっている。それが年々深刻になっているというふうな印象を受けております。

先日、猟友会の方がこういうふうにお話をされていました。米、野菜の被害も大変だが、シカによる森林被害は本当に気の毒、木が商品となって利用できるまでに50年から60年かかる。自分の一生をかけて育ててきた木々が、出荷直前になって皮をむかれ、売り物にならなくなる。その落胆ぶりを見れば、どうにか助けてやりたいと思って私たちも頑張っていますと。

農林水産省や環境省のホームページを見ますと、イノシシや鹿の生息範囲はどんどん広がっています。イノシシは、1年に五、六匹子どもを産むそうですけど、今や天敵はハンターだけになっております。楽にふえていく環境にあります。鹿も含め、全国で被害額は200億円を超えているということです。

今後の対策計画についてお答えいただきました。方法が3つあったと思います。1つは、被害防除対策で、農作物を柵などで守ること。これには市も補助を今まで出してきましたし、さらに今年度は鹿対策も含めて増額をしております。効果のある柵の使われ方がしていないという課題が1つありました。これについては昨年、中木場と桜野で集落全体を柵で囲む方法がモデル事業として実施されたと聞いて、私、中木場を見に行ってきました。

ここはイノシシに加え、鹿の被害もあるということで、2メートル近くの電気柵がすき間なく張りめぐらされていました。電気柵の効果がしっかり出る設置方法や、イノシシの餌になるようなものを圃場に残さないなど専門家の講習も受け、非常に納得のいくものだったと話されていま

した。

難題は草刈りだそうです。柵に草が触れてしまうと漏電をしてしまうために、絶え間なく草刈りをしなければならない。実質的に中木場で除草作業に参加できるのは2軒だけだということで、非常に大変だと聞いてきました。

そこで1点目の質問なんですが、この中木場のモデル地区は、旧山野線の土手と接しております。かなり急な斜面になっていて、現在は田んぼの持ち主が草刈りをしている状況です。

本来は市が管理する場所です。昨日、中村幸治議員への答弁で、財源の問題で行き届かないところもあることは私も承知しておりますけれども、少なくとも新たな試みに挑戦しているこの地区の草刈りをぜひ重点的にしていただきたいなと思います、これが1点。

そして、2番目の対策として、生育環境整備対策を挙げられました。畑の作物残渣、稲刈り後の青草、果樹の落果など、イノシシの餌となるものを残さない。こうした原因を取り除いていくということだというふうに思います。

最近では町なかにもイノシシが出没するようになっており、去年はJNCの工場内で7匹のイノシシが捕獲された。また、陣内、古城でも捕獲騒ぎが起きています。こうした現状から、市民全体でイノシシを寄せつけない、そういう取り組みをしなければならないというふうに思います。

広報紙での啓発活動というのを具体策に挙げられたんですけど、それだけで十分伝わるのかなというふうに疑問に思います。ぜひ、担当課のほうから、自治会の総会に出向いたり、それから農業委員の方にも啓発活動に協力をしてもらったり、それから今度、防災行政無線戸別受信機が導入されますけれども、こういったものも活用して市民に注意を促すということができないでしょうか。ごみ分別の意識づけと一緒に、ぜひイノシシを寄せつけない環境づくりに粘り強く取り組んでほしいと思います。これが2点目です。

それから、同じく、山の手入れが行き届いていないことが原因の1つに挙げられていました。

これは、私は国策が招いた結果だと考えております。安い輸入材に押されて山の仕事では食べていけなくなった。手入れがされていないのは当然だと思います。これを機に、ぜひ国には森林事業に目を向けてほしいというふうに願っております。

それから、これは市民の方からいただいたアイデアですけれども、水俣市も市有林を保有しております。これらを伐採した際には、再び針葉樹を植えずに、動物の餌となる実のなる木を植林してはどうでしょうか。これが第3点目の提案です。

そして最後の対策が、個体群管理対策です。これは、ふえ過ぎた野生動物の数を適正化するために駆除をするということですが、今これが緊急に必要なになっているということが、県の方針を見てもわかります。

昨年からは環境省が18億円の交付金を出して駆除に乗り出しており、民間の警備会社や建設会社

までが参入し始めていると聞いております。

この事業では、従来から猟友会が中心的な役割を果たされてきました。猟友会にぜひ頑張ってもらえるような支援が行政としても必要だと思います。

ただ、猟友会も全国共通の課題ではありますが、会員の高齢化と後継者不足で、捕獲目標数を達成するのは難しくなっています。市からは、捕獲報奨金を国、県からの額に上乘せし1頭当たり1万円出しています。後継者対策としては、狩猟免許取得に補助金を出すなどしてきておりますけれども、後継者づくりは一気に解決するものではありません。

しかし、駆除に関しては猟友会しか頼るところが今のところありません。

最近では、農作物被害に遭った農家の方自身が、わなの免許を取って、自衛的に捕獲をされている人もふえています。しかし、お話を聞きますと、やむを得ずわなをかけるんだけれども、イノシシが入れば入ったで、その対応に1日の大半を費やすことになる。本来の仕事がはかどらない。できるだけ、イノシシを寄せつけないやり方をしたいというふうに話されていました。

そうすると、やはり駆除に関しては猟友会に頑張ってもらわなければならない。今、猟友会のほうには、ふえ続けた捕獲動物の食肉加工処理施設、これが欲しいという要望があります。

駆除した動物の処理が、現在は穴を掘って埋めるか、自分で食べるかなんですけど、それが重労働だということなんです。食肉に加工して、ジビエ料理の食材として流通させる取り組みが今、全国でふえてきております。熊本県内では上天草市と人吉市にできておりますが、一昨年、肥薩4市の研修テーマにもなった鹿児島県阿久根市の有害鳥獣捕獲協会が運営する、いから阿久根に、私、実際に伺ってお話を聞いてきました。

いから阿久根は、有害鳥獣駆除、同じく駆除推進業務、それに加えて個体の解体処理を市から請け負っております。有害駆除には従来どおり1頭当たり1万円の報奨金ですね。個体を解体処理することについては、1頭当たり2万円が市から支給されます。これは市の単費の事業でやっております。水俣では市の職員がやっている駆除報奨金を出すための確認申請業務、これを年間780万円で委託契約しています。平成26年度は1,280頭の鹿・イノシシが処理されたということで、かなり市が思い切った予算を組んでいるということです。

これによって、特産品のぼんたんなどへの被害件数は確実に減っているというふうに担当の方はお話しされていました。阿久根市有害鳥獣捕獲協会のほうでは、解体加工施設に自費で3,000万円を投資されています。しかし、山中に埋めていた動物をジビエ用の食肉として加工できるようになり、また、何より農作物被害を軽減できているということが、やりがいになっているというふうにお話しされています。また、1頭当たりの報奨金が上がると、捕獲頭数は確実にふえるということも率直に言われていました。

ジビエ料理については、加工の手間からどうしても割高になり、地元での流通は予約注文に限

られています。ただし、都心部からはインターネットを見て、注文が少しずつふえていると聞いています。農林水産省でもジビエとしての活用法を推奨しており、講習会なども各地で行っております。水俣市内のレストランでも扱いたいというお店があると聞いております。また別の方からは、高級肉としてではなく、ペットフードとして商品化すれば、コストを下げられるというお話も聞きました。

4点目の質問ですが、この加工処理施設についてですけど、施設管理費とか食肉の流通面など課題はありますけれども、食肉加工施設が欲しいという猟友会の要望は強くあります。捕獲者のモチベーション、命を無駄にしないという観点、それから市役所業務の軽減、そして最大の目的は、農作物被害の軽減に寄与するということだと思っておりますが、そういったプラス面も多くあります。ぜひ総合的に勘案をして、関係者と検討を続けていただきたいと思います。

以上4点、お願いします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1つ目がイノシシ対策のモデル地区である、中木場地区の除草作業を重点的にやっていただけないかというような御質問でございます。

除草作業については、大変であるということは私も認識しております。私の周りもこういった水路とか、よその耕作放棄地がありますので、夏場については2回、3回では終わりません。5回も6回もしているということで、大変な作業であるということは私も十分認識はしております。

ただ、さきの答弁でも申し上げておりますとおり、市道の除草管理は多くの路線が対象となっております。その中で適正に対応できてはいないという状況でございます。

したがって、このような状況で、ここの地区だけを重点的にというのは大変厳しいということでございます。今、多くの地区で利用されております防草シート等の原材料支給、それらを活用いただければなというふうに考えております。

それから、2点目でございます。

被害防止対策につきまして、自治会や農業委員会の協力、あるいは防災用の戸別受信機等を活用して、市民一体となって粘り強く取り組んでほしいということでございますけれども、議員御提案のとおり、市民全体での被害対策を実施することは非常に大切であると思っております。

現在、市街地に出没しましたイノシシにつきましては、防災行政無線で注意喚起を促しておるところでございます。農作物被害が発生した地区におきましても、状況を見きわめながら、防災行政無線で情報発信をしていきたいと考えております。

それから、意識改革としましては、現在行っておりますモデル地区、桜野、中木場地区から市民へ情報発信をしていけるように、検討をしてみたいというふうに思っております。

それから、3点目なんですけれども、市有林への動物の餌となる実のなる植林についての御質問でございますけれども、市有林について、現在、除間伐のみで、皆伐して植栽をするということを行っておりませんので、今後皆伐をするという時期になった場合には、被害状況を見きわめながら、検討をしたいというふうに思っております。

それから、鹿については、数週間餌づけをして、群れができたときに、捕獲することを国が試験的に行っていると聞いております。今後は国・県等から新たに効率的な捕獲方法の情報を得た場合には、猟友会と連携しながら検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、4点目なんですけれども、個体群管理であります駆除につきまして、ジビエ料理の食肉加工施設は、捕獲者のモチベーションの観点や業務や農作物被害の軽減に寄与するものであるということで、関係者と検討を続けてほしいという御質問だったと思います。

これにつきましては、食品加工施設につきましては、これまでもレストランの経営者と猟友会を交えまして、検討をした経緯がございます。なかなか初期投資、それから施設の管理費、こういった面から非常に難しいという結論が出まして、一回断念をした経緯がございます。

また、新たにそのような要望があるということであれば、水俣市有害鳥獣被害防止対策協議会、この中で調査等をできればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 なかなかこれといった対策がないのはわかります。ぜひ、関係者と知恵を出し合ってやってほしいなと思います。

昨日でしたか、NHKで被爆の森というタイトルで、福島第一原子力発電所事故から5年後の福島の様子を伝える番組がありました。

人のいなくなった里山は、野生動物の楽園になっていました。イノシシは繁殖力が物すごく、天敵であるハンターがいないということで、どんどんふえていって、人を怖がらなくなっています。イノシシが群れをなして村をうろうろする中、一時帰宅をした住民は、自分がおりに入って観察されているようだというふうにお話しされていました。

ここまではないにしろ、イノシシ・鹿のふえ過ぎには警戒する必要があります。

私、何よりも農業というのは、国、県、市、そして国民の責任で守られなければならないと思います。

前回TPPのときに申し上げましたけど、農業はあらゆる生産活動のエネルギー源です。一日でも食べるものがなかったら全ての生産活動がストップします。農業を後継者が育つ産業にする

ことは、行政の責任において、私は進められるべきだというふうに考えております。

うれしいことに、中木場の株式会社まるごと農場では、昨年1人の求人に対して3人の、しかも皆20代だったそうですけど、応募があったとのことでした。

農業に関心があって、水俣に住みたいという人が3人もいた。農業を引き継ごうとしてくれるこうした若者をぜひ励まして、応援していくためにも農林水産課の職員初め、猟友会、関係機関が知恵を出し合って、鳥獣害対策に取り組んでほしいなというふうに思います。

最後に市長の考えをお聞かせください。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 鳥獣被害、イノシシの問題、非常に重要だと思っております。私もNHKのを見させていただいて、人を全然怖がらないイノシシを見て、大変やなと思いました。逆に威嚇している大きいイノシシを見て、あのようになるんだなと思うとぞっとしました。

農作物をつくっても、被害に遭って、もうこれやったらやっつけられんというふうになると、結局は耕作放棄地をふやしていくことにつながっていきます。市でできることで、それを抑えることはやっぱり重要だというふうに思っております。

先ほどから答弁にもございましたですが、地域で守れることは地域で実践しようという、そういった防止対策、それについて行政が手助けすること、それは積極的にやっていくのが必要だというふうに思っておりますし、また、市以外のものでもJA、農業委員会、水俣警察署とも連携を取りながら、防止対策には力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前12時5分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎達朗議員に許します。

（塩崎達朗君登壇）

○塩崎達朗君 皆さん、こんにちは。

蘇心会の塩崎達朗です。

今年度2回目の一般質問をさせていただきます。

東日本大震災が起きて、あさってで丸5年となります。犠牲になられた方々には心から御冥福をお祈り申し上げます。完全復興までは、まだまだ時間がかかると思いますが、皆さん協力して頑張っておられる姿に、物すごいパワーを感じております。

さて、3月に入り、学生は進学・就職、勤めている人は転勤・異動と、この水俣市を離れていく人たちがどれくらいいるのだろうとふと思いました。学生は将来に夢を抱き、また勤めている人は妥協と少しの不安を抱きながら離れていくんだろうと思います。この人たちが出ていかれた先の人たちに、水俣はよかったと自信を持って言ってもらえるようなまちづくりを、市民の皆様とともに実行していかなければならないと思います。

では、通告に従い質問に入ります。

1、観光振興について。

(1) 水俣駅について。

①、12月議会にて、水俣駅舎の閉まる時間を終電までできないか及びホームに防犯カメラを設置できないかと要望した。その後、何らかの親展はあったか。

②、水俣駅前広場の事業について、どのような整備をどの範囲まで実施するのか。

(2) 湯の児・湯の鶴温泉について。

①、湯の児海岸道路が大分傷んでいるところが多いが、整備などの予定はないか。

②、12月議会で要望した湯の鶴温泉センターほたるの湯の閉館時間等は、その後指定管理者と話をしたのか。また、何か進展はあったか。

2、移住定住の促進について。

①、市外から本市に移り住もうとする人たちへの補助はあるのか。

②、本年度から地域おこし協力隊というのがあるが、今までとは何が違うのか。

3、市長主催のランチミーティングについて。

①、この2年間、市民の方々の話を聞いてこられたと思うが、どのような人たちとどのような話をされ、どのように市政に取り入れていくつもりか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 塩崎議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、観光振興については副市長から、移住定住の促進については総務企画部長から、私主催のランチミーティングについては私からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 観光振興について、答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 観光振興について、順次お答えいたします。

まず、水俣駅についてのうち、12月議会にて、水俣駅舎の閉まる時間を終電までできないか及びホームに防犯カメラを設置できないかと要望した。その後何らかの進展はあったのかとの御質問にお答えいたします。

水俣駅舎の閉まる時間を終電までできないかについては、先日の中村幸治議員の御質問にお答えしておりますけれども、12月24日の肥薩おれんじ鉄道株式会社の取締役会や、1月の市長への新年挨拶のときに市長のほうから要望しておりますが、肥薩おれんじ鉄道からは難しいとの回答を受けております。

また、ホームへの防犯カメラの設置についても、駅舎の閉まる時間の延長とあわせて市長のほうから直接要望いたしておりますが、こちらも難しいとの回答でございました。

次に、水俣駅前広場の再整備事業について、どのような整備をどの範囲まで実施するのかとの御質問にお答えいたします。

整備内容につきましては、先日の高岡利治議員の御質問にもお答えしておりますが、北側と南側にある駐輪場を北側に集約し、屋根つき駐輪場にします。

また、南側は、バスの乗降や待合室の機能を充実させるため、バス乗降場所のスペースの拡大や待合室も拡充し、待合室には照明のほか、観光情報掲示板の設置などを考えております。

さらに、ベンチや植栽を設置し、休憩できる場所を整備するとともに、夜間暗かった水銀灯をLED照明にかえて、防犯・安全の向上を図ります。

整備範囲については、水俣駅前の北側及び南側の広場と国道3号線へつながる通りまでとなります。

次に、湯の児・湯の鶴温泉についてのうち、まず、湯の児海岸道路が大分傷んでいるところが多いが、整備などの予定はないのかとの御質問にお答えいたします。

平成26年度から今年度にかけて、市が管理する道路の総数427路線、実延長約330キロメートルのうち、未舗装部分等を除く411路線、約308キロメートルの舗装の傷みぐあいを調査いたしました。

その結果、湯の児海岸道路では、延長約4キロメートルのうち、約2キロメートルが傷んでいることがわかりましたので、この区間については、今年度から平成29年度完了を目標に、国の社会資本整備総合交付金を活用して、計画的に舗装の修繕を行っていきたいと考えております。

今年度分の修繕につきましては、主に和田岬公園付近の延長約450メートルを平成27年12月に発注しており、3月末の完了を予定しております。

次に、12月議会で要望した、湯の鶴温泉センターほたるの湯の開館時間等は、その後、指定管理者と話をしたのか。また、何か進展はあったのかとの御質問にお答えいたします。

12月議会で要望のありました湯の鶴温泉保健センターの休館日及び開館時間については、指定

管理を行っている15区自治会と協議を行いました。

その結果、まず、毎週月曜日が休館日であるが、月曜日が祝祭日の場合、翌日の火曜日を休館日にしてほしいとの御要望に関しては、平成28年度から、そのように変更することを予定いたしております。

次に、開館時間につきましては、午前10時から午後8時まで、ただし、4月から9月までは午前10時から午後8時30分までとしておりますが、終了時間を延長できないかとの御要望については、15区自治会としては、当センターの管理人、閉館後の清掃・片づけなどの業務のため、地元住民を雇用しており、営業時間を延長すると、清掃業務・片づけ業務の終了時間が遅くなり、地元からの人員確保も難しくなることから、開館時間の変更はしないほうがよいとの意見であり、現在のままとすることといたしました。

なお、15区自治会との協議の中で来館者から、開館時間の延長についての要望は現時点では少ないということでした。

今後、そのような要望の声が多くなり、15区自治会において、清掃業務・片づけ等の管理、運営を行う体制を整えば、開館時間の変更を検討いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 2回目の質問に少しだけ入りたいと思います。

肥薩おれんじ鉄道さんは、これは水俣市も出資をしている第三セクターの鉄道株式会社であるということはわかるんですけども、一応、市長も今回の議会の中で、水俣駅は水俣の玄関口であるというふうな形のことをしきりにおっしゃっておられました。その玄関口の駅が始発・終電まで駅舎の通路の扉があいていないということ自体が、何かこうおかしいと思うんですけども、そう思うのは私だけなのかなと。市民の皆さんも、やっぱりそういうふうに思っておられる方が大多数じゃないのかなと。

それを肥薩おれんじ鉄道さんといろいろ話をされたということで、それはできないというふうな感じで言われたと。またもう一つ、12月議会で要望しておりました、ホームに防犯カメラを設置してくださいということで、これもできないというふうな感じで言われたと。駅舎の通路の扉が閉まっているといたらおかしいですけども、あかないという、それはどうにもできませんと言われるのはちょっと納得しないんですが、防犯カメラについては絶対納得がいけないんです。ホーム上に防犯カメラがついていない駅って、どこかあるのかなと。逆に思うような感じで、もし、ホーム上で何か事があったときに、じゃ誰が責任をとるんだと。そこまでなっていくのかなというふうな感じはあります。

それが肥薩おれんじ鉄道さんはどういったところが難しくて、できないのかという話はされた

んでしょうか、それ1つちょっと質問で答弁をお願いしたいと思います。

12月議会の市長答弁の中で、調度品などの盗難や破損を心配されるので、待合室は施錠をして、駅の通路は閉じてあるみたいな感じの話だったと思うんですけども、そうであれば、待合室はもう閉じたままでも構わないので、改札口と入り口のところのコンコースだけを使えるような施策というの、きのうの答弁の中での市長、そういうふうな話をちょっとされたんですが、それは絶対必要だと思います。

あと、鍵の管理に関しては、やはり駅舎の前にタクシー会社さん、たくさんとまっておられるんですけども、できればそのタクシー会社さんとお話をされて、鍵の管理とか終電が来たときには閉めていただくとかいうふうな形のやり方もできるんじゃないかなと。そういうような感じで思っておるんですけども、もし、もうどちらもできないということであれば、市民の安全・安心というのを考えたときに、やはりそれは水俣市のほうでやっていただく必要があるんじゃないかと、そのように思いますけど、ちょっと検討していただければと思います。

それと、駅前広場の整備事業についてですけども、一応範囲的にはもう駅の前の駐輪場、北側と南側をやるというふうな形での話ですが、駐輪場がきれいになるというのはいいことで、またバス停が広がって、あそこの渋滞緩和にもなってくるのかなというふうな形はあります。今まで停留所がちょっと道のすぐ横にあったので、百間町のほうから走ってこられる車とか、国道3号線から駅方向に向かって右折する車とか、やっぱり死角になったりして、ちょっと危ないかなというところもあったんで、もしそこが整備されて、きちっとバスが入れるような形で駅前通りがフラットになってくればいいのかという思いはあります。

きのうの質問とちょっとかぶってしまっていて、私もあれなんですけれども、駅前マーケットの話になります。やはりあそこは再開発と言ったらおかしいですけども、きちっと開発されて、初めて水俣駅の駅前再整備というふうな形になるのかなと。きのうの答弁の中で、マーケット自体が民地であるというふうな形で、でもそれは買収はできるでしょうみたいな話も、いろいろ議員さんのほうからも出たわけですけども、やっぱり本当にやろうという気があれば、そこまでできるのかなと。

それと、あとあそこに住まわれている方がおられて、また店も出しておられるみたいな感じで聞きますけれども、じゃ水俣市内にある空き店舗とか空き家とかというのがあると思うんですよ。そういった空き店舗とかを、ここにお店出しませんかみたいな感じで、あっせんというふうな形の話はされたことはないですか。そういうのも考えてもらってもいいのかなと。どこも行くところがないんで、まだそこにおられるのか、もしお店をこちらに移りませんかというのがあれば、そちらにひょっとしたら移られる可能性もあるんじゃないかなと、そういうような感じで考えますけれども、そこはどうでしょうか。これも1つの質問とさせていただきますけれども、そ

ういうことをやったのかと、こういうところがありますよというような形であっせんをされたことはあるのか。

何せ駅前開発ということで、やはりそういうふうなところまで考えていただいて、すぐすぐじゃできないと思うんです。長い目で見たときに、やはり水俣自体が宿泊施設が足りない部分というのが結構あるので、その駅前にビジネスホテルを誘致、建設みたいな感じで、これだけのところにどこかビジネスホテルをつくって、入ってこれませんか、みたいな感じの誘致建設みたいなこともやっていいのかなと。そのときは、ちょっと減免措置みたいな感じでとっていただければ、そういったビジネスホテルを営んでいるところも、ある程度入ってきやすいというふうな形で考えるんですけれども、その辺はどうお考えになるのか、その3点をちょっと質問させていただきます。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 塩崎議員の第2の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、肥薩おれんじ鉄道の回答の内容ということでございますけれども、2点あるかと思っております。やはり財源的なもの、お金の負担がなかなか厳しいというような返答であったかと思っております。

それと、ほかの駅で、そのようなことを今のところ行っていないということがあるから、なかなか肥薩おれんじ鉄道とすれば、厳しいというようなことじゃなかったかなと思っております。

それと、待合所じゃなくて、コンコースだけでもあけたらどうかということでございます。これは当然防犯管理を含めまして、いろいろ今話をしているところでございますので、コンコースといいますか、少しお店の前のところをあけられないかとか、あとおっしゃいましたタクシーのほうの管理する場合の利用をお願いするとか、そういうことも含めまして、いろいろ検討を重ねているところでございますので、ただ今の時点ではっきりできるということは、ちょっとお返事はできないんじゃないかなと思っております。

それと、駅前マーケットの件でございますけれども、まず現実的にあそこをどうしようかというのは、今まで水俣市のほうで考えたことはないと思っております。そういう面もありまして、空き店舗の紹介とか、そういうのも全然動いたことはないと思っております。

あそこがあげば、ホテルに利用できるんじゃないかなと思いますけれども、それを市が行うべきかどうかというのは、今後検討をすることはやぶさかではございませんが、現時点ではそういうのは考えてなかったということでございます。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 今から検討されて、夢を持つということはすばらしいことだと思うんですけれども、こういったやつが駅前にできればいいなとか、こういった事業ができればいいなと。夢は夢で終

わってしまったら、もうそれまでなんですけど、でもみんなやる気があれば、その夢も達成できるんじゃないかとそのように思っております。

それと、湯の児海岸の道路の件についてですけれども、一応舗装工事というような形で今年度3期に分けてやられるような話で、今年度が450メートルを3月末には完了するというふうな形でおっしゃいましたので、これはきちっとやってほしいと思います。もう3月に入って、桜の時期になります。湯の児も一応、湯の児チェリーラインということで、日本の桜名所100選に入っているという場所です。ぜひ、皆さん来られると思うので、不快な思いをされないような形で桜を眺めていかれるような、そういったところをお願いしたいと思います。

ただ、あと1つ、道路に関しては、ちょっと幅員の狭いところがあるんですけれども、これをどういうふうな形で、舗装されるときに、ちょっと幅員拡張みたいな感じでされる思いはないのかというのを1つお聞きをしたい。

あと今、海岸通りを走ってみると、ガードレールの設置がなくて、去年の風災で桜の木とか結構切り落としてあって、視界が物すごくよくなって、かえって危なく感じる部分があるので、ガードレール等の設置を考えていないのか。

あと和田岬公園があるんですけれども、この和田岬公園にトイレ設置がありません。なぜトイレ設置がないのか。あれだけいい公園という形で作っていただいて、トイレ設置がないというのはなぜなんだろうと。できればトイレ設置をしてほしい。できなければ、簡易のトイレでもきちっと置いてほしいというふうな形で、そこを1つ質問とさせていただきます。

湯の鶴温泉保健センターほたるの湯に関して質問をさせていただきますけれども、もう第3質問になってくるんだろうと思うんですが、今、職員さんたちのことを考えられて、営業時間を長くできませんみたいな感じの答弁だったと思います。

やはり地元だけの温泉施設というふうな感じの考えであれば、それでもいいかもしれませんが、一応、市自体が予算を出してやっている施設というふうな形で、そのところはもう少し指定管理になられた15区の皆さんも努力をしていただければと思います。

今、もう人口減少というのはどこの地域でも問題になっておりますけれども、やはり流動人口をふやすということ、地場企業の発展を目指す取り組みというのは、本当に大きな課題であると考えておりますので、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯は、もっと活発に皆さんで知恵を出し合って、あそこを湯の鶴の核として、また水俣の核としてやっていただきたいということで、あそこにも露天風呂とかサウナとかというのをぜひ整備してほしい。整備したら、絶対人は来られます、はっきり言って、人がふえると思います。間違いなくあそこの温泉街も本当はもっと人出が多くなれば、やっぱり活発になってくるし、湯の鶴自体も活性化できて、市内もまた活性化できるんじゃないかと。そのように思っておりますので、その辺は考えていただきたいというふ

うな形で思っております。露天風呂とかサウナとか湯の鶴に関しては、考えていないのかという、そこをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福田 斉君） 4件ですね。答弁を求めます。

本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 4件あったかと思ひます。

最初の道路の拡幅とガードレールの設置については、一緒にお答えさせていただきたいと思ひます。

道路の整備につきましては、先ほどもお答えしておりますし、きのうも答弁でございましたけれども、たくさんの路線の痛みとか、そういうことがございますので、それを順次今後やっていく必要があろうかと思ひます。

その中で、湯の児海岸通りにつきましては、見えにくかった小本を切りまして、非常に見えやすくなっております。しかしながら、逆にちょっと不安になるような箇所もございますので、まずは路線の屈曲部を中心に、景観にも配慮した防護柵の設置等を先にやるべきじゃないのかなとか、あと先ほども申し上げました、路面の補修等をやる必要があるのかなと思ひます。まずガードレールにつきましては設置させていただきますけれども、道路の改良につきましては、その後に考えさせていただく問題かなというふうに考えております。

それと、和田岬公園のトイレの設置についてでございますけれども、トイレを設置するとなりますと、給水設備が当然要るわけでございます。約1,500メートルほど給水管の布設が必要になりますし、浄化槽の新設、それと維持管理等が発生します。最初の初期投資と管理費に多大な経費がございますので、これについては投資効果等との比較をしながら、検討する必要はあるかもしれませんけれども、現時点では計画に挙がっていないということでございます。

それと、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯を活用するために露天風呂とか、サウナということでございますけれども、そういうのを置くかどうかの前に、休館日等につきましては、例えば年末年始、条例等で規定はございますが、それ以上に、ことはあけてもらいました。そういう面で、たくさんの方が利用できるようにやっていく必要があろうかと思ひますけれども、現時点では、もう改装したばかりで露天風呂とかサウナについては、計画はしていないということでございます。

○議長（福田 斉君） 次に、移住定住の促進について、答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 次に、移住定住の促進について、順次お答えします。

まず、市外から本市に移り住もうとする人たちへの補助はあるのかとの御質問にお答えしま

す。

移住者限定の補助制度は今のところありません。しかし、移住者の方も活用できる制度については、幾つかございます。

まず、移住関係について申し上げます。

住宅の新築、増築において、地元にある資源を活用した環境配慮型住宅、エコ住宅と申しますが、この環境配慮型住宅を建築する場合、その費用の一部を補助しています。

また、水俣市内に住んでいる一戸建て住宅のリフォーム工事を行う場合において助成する戸建住宅リフォーム工事補助金制度も実施しております。

ほかにも、太陽光発電システム設置補助制度や太陽熱利用システム設置補助制度も行っております。

また、来年度からは、空き家バンクの設置を予定しております。

現在、市内全域において空き家の実態調査を行っており、その中から利活用可能な空き家の所有者に対して、空き家バンクへの登録を勧め、移り住もうとする人たちへ紹介していきたいと考えております。

次に、子育て関係について申し上げます。

子育て支援につきましては、中学校までの医療費無料化など、子育てしやすい環境を整えております。人口当たりの病院数や病床数、介護施設数なども充実しており、安心して暮らしやすいまちと言えると思います。

また、補助制度ではありませんが、本市には九州新幹線新水俣駅があり、西回り自動車道の水俣インターも供用開始予定となり、通勤・通学など交通アクセスにすぐれ、市内ではコミュニティーバス等による住民生活の利便性向上が図られていると考えます。

昨年11月には、本市への移住をお勧めするPRをまとめた情報パンフレットを作成し、熊本県が主催する東京都のふるさと回帰支援センターで行われた移住相談会でもPRを行いました。

今後、いろいろな機会を捉えて、本市へ移り住もうと考えている人たちへアピールしていきたいと考えております。

次に、本年度から地域おこし協力隊というのがあるが、今までとは何が違うのかとの御質問にお答えします。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、都市から地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進しております。その一つの施策の中に、地域おこし協力隊、この制度が位置づけられています。

従来の施策は、先ほど申しました補助制度や暮らしやすさをPRし、移住定住につなげようとするものでした。この地域おこし協力隊という制度は、平成21年度から総務省によって制度化さ

れ、人口減少や高齢化が進行している地方において、都市部の若い優秀な人材を誘致し、新たな視点からの地域活動の取り組みに従事してもらい、あわせて、その定住・定着を図ることを目的とした制度です。

具体的には、まず都市部から生活の拠点を水俣へ移してもらい、市が地域おこし協力隊員として委嘱をします。隊員は、おおむね1年以上、最長で3年間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域活動を行い、任期終了後には、そのまま水俣で就業、もしくは起業し定住していただきたいと思っております。

現在、3名の採用を考えており、うち1名につきましては、平成27年度予算に、2名につきましては、平成28年度当初予算でお願いしているところであります。

平成27年度に予算計上しております1人につきましては、現在、募集中であります。久木野地域において、地元の集落支援員と協力して活動をしていただく予定としております。あとの2人は、水俣市全体の活性化に向けた取り組みも含めて、その活動内容を検討しているところであります。

例えば、地域資源を活用した観光振興、イベント等の企画運営、産業振興、商品開発、地域福祉など、協力隊員自身のスキルを生かした地域振興につながる活動などがあります。

今後とも、制度を活用し、地域の担い手となる人材の確保や、新しい者の目線や発想で地元住民が気づかない本市の豊かな自然環境や魅力的な資源をうまく活用することで、地域の活性化・を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 水俣市の移住定住促進の事業に関してです。近隣の町とか市をちょっと眺めてみると、新築住宅とか、増改築とかというふうな形のところに、結構補助金がうたってありまして、例えば子どもさんがおられるようなところは、15歳、もしくは18歳までになられる方が一緒に来られたら、その方たちにも1人幾らというふうな形の補助金をつけておられるというところが、出水市とか阿久根市とか、そういうふうな形があったと思います。

水俣は、環境配慮型の住宅、エコ住宅も建築する場合に費用の一部を補助しますというふうな形なんですけれども、これはどれぐらい以上のエコ住宅をつくったときに、そういった補助が出るのかということと、あとリフォームのときにはどれぐらいの金額の補助があるのか。これも幾らぐらいのリフォームをしましたという、それ以上に対してそういったやつがつくのか、その辺を教えてほしいということと、移住定住促進のやつで、実際に水俣に今までこういったところに入ってこられて、補助金をいただいてつくられた方って、今大体何件ぐらい実績があるのかということの

をちょっと教えていただければと思います。

あと、地域おこし協力隊です。これについて1つ確認なんですけれども、予算説明書の中には3名分の予算が提示してあったと思うんです。今の部長の話では、平成27年度の補正予算で1人、あと本年度の予算で2人というふうな感じだったんですけれども、それで間違いはないということですよ。これはもう確認というふうな形でいきます。

1名の方は、もう決まっておられるというふうな形でなく、まだ募集というふうな形で、本年度中にあと2名の方もというふうな形になってくるというふうな形なんでしょうかね。その辺もちょっときちっと答弁いただければと思います。

あと、この制度を導入しているところは、どれぐらいの地域があるんだろうと。他市での実績というのはどういうふうになっているのか。本市では、例えば今、久木野地区という話もあったんですけれども、山間部と言ったらおかしいですが、人口の高齢化が進んでいるところにそういった人たちを入れていくというふうな形ですか。それともあとはもう市内に行くというふうな形の話もあるんですけれども、その辺は何かこうきちっとこの辺に何名、この辺に何名というのはいまもう話をつくっておられるのか。その辺をちょっとお聞きします。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 5点ほどありましたと思います。

まず、順にお答えしたいと思います。

まず、エコ住宅関係、あるいは戸建て住宅のリフォーム関係の補助金の内容、あるいは要件についてはどのようなものかということなんです。まずエコ住宅建築の促進総合支援事業、これは住宅のほうになります。要件が3つありまして、構造材に水俣市産材が8割以上、市内の建築業者を使うこと、エコハウスの活用事例を3項目以上、例えば土壁にするとか、和紙を使うとか、粘土瓦にするとか、そのような要件を満たした場合、補助額が床面積3.3平米当たり2万8,000円、上限の150万円となっております。

今度は、戸建ての住宅のリフォームのほうの補助金なんです。これは市内にある住宅でリフォーム費用が20万円以上かかるもので、補助額が対象経費の100分の20、上限が20万円、このようになっております。

2番目の御質問、では、移住者がそのようなエコ住宅とかあるいはリフォームについて何人が活用しなされたのかというデータなんです。済みません、現在のところ、そのデータは把握しておりません。申しわけございません。

3番目ですね、地域おこし協力隊なんですけれども、正確に申しますと、募集については現在1名を募集をしております。地域おこし協力隊は、ことし1名募集して、今、平成28年度予算で2名して、計3名になります。この計3名の方が1年間の報酬費とかいうものがありまして、予

算上は3名分の予算になります。募集をことしからかけて、毎年報酬額が出てきますので、その人数分が予算に挙がってくる。よって予算上は3名というふうになっております。

それと、4番目が他の自治体の状況ということなんですが、地域おこし協力隊の全国のデータもあるんですが、例えば熊本県で事例を申しますと、ちょっと今私が持っているデータによりますと、玉名市が2人、山鹿市が1人、菊池市1人、上天草市1人、あと天草市、美里町、南小国町、小国町、高森町がそれぞれ1人、和水町が3人、甲佐町が2人、大和町2人、大体このような状況になっております。

この方々が、どこに配置されているのか、どのような活動をされているのか、済みません、個別には私、把握しておりません。

5番目の質問につきまして、では地域おこし協力隊の方、今、来年度の2名の予算要求も含めて、3名考えているんですけれども、その配置計画とかそのようなものは考えているかなんですが、先ほど答弁ありましたように、お一人については久木野地区に、あとのお二人については、例えば水俣市全体をするのか、あるいは個別にするのかについては、現在検討しているところであります。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 なかなかぶしつけな質問で申しわけなかったと思うんですけれども、一応、他市の現状ということで、どういうふうにご方たちが入られて活動されて、どのような成果が上がっているのかとか、そういうのがもしわかれば、きちっと後でお伝え願えればと思います。

それによって、また水俣市自体も今度初めて、こういうふうな形で地域おこし協力隊というふうな形で、何か参考と言ったらおかしいですけども、そういうふうな形にもなるのかなというふうな形では思います。この方たちも入ってこられて、自分で起業したりとか、いろいろやられるわけなんですけれども、うまくそういうふうな形で仕事をご方たちでできれば、定住というふうな形につながっていくんでしょうが、なかなか今の世の中、そう簡単にそこまで行くのかなと。これが例えば、こういう補助のお金を使って来たけれども、その後もうできませんでしてみたいな感じで水俣を去って行かれる、これもやっぱりつらいなど。そういうことがないように行政のほうとしても、集落支援員の方と一緒にというふうな話がここに書いてあるんですけれども、その辺はきちっと対応して、水俣に起業されてやっぱり残っていただくというふうな形、あとは耕作放棄地とか、そういったやつを利用して、本当に農業をやるならやるとかいうような形で、住んでいただけるような施策になればいいのかなと、そう思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、市長主催のランチミーティングについて答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 次に、私主催のランチミーティングについて、この2年間、市民の方々の話を聞いてこられたと思うが、どのような人たちとどのような話をされ、どのように市政に取り入れていくつもりかという御質問にお答えをいたします。

私はこれまで、市民の皆様やいろいろな業種、団体の方から御意見をいただきながら、皆様と一緒にまちづくりを行うというスタンスで、輝く水俣づくりを進めてまいりました。市長ランチミーティングにつきましては、私のマニフェストの中の約束に市民が主役のまちづくりとして、市民の方々と昼食をとりながら、輝く水俣をつくるために、いろいろなことについて気軽に話せる場、御意見を伺う場として、平成26年5月から実施しているところでございます。

平成26年度につきましては、商工、文化、地域づくり関係や、朗読ボランティア、子育て中のお母さんグループなど、17団体、延べ104人の方と行っております。平成27年度につきましては、地域づくり、福祉関係グループなど、6団体、42人の方から申し込んでいただき、今後も2団体の方からお話を伺う予定であります。

市長ランチミーティングの内容といたしましては、防災行政無線が反響して聞きにくい、読みやすい市報への提言、自分たちが実施するイベントのPR協力要請、福祉イベントを立ち上げたが、支援策はないかなど、それぞれのグループが考える水俣市の課題や、それに対する御提案、御意見などを伺ったりしております。

また、自分たちの活動を知ってもらい、協力できるものについては一緒にやりましょうという前向きな御意見をいただく場合もございました。

このようにいただいた御意見や御提案につきましては、職員間での情報を共有するために、その記録を部長等へ回覧しております。

また、すぐに対応できるもの、対応が必要なものについては対応を行い、その他の御意見等につきましては、まちづくりの参考とさせていただいているところでございます。

○議長(福田 斉君) 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 ランチミーティング、もう2年間やっておられるということで、相当な件数の意見を聞かれて、たくさんの人たちとお会いされて話をされているんだろうと思います。

その中で、このミーティングを開いたところで、何か具体的な成果としてどのようなものがあつたのかというのをお聞きできれば答弁お願いしたい。

この記録を職員間での情報共有するために、部長のほうに回覧をされているということですが、部長どまりで、その回覧が終わっているのか、それとも職員さんたちにもきちっとそういう話が行っているのか。その辺はどうなんだろうと。市役所で働く職員さんたちというのも、

やはり水俣のことを一生懸命思って、働いておられると思うので、地域に根差した職員さんだと。地域の中で、やっぱりそういった何か困ったことがあったりしたときに、職員さんのほうの対応というのが、結構地元であれば早いのかなという気もするんですけども、何かそういうふうな形で、部長どまりで回覧が終わっているのか、職員さんまできちっと行っているのかというのと、先ほど言った成果的にはどういったものが具体的にできたのか、そこをちょっとお聞きします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ランチミーティングは、いろんな形で2年間やらせていただいて、女の子3人でいらした方、水俣を盛り上げたいという方もいらっしゃいました。また、水俣商工会議所、老人クラブの女性部、また介護関係の方、いろんな団体の方が興味を持って、市長と話してみたいという方がいらっしゃいます。

その中で、拾えるものというものは全部議事録というか、メモを取っておりますので、部長に回します。当然、部長が自分のところの部署で関係あるものについては、私のほうから指示はしておりませんが、当然そこはやっていただいているというふうに思っております。

成果につきましては、いろんな意見、小さい意見もあるんですね。大きいところで言うと、一番よく耳にしたのは、防災無線、先ほども言いましたように、聞こえにくいというものはやっぱりこういったところからもありまして、今回、防災行政無線のデジタル化、それと戸別受信機も全戸配布というふうになっております。この意見だけを取り上げたということではございませんけど、やっぱりこういった意見が多いということは、ランチミーティングを通して聞いた意見でございます。

それと、広報みなまたは、少し御年配の方たちがいらっしゃったときに、やっぱり読みにくいというか難しい用語、行政用語等が入っていたりすると、わかりにくいということもありました。また、横文字等もそのように指摘をされて、そういったところも是正をしているというふうに思っております。

また、イベント等では、子育てのイベントをやりたいんだけどということでしたので、補助金等、こういった課に行ったらあるので、聞いて検討していただければとか、そういったつなぎ役としてランチミーティングの意見をつないでいるところでございます。

あと、イベントをPRしたいという方もいらっしゃいました。これは介護関係の方ですかね。もう市報には間に合わないということであり、じゃ自分のブログがありますので、資料をもらったら、そういった御紹介もさせていただきますとか、いろんな形でできるものはなるべく敏速に対応しているところでございます。

大きいすぐできない案件につきましては、検討をしながら、施策に役立てていくというふうなところでございます。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 いろいろとやっておられるというのはよくわかりました。

ただ、やっぱり市長も忙しいとは思うんです。そういったランチミーティングをやられて、市政に取り組んでいったときに、もっと成果が出ているんじゃないかと、この2年間、そう思うんですけれども、思うのは私だけかもしれません。でもやり方といたらおかしいですけれども、やはり職員さんたちにもっと自分たちで自立性を持たせて、こういったことを水俣のために自分はやりたいんだというふうな話を、市役所の職員さんたちにもいっぱい聞いてほしいなど。若手の人たちって、やっぱりそういうことを思っておられる職員さんが結構いるんじゃないかなというので、職員さんたちとのそういったランチミーティングみたいな感じの場を設けるというのはないんでしょうか、これが1つですね。

あと、これはもうちょっと、きょうの質問の全体の中での最後は意見というふうな形になります。湯の鶴温泉についてですけれども、外部からはそういった時間延長とかそういった話は来ていませんよみたいな感じの話がさっきあったんですが、まず湯の鶴温泉保健センターほたるの湯に関しては、ほたるの湯独自のパンフレットというのを、私はつくるべきだと思っております。そして、市外の方に向けて、町内の方にもそうですけれども、ほたるの湯自体のアンケート調査みたいな感じでやって、本当にそれで満足しているのかというのを、ちょっとやってほしいなというところはあります。これはもう全体的なことを言ったときのあれになりますけど。

一応、さっき言ったような形でランチミーティングに関しては、職員の方とそういうような形で場を持って、話をするという機会はつけれないのかというような感じで、ちょっと最後の質問になります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 職員とそういったコミュニケーションというのは、実際もっととりたいたいのほとりたいんですけど、時間がなかなかとれていません。若手の新入の職員とは一度ランチミーティングさせていただきました。最初入った方々とはやりたいというふうに思っております。時間を見て、そういった職員の声を聞く時間もなるべくとりたいたいというふうな思いはあります。

それと、職員が考えているものを引っ張り上げるというのは、議員も御存じだと思いますけど、職員提案制度を昨年から行っております。2回行いまして、ことしも新入職員を中心に、若手の職員には必ず出すようにということで、自分の部署じゃなくても自分が市役所に入って、こういったものをやりたい。こういったものは水俣のためになるという提案をいただいているところでございます。その中で、市長賞を出して、実現できるものについては取り上げようということで今やっているところでございます。

ことしやりました祝い金についても、その職員提案の中で、おむつ券を出したらどうかというのが当初ありました。それがずっといろんな議論の中から、最終的にはミルク代にしようか、そのミルク代の部分を祝い金というふうな形にしようということ、そういった経緯でなりました。

いろんな職員から提案をいただいているところでございますので、今後はもう少しコミュニケーションをもっととっていきたいというふうな思いはございます。

○議長（福田 斉君） 以上で塩崎達朗議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明10日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時28分 散会

平成28年 3月10日

平成28年 3月第 1 回水俣市議会定例会会議録
(第 4 号)

一般質問・質疑

平成28年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成28年3月10日（木曜日）

午前 9時29分 開議

午後 3時8分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第4号

平成28年3月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 谷口明弘君 | 1 自然災害にみるライフラインの維持確保について |
| | 2 水俣高校の定員割れについて |
| | 3 確かな学力を身に着けさせる学校教育の実現について |
| | 4 ふるさと納税について |
| 2 岩阪雅文君 | 1 地方創生における政府機関の地方移転について |
| | 2 小中学校の一貫教育の具体的推進について |
| | 3 競り舟の老朽化対策と今後の大会運営について |
| | 4 自転車のまちづくりの具体的推進について |
| 3 桑原一知君 | 1 平成28年度施政方針及び当初予算について |
| | 2 鳥獣被害対策について |
| | 3 消防団と防災対策について |

第2 議案の訂正について（議第32号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について）

（付託委員会）

第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定
について（総務産業）

第4 議第2号 水俣市職員の退職管理に関する条例の制定について（総務産業）

第5 議第3号 水俣市行政不服審査会条例の制定について（総務産業）

第6 議第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
（総務産業）

第7 議第5号 水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
（総務産業）

第8 議第6号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の制定について（総務産業）

第9 議第7号 水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の
制定について（総務産業）

第10 議第9号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
（総務産業）

第11 議第10号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について（総務産業）

- 第12 議第11号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第13 議第12号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第14 議第13号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第15 議第14号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第16 議第15号 水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第17 議第16号 水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第18 議第17号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第19 議第18号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第20 議第19号 平成28年度水俣市一般会計予算 (各委)
- 第21 議第20号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 (厚生文教)
- 第22 議第21号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算 (厚生文教)
- 第23 議第22号 平成28年度水俣市介護保険特別会計予算 (厚生文教)
- 第24 議第23号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 (総務産業)
- 第25 議第24号 平成28年度水俣市病院事業会計予算 (厚生文教)
- 第26 議第25号 平成28年度水俣市水道事業会計予算 (総務産業)
- 第27 議第32号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について (総務産業)
- 第28 議第33号 指定管理者の指定について (水俣市ふれあいセンター) (総務産業)
- 第29 議第34号 指定管理者の指定について (水俣市立明水園) (厚生文教)
- 第30 議第35号 指定管理者の指定について (水俣市ワークプラザ) (厚生文教)
- 第31 議第36号 指定管理者の指定について (みなまた環境テクノセンター) (総務産業)
- 第32 議第37号 指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター) (総務産業)

- 第33 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
 (総務産業)
- 第34 議第39号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
 (総務産業)
- 第35 議第40号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
 (総務産業)
- 第36 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）
 (厚生文教)
- 第37 議第42号 水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
 (総務産業)
- 第38 議第43号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
 (各委)
- 第39 議第44号 和解について
 (総務産業)

平成28年3月第1回水俣市議会定例会請願・陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
請第1号	TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について	熊本市中央区神水 1丁目30-7 鳥飼 香代子	野中 重男 高岡 朱美 谷口 眞次	総務産業
陳第1号	原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について	水俣市月浦247-96 永野 隆文		総務産業
陳第2号	九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について	水俣市月浦247-96 永野 隆文		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から補正予算1件、議決案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。
 次に、本日市長から議案の訂正についての申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した請願1件、陳情2件は、請願・陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

なお、昨日までの一般質問においてかみ合わない答弁があったので、市長、執行部におかれては配慮をお願いしたいというふうに思います。

初めに、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 おはようございます。

真志会の谷口明弘です。

売り言葉に買い言葉という言葉がございます。先日、高岡利治議員とのこの一般質問でのやりとりの中で、議会をオール野党ではないかという感覚でおりますと市長が聞かれてもいないのにお答えになりました。やっぱり市長選挙のときから、市長を支えてこられた共産党の皆さん、無限21議員団の皆さんの心中をお察しします。失言にはくれぐれも用心されたほうがよろしいかと私のほうから御忠告をしておきます。

そうはいいまでも、答弁書を持って登壇していただいたり、質問に対しては正確にお答えいただきたいと思っております。

あすは東日本大震災発災から丸5年となります。犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、平成27年度は、この水俣市も台風や大雨などの近年まれに見る自然災害に見舞われ、災害発生時の対応について、水俣市の災害対応力を問われる場面が多かったのではないのでしょうか。恐らく多くの市民から道路復旧の要請や苦情の電話が入り、市の職員の方々も大変だったろうと想像します。

直近では、1月の24日から25日にかけて、水俣市も記録的な大雪に見舞われました。私の家の近くの道路も30センチから40センチの積雪で、身動きのとれない状況となりました。そんな中、地域に住んでいらっしゃる前田組という建設業者さんが自主的に重機を持ち出して、道路の除雪してくださり、比較的早く、車の通行ができるようになりました。地域の住民は大変助かり、その業者さんに感謝したところです。

私の住んでいる地区には幸運にもそのような業者が住んでいらっしゃいましたが、ほかの地域では大変だったのではないかと想像します。

そこでまず、自然災害に見るライフラインの維持確保について以下質問します。

①、先日の大雪で、道路が通行可能となるような応急復旧作業に、どれくらい期間を要したのか。

②、道路の復旧作業は、どのような方法で行われているのか。

③、大雪による水道管の破裂などで断水が続いた地域があったが、被害状況はどうだったか。
また、水道料金の減免措置の申請状況はどうなっているのか。

以上、3点を伺います。

次に、先日、水俣高校の後期選抜入試出願状況が新聞に掲載されておりました。募集人員が254人に対し、出願者数は135人、倍率では0.53。この記事を見て、私は地元にとだ1校の水俣高校の将来に大きな不安を覚えました。前期選抜、いわゆる推薦入学の生徒を合わせても、280人の定員に対して161人が受験するという状況です。昨年も同じような状況でしたので、全員入学したとしても、定員の半分程度しか生徒が集まらない状況が続いております。

旧水俣高校と工業高校が統合して4年、このままでは市内唯一の高校である水俣高校の将来を不安視する市民の方も多いと思います。この状況は水俣に限ったことではなく、県立高校と言えども、地元の高校の支援に乗り出す自治体があられ始めました。今後、そのような自治体間の生徒獲得競争は、私立の高校も巻き込んで加熱していくことでしょう。水俣高校の定員割れの現状を憂い、ほかの自治体に先んじて支援策を打ち出すべきではないかとの問題提起の意味を込めまして、以下3点質問します。

①、水俣高校の定員割れについて、現状をどう分析しているか。

②、水俣市独自の支援策は検討できないか。

③、水俣高校支援策の一環として、高校生まで給食の提供はできないか。

次に、大項目3、確かな学力を身につけさせる学校教育の実現についてお尋ねします。

質問も含めてちょっと前語りをしますが、①、教育委員会が大分県豊後高田市を視察したと聞きました。豊後高田市といえ、人口2万3,000人ながら、2013年に、いなか暮らしの本という雑誌で、移住者歓迎度、移住支援制度の充実度、子育てのしやすさ、老後の医療介護体制の各部門において1位となり、住みたい田舎ベストランキングで全国1位に選ばれたまちです。

私が所属する厚生文教委員会もことし1月に、学びの21世紀塾という取り組みを視察してきたところです。教育委員会の視察の目的は何かお尋ねします。

②、水俣市の子どもたちの学力向上について、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

最後に、大項目4、ふるさと納税についてお尋ねします。

先日、小路貴紀議員もこの件について質問しておりますので、できるだけかぶらないように、私なりの提言も交えて質問したいと思います。

昨年6月の一般質問で、私はふるさと納税制度について、水俣市も先進自治体である平戸市への職員視察派遣や、ふるさとチョイスなどの活用に積極的に取り組んではどうかとお尋ねしました。しかし、そのときの市長の答弁は決して前向きとは言えませんでした。ところが昨年12月の

小路貴紀議員の質問に対して、ふるさと納税に積極的に取り組む姿勢を示されました。自主財源の乏しいこの本市において、この制度を積極的に活用し、市民生活の向上に役立てられるのであれば、その方針転換は大歓迎です。

ちょっと皮肉を言えば、私が質問した6月の時点で、ふるさとチョイスなどの利用を決断してもらえば、返礼品の品ぞろえなどに十分な準備期間をとれたのではないかと思ひ、悔やまれます。

いずれにしても、返礼品についての事業者向け説明会が開催され、既に平成28年度ふるさと納税の増加に向けた取り組みが始まろうとしておりますので、まずは、その進捗状況についてお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、自然災害に見るライフラインの維持確保についてのうち、①、②の道路の復旧作業に要した期間及びその方法については産業建設部長から、③の水道の被害状況及び水道料金の減免措置については水道局長から、水俣高校の定員割れについて及び確かな学力を身につけさせる学校教育の実現については教育長から、ふるさと納税については私からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 自然災害に見るライフラインの維持確保について、答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 初めに、自然災害に見るライフラインの維持確保について、順次お答えします。

まず、先日の大雪で、道路が通行可能となるような応急復旧作業に、どれくらい期間を要したのかとの御質問にお答えします。

市が管理する道路は、総数427路線、実延長が約330キロメートルあり、1月24日の大雪では、ほぼ全区間で車の通行に影響があったと考えられます。

このうち、交通量の多い路線や山間部の集落へ向かう生活道路など41路線を業者に委託して、除雪作業を行いました。多くの路線は2日間で復旧作業が完了しました。しかし、久木野の寺床権現地区の一部では、道幅が狭く、また、急勾配で機械が上がれず、車が通行できるまでに5日間要した区間もありました。

次に、道路の復旧作業はどのような方法で行われているのかとの御質問にお答えします。

災害が発生した場合の復旧作業につきましては、平成18年12月4日に水俣市建設業協会と締結された、災害時における応援に関する協定書に基づき実施しており、今回は、事前の気象情報により、かなりの大雪が予想されたため、水俣市建設業協会には事前に除雪の準備をお願いするなど、対応してきたところであります。

今回の復旧作業につきましては、先ほど述べさせていただきましたとおり、交通量の多い路線や山間部の集落へ向かう生活道路は、早急の対応が必要と思われましたので、水俣市建設業協会とも連携をとりながら、現場近隣の業者や除雪可能な機械を所有している業者に委託して実施いたしました。

また、除雪区域が市内全域であったことから、多くの路線で、地域住民の方々や地元消防団の御協力もあっているものと思われまます。

○議長（福田 斉君） 松尾水道局長。

（水道局長 松尾健二君登壇）

○水道局長（松尾健二君） 次に、大雪による水道管の破裂などで断水が続いた地域があったが、被害状況はどうだったか。また、水道料金の減免措置の申請状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

まず、被害状況につきましては、平成28年1月24日から25日にかけての大雪や観測史上最低を記録した低温の影響で、市内各所で家庭の水道管が凍結により破裂するなどの被害が多く発生いたしました。水道局が管理する施設につきましては、凍結による破損等の被害はありませんでした。

このような中、1月26日の朝から、深川、市渡瀬、葛渡、石坂川、古里の各一部地域の約240戸で、配水池の水位の低下により、水が出にくくなったり、断水するなどの被害が発生しました。原因究明のため、職員により昼夜漏水調査を実施しましたが、主な原因といたしましては、空き家、留守宅の水道管破裂による漏水が長時間続き、流出水量が大幅にふえたことや、積雪凍結により水源の湧水量が低下したことなどにより、配水池の貯水量が不足したことによるものでした。

このため、深川、市渡瀬、葛渡地区では、配水池の水位を回復させるため、26日午後10時から翌朝6時まで計画断水を実施し、昼間の給水量を確保することとしました。

また、一部地域では、市内の施設から浄水を運搬して配水池に補給し、断水を回避するような措置を行いました。

翌27日、地元住民の方々の御協力もあつて、原因となる漏水箇所が徐々に発見され、次第に配水池の水位が回復し、同日夕方までには、全地域での給水が可能になりました。

次に、水道料金の減免措置の申請状況につきましては、今回の寒波に伴い、水道管の破裂、破

損による漏水が発生した利用者に対して、水俣市水道局漏水等による使用水量の認定及び水道料金減免に関する取り扱い規程に基づき、水道料金の減免申請を受け付けております。

申請方法等につきましては、広報みなまたの3月1日号や、水俣市及び水道局のホームページでお知らせしているところであります。

申請件数につきましては、3月9日現在で、68件となっております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 くしくも、この3月で定年を迎えられる緒方産業建設部長と、松尾水道局長のお二人に答弁してもらうことになったわけですが、長い間、大変お疲れさまでございました。久木田福祉環境部長には、今回質問項目を用意できませんでした。まことに申しわけございませんでした。

ちょっと話が脱線しますが、先日、私たち深川地区の来年度の地区の役員を決めるために、私は評議員だったので、あちらこちらのお宅を訪問して、自治会長なり三役を引き受けていただけないだろうかと頭を下げて回ったところです。でも、ことごとく断ら続けまして、非常に役員を選ぶのに苦労したという思いがあります。中には、市役所のOBのところも回ったんですが、見事に断られました。ぜひ、お三方におかれましては、定年後も地区に戻られて、地区のリーダーとして活躍されて、役などは頼まれたら快く引き受けていただきたいと思いますとおきます。

さて、話を戻します。初日の中村幸治議員の質問の中で、市道の維持管理の問題点が浮き彫りになったわけですが、水俣市内には多くの道路が存在します。国道は2路線、県道が7路線、ところが市道は427路線もあります。実延長が330キロメートルということは、鹿児島市内から北九州市まで行くぐらいの距離の道が存在するということです。

先日の大雪はそのほとんどを雪で覆い尽くしたということですから、ふだんから雪に対する備えのないこのまちでは、道路の通行や水道に影響が出たのではないかというのもうなずけます。

先ほどの答弁にもありましたように、道路の復旧作業には水俣市建設業協会と締結された災害時における応援に関する協定書に基づいて、市内の建設業者に重機を使って除雪や、または土砂の除去を委託しているわけですが、平成27年度は大雨や台風、大雪と大きな災害が立て続けに発生しました。災害発生時には、これらの事業所の協力なくして市民生活は維持できないわけです。そこで質問その1ですが、災害時の応急作業にどれぐらいの業者に協力してもらっているのかお尋ねします。

次に、水俣市建設業協会に加盟している事業所が年々減ってきていると聞いていますが、近年の水俣市建設業協会の加盟事業者数の推移をお尋ねします。また、実際、減少しているのであれば、その要因をどのように分析しておられるか、お尋ねします。

先日の大雪のときにはあちらこちらで、水道管が破裂しました。先ほど水道局長から御紹介し

ていただいたとおりです。私の住む深川地区でも、断水が発生しましたが、自治会長が水道局にいろいろ通報して連絡したわけですが、水道局職員の方々が、懐中電灯片手に、雪の積もる暗い山道を水源地まで登って状況確認していただいたり、広報車を夜に回して断水の呼びかけを行ってくださる姿を見まして、頼もしくもあり、力強く感じたところでございます。

せっかくですので、あの大雪で得た教訓といいますか、市民に向けてお願いしたいこと、特に空き家の所有者に向けて、水道の適切な管理の仕方について、局長のほうからメッセージなどあればお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の災害時の応急作業にどれぐらいの業者に協力してもらっているのかということでございますけれども、平成27年の大雨関係のときには15社、台風15号のときには22社、それから本年1月の大雪のときには、14社の御協力をいただいております。

それと、2点目の近年の水俣市建設業協会の加盟事業者数の推移につきましては、平成16年では32社、平成22年では21社、本年2月末現在では、18社と水俣市建設業協会のほうから伺っております。

それと、3点目の建設業界への加盟数が減少していれば、その原因についてはということでございますけれども、水俣市建設業協会には未加入業者もいらっしゃいますので、そこら辺の内情というのは少しこちらのほうではわからないところもございます。ただ、水俣市の建設業の数が減少しているということもございますので、それはどういった分析かということもございますけれども、いろんな状況があるとは思いますが、主に景気の低迷から経営状況が厳しくなったということが挙げられると思います。それに加えまして、技術者、それと技能者といいますか、担い手が不足しているということで、後継者不足があるのではないかとといったようなことが要因ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 松尾水道局長。

○水道局長（松尾健二君） 今回の寒波による断水での教訓ということでありますが、議員御指摘のとおり、空き家などのふだん管理者が不在の箇所での漏水の発見がおくれたことが断水の大きな原因の1つとなっていることから、ふだんから検針などを通じまして、空き家等の情報収集に努め、初期段階での空き家等を重点的に調査したいと考えております。

また、万が一の水道管破裂などによる漏水に備えて、長期間水道を使用しない利用者に対して、水道メーターボックス内の取水栓をあらかじめ締めておくなどの対策をお願いしていきたいと考

えております。

また、例年寒さが厳しくなる、凍結が予想される時期になりますと、広報みなまた及び水道局ホームページで水道管凍結に関する注意事項と対策について、特に凍結しやすい屋外の水道管の保温材による凍結防止方法の紹介や、凍結した場合の対処方法などをお知らせしているところがありますので、参考にしていただければと思っております。また、今回のような寒波の情報が入りましたときには、防災無線を通じまして、注意喚起などを行うなど、今後とも水道管の凍結被害の防止に努めていきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 これまでのやりとりで明らかなことは、建設業者は、災害発生時のライフラインの確保のために重要な役割を担っているということ。そして、近年水俣市の建設業界は、公共事業の受注数の減少や職人の高齢化、若手の人材不足など多くの問題を抱え、経営的に厳しくなっているということ、今後ますます事業所の廃業が続くのではないかと私は心配しております。

かつてコンクリートから人へと声高に叫んでいた政党も今や、党名の変更検討するような状況になりました。あの政策で、公共事業イコール悪というようなレッテル張りが今の地方の建設業者の疲弊を生んだとも言えます。国道や県道に比べて圧倒的に多い市道の公共工事を定量的に発注することは、地域の経済対策にもつながる政策ではないかと考えます。

そこで、市のほうは道路維持予算などをもっと要求していると思いますが、予算査定段階で削られているという現実もあると、私は認識しております。そのどういった査定が行われているのかというのは、私はちょっとわからないところなんですけれども、水俣市が災害時における応急・復旧作業に必要な市内の建設業者がこれ以上減らないようにするためにも、また市道を利用する市民の利便性を向上するためにも、市道の維持管理に関する予算をもっと増額して、定量的に公共工事を発注していただきたいと思いますが、これは産業建設部長に聞きましても要求された側で、削られた側は決裁された市長ですので、市長のお考えをお聞きします。

○議長（福田 斉君） 1点ですね、西田市長。

○市長（西田弘志君） 建設業者、私も新年会、総会、御案内いただいたときに行っております。話をすると、昔はもっと多かったばってん、もう非常によく聞きます。今聞きますと、平成16年で32件、現在では18件、半分近く減っているということで、非常に憂慮しております。

災害時における早急なライフラインの復旧等には、やはり非常に重要な業種であります。そういったものを考えますと、今予算のことですけれども、限られた予算でございますので、その中で配分ということになります。福祉環境、商工業、いろんな施策があります。商店を見ますと、もう商店も昔に比べたら大分減っております。そんな中で、できる限り国の交付金等、財源の確保をしながら予算化を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣高校の定員割れについて答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、水俣高校の定員割れについて順次お答えします。

まず、水俣高校の定員割れについて、現状をどう分析しているのかとの御質問にお答えします。

水俣高校の募集定員数280名に対し、今年度、水俣市の4つの中学校を卒業する中学3年生の生徒数は208名であり、全員が入学したとしても74%にしか満たない状況であります。水俣市の中学3年生が、水俣高校へ進学する予定者の割合は54%であり、昨年度の進学者の割合53%とほぼ同じ状況であります。また、水俣高校以外へ進学する予定者の進学先別の割合は、芦北高校7%、芦北支援学校佐敷分教室などの特別支援学校5%、水俣高校以外の公立や私立の普通科20%、高等専門学校を含む実業系高校18%となっています。水俣高校以外の公立や私立の普通科へ進学する予定者は、大学への進学実績の高い高校やスポーツなどの実績の高い高校を重視したのではないかと思います。水俣高校以外の実業系高校へ進学する予定者は、看護科や医療福祉科など、水俣高校に設置されていない学科へ進学するようです。水俣高校普通科の後期選抜の状況については、出願者数61名のうち52名が水俣市の中学生であり、水俣市外からの出願者が非常に少ない状況がうかがえます。

次に、水俣市独自の支援策は検討できないかとの御質問にお答えします。

本市におきましては、県立水俣高校の定員割れが何年も続いていることは認識しております。水俣高校は本市にある唯一の県立高校であり、水俣高校が本地域に果たす役割は非常に大きいものがあると考えております。水俣高校の生徒の皆さんには、恋龍祭を初め地域の祭りや行事に積極的に御参加いただき、地域の活性化に多大な貢献をいただいております。

また、水俣高校はこれまでも優秀な人材を多数輩出しておりますが、将来にわたり地域の活力を維持するためには、今後も地域を担う優秀な人材を育てる、非常に重要な役割を担っておりますので、水俣高校への入学者の減少に危機感を抱いているところです。

参考までに、高校への独自の支援策としましては、近隣の伊佐市におきまして、伊佐市大学進学奨励金交付要綱を制定し、昨年度から奨励金を交付しております。

また、芦北町におきましては、平成28年度から芦北町出身者にかかわらず、芦北町外からの通学や県外等出身の下宿生徒を含めた県立芦北高校全生徒を対象として、被服費準備補助金、入学支援金補助金、海外研修支援補助金、大学受験料補助金等の13項目を予定しているとお聞きしております。本市としましては、水俣高校との連携に努め、水俣高校の魅力を伝えるとともに、近隣自治体の取り組みを参考に、市として何ができるのか検討していきたいと考えております。

次に、水俣高校支援の一環として、高校生まで給食の提供はできないかについてお答えします。

学校給食は学校給食法に基づき義務教育の学校において、その児童・生徒に対し実施されるものです。

当市におきましては、11校の小中学校が学校給食法の対象になります。経費の負担につきましては、給食食材費を保護者から、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費等は市の負担となっております。

現在の学校給食センターは平成20年に国の安心・安全な学校づくり交付金を利用し建設しており、義務教育以外に給食を提供した場合、補助金の返還や起債の繰り上げ償還等の問題が生じることは、平成25年6月議会の谷口明弘議員による御質問の答弁でも述べたところです。

また、高校生に給食を提供することになると、新たな栄養管理や、新たな調理員の確保及び設備が必要になり、現在の学校給食センターの施設・設備・規模ではとても賄われるものではありません。これらのことから水俣高校に給食の提供をすることは困難であると考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今、水俣高校の定員割れの状況について詳しく分析していただきましたが、ついつい我々の時代と比較してしまって、少なくなったなというのが率直な感想です。しかし、よく数字を分析しますと、まず、水俣市の中学3年生が先ほど答弁にもありましたように208名であるのに、水俣高校の募集定員が280名。全員入学したとしても、74%にしか満たないこの募集定員が多過ぎるのではないかと私は思いました。毎年毎年、定員割れで倍率が0.3とか0.4とかいう数字を見るだけで、水俣市民としては寂しい気持ちになってしまいます。気になって、県内のほかの同規模の自治体の公立高校の普通科の定員を見てみましたが、80人から120人というところが多いので、やはり水俣高校の160人という定員は多過ぎるんじゃないかなと感じました。この募集定員の件は、今後、熊本県教育委員会ともよく相談していただきたいと思えます。

ところで、水俣高校への水俣市独自の支援策ですが、教育長も地元にある唯一の県立高校であり、その重要性について、あるいは入学者の減少に危機感を抱いているという認識は私と一致しました。また、伊佐市や芦北町の取り組みを例に、市として何ができるか検討したいと答弁いただきました。

そこで、私なりに先進自治体の事例から水俣高校支援策の案を提案して、議論を深めたいと思えます。

まず、伊佐市が進める大学進学奨励金や芦北町が平成28年度から取り組む各種補助金制度ですが、確かにそういった補助金制度があれば、所得の低い世帯の多い水俣市では助かる家庭は多いと思えます。しかし、単なるばらまきと批判される可能性も出てきます。

そこで参考にしたいのが、鹿児島県の長島町の取り組みです。長島町にはもともと高校がありませんので、多くの高校生が進学に伴って島を離れ、寮生活を送るそうです。それがひいては若

者の流出につながり、その間の仕送りも家計の大きな負担になっているとのことです。子どもが高校・大学に進学したときに進学に必要な費用を、これはネーミングがおもしろいんですが、ぶり奨学金として支給する制度を設けたそうです。

このぶり奨学金とは、回遊魚でありますブリにちなみまして、高校・大学を卒業して、長島町に戻ってきた場合には、その期間の奨学金の返還を免除する制度だそうです。また、出世魚のブリにあやかって、地域のリーダーとして活躍することを期待して、そのような奨学金の制度を設けたとあります。

単に奨学金や補助金を支給する従来の制度に比べまして、地元回帰を促す可能性がある点で非常に参考になる取り組みではないでしょうか。水俣市も水俣高校支援制度を検討するに当たっては、ぜひこのような自治体の例を参考に、できるだけ早く具体的に検討を始めていただきたいと思います。教育長のお考えをお聞きします。

学校給食センターにつきましては、平成25年6月にも質問したんですけれども、これを実施できればお母さん方の負担が減らせて、地元食材の利用も拡大し、さらにほかの高校との差別化を図れて、大いにアピールできると考えておりましたが、先ほどの答弁にありましたように、学校給食センター建設にかかった交付金、これら義務教育以外に提供をした場合、補助金の返還や起債の繰り上げなどが生じるという問題があるとおっしゃいました。

参考までに、国の交付金は幾らで、財産の処分制限期間は何年か。あと、同様に起債も幾ら借り入れて、返済の現在残高が幾らで、最終償還日はいつかお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 水俣高校への支援策として、1つの方法として、長島町の奨学金の制度を御紹介いただきましたけれども、昨年、給付型の奨学金制度を設けさせていただきました。水俣市出身の松本眞一様の御遺族から、5,000万円という非常に多額の寄附をいただきまして、それをもとに創設いたしました奨学金制度、これは大学生に向けて月額2万円、4年間で換算しますと96万円、約100万円でございます。先ほど、伊佐市の例もありましたが、伊佐市も同額程度、100万円程度の支給をするということでございます。ただ、現段階で水俣へのUターンという給付の条件、そういったことを入れることについては、考えていないという状況でございます。

奨学金給付者に、自分の将来の夢というのを自己推薦書という形で提出いただいております。これを見ますと、今回申請のあった9名のうち、4名の生徒が卒業後は水俣市に就職したい、あるいは水俣の中小企業の技術を海外に紹介する仕事をしたい、そういった非常に水俣を愛するといえますか、水俣に根差した思いを書いておりまして、私たちも非常に心強く思ったところがございます。

今回、奨学金制度が、水俣市出身者である松本眞一様のふるさとを思う気持ちでつくられたということを、生徒一人一人がしっかりと理解し、感謝し、自分も何か水俣のためにという思いが湧いてきていると、そういったことのあらわれだと強く感じております。特に大学卒業後、市外への就職を余儀なくされたとしても、この奨学金給付に対する感謝の気持ちを忘れずに、ふるさと水俣の応援団となり、それぞれの立場で水俣とのつながりを持ち続けてくれるものと期待をいたしております。

先ほど御紹介いただきました長島町のぶり奨学金、生まれたまちに回帰すると、そういった内容であったかと思いますが、ぶり奨学金のように具体的にそういった方策について、今考えが及ばないところでございます。

ただ、私、本来帰巢性のあるまちづくり、いわゆる自分の生まれ育ったまちに帰巢本能を持って帰ってくる、そういったまちづくりを進めたいということも考えておりました、生まれ育った水俣が好きといった、郷土愛に満ちた教育の実現というのを、今後も引き続き取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

それから、学校給食センターについてですが、国の補助金につきましては、安全安心な学校づくり交付金として1億2,573万円歳入をいたしております。財産の処分制限期限は、鉄筋コンクリートづくりで31年でございます。平成20年度に建設していますので、これから平成51年まで適正な使用、管理が必要となってまいります。

また、起債につきましては、総額3億5,670万円の借入れを行っております。返済の残高が3月1日現在で、約1億7,311万円あります。その最終の償還日は平成41年3月25日となっております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 水俣高校の学生への給食提供はさまざまな制約があり、難しいということは理解しました。

ですが、もし実現すれば、水俣高校の学生の獲得に大きな強みになると私は考えておりましたので、非常に残念ですが、何か目新しい支援策を打ち出して、水俣高校の支援ができないかという思いは理解してもらいたいと思います。

そもそも地元高校以外へ進学する子どもたちが一定割合いるのはなぜかと、さまざま理由はあると思いますが、主として、地元では得られない学びやスポーツなどの経験の機会を得ることができるという、積極的な動機からであろうと思いますが、言いかえれば、流出していった学生たちは、これまで地域にない能力や知見、あるいは発想を身につけた人材と見ることができます。

彼らに将来地元に戻ってきてもらい、地元活性化の担い手になってもらう仕組みが必要です。

長崎県松浦市では地元の県立高校と協力しまして、市の商工観光課の職員が、市内で起業するという選択肢を高校生に伝える授業を行っているそうです。それから先ほどの教育長の答弁に、水俣高校は優秀な人材を多数輩出してきた高校であるとありましたが、私もそう思います。

日本であるいは世界を股にかけて活躍するOBやOGに、水俣高校の窮状を訴えて、地元の中高校生に、彼らの成功体験を話してもらう機会を設けたりするのも1つのアイデアではないかと思えます。

ほかに、4月に本格的に取り組むふるさと納税の寄附金の使用目的に、水俣高校支援などもうたとえば、卒業生を中心に水俣高校の窮状を知ってもらう機会にもなると考えます。単純に奨学金や補助金を支給するだけでなく、子どもたちが水俣に帰ってくる仕組みも踏まえた奨学金や補助金の制度設計や、市民や卒業生も巻き込んで、水俣高校を支援する機運の醸成する仕組みづくりに知恵を働かせてもらいたいというのが私の願いです。

これらの私の提案を踏まえまして、市長にお聞きしたいんですが、市長は水俣高校の卒業生でもあります。母校に対する思い入れというのは人一倍強いと思いますが、水俣高校の支援策について市長のアイデアも交えて、どのようにお考えかお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣高校、私も卒業生の一人でありますし、定員割れ、新聞に毎年出るたびに、少なくなったなというのを非常に実感しております。自分たちのときには、七、八クラスあって、商業科が2クラス、当然、定員割れをしていませんでした。少なくなったというイメージはあります。

これは全国的に少子化の問題もあると思いますけど、今、答弁でもありましたように、全部行っても定員割れ、そこは是正することが必要だと思いますが、新幹線に私、乗りますと、朝からよその高校に行かれる方、結構いらっしゃいます。やっぱり今、時代だなというふうな思いがあります。それは保護者の方が高校を選ばれるのは、もう自由だと思います。その中で、やっぱり水俣高校を選んでもらいたい、そういった高校をつくるのが、重要だと思いますし、それを私たちが、行政として支援できるものがあればというふうな思いがあります。

今まで高校はもうほとんど市の行政とは離れた形で、余り交わることもありませんでした。今は、この間、水俣高校と水俣環境アカデミー機構の一環として、水俣環境アカデミア高大連携未来塾2016というのを開催をいたしました。これはNHKのテレビでも取り上げていただきましたし、新聞でも取り上げていただきました。

こういったお金だけではない、いろんな高校の強み、特色というのをできればなど。水俣環境アカデミアは市でやっていることですが、それとくっつけて、水俣高校とこういうふうにした事業でございました。PM2.5を測定して、それをワークショップ形式でプレゼンをして、それ

で賞を出す、慶應義塾大学からも賞を出していただきました。そして、水俣市からも水俣市長賞というのを出しました。

こういったことで、生徒さんの気持ちの部分を、当然一流の大学でございます。そういったところに近く感じていただいて、それを目指す人がふえていくのも重要だと思っております。

それと、先ほどありました奨学金の話、松本眞一先生の気持ちで月2万円で1年で24万円で、4年で96万円でございます。これは、もし薬学部だと6年、これでも出せるようになっております。ことしは4人のうち2人が水俣高校でございました。やっぱりこういうことを宣伝するのが、水俣の場合は下手だというふうな思いがあります。これをもっと打ち出して行って、水俣高校に来れば、地元の高校に来れば、こういった支援策があるというのを、もっといろんな形で情報発信していきたいと思っております。当然、フェイスブックもされているのを私も知っております。私もブログをやっております。そういったところで、いろんな形で、水俣のメリットというものを発信していくことが必要だというふうに思っております。

今後、水俣環境アカデミアが始まりますと、遠隔授業もできます。その中で連携を結びました南栄科技大学、そういったところとも向こうの大学生にこっちから講義というのはまずできると思いますが、行く行くは、そういった高校生と台湾とつなぐというのもできるんじゃないかなというふうな思いがありますので、いろんな形で水俣高校にメリットがあるような支援を、行政全体でできればというふうには思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、確かな学力を身につけさせる学校教育の実現について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、確かな学力を身につけさせる学校教育の実現について、順次お答えします。

まず、教育委員会が大分県豊後高田市を視察したと聞くが、目的は何かとの御質問にお答えします。

去る2月19、20日の2日間、私は教育委員、教育総務課及び生涯学習課職員とともに豊後高田市の視察に行っていました。厚生文教委員の皆様は1月に視察に行かれたと伺っておりますので、御存じかと思いますが、豊後高田市は2002年（平成14年度）に学校週5日制が実施されるに当たり、学びの21世紀塾事業を開始されました。

この学びの21世紀塾は、子どもたちに豊かな心、確かな学力、健やかな体を培うことを目標に始められた事業で、当初は土曜日の子どもたちの居場所づくりと充実した活動の提供が目的と聞いております。

具体的には、学校や公共施設で国語、算数、数学などを学ぶ寺子屋講座やパソコン講座を行ういきいき土曜日、各地区の公民館で太鼓や茶道などの文化活動やものづくり教室を行うわくわく体験活動、スポーツ少年団が放課後を利用して実施するのびのび放課後活動が行われました。

その後、市民のニーズに合わせ、平日の放課後学習支援、夏・冬休み特別講座、宿泊体験、学びの21世紀塾市民講座など、幼児から、成人にまで対象を拡大し、事業を推進されております。

これらの講師には、退職校長や教職員、市の職員のほか地域の人材が多く活用され、まさに、まちを挙げての教育のまちづくりに取り組んでおられます。

今回の視察は、このような先進的事例をじかに目にするにより、教育委員会の目指すべき方向性を改めて共有し、次年度からの水俣市教育振興計画策定につなげていくことが目的でありました。

子どもの幸せを願い、未来を担う人づくりを行うという根幹は本市も同じであります。

今後、教育委員会としましては、豊後高田市の取り組みを参考に、本市の教育施策について積極的に事業展開を図ってまいります。

次に、子どもたちの学力向上について、どのように取り組んでいくのかとの御質問にお答えします。

子どもたちの学力向上につきましては、これまで、水俣市学力向上宣言に基づき、子どもたち一人一人の確かな学力の育成を目指して取り組んでまいりました。

学校教育改革プロジェクト会議の学力向上委員会においては、昨年度の県学力調査で定着率が低かった問題からゆうチャレンジ抜粋問題を作成し、各学校に配布するなど、学力向上のための施策を検討・実施し、みなまた教育フォーラムでその成果等を発表しました。

教育セミナー、学力向上研究指定校推進事業の推進等も行っており、一定の成果を上げているところです。今後、さきの御質問で申し上げました水俣市教育振興計画を策定していく中で、学力向上も含めた諸施策について協議してまいります。まずは平成28年度からの新しい取り組みとして、これまで小学校のみで行っていた放課後補充教室を中学校でも実施し、生徒の基礎学力の向上を目指します。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 豊後高田市が先ほども御紹介したように、住みたい田舎ランキングで第1位というところなんですけれども、人口は2万3,000人弱、水俣市とほとんど変わらない自治体規模ですが、ほかにも昭和のまちというキャッチフレーズで昭和のまちを再現して、まちおこしをしたりという自治体でございます。

教育長の答弁の中にはちょっとなかったと思うんですけれども、この豊後高田市が学びの21世紀塾を始めるに当たるきっかけがあります。それは、14年前、大分県内の学力テストの結果が県

内で下から2番目という結果を重く見た、当時の市長及び関係者が、世の中はゆとり教育などと学力偏重主義を見直す動きに半ば逆行する形で、子どもたちに確かな学力の定着や、どのような家庭環境の生徒であろうとも学習の場を平等に保障して、あらゆる格差をなくしていくことを目標に、事業を開始したと聞きました。驚くべきはその効果です。

ここ8年、学力調査の結果が8年連続県内トップであるということでした。それは自信を持って説明をされました。教育委員会の皆さんもそのことはお聞きになったと思います。

先ほど、豊後高田市の取り組みを参考に本市の教育政策、積極的に事業展開を図ってまいりますとおっしゃいましたので、いろいろ書いていたんですが、はしょって、ずばりお聞きします。水俣版学びの21世紀塾を立ち上げていただきたいと思いますが、教育長の考えをお願いします。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 今回の視察で、豊後高田市が推進する教育のまちづくり、実際に目にし、もうお話も十分聞きまして、谷口明弘議員同様、強い刺激を受けたというのが本当に第一の感想でございます。

特に、全ての子どもに学力格差があってはならない、そういった強い市長、教育長の思いというのがありまして、全くそれに対しては私も同感でございます。さきの答弁でも申し上げましたが、今後、水俣市教育振興計画を策定していきたい、そのように思っております。その中で水俣版の学びの21世紀塾事業についても十分検討をしていきたい、そのように思っております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 教育長からも非常に前向きな答弁をいただいて、私もうれしい限りです。

家庭の貧困による教育格差やその連鎖についてあってはならないことだと、今、教育長も先日、市長もそのような発言を壇上でされたと思います。そういった貧困による教育格差の解消にも大いに役立つ取り組みであると思います。ぜひ前向きに検討してもらいたいと思います。

この豊後高田市が成功した一番の要因は、先ほど教育長の答弁にもありましたが、市長と教育長が本気になったということです。その部分もつけ加えておきたいと思います。

これ最後にお問い合わせになるんですけど、確かな学力を身につけさせる環境整備という観点からですが、受験生の子どもたち、うちの娘も受験生だったんですが、ちょっとある事実を聞きました。図書館の自習スペースが非常に狭いということで、土日や夏休み、冬休みに図書館に勉強したいといっただけ行くんですが、あいていないと。大人の方が座っていたら、そこの横には2人がけなんだろうけど、そこに勉強の本とか広げられとったら、とてもそれをどかせて座らせてくださいとか言えないという状況もあるという話です。私たち、一昨年岩見沢市というところに視察に行ったんですが、そこは廃業したデパートを市が買い取って、そこに自治体の窓口機能を移転したりとかいうような取り組みをしていたと思うんですが、そこの4階フロアあたりに子ども

たちが自由に学習できる自習スペースというのを設けている、そういった自治体もございます。

そういったのをすぐすぐというのは難しいでしょうが、まずは図書館の上の公民館の会議室等々を冬休みや春休み、さらには土日祝日などに、学習スペースをあいている限り子どもたちに提供していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 豊後高田市を視察いたしまして、教育委員会から直接話を聞いただけではなくて、実は残りの時間を使いまして豊後高田市の図書館にもお伺いいたしました。

豊後高田市の図書館は、新しく建てられたところではございますけれども、民間に指定管理されて、そして平家でスペースも非常にゆったりととってございました。

ソフトの施策だけではなくて、学習ルームというのでついたてがあったり、非常に集中できる環境というのがつくってある。あるいは、窓から入ってくる光、その辺も非常にやわらかい光が入ってくる。全体を見ても明るくて、落ちついた雰囲気、非常に素晴らしい環境にあったというのが印象として持っております。

落ちついた学習環境を提供するというのは、学習効率が非常に上がる、学力の向上にもつながってくる、そういったことも十分理解をいたしております。教育委員会挙げての21世紀塾とともに、そういった施設整備、そういったものも十分今後は進めていかなければいけないというぐあいに考えております。

水俣市の教育振興計画を策定する中で、学校以外の学習環境の整備についても、今ありましたような公共施設の利用状況等も勘案し、そして検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、ふるさと納税について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、ふるさと納税について、進捗状況はどのようになっているかとの御質問にお答えをいたします。

昨日の小路貴紀議員からの御質問でもお答えいたしましたとおり、平成28年4月からのふるさとチョイスの利用開始に先立ち、1月21日に事業者向けの説明会を開催いたしました。当日、14の事業者が説明会に参加しており、2月末日現在、7事業者の出品手続きが完了しております。具体的な出品内容につきましては、デコポン、サラダたまねぎ、水俣茶、久木野米、芦北牛などとなっております。これからも、随時、出品事業者を募るとともに、さらなる商品の充実に努めてまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 私は、以前からふるさと納税制度をもっと積極的に推進すべしという立場ですので、今回の取り組みは歓迎いたします。自主財源をふやして、水俣市の課題に充ててもらえればと期待しております。

来年の今ごろは、ふるさと納税ランキングで水俣市が上位になったというぐらいのうれしい結果が出ることを想像しながら、2回目の質問をいたします。

まず、ふるさと納税で成功をおさめるには、旗振り役の水俣市が、明確なビジョンを持つことが必要だと思います。

国の方針によっては、ふるさと納税制度もいつまで続くかわかりません。この制度が存在するうちに、地元の特産品の認知度を上げ、地元の生産者や事業者を、全国的に通用する事業者に成長してもらいたいなどのビジョンを、しっかり持っていただきたいと思います。

そこで1つ目の質問ですが、現時点で水俣市のビジョンがあれば、お尋ねします。

それから何といても、ふるさと納税制度で勝ち組の自治体になるには、魅力ある商品の品ぞろえが肝心です。答弁の中に、現在登録を終えた返礼品の内容がありましたが、その中に、デコポンやサラダたまねぎ、水俣茶など既に水俣ブランドとして確立された商品が上がっております。

これらの商品がふるさと納税によって、日本全国にさらに認知度が上がれば、それはすばらしいことだと思います。ほかに、久木野米や芦北牛といった商品も答弁の中にありましたが、ふるさとチョイスで大きな結果を残しているところは、やはり、地元産の牛肉や海産物など、ちょっとしたぜいたくな気分を味わえる返礼品を提供している自治体が勝ち組となっております。芦北牛などは、どこに出してもはずかしくない魅力ある商品だと思いますが、問題は、十分な量の確保ではないかと思います。返礼品について、魅力ある商品を十分な量、そろえられるかが勝ち組と負け組の分かれ目となります。

先日視察に行った宮崎県都城市は、昨年ふるさと納税で1位を獲得した自治体ですが、彼らは返礼品を肉と焼酎に絞るという戦略が当たって、いきなりランキングトップになりました。勝ち組になるためには、必ずしも、地元産だけに限定する必要はないと私は考えております。結果を残してこそ、意味があると思いますので、担当課は知恵を絞って、柔軟に返礼品の品ぞろえには当たってもらいたいと思います。

そこで、2番目の質問ですが、返礼品の選定に当たっての市の考え方をお聞きします。

それから、以前紹介した長崎県平戸市の場合は、企画財政課の黒瀬さんという担当者が、熱意を持って市内の各種団体や業者を巻き込んでいったと話を聞きます。私も電話で彼にいろいろ聞きましたが、答える声には電話先からでも、はっきりとした彼の自信がうかがえました。

昨日の小路貴紀議員との質問のやりとりを聞いておりますと、ふるさとチョイスを運営する会

社に丸投げしているような印象を受けましたので、市役所のやる気、本気度が見えるような取り組みを期待します。

そこで、最後の3つ目の質問です。ふるさとチョイスに委託する以外に、水俣市独自でどのような取り組みをしているのかお尋ねします。

以上3点。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ふるさとチョイス、昨年議員から御提案もいただき、水俣市はかじを切りました。自主財源が本当に少ない中で、使い勝手のいいというか、そういった寄附金は非常に市にとっては助かると思っております。私も普通に考えたときに、誰も損をしないというふうな思いがあります。寄附する人も、納める人も、市も、本当三方よしだというふうな思いがあります。

その中で、ビジョンとしては今どれでもいいよ、一応丸はつけるようになってはいますが、私の大きな考えとしては、まだ調整はしておりませんが、今一番問題は、消滅可能性都市に挙がっている水俣をどう生き延びらせるかといったら、やっぱり移住定住の問題が非常に大きいと思います。それにはやっぱり子育てとか水俣市の魅力をアップする、そういったものにお金が使えればなというふうな思いがあります。これはまだ今から調整もしていきますけど、ぜひ水俣の魅力をアップできるようなものに、寄附金は使えればというふうな思いであります。

それと、返礼品の基準ですが、地元を中心にするというのは、やっぱり地元の人たちも当然潤うことになりますので、当然、それは一番だと思います。

それと、やはり還元率だけを見て、寄附金をされる方がいらっしゃいます。そういったものにもどう対応するかは、今から少しまだ検討も必要かなというふうに思っております。まずは、やっぱり地元のものから積極的にやっていきたいというふうに思っております。

3つ目の以外のものですね、それにつきましては、今、やっぱり水俣らしいもので人にスポットを当てて、そういった冊子をつくらうと準備をしております。ふるさとチョイスは御存じのように、物すごい量があります。あの中にうちの商品が入ったときに、どうアピールできるかというのが非常に不安があります。そこで勝ち残っていくには、還元率の問題等もあると思います。30%返すのか50%返すのか、中には80%返すのか、そういったものがあると思いますが、まずはその土俵に乗らないと、やっぱりうちの寄附金は、その土俵で、その空気感を感じることが大事だと思っておりますので、それは1つ。

それと、それ以外には、やはり地元らしい、水俣らしいもので人にスポットを当てた、そういった冊子をつけて、つくる。それで、私たちもいろんなところに出かけまして、それでお願いをする。ぜひ議員もその中で、自分の人脈、自分の御親戚等に活用していただければ、そういったものは今準備をしているところでございます。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 何とか、このふるさと納税で自主財源をふやしたいという思いを込めて、別の視点から質問します。

今までも、水俣市ではふるさと納税を市のホームページで募ってまいりました。そこに、納税者がふるさと納税の用途を選ぶ欄がございます。水俣市は現在5つのメニューを用意しております。1、水俣の元気づくりに関する事業、2、環境モデル都市づくりに関する事業、3、福祉モデル都市づくりに関する事業、4、読書のまちづくりに関する事業、5、文化振興・スポーツ振興に関する事業、以上の5つですが、内容が抽象的過ぎて、具体的に何に使われるのかというのは明確ではございません。水俣出身者が、ふるさと納税の使い道を見ただけで、ぜひそういうことなら寄附したいと思われるような、具体的な使い道を掲げたらどうかと思います。

例えばですが、水俣の子どもたちのために、毎年、花火大会を開催したいとか、あとは2020年東京オリンピックに、カヌー競技の合宿地に立候補するための環境整備をしたいとか、あとは定員割れした水俣高校学生獲得のための支援をしたいとか、もしくは恋路島の観光資源開発をしたいとか、それなら投資したいなというような用途を掲載したらどうかと思います。

そこで、ふるさと納税を活用するこの事業に対して、現在挙げております5つの事業を見直す考えがあるのか。あるとすれば、先ほど挙げたような私の提案についてどう思うか。

そして最後に1点ですが、市長はみずから経営者の経験を生かして、民間の経営感覚を取り入れた市政運営に努めると言われておりました。売り上げ目標設定というのは、もちろん民間企業では常識でございます。目標額によって、職員の動きは当然変わってまいります。そこで、この市長のふるさと納税、来年の今ごろは、どういう数値が上がっているのかといった目標額をずばりお聞かせください。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 5つの項目について、見直しはやっていきたいという思いはあります。抽象的と言われましたですね。今言われたように、花火大会、カヌー競技を誘致するのに使うと。先ほど言いました子育てを自分は今、そういったものを考えております。まだ調整が必要ですけど、子育てする分に使わせていただきたい。保育料が高いと言われる方もたくさんいらっしゃるわけです。そういったところで、いろんなものに使いたい。もう少し絞り込んだものはやりたいというふうには思っております。

それと、目標については、金額について、まだ幾らというふうに出せるような品物もそろっておりませんので、現時点で数字を挙げることは、今のところ私は実際考えておりません。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時53分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 政風クラブの岩阪です。

早速質問に入ります。

まず初めに、地方創生における政府機関の地方移転について。

この政府機関の地方移転については、国による地方創生の一環として、国の機関を地方に移転し活性化の1つにしようとするものです。最終決定がこの3月末としています。熊本県も出先の6研究機関を挙げていました。水俣市も熊本県とともに環境省所管の環境調査研修所（埼玉県）を移転候補機関として要望、3月5日、一部機能移転として水俣市への移転が内定したようであります。もし移転が実現すれば、移転に伴う関連産業など波及効果や地域振興に大いに貢献するものと期待が高まりますが、まだ内定ということですので、どの程度まで公表できるかわかりませんが、次の点について質問をいたします。

①、熊本県と水俣市は、環境省所管の環境調査研修所を関係機関にお願いした経緯があるが、経過と見通しはいかがか。

②、誘致することで、水俣市にどのような効果をもたらすと考えられるか。

③、今後、想定される課題は何か。

次に、2、小中学校の一貫教育の具体的推進について質問します。

小・中学校の一貫教育については、従来の6・3制、中学校に進学した際、いじめや不登校がふえる中一ギャップや、子どもの発達の早期化等で、現状の学年の区切りで、対応できない点など課題が挙げられていました。

今回、文部科学省は学校教育法を改正し、改正学校教育法と呼びますが、平成27年6月24日に改正しまして、2016年4月から施行をします。この改正学校教育法は、小学校と同じく同法第1条で学校に位置づけ、義務教育学校とするとしています。小学校と中学校9年間の義務教育を一貫して行う小・中学校を制度化するもので、地域の実情に応じ、学年の区切りを4・3・2、また、5・4など、柔軟に変更できるというものです。これは、学習指導要領で定めた学年の範囲を超えて、前倒しして授業をするには特例申請が必要ですが、省令を改正して、義務教育学校については申請を不要にし、弾力的なカリキュラムを可能とするものです。これらの課題解決や学

力向上などのために、既に一部の自治体では、小中一貫教育を実施しており、政府も制度化の弾力的運用で一貫教育の浸透を図る狙いがあります。

また、施行期日は、本年4月1日となっていますが、施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能としています。

以下、質問いたします。

- ①、水俣市の基本的な考えはいかがか。
- ②、水俣市はどのような視点に立って推進していく考えであるか。
- ③、取り組みに当たっての課題は何か。

3番目に、競り舟の老朽化と今後の大会運営について。

水俣市の夏の風物詩として、すっかり定着した水俣競り舟大会も、ことして復活から41年目を迎えます。昨年は、男女47チームが参加をしました。競り舟は、明治時代の中期、長崎と商取引のあった水俣の関係者が、海のレクリエーションとして取り入れられたと伝えられています。昭和34年を最後に途絶えていましたが、昭和51年、水俣青年祭の一環として市内青年団を中心に、各種青年団体、地域づくり団体、各サークル等によって復活、市民総スポーツのはしりとして、またコミュニティーづくりとして、大きな役割を果たしてきました。

第1回大会は津奈木町から舟を借り、第2回大会は募金等で水俣市独自の競り舟を建造、第3回大会以降、市当局の協力により、40年の長きにわたり今日に至っています。しかしながら40年の経過は、競り舟の維持、人口の減少、高齢化、生活様式の変化等一つの節目を迎えつつあります。近年では大会中にかじの破損や、船内への水の流入等、競り舟の老朽化は避けられないようです。加えて木造船の建造も困難になってきたと聞きます。

今後も水俣市の伝統行事として、元気な水俣の御当地スポーツとして継続していきたいものです。

以下について質問します。

- ①、競り舟が老朽化していると思うが、今後の木造船による建造、修理の見通しはいかがか。
- ②、競り舟大会を水俣市の御当地スポーツのイベントとして、内外にアピールする大会として取り組む考えはないか。
- ③、大会会場が民有地に接しているため、近年手狭になっている。駐車場やイベント会場の併設できる水俣湾で、開催できないか。

最後に4番目、自転車のまちづくりの具体的推進について。

自転車のまちづくりについては、平成7年12月定例会で質問し、提言した経緯があり、今回質問します。

当時、第3次水俣市総合計画の策定に合わせ、自転車の持つ経済性、安全性、健全性あるいは

シンプルなイメージは水俣の目指す環境、健康、福祉に配慮したまちづくりに最もふさわしい施策として取り入れられました。以来20年が経過しました。国においても、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン等を示し、環境意識や健康志向の高まりなどの自転車利用ニーズを捉えた施策として、全国自治体に普及してきています。

当時の答弁では、本格的な取り組みとして、サイクリングターミナルや日本一長い運動場のサイクリングロードとして整備等、総合的なインフラ整備に、今後、計画検討に入るとしています。

第5次水俣市総合計画では、環境モデル都市を目指す本市として、CO₂の削減やマイカー利用を抑制し、市街地における利便性の向上につなげる、自転車利用の促進を図るとしています。

そこで次の4点について質問します。

①、平成21年3月議会の一般質問で、市長が自転車のまちづくりを推進するため組織を早急に立ち上げると答弁しているが、その後、どうなったのか。

②、平成21年9月の円卓会議で示された課題と対策はどのように改善されたのか。

③、環境モデル都市としてのメリットを生かし、国の補助を活用し、関連部署と連携をしながら、自転車が利用しやすい環境整備を図るとしているが、どう図られたか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 岩阪議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、地方創生における政府機関の地方移転については私から、小・中学校の一貫教育の具体的な推進について及び競り舟の老朽化対策と今後の大会運営については教育長から、自転車のまちづくりの具体的な推進については総務企画部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、地方創生における政府機関の地方移転についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、熊本県と水俣市は環境省所管の環境調査研修所を関係機関にお願いした経緯があるが、経過と見通しはいかがかとの御質問にお答えをいたします。

政府関係機関の地方移転に関しましては、平成27年3月に内閣官房から各都道府県に対し、地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案について募集が開始されました。それを受け、熊本県での検討がなされ、平成27年8月に熊本県から県内市町村に対し、提案骨子に関する説明が行われたところでございます。

なお、環境調査研修所の移転誘致に関しては、熊本県においては水俣市のみで特定した提案であり、これは、これまでの水俣市における取り組みにより環境教育や研究等の基盤があること、また、水俣環境アカデミアが平成28年春に供用開始することにより、研修効果がより一層高まる

ものと認められることなどによるものと考えております。

熊本県の提案を受け、本市においても平成27年10月に、吉永熊本県議会議員、福田市議会議長ともども、熊本県関係の国会議員の先生方に移転に関する要望活動を行ったところでございます。また、同年10月、11月に二度実施された内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局及び環境省によるヒアリングにも、私も出席をさせていただき、移転についての要望及び水俣市への移転の効果等を述べさせていただいたところであります。

なお、今後の見通しといたしましては、3月5日付の熊本日日新聞において、内定という報道もありましたが、決定される可能性は非常に高いと考えており、3月内と聞いている国の最終決定を期待しているところでございます。

次に、誘致することで本市にどのような効果をもたらすと考えるかとの御質問にお答えをいたします。

環境調査研修所の誘致による効果としては、まず、水俣環境アカデミアの供用開始との相乗効果により、国内外からの研究者、研修生の来水による交流が促進されることが考えられます。そして、それらの研究者や研修生に、現在の水俣の姿や、取り組みを知っていただき、そのことを発信していただくことによる水俣のイメージアップ、さらなる交流人口の増加という効果が考えられます。また、これらに伴う経済効果も期待をされるところであります。

次に、今後、想定される課題は何かとの御質問についてお答えをいたします。

現在、考えられます課題といたしましては、水俣で実施される研修の充実であると考えます。そのためには、今後、地域における産学官民の連携を促進し、研修内容のさらなる充実や多彩な研修実施の可能性を探る必要があると考えております。また、研修を受け入れる基盤整備についても、ソフト、ハードともに、さらに検討を進める必要があると感じております。例えば、関連施設の資料や設備等の充実、人材の育成、また宿泊や交通機関に関して、整備・充実に向けた検討を行いたいと考えております。

環境調査研修所の研修移転が決定した暁には、水俣によりよい効果を生むようにしていくために、地域の皆様及び国、熊本県と連携し、検討及び体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 私、新聞を持ってきたんですが、議会としての意見書や決議あたりも必要かなと思った時期もございましたし、これからもまた必要な時期が来れば動きが要るんじゃないかと思ったりもします。この新聞報道ですから、私も全体はわかりませんが、一部機関の移転ということで、本来の全部移転につながるかどうかというのは非常に危惧するところです。

実は東京の産経新聞ニュースがございまして、ことしの1月31日なんですが、埼玉県が、移転

をしないで、苦しい台所事情は同じと。政府機関の移転に首都圏の埼玉県などが反対陳情をしたというふうな記事がございます。私たちは非常に来てほしいんですけども、一方に出ていくほうは打撃が大きいというふうな事情は察するところでございます。これを見ますと、環境調査研修所を構える所沢市も毎年2,000人近い研修生が一定期間市内に滞在をしている。経済的な損失は避けられないという危機感を示したと、こういうふうな記事が載っております。私たちとしましては、ぜひ来てほしいわけですが、水俣市の場合は特殊事情も抱えていますし、国立水俣病総合研究センターを調べましたところ、下部機関であるというふうなことが書いてあったんですが、そういうことを初め国立水俣病総合研究センターがあると。それから、ことし4月には水俣環境アカデミアが開設をすると、環境調査研修所が本市に移転した場合には、やはり先ほど言われましたように、関連の調査研究あるいは発信に大きな役割を果たすというのは、もうはっきりしたことでございます。

また、第6次の水俣・芦北地域振興計画の中には、環境と経済の好循環を実現するというふううにうたってあるわけです。そうしますと、環境機関の水俣への集積というのは水俣・芦北地域にとって私は非常に効果が大きいだらうと、もちろん経済的にもそうなんですけど、水俣としての知名度アップにつながるというふうに期待をしているわけです。

そこで、今回の誘致内定が、例えば先ほどのように一部移転じゃなくて、共同研究や合宿の地方開催、あるいは一部のさっきも言いました機能移転というふうに終わらないかという心配がございます。

ここで、じゃどうなのかということで、内定ですので、この段階で非常に質問しにくいんですが、ぜひそういう意味では、議会を初め、市執行部に頑張ってください。そういうふうにして、この要望で終わりたいと思います。これ以上のことは、他者もあることですので、この辺慎重に取り扱いながら、議会としての動きも今後考えていければなというふうにして、要望としておきたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、小中学校の一貫教育の具体的推進について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、小中学校の一貫教育の具体的推進について、順次お答えします。

まず、水俣市の基本的な考えはいかかとの御質問にお答えします。

小中一貫教育が推進される背景としまして、議員が御紹介いただきました中一ギャップへの対応や、児童・生徒の発達の早期化等にかかわる現象への対応に加えまして、学習指導要領改訂による教育内容の量的・質的充実への対応などが挙げられております。

小中一貫教育の推進により、積極的に小中学校間での連携が図られることは、中一ギャップの解消はもちろんですが、双方の教職員が9年間の系統性・連続性を意識した教育活動を行うことにより、さらなる学力の向上が期待できると考えております。

また、より多くの教師が児童・生徒にかかわることは、社会性を育む重要な機会となり、学習面でのサポートや、きめ細かな生徒指導へもつながるものと考えております。

次に、本市はどのような視点に立って推進していく考えであるかとの御質問にお答えします。

先ほど申しましたとおり、小中一貫教育の推進は、児童・生徒の学力向上や、社会性育成機能の強化のための取り組みとしてのメリットが大きいと考えております。

特に学力の向上につきましては、地域に開かれた学校、地域とのつながりの深い学校ほど、多くの方々のかかわりが相乗効果を生み出し、児童・生徒の学力向上につながっているという報告が多くあります。

また、小中一貫教育に取り組まれている先進地の事例を見ますと、地域の方々の支援体制がしっかり整えられております。

本市では、現在、水俣第一中学校及び水俣第二中学校におけるコミュニティ・スクール運営協議会や、緑東校区、袋校区における地域支援本部事業と連携を図り、地域に開かれた学校づくりに取り組んでいるところです。

このように、地域ぐるみで9年間の学びを支え、児童生徒の学力向上や、心豊かな人づくりにつながる小中連携型の一貫教育を目指してまいります。

次に、取り組みに当たっての課題は何かとの御質問にお答えします。

小中一貫教育の推進に当たっては、9年間にわたる教育活動の総合的かつ効果的な取り組みが必要となり、そのためのマネジメント力が問われます。

既に、各中学校区においては、関係する幼稚園、保育園、小学校、中学校での連絡会があり、新1年生に関する情報交換を行うとともに、小中合同の人権に関する学習会や、挨拶運動、避難訓練等を行ったり、教職員による小中相互の授業参観等を実施しております。

今後は、コミュニティ・スクール及び地域支援本部の取り組みを中学校単位で推進し、小中学校間における相互理解を深めながら、専門のコーディネーターを配置して、地域の課題や特色を明確にしていきたいと考えております。

また、小中一貫教育では、小学校での一部の教科、例えば算数や理科などのいわゆる専門性の高い教科の授業を、中学校の教員が行う乗り入れ授業の実施に大きな期待が寄せられています。

この場合、まず9年間を通したカリキュラムの体系化が必要であり、実施段階においても、一部の教職員に過重な負担が行かないような支援体制が重要となります。

このような取り組みについては、県が実施しておりますモデル事業等も参考にし、教職員の配

置要望を行うなど、可能なところから対応を行っていきたいと考えています。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 全体的な基本的な考えは十分理解できました。

この中一ギャップの解消、それから児童・生徒の少子化等にかかわる減少への対応、それから小・中学校間の連携が図られる。教職員、学年間の系統性、それから連続性を意識した教育活動が、より以上の学力向上が期待できる。それから、学習面でのサポート、生徒指導がきめ細かくできる。そういうことで、小中一貫教育についての効果といいますか、推進については、私は異論はないのではないかなというふうに受けとめております。

そこで、全国にいっぱい例がございますけれども、県内の先進地を二、三、私調べてみたんですが、御承知のように一番進んでいるのが、産山村があります。ここは地域で連携教育をとりながら、平成16年度に2学期制に、それから平成19年度に小中一貫教育をもう既に実施して取り組んでおります。

国際交流でヒゴタイという花があるんですが、タイとのヒゴタイ交流ということで、毎年生徒間の交流を実施しているところでもありますけれども、こういう特色のある教育課程の編成として、小学校1年から中学校3年までの9年間の教科として英会話科、それから小学校6年から中学校3年までを英語科をもう先取りして既に実施しております。

それから、次に八代市は、小・中学校の統廃合を機に、泉小中学校がまず一貫教育に取り組んでおります。それから、私立学校規模適正化基本計画というのをまとめております。県内で初めて市内全域で小中一貫教育を図るとしまして、第一次として平成23年度から始まりまして、第二次として平成31年度以降の2つに分けて段階的に取り組んでおりますが、平成27年度からは市内全中学校に完全導入をしております。また、玉名市は平成29年度を予定をしております。

このようにいろんな課題はあろうかとは思いますが、もう既に県内でも取り組んでいるという状況があるということをお紹介しておきたいなというふうに思います。

私は平成13年12月議会では、総合的な学習、あるいは学校評議会の導入について質問をした経緯があります。その後このコミュニティ・スクール、学校運営協議会というそうですけれども、これは非常にある意味で権限を持った組織でもあるんですが、もう既に水俣市は取り入れられて動いているというふうなことでございます。このコミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が直接学校の運営に参画できるというものですけれども、肝心の小中一貫教育に必要な相互乗り入れ、さっき言われました先生の行ったり来たりという連携ですね。それから、小中学校連携の教育のカリキュラム、それから各種教育システムの作成など、ある程度専門的な知識を要しますので、このコミュニティ・スクールでは、ちょっと抜けているというか、積み残された部分がある。コミュニティ・スクールの中の小中一貫教育であり、支援学校であるというふうになりますので、

残念ながらコミュニティ・スクールでは、今言った小中学校一貫教育については、まだまだ専門的な部分が入りますので、取り組めない、入っていけないという部分がございます。

しかし、水俣市ではもう先ほど答弁がありましたように、水俣第一中学校、水俣第二中学校のコミュニティ・スクールの運営協議会、それからほかに緑東校区、それから袋校区の地域支援本部事業、先ほど答弁でも言葉として出ましたけれども、コミュニティ・スクールとはまた別個なんですけど、それに組み込んで、地域との連携を図っているということでございました。そういうことでは、小中一貫教育の前段階として、私はかなり取り組みとしては進んでいるのかなというふうな印象を受けます。

ただ、課題として、導入までのマネジメント力の必要性、またはそれに向けた乗り入れ授業、それから9年間を通したカリキュラムの体系化、それから実施段階での先生方の支援体制というふうな専門的な部分も、まだ課題は残っているように受け取りました。

そういうことで、今後はコミュニティ・スクール等を各中学校間に導入に向けていくということでございますので、非常に期待をするんですが、今まで学校が統合されはしたものの、やはり統合されて以降も生徒の減少というのはずっと続いていくと思うんですね。そうしますと、小中一貫教育というのは、小中学校が連携をしてやっていくわけですので、やっぱり小規模校なり、減少する中では、私は必要な教育の方策の1つであろうというふうに認識するわけです。

そこで子どもが減少する中で、1点目ですが、先ほど八代市等の推進準備委員会等も紹介しましたが、水俣市の場合も推進するための準備委員会等の設置は考えられないか。

第2点目に、県のモデル事業等を参考に、教職員の配置、要望等を行うなど、可能などころから対応したいというふうに答弁されたんですけども、市内より小規模の袋校区、それから緑東校区では、地域支援体制本部を導入して、既にもう動いているわけですが、たまたま幸いにしてと言いましょか、学校が同一地域内でございますね。それは御存じとおりでんですが、まだ学校にこの質問しますということはお話はしてないままの質問なんですけど、できましたらこの葛渡校区、葛渡小学校、緑東中学校、それから袋小学校、袋中学校、この辺を、先ほど県のモデル事業に取り組むということもございましたけど、モデル校として積極的に英語なんかの乗り入れ授業なんかをまず実施できないのかなというふうには思います。産山村の例を考えますと。

それから第3点目、今年の4月1日から、これは市長にお聞きをしたいんですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが一部改正をされました。

これは教育委員会も御存じのように制度改正でございまして、市長が参加する総合教育会議を設置しまして、先ほどの答弁でも出ましたが、教育委員会の制度改正ができて、総合教育会議を設置しなくちゃいけないと。いわば、市長、それから新教育長、それから教育委員会が三位一体になって進めていかなくちゃいけないんですが、そこで人が加わった会議ができたわけです。

推進に向けての市長の考え方、あるいは教育委員会については、支援体制が必要なわけですが、それから予算等も市長になってきます。

そこで、行政の長として、市長のリーダーシップをお伺いしたいわけですが、その辺の見解について、3点目お伺いをしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 小中一貫教育を推進するために、準備委員会等の設置は考えられないかという第1点目でしたが、さきの谷口明弘議員への答弁でもお答えしましたとおり、新年度、平成28年度は豊後高田市に視察に参りましたので、その中で多くの課題を整理しながら、庁内に水俣市の教育振興計画策定のためのプロジェクトチームを設置したいと考えております。

その中で、学校現場や各学校に設置されているコミュニティ・スクール運営協議会等の意見を伺いながら、小中一貫教育についても、他の教育施策とあわせて協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

それから、2点目ですが、袋校区及び緑東校区、学校も隣接しているということもございまして、両校区をモデル校として、例えば英語等を積極的に教科乗り入れを実施してはいかがかということだったかと思っておりますけれども、貴重な御意見をありがとうございます。

現段階では、モデル校の指定は考えておりませんが、先ほど申しました市の教育振興計画策定プロジェクトで児童・生徒の学力向上や、特色ある学校づくりを検討する際の参考にさせていただきたいと、そのように思っております。

また、教科の乗り入れについては、教職員間における情報交換や児童・生徒の発達段階に応じたカリキュラムの検討が必要となり、かなりの時間を要すると思われま。

したがって、平成26年度より取り組んでおります水俣科や環境学習、人権教育など、小・中学校で連携のとりやすいものから段階的に始める方法もあるかと、そのように思っております。

いずれにしても、学校や地域の声を伺い、御理解と御協力を得ながら進めていく必要があると考えております。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 教育についての、私のリーダーシップ等の見解ということだというふうに思います。

教育改革の中で、総合教育会議、全国で立ち上がるわけですが、市としましては、昨年11月に水俣市教育大綱をつくっております。郷土の明日をつくる、心豊かな人づくり、これが基本理念でございます。そして、3つの決意ということをご中に入れております。

1つ、水俣を担う熱意あふれる人材を育成します。2つ目が、知・徳・体を育む学校教育を推進します。そして3つ目が、水俣の力と誇りを育む社会教育を推進しますというふうに表明をしたところでございます。

こういった会議を通して、水俣の現在差し迫った課題とは何か、また、今議論にあります小中一貫教育、導入をすることによっての課題、解決されることなど、具体的なことを総合教育会議の中で委員の皆様方と、そういった議論を進めるリードをしたいというふうに思っております。

先ほどからございます環境調査研修所だったり、水俣環境アカデミアだったり、慶應義塾大学との取り組みだったり、水俣はいろんな環境学習というところで、特色が出ればというふうな思いがございます。

水俣のイメージはどんなイメージかというお話がある中で、いろんな側面があると思います。環境首都のイメージもあれば、今やっております初恋のイメージもあると思います。その中でやっぱり環境学習のまちというイメージも今後水俣にできて、よそから見て、そういったイメージもあってもいいんじゃないかなというふうに思っております。その中で、小学校、中学校の水俣の地元の子どもたちが自信をつけていただきたい。それにそういった教育環境の整備というのもやっぱり必要だと思っております。

教育は一、二年で結果が出るものではないというふうに思っております。これは10年、20年、50年かかるかもしれませんが、そういったものを視野に入れながら、教育委員会の改革、新しくつくりました総合教育会議等を通しまして、私も積極的にかかわっていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 市長にお伺いしたかったのは、小中一貫教育に向けての教育委員会の支援体制、あるいは導入に向けての理念というのも必要だと思います。

そういうことを市長は認識されて、総合教育会議の中で議題としても挙げて、取り組んでいただければというふうに思います。

もう既に取り組んでいる学校があるというふうなことのようです。コミュニティ・スクールは全体的な地域等、保護者等の交流の場、あるいは、そういう精神的な部分というのは、非常に向上の部分が多いわけですが、どうしても小中一貫教育についての部分というのが積み残されておりますので、これらに早く取り組んでいただければと思います。

もう一つ言えば、小・中学校が統廃合しましたので、それを機に小中一貫教育に取り組むチャンスもあったのではないかと。それから、あと3年後には、小学校のクラブ活動が民間へ移行します。これはもうあと3年しかないわけですが、それに向けて、同じこの小中一貫教育も向ける方法も1つの手法ではないかなというふうに私は思っているわけですが、今後積極的に取

り組んでいただきたいというふうに思います。

特に、コミュニティ・スクールもそうですが、産山村のような例を見ますと、やっぱり教育は、水俣はどの辺まで行っているんだろかというふうなことを比較対象にしますので、どうしても教育の部分ではおくれをとっているというふうな印象はないんでしょうけれども、そういうふうになってしまいますので、積極的に取り組んでいただきたいといます。

以上です。要望で終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、競り舟の老朽化対策と今後の大会運営について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、競り舟の老朽化対策と今後の大会運営について順次お答えします。

まず、競り舟が老朽化していると思うが、今後の競り舟の木造船による建造、補修等の見通しはいかがかとの御質問にお答えします。

現在、市は12艇の競り舟を保有しています。最も古いものは昭和55年建造分で4艇、新しい艇でも平成11年建造分の3艇と、経年劣化による老朽化が進んできております。必要に応じて、随時、修理・補修等は行っていますが、艇によっては部分的な修理・補修等では難しくなっている状況で、今後安全に大会を継続していくためには、艇の更新について検討する時期に来ていると考えているところです。なお、艇を更新する場合には、既存の木造船に限定せず、建造費や後々の維持管理等の問題も考慮し、FRP製の艇の導入についても検討する必要があると思っております。

次に、競り舟大会を水俣市の御当地スポーツとして、内外にアピールする大会として取り組む考えはないかとの御質問にお答えします。

競り舟大会は、昭和51年に復活して、平成28年度には41回目を迎える伝統行事で、水俣市の夏の風物詩として定着しており、例年50チーム程度が参加します。平成19年度には大会要綱を見直し、市のみならず市外チームの参加も可能としています。大会を広くPRすることで市外からの参加チームがふえれば、選手や応援の方など流入人口の増加が図られます。あわせて水俣市のイメージアップにもつながるものと考えます。

現在、インターネットなどいろんな媒体を使って競り舟大会をPRしており、今後も引き続き同大会のPRに努めていきたいと思っております。また、近隣市町村関係部署等への大会要綱等の送付につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、大会会場が民有地に接しているため近年手狭になっている。駐車場やイベント会場の併設できる水俣湾で開催できないかとの御質問にお答えします。

議員御指摘のように、現在の大会会場につきましては、民有地に接しているため駐車場が少なく参加者等に御迷惑をおかけしている状況です。ただ、大会本部や参加チームのテントを設置している水俣川堤防上部の市浄化センターが管理する土地は、テントが配置しやすく、コース全体が見渡せ、大会運営には大変適した場所ではないかと思っております。また、一般の方が応援する場所も多く、交通事故等の心配も少ないこともよい点ではないかと思っております。議員御提案のように、水俣湾でほかのイベント等と一緒にすることも集客につながり、市外から来られた方へのPRにもなると思います。

昭和60年7月には九州競り舟大会が開催された実績があると伺っておりますが、30年以上前のことでもありますので、水俣湾での開催に当たっては、県の許可はもちろん、乗下船するための栈橋、コース、テントの配置場所など検討すべき課題も多くあるのではないかと考えております。水俣湾での開催が可能であるか県の担当者にお尋ねしたところ、県としては特に問題はないと思うが、荷揚げ等のために港を利用している企業や団体がおり、そちらの同意が必要である旨の回答でした。市としましては、もう少しはっきりした方向性が見えた段階で、改めて相談する必要があると思っております。

競り舟大会は、参加者はもちろんですが、応援や見物の方など多くの市民が楽しみにしている大会でもありますので、大会会場を含めた大会運営方法等につきまして、大会関係者はもとより、広く意見を聞く必要があると考えております。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 1番についてですけれども、老朽化で、どうしても、こういった切り替え時期に来てるというのは御承知のとおりだと思います。第1回大会は津奈木町の船を借用して実施したわけですけれども、そこで津奈木町にお伺いしましたところ、木造船でしたんですが、現在、FRP船で9艇をつくっていると。それで当時15人乗りだったと思うんですが、今は13人乗りで9艇ということで、もう既に平成3年と9年につくりかえられていらっしゃいます。

理由は、やっぱり少子高齢化、それから乗り手の減少、あれは地区大会でやってますもんですから、それから船のもちろん老朽化ですね、それから船の重量差が出始めた、だからレースに不公平が出てきたとか、それから高齢化で乗り手が少ない、そういったことで、管理とか修理に非常に困難を伴ってきたのでつくりかえたということでした。水俣市の場合も、御存じのように、大会のときに水漏れで中断をするという、あるいは船を変えるのに時間がかかったりする現状でもございます。

ちなみに昭和51年に復活したときの人口からもう1万1,000人も減りました、この40年間で。高齢化が24%も上昇しております。当時11%台だったと思うんですが、今はもう30%を超していますので、高齢化も進展していると、加えて若い人がやっぱり生活の様式の変化で、なかなか乗った

がらないというようなことをございます。本市もそういう意味では、非常にチーム編成に困難を来している事情もございます。

そこで、船も今のままでいいのかどうか、いや小型が必要なのか、事業等も必要になりますけれども、これについては今後チームあたりでも関係者との検討を重ねていただいて、ぜひ、FRPの話も出ましたので、検討していただければと思います。これ要望にしておきます。

それから2番目の大会運営についての形態についてですけれども、PRの件はわかりました。ただ、今のところ、教育委員会のスポーツ行事の一環として行事で紹介しているわけでもないんでしょうけど、そんなふうに印象を受けるわけですが、例えば大会を、近隣都市に行きますと、商工会議所あるいは商工経済界、市主催の場合ですね、も入ってます、教育委員会のほかに。それから観光協会、関係スポーツ団体で実行委員会をつくってます。そして先ほど言いましたようなイベント、前夜祭をしたり、当日の物産展をしたりして、外部に宣伝をして流入人口を図るということで、単なるスポーツイベントというよりも、水俣の伝統スポーツとして、そういった人口流入に生かせるための組織運営の方法、あり方を考えていただきたいと、そして組織形態ですね。そうすると、もっともっと外にアピールできる、人口流入に役立つんじゃないかなという意味での質問だったわけです。

そういうことで、質問は後に回しますが、2番目については、そういうことの質問を行いました。ですから、この辺もぜひ実行委員会形式に進めていただくようお願いをしたいと思います。

3番目の大会会場についてです。駐車場や見物に都合がいいというふうなことを言われましたけれども、長年の伝統の場所は、もっと大橋から上だったんですが、今はもうあそこが40年間、定着はしてきております。ただ、御存じのように、水俣川河口が浅くなってきている。水の流れが不規則な面もございます。それから、水の流れによっては天候に左右されやすいというふうなこともございます。そういうことをございます。

第6次の水俣・芦北地域振興計画にもありますように、エコパーク水俣の完成を機に、港湾周辺の新たな構想に着手して始めたというふうに私は思ってるんですが、スポーツのメッカとして、スポーツ観光の拠点として誘致活動をする、パンフレットなんかもつくっていらっしゃるの御存じのとおりです。それから、今度は船だまり場に例の栈橋ができます。あの辺、マリンスポーツの1つの場所になっていくんじゃないかなというふうに、非常に期待をしてるんですけれども、私も水俣港管理事務所にお伺いしましてお尋ねをしましたら、県としては何も問題はないんだと、あそこを使ってる事業者に許可を早目に、半年前なり早目に言ってお願いすれば、それはもう使えるんじゃないでしょうかというふうな話もございました。ですから、非常に考えによっては、いかしようにによっては、あそこはいつでも利用できるというふうな気がしております。

そこで、2点だけ質問しておきます。

第1点目が、もう少しはっきりした方向性が見えた段階で、改めて県のほうには相談するというふうな答弁でしたので、具体的にはどういうふう方向性なのかが1つ。

それから2点目に、今年度予算に水俣川河口臨海部振興構想事業というのが新たに入っております。そこで、この工事が大会に今後影響はないのか、影響があるとすればいつごろか。その2点だけ質問をします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 先ほど申しました、県として特に問題はないが、水俣湾を利用している企業や団体等との協議が必要ではないかとのことですけれども、市としては、水俣湾での開催については、やはり参加チームや関係団体を含めて、市民の意向というのか意見を十分に聞く必要があると、そのように考えています。今後、参加チーム等を対象としたアンケート調査などにより、水俣湾での開催について前向きな意見を確認できれば、具体的な計画の検討とあわせて改めて県や港湾を利用している企業あるいは団体等に御相談をさせていただきたいと、そのように思っています。

それから、今年度の予算で水俣川河口臨海部振興構想事業が計画されているということでございますけれども、現状では、その具体的な事業内容というのは、私のほうでは把握をいたしておりません。今後、水俣川河口での実施にどのような影響があるか調査した上で検討したいと考えています。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 補足ではございませんけれども、水俣川河口臨海部振興構想事業の件でございます。

まず、本年度の実施設計等を行えばということで計画しておりますので、正確なことは言えませんけれども、今予定している事業内容からすれば、でき上がっても今の競り舟大会のやり方というものには影響ないものと思っております。

○岩阪雅文君 以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、自転車のまちづくりの具体的推進について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 時間も押しております。また少し早口になりますけれども、御了承ください。

次に、自転車のまちづくりの具体的推進について、順次お答えします。

まず、平成21年3月議会の一般質問で市長が、自転車のまちづくりを推進するための組織を早

急に立ち上げると答弁しているが、その後どうなったのかとの御質問にお答えします。

推進組織につきましては、平成21年に環境モデル都市円卓会議の中に、自転車・公共交通部会が設けられました。メンバーは、副市長を初め関係各課、自治会長会、自転車商組合、商店会連合会、婦人会、水俣警察署、産交バスなどでした。この中で、自転車市民共同利用システムの推進や自転車専用道の設置、放置自転車対策などが話し合われております。

次に、平成21年9月の円卓会議で示された課題と対策はどのように改善されたかとの御質問についてお答えします。

円卓会議で示された課題と対策については、自転車貸出ステーションの駅前設置、自転車専用道の設置、自転車マナーの教育、ノーマイカーデーの推進などが挙げられておりました。これを受け、JR新水俣駅、肥薩おれんじ鉄道水俣駅、エムズシティの3カ所に自転車貸出ステーションを増設し、利用者の利便性向上に努めています。また、借りた自転車を別の自転車を別の自転車貸出ステーションへ返却できる相互利用も開始しております。

自転車専用道につきましては、自転車専用道ではありませんが、陣内・長野町線の一部について、自転車が安心して走行できる道路を整備しております。現在は、昭和・白浜町線の一部について整備中であり、今後、順次整備していく予定であります。

自転車マナーの向上やノーマイカーデーの普及促進などの啓発活動につきましては、これからも推進してまいります。

次に、環境モデル都市としてのメリットを生かし、国の補助事業を活用し、関連部署と連携を図りながら、自転車が利用しやすい環境整備を図るとしているが、どう図られたのかとの御質問にお答えします。

環境省、国土交通省等の補助金を活用し、自転車貸出ステーションの設置、レンタサイクルの購入、自転車が安心して走行できるような整備等を行っております。これからも各課で連携をとりながら、自転車を利用しやすい環境整備を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 時間がありませんが、途中ではしよるかもしれませんが、私、平成21年3月の定例議会で谷口眞次議員が質問して以来7年ぶりの質問なんです。実は私が最初に質問したのは平成7年12月の定例議会で提案をいたしました。その当時、関東水俣同郷会というのがございまして、10月に設置したんですけれども、その席に薄原出身の古川直司さんという方が、日本自転車普及協会に関係があられるということでおいでございました。そのときに、水俣市のちょうど第3次水俣市総合計画の策定の段階で、自転車にふさわしいまちづくりと合致するんじゃないかということでの始まりがあったという、そういういきさつもございます。

ですから、この政策はやっぱり水俣市民の思い入れのある1つの政策であるということも、私はぜひ知っていただきたいなという思いがあって、まず御紹介をしておきます。

その当時の議事録を読んでいただければ、無償で30台ないし50台提供されて始まったという経緯がございます。それから既に20年たっているわけですが、二十何年たって、どうなのかなというふうに私的には思うわけですが、ぜひですね、この取り組みを充実させてやっていきたいと思っております。

まず、市民組織なんですが、平成9年に市民組織として自転車のまちづくり委員会が組織されて、平成14年度末まで続いております。それまでは、自転車のまちづくりというのは非常に活発にあったように思います。ここに実は自転車のまちづくりに関する提言書というのがございまして、これを2年間かけてつくられたわけですが、これらの提言書が全然生かされていないという経緯、これは谷口眞次議員もそういうふうに当時一般質問で平成21年、述べていらっしやいます。その後、じゃどういう動きがあったんだろうかというふうなことで、市民組織が解散をしましたので、こういうのをもとに、どう動くのかなという1つの流れとして、この組織をどうだ、できたんですかというので質問したつもりなんです。

円卓会議の中の交通部会というのは、検討委員会ですが、交通部会の検討委員会ですけども、これは検討する組織であって、実働部隊ではないと思うんですね。本来の組織、市民づくり、自転車まちづくり推進するための委員会というのは、本当実働部隊としてのいろんなイベントをしたり、あるいはアンケートでもいいんでしょうけれども、サイクリング大会とか講演会とか、そういうのをやっていくのが、実働部隊としての私は市民組織だと思うんです。これらが、まだ結局立ち上がっていないというふうなことで、検討だけで進んでいるというふうに私は思っております。ですから、こういうのをやっぱり推進していくためにも、ぜひ市民組織に向けて動いていただきたいなという思いがございます。

先進地の例を見ますと、いっぱいございます。インターネットを見たら30都市、紹介されてございます。それを一々調べるわけにはいきませんが、一番身近なところで、新幹線の鹿児島中央駅の東口の正面に自転車ステーションがございます。そこに行ったら電動自転車が置いてございます。携帯電話をかざすと、すぐもう乗れるんです。そして市内中の案内の看板もあるし、さすがに自転車のまちづくりだなというふうな印象はあるんですが、水俣市の場合、各ステーションを見ても、どこが自転車のまちなかというのは全然アピールされてないし、わからないんですね。

私、自転車屋さんにも行ってみました、今回。回って見ました、何件か。だというのが、提言書が担当課にないもんですから、自転車屋さんに行って聞いて、やっとたどり着きました、この提言書まで。物すごい立派なものです。これは谷口眞次議員も言ってらっしゃるとおりです。これらが全然生かされてないというのは残念だなという思いがございます。

そこで、先ほど鹿児島市の例を出しましたが、鹿児島市の例をちょっとだけ紹介して、時間がございませんので終わりたいと思うんですが、電動自転車を買うのに購入価格の3分の1で上限2万円の補助、電動自転車についてですね。ここ3年間で年間600台出てますから、3年間で三六、十八、1,800台出たと、市民の方にですね、いうふうなことがございました。

それで、担当課も交通政策と環境政策に分かれております。だから交通政策のほうは道路所有権、それから公共交通の対応、環境政策については市民への対応、そういった部分で手分けをしてちゃんと対応しております。そういうことからしますと、水俣市はどうなるのか、20年たってもどうなのかなということを私は言いたいわけです。それと、ぜひ、この市民の思い入れのある自転車政策についても、もう1回出直すような形でも結構ですので、取り組んでいただきたいというふうに思っています。

前後しますが、自転車屋さんも、もう二代目にかわりまして、若い方がいらっしゃいました、経営者の方には。そういう方が恐らく市民自転車のまちづくり委員会でもできれば、積極的に参加して動いていただけるだろうというふうに期待をしますけれども、ぜひそういった意味では、もう1回出直す形でも結構ですので、動いていただきたいというふうに思っています。

それから、もうこれは前置きになってしまいますけれども、担当課がやっぱりかわるんですよ、二、三年ごとに担当している職員の方が。だから、こういう提言書も行方不明になってしまうんじゃないかなと思うんですけれども、そういう意味で、担当課には引き継ぎ等についての確にやっていただきたいし、政策としての位置づけというのがやっぱりぼんやりしてきますので、明確にしていきたいと思います。

手短かにじゃ3点だけ、自転車のまちづくりステーション、自転車のまちづくりをアピールする市内外からの案内看板や設置等、観光に配慮した施策をもう1回取り入れていただきたい。

それから、自転車の普及を図るためにも、購入者に対して補助制度を設けていただいたらどうなのか。

最後にこれなんです、もう最後の3番目でも結構です。今後、基本計画、実施計画等を再確認し、活動母体の結成や組織の見直し、各課との連携等を含め、政策全般に見直しが必要ではないのかと思いますが、その点だけでも結構ですので、お答をいただければと思います。質問します。

以上です。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 3点ございました。まず第1点目、例えば案内板の設置とか、あるいは観光に配慮した施策の導入も必要なんだが、それはいかがかということでありまして、自転車のまちづくり、これにつきましては、第5次水俣市総合計画第2期基本計画の記載のとおり、

環境モデルを目指す本市としても、非常に有効な手段だと考えております。

御提案の自転車の利用促進と観光との連携というのは、このような考え方の延長にあるものであり、今後進めていく必要はあると考えております。案内板の設置等、これ関係者との協議も必要なものですので、まずはガイドブックに自転車の活用を盛り込む等、観光との連携も努めていきたい、このように考えております。

2点目です。補助制度を設けるべきだと思うが、いかがかということだったと思うんですが、平成23年度から24年度にかけて補助制度を実施しておりました。内容としましては、幼児2人、同乗自転車、シニア向け同乗自転車について上限1万円の補助、電動アシスト自転車については上限2万円の補助を行うものでした。申請件数、平成23年度には5件、平成24年度には2件しかなくて、申請が少なかったため廃止されたんじゃないかなという、そういうような経緯があります。今後、自転車のまちづくりを進めていく上で、この補助制度も含めて何が効果的か、このよなものを調査し、その上で判断していきたいと、このように考えております。

第3点目です。今まで、例えば提言書がちょっと見つからないというような、あるいは引き継ぎがうまくいってないという、そういう組織的な問題があったと思ってるんですけども、この点につきましては、議員から御提案がありました観光等へ連携の発展も考えますと、今後、関係課の連携、これは密にしていく必要があるし、実際引き継ぎもちゃんとしていく必要があると思います。またその提言書も入手しまして、また再確認しながら、今後、よりよい自転車のまちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時03分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さん、こんにちは。

新緑会の桑原一知です。

あすは東日本大震災の発生から5年になります。家族を亡くされた方、いまだ仮設住宅で生活されている方など、被災に遭われた方には心よりお見舞い申し上げます。

さて、議員になり10カ月が過ぎました。今まで何を考え活動できたのか、自問自答するばかり

ですが、私の基本姿勢である市民の声を市政へを忘れることなく、前を向き、水俣市発展のため、また一般質問最終日のとりでもございます。ほかの議員さんの質問と重なる部分もありますが、より中味の濃い答弁を期待し、質問に移ります。

大項目 1、平成28年度施政方針及び当初予算について。

今後の水俣市が進むべき方向性と西田市長が目指しておられる、輝く水俣づくりに必要とされる事業を行うため、限られた財源で展開されていくことだと認識しております。そして、この土台に市政運営の基本方針を4つ挙げられています。水俣を支える産業づくり、安定した雇用の確保、水俣で夢をかなえる人材を育てる、呼び込む。水俣で結婚・出産・子育ての希望をかなえる。誇れるふるさと・みなまたをつくる。この水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に伴い、平成27年度から31年度までの5年間で計画を前に進ませるために、PDCAサイクルは非常に重要で、西田市長も重要視されていると思います。

そこで、平成27年度にも実施されている事業や、今後水俣市の方向性も含め以下4点お聞きします。

- ①、移住定住促進事業はどのように取り組むのか、また27年度の評価と改善点は何か。
- ②、新事業創出・事業化支援事業はどのように取り組むのか、また27年度の評価と改善点は何か。
- ③、子育て支援対策はどのように取り組むのか。
- ④、商店街の活性化対策はどのように取り組むのか。

続いて大項目 2、鳥獣被害対策について。

鳥獣被害は全国では近年200億円前後で推移しています。水俣市では特にイノシシや鹿の被害が多く聞かれ、全国でも農作物被害額の半数以上はイノシシ・鹿です。被害の深刻化の原因は、生息域の拡大や狩猟者の減少・高齢化が1つの要因だとも言われております。対策が急がれる現状だと考え、以下3点お聞きします。

- ①、直近の農作物に対する被害状況はどのようになっているか。
- ②、今後の予防・捕獲対策の計画はどのようになっているか。
- ③、近隣市町村との協力も必要と考えるが、現状はどのようになっているか。

大項目 3、消防団と防災対策について。

昨年の台風15号災害や、ことし1月24日からの大雪災害など、水俣市でも被害が相次ぎました。市民への確実な防災情報の伝達の構築や、地域に密着した消防団の確保、処遇改善も重要と考え、以下4点お聞きします。

- ①、消防団の現状はどのようになっているか。
- ②、消防団の報酬・費用弁償はどのようになっているか。

③、防災行政無線整備事業の進捗状況はどのようになっているか。

④、1月24日からの積雪・寒波による被害状況、また初動対応はどうだったか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 桑原議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、平成28年度施政方針及び当初予算については私から、鳥獣被害対策については産業建設部長から、消防団と防災対策については総務企画部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、平成28年度施政方針及び当初予算について、順次お答えをいたします。

まず、移住定住促進事業はどのように取り組むのか、また、平成27年度の評価と改善点は何かとの御質問にお答えをいたします。

移住定住促進については、第5次水俣市総合計画の第2期基本計画から新たに重点事業として取り組んでおり、地域の特性や資源を生かして、本市に住み続けたい、住んでみたい、住んでよかったと言われる住みよいまちづくりを目指して定住化を推進していきます。その受け入れ体制づくりとして、今年度、市内全域において空き家の実態調査を実施しており、その中から利活用が可能な空き家の所有者へ意見、要望を伺い、意思を確認した上で空き家バンクへの登録を行い、移住希望者等へ紹介していきたいと考えております。

また、昨年度、県内の不動産団体、商工会、農業団体、自治体、地域団体などで構成されたくまもと移住定住促進戦略推進協議会が立ち上げられ、そこに本市も加わり、移住定住に係る戦略の推進、情報の共有化や発信、受け入れ体制の整備、施策の連携など、県内の団体と協力して取り組んでおります。その施策の一環として、今年度は、東京都のふるさと回帰支援センターで行われた移住相談会へも参加をいたしました。これからもこういう機会をふやし、本市の暮らしよさのアピール、情報発信、相談対応など、水俣への移住促進へつなげてまいりたいと思います。

そのほか、先日、若者の定住を図るため、水俣高校において、市内事業者によるお仕事説明会を開催をいたしました。地元企業への就職の促進を図っており、今後も引き続き実施していきたいと考えております。

それから、先日の塩崎達朗議員の御質問で答弁いたしましたとおり、来年度から地域おこし協力隊を導入し、地域の担い手となる人材の確保や、新たな視点からの地域活動の取り組みに従事してもらい、定住・定着を図っていききたいと考えており、3名の隊員の採用を予定しております。

今年度は、地域おこし協力隊制度を導入したい地域を自治会等へ募集し、その応募があった中から久木野地域を選定いたしました。そして、地域の受け入れ体制を整えるため、また地域課題

の抽出やアドバイザー役を担ってもらうため、集落支援員を設置いたしました。導入後は、活動しやすいよう地域の相談役としてサポート、フォローを行っていただきます。

現在、久木野地域において活動していただく地域おこし協力隊を1名募集中であります。地域資源を活用した観光・イベント等の企画運営、商品開発、地域福祉などさまざまな地域振興につながる活動を行っていく予定です。地域おこし協力隊には、地元住民が気づかない豊かな自然環境や魅力的な資源をうまく活用し、地域力の維持・向上、活性化を図っていただき、さらには地域への定住・定着も図ってまいりたいと考えております。

次に、新事業創出・事業化支援事業はどのように取り組むのか、また、平成27年度の評価と改善点は何かとの御質問にお答えをいたします。

この事業は、株式会社みなまた環境テクノセンターが、テクノセンターの指定管理業務とは別に行う事業で、新しい事業に取り組む市民等を対象とした創業・起業支援及び事業化コーディネート業務を実施するために必要な経費を補助するものであります。水俣商工会議所や市内金融機関等では難しい、事業化に向けた技術的な課題解決という視点から、関係機関とも連携して支援に取り組んでおります。

平成27年度の実績として、4件の事業化の可能性のある案件を発掘したことは評価に値すると考えております。一方で、改善点といたしましては、現在のところ具体的な事業化に結びついていない点があります。発掘した案件の事業化には、関係者との合意形成や、実際の事業として動かす仕組みを構築することなど、単年度ではクリアできなかった課題が山積していますので、今後はそれらの課題を一つずつ解決する取り組みが必要であると考えます。そのことを踏まえ、平成28年度は、まずは各案件における関係者の合意形成や、実施に向けた体制及び支援体制の構築を行うことを中心に取り組んでいきたいと考えております。

次に、子育て支援対策はどのように取り組むのかとの御質問にお答えをいたします。

少子化が進む現在、子育てに関する環境整備は大変重要であると考えています。本市では、平成27年3月に策定しました水俣市子ども子育て支援事業計画止において、誰もが安心して生み育てられるまちみなまたを基本理念とし、本計画に基づいて子育て支援や環境づくりに取り組んでいるところあります。

主な子育て支援対策といたしましては、保護者の費用負担軽減策として、保育所の保育料を国基準より低く設定するとともに、多子世帯、ひとり親家庭、在宅障害者のいる世帯についても軽減を行うなどの対策を行っているところであります。また、直接的な費用負担軽減以外に、就学前の児童を一時的に預かる一時保育、休日に預かる休日保育、保育時間を超えて預かる延長保育も実施しているところであります。

このほか、妊婦健診料金の助成、未熟児等に対する適正な医療の給付、中学校3年生までの子

どもを持つ保護者への子ども医療費助成事業、各種法定予防接種の無料化、さらに赤ちゃんの全戸訪問を実施し、育児相談に応じております。これらの事業以外にも、保護者の病気や冠婚葬祭等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合、短期間預けることができる子育て短期支援事業、相互援助活動により子どもを預かるファミリー・サポート・センター事業、放課後、保護者が仕事などで家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供する学童クラブなどの事業も継続して実施しているところであります。

水俣市こどもセンターにおきましては、保護者同士の交流の場、育児等の相談及び情報提供を行う地域子育て支援拠点事業や、地域における健全な遊びの場として児童館事業を実施しており、多くの子どもたちが利用しているところであります。

これらの事業のほか、平成28年度は、既設保育所及び幼稚園のうち2園が認定こども園として移行を予定しているほか、水二小ふれあい学童クラブの拡張工事や、新規事業として、保護者が就労している場合等に病気の児童を一時的に保育する病児保育事業、子育てにかかる経済的な支援を図るため、新生児に対し3万円を支給する子ども・子育て支援金及び出産、誕生を祝う出産祝い品として木製玩具を支給する事業の実施を予定しているところであります。

子育て支援についての主な取り組みは以上のとおりですが、事業の実施に当たり、市関係各課及び関係機関と連携を図りながら推進していきたいと考えております。

次に、商店街の活性化対策はどのように取り組むのかとの御質問についてお答えをいたします。

商店街の活性化につきましては、これまでも水俣商工会議所及び水俣市商店会連合会代表者と定期的に会議を開催し、にぎわい創出のための取り組みや振興策について意見交換を行っており、今後も引き続き、商店街活動への直接的な支援や水俣商工会議所を通じた事業費の支援を実施していきたいと考えております。具体的には、水俣商工会議所が実施する経営改善に関する事業や、毎年開催されております春まつり等のイベントへの補助に加え、空き店舗の活用に対する家賃補助を実施しており、家賃補助を行った32店舗の事業継続率については約70%となっており、本市の商店街の活性化に寄与しております。

さらに、本市においては、スイーツやちゃんぽん、店主によるまちゼミ等の商店街の枠を越えた店舗・業種で構成された団体が実施する主体的な取り組みは、地域の経済活性化に大きく貢献されており、今後もそれらの団体への支援策を講じてまいります。また、商店街を含む商業の活性化については、平成26年度は市で1億1,000万円分、平成27年度は、国の交付金を活用し、水俣商工会議所において1億8,000万円分のプレミアム付商品券を発行いたしました。いずれも99.8%を超える換金率を達成しており、地元購買率の向上並びに地域内消費の喚起に寄与するとともに、各店舗の顧客確保に貢献したものと考えております。しかしながら、商店街の活性化を

考えた場合、売り上げの向上だけでは、指標として不十分ではないかと、私が商店主であった経験から考えております。

商店街の役割は、利用者にとって、まずは買い物ができる場所ということになりますが、より安くという価格競争が生じた場合、どうしても郊外型の大型店や通信販売に勝てない部分がございます。時代とともに、商店街の担う役割は変わってきており、商店街の人的資源や、場所・空間を活用した取り組みにより、地域の人たちが行き交うような場所となることで、そのにぎわい、活気が地域全体に影響を与えるものと考えております。

引き続き、商工会議所や各商店会等の関係機関と連携し、知恵を出し合いながら、商店街を利用される方々や地域のニーズに応じた魅力ある商店街づくりを図ってまいります。

○議長（福田 斉君） 休憩します。

午後 1 時 49 分 休憩

午後 1 時 49 分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

桑原一知議員。

○桑原一知君 2 回目の質問に入ります。

予算説明書で一つ一つ、どのような事業か、財源は何か、前年度と比較してどうか、また将来展望はなど、私もいろいろ考えながら予算説明書を見せていただきました。やはり事業を実行されたら評価をし、問題点や反省点を突き詰め、改善し、次に生かすという P D C A サイクルは非常に大切だと思っています。そのようなことを実感しながら、次の事業が気になりました。

まず、移住定住促進事業ですが、本市人口も 1955 年の 4 万 9,531 人を境に、減少に歯どめがきかない状況です。2030 年には 2 万人を下回るという試算も出ています。昨年度は、くまもと移住定住促進戦略推進協議会の加入、もしくは水俣高校でのお仕事説明会など開催されておりますけれども、今後もさまざま対策を積極的に仕掛ける必要があるのではないかと思います。

その中でも空き家バンクと地域おこし協力隊は、一般質問でも何人かの方が取り上げられており、皆さんも気になる事業であるとともに期待するところでもあります。地域おこし協力隊については、今までの答弁でもありましたが、久木野地区の 1 名募集中ということでありました。予算書の中には 3 名の予算が上げられて、1 名募集中ということで、残りの 2 名の募集もこれも早く募集をかけられると思いますけれども、ぜひスピード感を持って、久木野地区が成功のモデル地区になるようお願いしたいと思います。

そこで、1 点目の質問なんですけれども、現在、空き家バンクの実態調査を実施されていると思いますが、現在の進捗状況と調査完了のめど、そして調査した結果をどのように生かしていく

のかをお尋ねします。

次に、新事業創出・事業化支援事業ですけれども、平成27年度の実績を見てみますと、答弁のとおり具体的な事業実績はまだないとのことでした。新たに起業するということは難しく、長い目で見ていく事業ではありますけれども、市の事業として予算をつけている以上、何らかの結果を出す必要があると考え、質問します。

答弁では、関係機関とも連携して支援に取り組んでいるとのことでしたが、どのような機関と連携されているのか。また、4件の案件が事業化の可能性があると答弁されましたけれども、どのような分野の産業かお尋ねします。

次に、子育て支援ですが、少子化が進む中、子育てに関する取り組みは、私も重要と考えています。予算説明書では子育て支援に関連するさまざまな事業があり、水俣市が子育て支援を重点課題として捉えられているのがよくわかります。その中で、新生児に対し3万円を支給し、出産祝い品として木製玩具の支給を予定されている新規事業について1点質問します。

木製玩具を支給するウッドスタート事業、これの趣旨は何か。また、どのような玩具を予定しているのかお尋ねします。

次に、商店街の活性化対策ですが、人口減少や市外の店舗に顧客が流れているという現状はもう皆さんもよく御存じだと思います。認識もされていると思います。商店街では生き残りをかけて、市の活性化を図るために商店街の人、皆さん、頑張っておられます。そこで、水俣市の商店街に活気をもたらすためにも、また今後も支援をされていくということでしたが、ちょっと評価と改善という観点から、平成27年度に初恋通り商店会ブロンズ像設置を実施されてます。

そこで、昨年度の予算書の中に、期待、効果として、集客力のアップで各お店の売り上げ増加が期待ができるというふうに書いてありましたが、実績はどうだったのか、以上4点お尋ねします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 私から答える部分と、4件の内容につきましては担当部長から答弁を差し上げます。

まず空き家については、昨年12月から現地調査に入っておりまして、一通り調査を終えて、今データを整理しているところでございます。調査は今年度いっぱいまでということでございます。それとこの利用については、成果品として、この調査結果をデータベース化をしたいというふうに思っております。空き家台帳、地図上に空き家の位置情報を示した空き家等地理情報システム、そういったものも活用したいというふうに思っているところでございます。

最終的にこの空き家バンクも、うちだけでやるのではなく、民間の業者さんもういっしょなので、そういったところとも連携をとりながらやっていきたいというふうに思っております。

ウッドスタート事業の趣旨でございますけど、基本的には子育ての支援でございますが、木製の玩具を選んだということは、水俣市自体が全体が70から75%ぐらい山に囲まれている。そういったものを考えますと、やはり小さいときから木に触れ合うということは、非常に大事だというふうに思っております。それと、木のよさというのは、プラスチックとか金属のものは熱伝導率が高いため、子どもがさわったときに体温を取られるんですね。木の場合はそういったものが、多分さわるとわかると思うんですが、温かみを感じるわけでございます。それを考えますと、やはり子どもにはいい影響を与える、普通のおもちゃをさわるより、やっぱり木のおもちゃのほうが、長時間さわったときに乳幼児、まず小さい子には非常にいいというふうに考えております。

そして、積み木なんかも、いろいろさわることによりまして、組み立てたり崩したりということとで集中力もアップする、そういった思いがございまして。それと、簡単なおもちゃなので、親と、お母さん、まあお父さんでもいいでしょうけど、一緒になってさわることができますので、コミュニケーション、そういったものもとれるんじゃないかなというふうに思っています。それと金属のおもちゃは、ガチャツとか光ったり、そういったものは非常に子ども、乳幼児、敏感です。光だったり音だったり、それを考えますと、木にはそういった音もやわらかいものがありますし、感覚が敏感な子どもには、非常にやっぱりすぐれたものだというふうに思っております。

それともう一つ、今回、ウッドスタート事業の1つで、木育キャラバンを水俣市情報センターでやったんです。約2,000人ぐらい、お子様を連れられた方がいらっしやいました。保育園にも声をかけておりまして、関心も高かったですし、やはり木のおもちゃには非常に関心があるお母様たちが多いんだなって、こういうふうにもまた思ったところでございました。

ブロンズ像につきましては、現在、今、数字は押さえておりません。しかし、商店街については、私も30年ぐらいずっといろんなかかわりをしております。ずっと右肩下がりであるのは、議員も商店街には行かれると思いますけど、感じられ、まあそれは述べていただけたと思いますけど、思われると思います。そんな中で、何か起爆剤というのはやっぱり必要だと思っております。ブロンズ像、これは商店街のほうから、そういったまちづくりの一環としてということで、宝くじの助成等を使ってやったんですけれども、その前に歌碑をつくったときにも、村下孝蔵さんのファンの方、それを聞いてネットで見て来たという方が、やはり商店街には来られています。今度ブロンズ像をつくったことによって、またそういった効果も出るんじゃないかなというふうに期待もしております。実際、来られてるという話も私も聞いております。ぜひ、商店街にも足を運んでいただいて、そういった情報も取っていただければというふうに思います。

あと4件の分につきましては、担当部長のほうから。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 4件の事業化の件でございますけれども、これにつきましては、

詳細については、ここでは申し上げられないということは御理解いただきたいと思います。その概要につきましては、農産物につきましては、農産物そのものを販売するという、それと加工をして今後やっていくという、そういったものが3件ございます。それともう1件は、再生可能エネルギーとして、現在、寒川地区で小水力発電やっておりますけれども、ここら辺をちょっと広げた形でできないかということで、4件が今上がってるところでございます。

それと関係機関等々ということでございますけれども、それにつきましては、当然専門家さんが必要になってきますので、そこら辺から知恵をいただきながらやっていくということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 答弁漏れで、デザインについて御質問があったというふうに思っています。

現在はまだ決まっておられません。今後、やはり木のぬくもりや心地よさを感じられる、親子で楽しめるような、安全性にも配慮したおもちゃにしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 3回目の質問に入ります。

まず、空き家バンクですけれども、今、データベースを構築中ということでした。今年度、地理上のというと、多分、マップでどこに空き家があるかという情報が出てくるのだと思うんですけども、早急に、今年度中と言われてますが、できるだけ早く、そのデータベースを構築して、また情報発信も行っていただくと。やっぱり所有者と入居者希望のマッチングというのも一番重要だと思いますので、そういうアドバイスなども行いながら、移住・定住に至るまで総合的なコーディネートをぜひお願いしたいと思います。

次に、新事業創出・事業化支援事業ですけれども、話を聞く限りでは、非常に厳しい現状ということで、やはり何か漠然と時間だけが過ぎてるような感じがしています。前年度の評価が出ているのであれば、改善することも必要だと感じていますし、先ほど農産物の販売・加工と再生可能エネルギーというような形で4件出ているのであれば、その案件、多い少ないとは別ですけども、6次産業関係で案件が多いのであれば、分野を絞って、それに特化して事業計画を進めることというのを提案したいと思うんですが、考えをお尋ねします。それが1点目の質問です。

次に、ウッドスタート事業ですけれども、今までの答弁でもありましたが、木製のおもちゃという特化したものだけでなく、市内の各店舗で交換できるおもちゃ券だったり紙おむつ券、粉ミルク券など、昨日からの答弁でもいろんな意見が出てたと思います。

そんな中に、私も予算書をずっと見てて、水俣市には、ぐるりんばブックスタート事業がある

と思います。これは4カ月検診児の全対象者に絵本を贈呈し、小学校入学前にもう1回絵本を贈呈されるというふうに書いてあります。水俣市も日本一の読書のまちづくりを推進されていますので、きのうの答弁、きょうでもありましたけれども、木のぬくもりで感性豊かにということでしたが、さっき市長も言われたように、水俣市の75%は森林原野であって、ふだんから自然のぬくもりというのは触れてるように私も感じてます。もっと大切なものというのが、やはり親子のぬくもりではないかなと私は思います。

そういう点から考えると、ウッドスタート事業の必要性というよりも、ぐるりんぱブックスタート事業の拡充のほうが、私は子育て支援には重要だと感じていますが、どのようにお考えになりますかというのが2点目です。

最後に、西田市長が重要視されているPDCAサイクルが、まだ機能していないように思います。私たち議員は、事業を確認し予算を承認したからには、市民の皆さんに説明する義務があり、また責任があります。今年度の予算審議のためには、昨年度の事業評価というものも必要で、その上で計画や改善点を審議するというのも大切だと思ってます。水俣市にとって有益な事業なのか、将来展望があるのか、市民にとって最良な事業で幸福度がアップするのかなど、そうでない事業は断念することや予算を減額することも必要ですし、逆に最良な事業に対しては予算を増額したり、あるいは斬新な事業に対してはやるという決断することも重要だと思います。このPDCAサイクルがうまく機能していないので、木質バイオマス発電などの問題が出てくるのではないかと私は思います。

先ほどのウッドスタート事業の木のおもちゃ、どういったおもちゃかというふうにお尋ねしたときに、予算は5,940円であつてはすけれども、実際、民間から考えると、こういう計画でこういうおもちゃをつくって、子どもたちに上げたいというのがあれば、計画時点でこういったおもちゃというのがわかると思う、出てくると思うんですよ。けど、事業の前に予算だけついているのも、私もちょっと不思議な感じがします。

ですから、どういったものをつくりたいというので金額が出てくるのではなくて、予算ありきの事業のような気がしてなりません。

最後の質問ですけれども、事業の評価改善や進捗状況というのは、予算編成前にチェックすることも重要と思いますが、西田市長の考えを聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 事業化について、一定の特化したものによって、早く事業化ができるのではないかなという御提案だったと思います。それにつきましては、まさにそういう意見もあろうかと思えます。ただ、事業を創出して事業化するというのは、これはなかなか短期間では難しいというのも御理解いただきたいと思えます。なるべくなら成功させたい

と思っております。

それと複数ある場合には、やはりそういった事業を起こしたいという皆さんの意向がありますので、我々水俣市としては、それについては全部といたしますか、ある程度の可能性があるものにつきましては、支援をしていきたいというふうに考えておりますので、平成28年度には何らかの結果が出るのではないかと私も期待をしておりますので、そういう形で御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ぐるりんぱブックスタートにつきましては、こういった本を非常に推進される議員もいらっしゃいます。今回違う形で、手で遊ぶ、手で感じるというものをプレゼントしたいということでございます。本の場合は、私もずっと読み聞かせ行ってますけれども、本を子どもに読んでやるというのは、非常に重要だというふうに思っております。

それと別に小さい乳幼児、口に入れても安心な、そういった木製のものを一緒に親子で遊ぶ、手でさわって、小さいときから本物を感じるというのは、やっぱり必要だというふうな思いで、今回こういった予算を計上してるところでございます。

それと予算前について、進捗自体は無理かもしれませんけれども、ある程度形になってから予算というのがいいと思うんです。何分予算をやりながら、予算がついてからきちっと、どういったものにするというのに担当課は、おぼろげには多分持つてるとは思うんですけれども、それを予算前に、じゃこういったものと言ってできなかつたら、また結局は批判につながりますので、何の事業でもやはりおぼろげに持ちながら予算を立てて、この議会で通ってから、きちっと進めていくというふうな思いでございます。

○議長（福田 斉君） 次に、鳥獣被害対策について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、鳥獣被害対策について順次お答えします。

まず、直近の農作物に対する被害状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

本市の状況を見ますと、特にイノシシ、鹿による被害が大きく、主に水稻・森林が被害を受けております。過去3年間の農作物等に対する被害状況は、イノシシによる被害額が平成24年度41万9,000円、平成25年度39万5,000円、平成26年度37万5,000円となっておりますが、鹿による被害額は把握できておりません。

次に、今後の予防・捕獲対策の計画はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

このことについては、さきの高岡朱美議員の御質問でお答えしましたとおり、平成26年度に策

定しております水俣市鳥獣被害防止計画の中で、イノシシ、鹿などの有害鳥獣の捕獲や狩猟、電気柵等の防護柵設置及び耕作放棄地の解消や発生抑制対策等の実施を定めております。また、猟友会、農業委員会、警察署、JA、市で構成する水俣市有害鳥獣被害防止対策協議会を中心として計画を推進していくこととしております。

なお、本年度は、桜野及び中小場地区において県補助事業を活用した鳥獣害対策に取り組んでおります。これは県内の美里町、山江村で有害鳥獣から守れる集落を実践し、効果があった事業であります。具体的には、まず、住民が集まって地域の課題について話し合います。そこではどの畑がどの程度被害を受けているとか、イノシシなどの有害鳥獣はいつごろ、どのあたりから出てくるのかなど、いろいろな話が出てきます。それを地域のマップに落とし込んでいき、地域住民全員で情報を共有していきます。

次に、県が招聘した専門家を交えて地域のマップを再確認し、現地を調査していきます。ここでは専門家によるイノシシ、鹿などが入りやすい場所等を、どのように改善したら鳥獣害防止ができるかなどの、さまざまなアドバイスがなされます。また、専門家から住民みずから、金がかからず効果的に防止できる鳥獣害対策の講習を受け、その後、住民みずからの手で必要な資材等を購入し、防護柵等を設置していきます。最後に、再度、専門家を交えて現地を確認し、今後の対策について検討するという事業であります。

本モデル事業が終了した後、事業効果を検証しながら、効果が高ければ、次の水俣市鳥獣被害防止計画に反映していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

イノシシや鹿の被害は非常に深刻な状況になっていると思います。特に私も東部地区にいますので、よくそういう話を耳にします。営農意欲の減退の要因の1つになるんじゃないかなと私も思うところなんですけど、輪をかけて耕作放棄地の増加というふうな形で、悪循環でなるような気がします。また、今後、近隣市町村とも情報の共有というのも大事になってくると考えています。

さて、鳥獣被害防止特措法に伴って、本市でも水俣市鳥獣被害防止計画の中で、水俣市有害鳥獣被害防止対策協議会というのを中心に、計画を実施されているということでした。地元猟友会も実施隊として、捕獲活動や防護柵の設置に係る費用の一部を市が単独で助成するなど、捕獲に関していろいろ計画をされてます。イノシシや鹿の被害というのは、人的な要素も発端にあるというふうに言われています。私もこれ初めて知ったんですけども、田畑の残菜や耕作放棄地がふえたため隠れ場所がふえたと、そういった中で、今被害が広がってるんじゃないかなというふうにも言われてました。担当課の方々は、研修参加とか専門家のアドバイスで、今新たな方法を検証中ということで、今後期待するところでもあります。

今までの答弁でも、きのうもありましたけれども、ジビエとかそういうのもありましたが、私はその前に、一番大事な問題というのが、この組織強化と継続ではないかと思います。結局捕まえてもらわないとどうにもまずならないので、まずは組織の強化というふうに考えたときに、今は猟友会の方が高齢化して、後継者が足りないという深刻な状況でありますけれども、人材確保のために今後どのような対策を考えておられるか、これを1つ質問します。

次に、猟友会の方々はほかの仕事もされている方が多くて、農業をされている方、またサラリーマンとか、いろんな方がいらっしゃいます。その仕事の合間を調整されて捕獲に当たられるわけですが、大変御苦勞をされていると思います。これも継続していくには、さまざまな経費等もかかると考えまして、質問なんですけれども、猟友会の捕獲奨励金等はどのようになっているか、2点質問します。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めますけれども、一答弁抜けてるのがあるんですか。

一次質問で③に対しての答弁が抜けてるということでございましたので、答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 済みません、③の答弁が私抜けて降壇しましたので、申しわけありませんけれども、再答弁をさせていただきます。

次に、近隣市町村との協力も必要と考えるが、現状はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

一般の狩猟の場合は、熊本県が許可を出しており、11月から3月までの狩猟期間は、県内全域で狩猟ができることになっております。また、狩猟期間以外においては、生産者等の農作物被害の報告を受け、有害鳥獣駆除依頼書の提出があった場合に、各自治体の長が鳥獣被害対策実施隊に鳥獣捕獲許可証及び従事者証を交付し、実施隊である猟友会が銃またはわななどを使用した捕獲活動を実施しております。この実施隊は、国の法律に基づき、市町村が定める鳥獣被害防止計画の対象となっている鳥獣の捕獲を同一市町村内で行うため、他の市町村での捕獲活動は、原則できないこととなっております。

このような駆除体制となっていることから、本市の近隣市町は芦北町・津奈木町・出水市・伊佐市であります。隣接した区域で出没した鹿、イノシシの被害発生等の情報交換等は行っておりませんが、津奈木町、芦北町とは、捕獲頭数、駆除方法等の情報交換を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 一質問に対する漏れは以上でございますが、よろしいでしょうか。

はい、引き続き、二次質問の答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 済みません。2回目の御質問にお答えします。

実施隊の人員確保対策についての御質問であったと思います。

後継者不足につきましては、本市に限らず、ほかの自治体でも大変苦勞されているというふうにお聞きをしております。特に若い方は、議員おっしゃいましたが、兼業等であるということで、相当抵抗感を感じてるということでございます。

人材確保対策としましては、現在、銃、わなの免許を取得するための費用やハンター保険料を補助し、狩猟税の免税や出動、捕獲等に対して補助金を交付しているというところでございます。こういった今、市のほうで助成をしておりますけれども、今後も後継者確保のため、今後、猟友会等と協議を重ねていきたいというふうに思っております。

それと2点目でございますけれども、実施隊にどのような報償金を支給しているかということでございます。水俣市から緊急出動命令を受けた水俣市猟友会が現地へ出動した場合に、報酬として1人1日当たり5,000円が支給されます。なお、この出動時にイノシシを捕獲した場合は、報酬ではなく、緊急捕獲対策補助金として成獣に対して1万円、幼獣に対しては5,000円を支給しているところです。また、鹿につきましては、特定鳥獣適正管理補助金として1万円を支給しております。それから、実施隊が数十人のグループをつくって捕獲するという場合もあります。こういった場合につきましても、同様の出動報償金、捕獲補助金も支給しているというところでございます。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 済みません、追加で答弁いただきまして、ありがとうございます。

3回目の質問になります。魅力ある農林業、また競争力のある農林業をつくるためにも、鳥獣被害の減少は非常に重要だと思いますので、今後も有効な対策、また新たな捕獲の方法を今検討中ということで、それを期待したいと思います。

最後に1点質問なんですけれども、本年度、桜野地区と中木場地区において県補助事業を活用し、有害鳥獣から守れる集落事業ですかね、これに取り組みまれておりますが、今後、ほかの地区においても実施する考えはないか、お尋ねをして質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 現在、今年度で県事業による獣害対策の来年度の取り組みについての御質問でございます。

来年度も次年度と同様なことをするという要望を数件受けております。したがって、県のほうには事業の要望を行っているところでございます。県のほうからは、来年も継続して事業を進めていきたいというような回答を得るところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、消防団と防災対策について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 次に、消防団と防災対策について順次お答えします。

まず、消防団の現状はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

消防団は、条例定数530名に対して現在476名が在籍しております。平均年齢は39.2歳、勤続年数は5年未満が110名、5年以上10年未満が89名、10年以上20年未満が172名、20年以上30年未満が96名、30年以上が9名となっております。また、団員数の推移につきましては、平成25年度は491名、平成26年度は478名であります。

次に、消防団の報酬・費用弁償はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

消防団員の報酬につきましては、階級に応じて、年額2万円から8万7,000円を支給しております。また、5年以上勤続された消防団員が退職された際には、勤務年数及び階級に応じて退職報償金を支給しております。

費用弁償につきましては、消防団員が水・火災、訓練等の職務に従事する場合において費用を支給しており、火災の場合は1回の出動につき1,500円、訓練や広報活動等につきましては1回の出動につき1,000円を支給しております。

次に、防災行政無線整備事業の進捗状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

防災行政無線整備事業につきまして、昨年11月5日に日本無線・九電工・飯塚電機工業特定建設工事共同企業体と工事請負契約を行い、整備を進めているところであります。現在は、現場の立会調査や施工図の作成、機器の製作等を行っております。本格的な工事は本年4月以降に実施する予定で、市役所教育委員会庁舎無線室の改修、中尾山中継局及び屋外拡声子局の整備、また本庁舎3階の熊本県防災情報ネットワークシステムや県防災行政無線などの移設・増設などを順次行っていく予定であります。市内全世帯に配備を進めています戸別受信機につきましても、本年9月ごろから順次配備を進めていく予定であります。

次に、1月24日からの積雪・寒波による被害状況、また初動対応はどうだったかとの御質問にお答えします

まず、積雪等による被害状況は、公共施設を含む市内の各所で水道管凍結による破裂等の被害が発生しております。また、農業関係ではビニールハウス、畜産牛舎等の倒壊が発生しており、かんきつ関係などの被害報告も上がっております。スリップ等による車両の事故も8件発生しておりますが、人的な被害はありませんでした。

次に、1月24日の初動対応についてですが、まず、積雪・寒波については、事前に情報を入手しておりましたので、2日前の22日に市内各所の市道計384カ所に401袋の融雪剤、凍結防止剤の配備を行ったほか、介護関係の事業所に対して、大雪になることや配慮が必要な方などへの対応について連絡を行っております。また、各地域の自主防災組織代表者へ大雪に関する情報、その対策等について電話で依頼しております。翌23日午前9時に、防災行政無線による放送や熊本県防災情報メールサービスを利用して大雪に関する注意喚起を行っております。

同日、すなわち23日なんですけど、23日の午後11時50分に大雪警報が発表されたため、24日午前0時15分に、総務班5名、調査対策班4名による待機を開始し、午前1時55分ごろから大橋、鶴田橋、江南橋の3カ所に融雪剤、凍結防止剤を散布しております。その後は、道路の通行どめやチェーン規制、バスの運行状況など情報を収集し、ホームページに掲載するなど市民へ周知を行うとともに、防災行政無線を利用して交通事故防止に係る情報などの提供を行っております。

翌25日から28日にかけて、市道の除雪作業を実施しておりますが、除雪に当たっては、市内の建設業者の方々、地域の皆様に多大な御協力をいただき、本当に感謝申し上げます。

なお、25日午前9時から、市長を初めとする庁議メンバーが集まり、被害状況の確認、今後の対応等について協議を行っております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 皆さんも御承知のとおり、消防団員は、ふだんはさまざまな業種で仕事をされています。いざ、火災や災害が起きると、すぐに現場に駆けつけ、活動に当たります。そのほかにも月に数回決められた日に集まって、ポンプの点検だとか車両の点検、いつでも出動できるようにしています。さらに訓練警戒活動、行方不明者の搜索、火災予防の広報活動とさまざまです。消防団だからそんなの当たり前と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、先ほど述べたように、団員は仕事もしながら、家族との時間も割きながら活動しています。

報酬は答弁にあったように、階級に応じて、年額、団員が2万円、団長が8万7,000円で、費用弁償も支給されておりますが、地域の防災のためにボランティア精神で支えられているというのが現状だと思います。

東日本大震災では、地域住民の避難誘導で198名の団員の方が殉職されました。水俣市でも平成15年の土石流災害では、団員の方3名が殉職されました。この団員の方々にも家族があり、また地域においても中心的な役割を担っておられた人材であるので、地域における損害もはかり知れません。

また、団員数も年々減少し、また高齢化も進んでおります。本市は39.2歳ですが、全国平均よりも若干ちょっと下じゃないかなというふうに感じております。条例の定数でも530名に対して

476名ということで、団員確保も重大な課題だと考えています。

消防団員は、自分のふるさと自分たちが守るという強い使命感があり、今後も地域防災力の中核として欠くことのできない存在であることを重視し、質問します。

報酬ですけれども、他市の現状を見てみますと、隣の出水市は団員4万7,000円、団長16万円です。人口が余り変わらない、財政規模も余り変わらない阿蘇市においては、団員が3万1,000円、団長は14万円です。本市でも増額をされた経緯はありますが、明らかに差があり、今後報酬の見直しは考えておられないのか、1点お尋ねします。

2点目の質問ですが、団員の確保に向けて、今後どのような対策を考えておられるかお尋ねします。

次に、防災行政無線整備事業ですけれども、現在進められて、戸別受信機も本年9月ごろから順次配備ということでしたが、災害時に重要な情報を屋内で聞きやすく、素早く確実に聞くことができるということがメリットの1つだと思います。ですから、市内全世帯の配置が目標だと私は思ってるんですけれども、3点目の質問です。現在の戸別受信機申し込みの進捗状況をお尋ねします。

また、1月24日の積雪・寒波で、本市も水道管の破裂や道路の通行どめ、車両のスリップ事故など被害が発生し、皆さんも御苦労されたと思います。市の対応としては、22日に市道に凍結防止剤の散布や、また介護関係、自主防災組織代表者への連絡というふうな形で実施をされています。23日には注意喚起を防災行政無線やメールを利用して実施され、大雪警報が出された日には待機されたと、対応としては素早く行動されたのではないかと考えております。また職員の方も大変御苦労されたんじゃないかなと思います。本当に感謝申し上げます。

ただ、人間的に少し少ないような気がしておりますので、一回経験された上で、今後の改善点につなげていただければと思います。

そこで、防災行政無線の広報も行われたということですが、水俣市地域防災災害応急対策計画の広報計画にもあるように、ライフラインの詳しい情報は、早目に広報する必要があるというふうに明記されています。ごみの収集の放送は私も聞いたんですけれども、国道3号線や268号線のチェーン規制とか通行どめ、もしくは鉄道が運休ですよ、新幹線は動いていますよと、そういうふうなライフラインの詳しい情報を早目に発信する必要があったのではないかなと思うんですが、なぜされなかったのかお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 4点ございました。順次お答えしたいと考えております。

まず、消防団員の報酬引き上げ等につきまして、改善をどのように考えているかにつきましてなんですが、消防団員の報酬及び出勤費につきましては、処遇改善のため、平成23年に条例改正

を行い、班長の報酬金額を1万9,000円から2万5,000円に、団員を1万5,000円から2万円に、火災とか風水害、行方不明者探索出動の費用弁償を1回1,100円から1,500円と見直しを行っております。しかし、議員御指摘のとおり、ほかの市と比べますと報酬額が低い状況にあります。今後は、ほかの市の状況を参考に協議していきたいと考えております。

また、現在、本市では地域防災力の向上のための消防設備整備等の充実を進めており、20年を目安に消防団の車両の更新を計画的に行っており、平成25年度は消防団員の活動服の更新、26年度は防火水槽の設置を行いました。そして平成28年度には、約20年が経過している消防団音楽隊制服の更新の予算をお願いしているというところであります。

2点目です。市では団員確保としてどのような取り組みを行っているかなんですけれども、平成27年度、28年度、水俣市の工事入札参加資格審査における格付基準において、消防団員を雇用している事業所に対して、評価点が加算される基準などの取り組みを行っております。また、現在、市報などを活用して団員募集のお知らせを行うとともに、各事業所に対して火災時の消火活動、消防団活動への御理解や啓発を行っており、今後とも消防団員の方々が活動しやすい環境整備を行って、消防団員確保につなげていきたいと考えております。

3番目です。個別受信機の進捗状況はということでした。

現在の戸別受信機の市内全世帯における設置希望率は62.5%となっております。これまで申請書未提出世帯への郵送による提出依頼とか、あるいはJNC社宅、市営住宅への戸別受信機の全世帯配備のための協議あるいは市報、ホームページでの設置促進に係る周知、また不動産会社への設置に係る協力依頼を行ってきました。また、地域の自治会長さん方への設置の促進を再度お願いしております。

今後、防災関係機関、防災関係団体の戸別受信機の設置推進についての協力依頼をまた行っていく、戸別受信機の設置促進に関するポスターの掲示や、設置を不要としている世帯に対しての働きかけ、このようなものも行っていきたいと考えております。

4点目であります。大雪のときに防災行政無線で、例えば交通規制の情報とか、そのような情報等を行政無線でしなかったのはなぜかという御質問だったと思うんですが、議員御指摘のとおり、水俣市の地域防災災害応急対策計画の中に広報計画あります。災害時の市民への情報の周知に関して記載もされております。今回の大雪による通行どめやチェーン規制に関する情報を防災行政無線で行わなかった理由につきましては、交通規制を実施した数が非常に多かったんです。多かったため、屋外放送を中心とした防災無線では、かえって、ここです、ここですと言ってしまうと、内容の把握が難しいのではないかと考えまして、ホームページによる周知を行ったところであります。

また、水道の断水につきましては、限られた地域の発生であったため、自治会長へその内容を

伝え、住民には広報車による広報活動を行い、防災行政無線での周知は行っておりませんでした。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 最後の質問です。先ほどの何で放送できなかったのかという点で、いろいろ反省点もあったかと思っておりますので、今後改善をしていくようにお願いしたいと思っております。

最後です。厳しい財政の問題もあるかと思っておりますけれども、消防団は災害時だけではなくて、地域の祭り、イベントごと、競り舟大会とか、体育大会など地域コミュニティーの維持・振興においても重要な役割を担っているのは皆さんも御存じだと思います。消防団のやりがいや張り合いを応援していく意味で、処遇改善や団員確保の対策もぜひ検討していただきたいと思っております。

最後の1点、質問なんですけれども、そういう消防団を応援していく意味で、全国で今導入が広まりつつある消防団を応援する事業というのがあります。市内の商店で、消防団員やその家族が割引などの各種サービスを受けることができる事業です。熊本県では玉名市とかやってるんですけども、効果としては、消防団に入団していることの付加価値を高めることで、団員確保ができるのではないかと、なおかつ地域防災力の向上をし、お店側は新たな消防団員の顧客を集客する効果があると考えます。導入についてお考えをお尋ねし、終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 議員御指摘のとおり、例えば玉名市あたりでは、消防団応援の店舗として、例えば居酒屋で割引等のサービスを行うというものがあつたと思っております。本市ではそのような取り組み、現在行われておりません。このような取り組み、消防団員確保について有効な手段だと私も思います。ただ、これに関しては、お店側あるいは商工会とかの御協力が要りますので、今後、それはそういう関係者団体と協議しながら、検討していく検討課題として捉えさせていただきます。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時42分 休憩

午後 2 時51分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案の訂正について（議第32号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について）

○議長（福田 斉君） 日程第2、議案の訂正についてを議題とします。

議案の訂正について

平成28年2月23日提出した議案のうち、「議第32号水俣市過疎地域自立促進計画の策定について」を別紙のとおり訂正したいので、水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第19条第1項の規定により提出します。

理由 記述内容に文言の追加や修正の必要が生じたため

平成28年3月10日

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市議会議長 福 田 斉 様

(別紙)

「議第32号水俣市過疎地域自立促進計画の策定について」の訂正表

(下線部分が訂正部分)

26頁 「3 事業計画（平成28年度～平成32年度）」の表中	
訂正前	梅戸・明神町線道路改良事業 本工事 L= <u>1,320m</u> 、W=7.0m 水俣市
訂正後	梅戸・明神町線道路改良事業 本工事 L= <u>300m</u> 、W=7.0m 水俣市
37頁 「第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」－「2 その対策」－「(4) 障がい者福祉」中	
訂正前	カ) <u>重症心身障害児施設水俣市立明水園</u> が水俣病認定患者対応の施設として、事業を継続するために、施設の充実に努めます。
訂正後	カ) <u>障害福祉サービス事業所水俣市立明水園</u> が水俣病認定患者対応の施設として、事業を継続するために、施設の充実に努めます。
39頁 「第6章 医療の確保」－「1 現況と問題点」の本文中	
訂正前	また、救急医療、予防からリハビリテーションまでの包括的医療を提供しており、芦北地域と北薩地域を主な診療圏とする、地域の中核的医療機関としての機能を果たしています。しかし、常勤医師のいない診療科もあり、救急医療体制を維持していくためにも、医師等の医療スタッフの確保が必要です。
訂正後	また、救急医療、予防からリハビリテーションまでの包括的医療を提供しており、芦北地域と北薩地域を主な診療圏とする、地域の中核的医療機関としての機能を果たしています。しかし、常勤医師のいない診療科もあり、救急医療体制を維持していくためにも、医師等の医療スタッフの確保が必要です。 <u>また、本市では現在、中学3年生までの子どもの医療費を助成していますが、助成を通じて安心して子どもが医療機関等を受診でき、子育て世帯の経済的負担軽減につながることから、今後も引き続き事業を実施していく必要があります。</u>
39頁 「第6章 医療の確保」－「2 その対策」中	

訂正前	オ) 平成23年度末からの長期療養型病院、介護療養病床における入院制限に伴い、このような患者を引き続き入院させるための特別な方策や、福祉で手厚くカバーできる方策を検討します。
訂正後	オ) 平成23年度末からの長期療養型病院、介護療養病床における入院制限に伴い、このような患者を引き続き入院させるための特別な方策や、福祉で手厚くカバーできる方策を検討します。 カ) <u>中学3年生までの子どもの医療費助成を行い、子どもの健全な育成と子育て支援を推進します。</u>
43頁 「第7章 教育の振興」－「2 その対策」－「(1) 学校教育」中	
訂正前	ア) 就学前教育を充実するために、幼稚園、保育園、小学校の連携、関係機関との連携を進めます。
訂正後	ア) 就学前教育を充実するために、 <u>認定こども園</u> 、幼稚園、保育園、小学校の連携、関係機関との連携を進めます。
46頁 「第8章 地域文化の振興等」－「2 その対策」－「(2) 文化財」中	
訂正前	オ) 伝承芸能の掘り起こしや調査を進め、復活に努めるとともに、後継者の育成や用具の整備について、支援していきます。
訂正後	オ) 伝承芸能の掘り起こしや調査を進め、復活に努めるとともに、後継者の育成や用具の整備について、支援していきます。 カ) <u>文化財の調査と文化財指定等を推進するために、文化財保護委員会の活動を支援するとともに、文化財保護の体制整備や専門知識を持つ人材の育成を図り、有形・無形の文化財の適切な保護に努めます。</u>

○議長（福田 斉君） 去る2月23日、市長から提案された議第32号水俣市過疎地域自立促進計画の策定についてを訂正したいとの申し出がありました。

訂正理由の説明を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 誠に申し訳ありません。

先に提案しました議第32号水俣市過疎地域自立促進計画の策定についての中で、訂正すべき箇所がありましたので、お手元にお配りしております訂正表のとおり訂正していただきますようお願い申し上げます。

訂正の理由といたしましては、熊本県との調整などにより、記述内容について文言の追加や修正が生じたため訂正を行ったものです。

具体的には、26ページの3事業計画の表中、梅戸・明神町道路改良事業について、本工事1,320メートルを300メートルに、37ページの第5章高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、2その対策、(4)障がい者福祉中のカ)重症心身障害児施設をカ)障害福祉サービス事業所に改め、39ページの第6章医療の確保、1現況と問題点の本文中に、「また、本市では現在、中学3年生までの子どもの医療費を助成していますが、助成を通じて安心して子どもが医療機関等を受診でき、子育て世帯の経済的負担軽減につながることから、今後も引き続き事業を実施していく必要があります。」を追加、同じく32ページ第6章医療の確保、2その対策に「カ)中学3年生までの子

どもの医療費助成を行い、子どもの健全な育成と子育て支援を推進します。」を追加、43ページの第7章教育の振興、2その対策、(1)学校教育、ア)に認定こども園を追加、46ページ第8章地域文化の振興等、2その対策、(2)文化財に「カ)文化財の調査と文化財指定等を推進するために、文化財保護委員会の活動を支援するとともに、文化財保護の体制整備や専門知識を持つ人材の育成を図り、有形・無形の文化財の適切な保護に努めます。」を追加するものです。

以上、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(福田 斉君) ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正についてはこれを承認することに決定しました。

○議長(福田 斉君) これから提出議案の質疑に入ります。

日程第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第3、議第1号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第4 議第2号 水俣市職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第4、議第2号水俣市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第3号 水俣市行政不服審査会条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第5、議第3号水俣行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第6、議第4号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第5号 水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第7、議第5号水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第6号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第8、議第6号水俣市空家等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第7号 水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第9、議第7号水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第9号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第10、議第9号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第10号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第11、議第10号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第11号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第12、議第11号水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第12号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第13、議第12号水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第13号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第14、議第13号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第14号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第15、議第14号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第15号 水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第16、議第15号水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第16号 水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第17、議第16号水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第17号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第18、議第17号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第19 議第18号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第19、議第18号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第20 議第19号 平成28年度水俣市一般会計予算

○議長(福田 斉君) 日程第20、議第19号平成28年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体的にお願いします。

それでは予算書45ページから47ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

47ページから76ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

77ページから92ページ、第3款民生費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

93ページから110ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

110ページから122ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

122ページから129ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

129ページから143ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

143ページから147ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

147ページから171ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

171ページから172ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

12ページから17ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款自動車取得税交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

17ページから22ページまで、第8款地方特例交付金、第9款地方交付税、第10款交通安全対策特別交付金、第11款分担金及び負担金、第12款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

23ページから32ページまで、第13款国庫支出金、第14款県支出金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

32ページから44ページまで、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

これで議第19号平成28年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

日程第21 議第20号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第21、議第20号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第22 議第21号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第22、議第21号平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第23 議第22号 平成28年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第23、議第22号平成28年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第24 議第23号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第24、議第23号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第25 議第24号 平成28年度水俣市病院事業会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第25、議第24号平成28年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第26 議第25号 平成28年度水俣市水道事業会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第26、議第25号平成28年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第27 議第32号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（福田 斉君） 日程第27、議第32号水俣市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第28 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）

日程第29 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）

日程第30 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）

日程第31 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）

日程第32 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）

日程第33 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まっぼっくり）

日程第34 議第39号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）

日程第35 議第40号 指定管理者の指定について（湯の尻フィッシングパーク）

日程第36 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）

○議長（福田 斉君） 日程第28、議第33号指定管理者の指定についてから、日程第36、議第41号指定管理者の指定についてまで、9件を一括して議題とします。

本9件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第37 議第42号 水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第37、議第42号水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第38 議第43号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第39 議第44号 和解について

○議長（福田 斉君） 日程第38、議第43号平成27年度水俣市一般会計補正予算第8号及び日程第39、議第44号和解について、以上2件を一括して議題とします。

議第43号

平成27年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

平成27年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,960千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,201,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

平成28年3月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
13. 国庫支出金		2,692,551	77,960	2,770,511
	2. 国庫補助金	891,790	77,960	969,750
19. 諸収入		468,047	3,000	471,047
	4. 雑入	258,865	3,000	261,865
補正されなかった款に係る額		12,960,268		12,960,268
歳 入 合 計		16,120,866	80,960	16,201,826

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2. 総務費		2,122,521	36,100	2,158,621
	1. 総務管理費	1,693,006	36,100	1,729,106
4. 衛生費		1,979,927	18,000	1,997,927
	1. 保健衛生費	360,025	18,000	378,025
5. 農林水産業費		360,700	8,500	369,200
	1. 農業費	268,735	2,000	270,735
	3. 水産業費	39,026	6,500	45,526
6. 商工費		395,761	18,360	414,121
	1. 商工費	204,240	11,360	215,600
	2. 総合経済対策費	191,521	7,000	198,521
補正されなかった款に係る額		11,261,957		11,261,957
歳 出 合 計		16,120,866	80,960	16,201,826

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	地方創生総合戦略推進事業	千円 1,000
		初恋のまちづくり事業（企画課）	28,000
		移住定住促進事業	7,100
	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務経費	6,268
4. 衛生費	1. 保健衛生費	快適な生活環境づくり推進事業	18,000
5. 農林水産業費	1. 農業費	和紅茶ブランド推進事業	2,000
	3. 水産業費	恋路ブランド推進事業	6,500
6. 商工費	1. 商工費	県南広域観光連携事業	360
		観光アクティビティプロモーション事業	7,000
		水俣観光イメージアップ事業	4,000
	2. 総合経済対策費	ソーシャルビジネス創造事業	7,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
広報みなまた印刷事業（総務課）	自 平成27年度 至 平成28年度	千円 4,407

議第44号

和解について

平成27年10月2日に水俣市内で発生した交通事故に関し、次の者と水俣市との間で次のとおり和解することとする。

平成28年3月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

和解の相手方	和 解 事 項
野中 裕樹 水俣市初野220番地 初野団地9棟204号	(1) 相手方は、本件交通事故につき10割の過失責任を負う。 (2) 相手方は、水俣市の損害額金98万1,959円を負担する。 (3) 水俣市と相手方は、本件事故について、上記のほか何らの債権債務が存しないことを相互に確認する。

(提案理由)

地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第43号平成27年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,096万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ162億182万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、初恋のまちづくり事業、第4款衛生費に、快適な生活環境づくり推進事業、第5款農林水産業費に、恋路ブランド推進事業、第6款商工費に、観光アクティビティプロモーション事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第13款国庫支出金、第19款諸収入をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として地方創生総合戦略推進事業外10件を追加いたしております。

債務負担行為補正として、広報みなまた印刷業務を追加いたしております。

次に、議第44号和解について申し上げます。

地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第43号及び議第44号について、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後 3 時 6 分 休憩

午後 3 時 7 分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第43号平成27年度水俣市一般会計補正予算第8号及び議第44号和解について、質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号から議第44号まで議案37件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、17日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、16日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 3 時 8 分 散会

平成28年 3月11日

平成28年 3月第 1 回水俣市議会定例会会議録
(第 5 号)

議案の訂正

平成28年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成28年3月11日（火曜日）

午前9時44分 開議

午前9時48分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 眞 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第5号

平成28年3月11日 午前9時45分開議

第1 議案の訂正について（議第19号 平成28年度水俣市一般会計予算）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時44分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案の訂正についての申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議案の訂正について（議第19号 平成28年度水俣市一般会計予算）

○議長（福田 斉君） 日程第1、議案の訂正についてを議題とします。

平成28年度水俣市一般会計予算の原案訂正について
平成28年度水俣市一般会計予算の一部を下記のように原案を訂正する。

平成28年3月11日提出

水俣市議会議長 福田 斉 様

水俣市長 西田 弘 志

記

平成28年度水俣市一般会計予算第1条中「15,425,794千円」を「15,424,055千円」に改め、第1表歳入歳出予算を別紙のように改める。

(別紙)

議第19号 平成28年度水俣市一般会計予算 訂正表

1 ページ (歳入歳出予算)		
訂正前	第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,425,794千円とする。	
訂正後	第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,424,055千円とする。	
3 ページ 第1表 歳入歳出予算 歳入		
訂正前	17 繰入金	379,621
	1 基金繰入金	379,621

訂正後	17 繰入金		377,882	
	1 基金繰入金		377,882	
4ページ 第1表 歳入歳出予算 歳入				
訂正前	歳入合計		15,425,794	
訂正後	歳入合計		15,424,055	
5ページ 第1表 歳入歳出予算 歳出				
訂正前	3 民生費		5,677,046	
	1 社会福祉費		3,375,312	
	2 児童福祉費		1,636,005	
	3 生活保護費		665,729	
訂正後	3 民生費		5,675,307	
	1 社会福祉費		3,375,312	
	2 児童福祉費		1,634,266	
	3 生活保護費		665,729	
6ページ 第1表 歳入歳出 歳出				
訂正前	歳出合計		15,425,794	
訂正後	歳出合計		15,424,055	
10ページ 平成28年度水俣市一般会計歳入歳出予算事項別明細書 1. 総括 (歳入)				
訂正前	17 繰入金	379,621	493,479	△ 113,858
	18 繰越金	1	1	0
	19 諸収入	439,747	316,061	123,686
	20 市債	2,074,000	1,725,600	348,400
	歳入合計	15,425,794	14,777,222	648,572
訂正後	17 繰入金	377,882	493,479	△ 115,597
	18 繰越金	1	1	0
	19 諸収入	439,747	316,061	123,686
	20 市債	2,074,000	1,725,600	348,400
	歳入合計	15,424,055	14,777,222	646,833
11ページ 平成28年度水俣市一般会計歳入歳出予算事項別明細書 1. 総括 (歳出)				

訂正前	3 民生費	5,677,046	5,148,728	528,318	2,815,510	357,800	188,882	2,314,854
	歳出合計	15,425,794	14,777,222	648,572	3,670,407	1,624,000	801,331	9,330,056
訂正後	3 民生費	5,675,307	5,148,728	526,579	2,815,510	357,800	188,882	2,313,115
	歳出合計	15,424,055	14,777,222	646,833	3,670,407	1,624,000	801,331	9,328,317
34ページ 平成28年度水俣市一般会計歳入歳出予算事項別明細書 2. 歳入 (款) 17繰入金 (項) 1 基金繰入金								
訂正前	1 財政調整基金繰入金	344,989	463,452	△ 118,463	1 財政調整基金繰入金	344,989	財政調整基金繰入金	344,989
	計	379,621	493,479	△ 113,858				
訂正後	1 財政調整基金繰入金	343,250	463,452	△ 120,202	1 財政調整基金繰入金	343,250	財政調整基金繰入金	343,250
	計	377,882	493,479	△ 115,597				
86ページ 平成28年度水俣市一般会計歳入歳出予算事項別明細書 3. 歳出 (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費								
訂正前	1 児童福祉総務費	305,763	398,168	△ 92,405	121,364	7,700	1	176,698
訂正後	1 児童福祉総務費	304,024	398,168	△ 94,144	121,364	7,700	1	174,959
87ページ 平成28年度水俣市一般会計歳入歳出予算事項別明細書 3. 歳出 (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費								
訂正前	4 共済費	6,731	地方公務員共済組合負担金	6,731				
	8 報償費	1,739	出産祝い品代	1,739				
	9 旅費	50	費用弁償	50				
訂正後	4 共済費	6,731	地方公務員共済組合負担金	6,731				
	9 旅費	50	費用弁償	50				
90ページ 平成28年度水俣市一般会計歳入歳出予算事項別明細書 3. 歳出 (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費								
訂正前	計	1,636,005	1,710,555	△ 74,550	1,087,577	21,700	136,026	390,702
訂正後	計	1,634,266	1,710,555	△ 76,289	1,087,577	21,700	136,026	388,963

○議長（福田 斉君） 去る2月23日、市長から提案されました議第19号平成28年度水俣市一般会計予算を訂正したいとの申し出がありました。

訂正理由の説明を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 誠に申し訳ありません。

先に提案しました議第19号平成28年度水俣市一般会計予算の中で、出産祝い品代に関する予算額について、再度検討することとしたため、訂正が生じました。お手元にお配りしております表のとおり訂正してさせていただきますようお願い申し上げます。

具体的には、1 ページ目の本則の第1条の歳入歳出の総額154億2,579万4,000円を154億2,405万5,000円に改め、3 ページ目の第1表歳入歳出の歳入の表中、17款繰入金、1項基金繰入金の3億7,962万1,000円を3億7,788万2,000円に改め、4 ページ目の歳入の表中、歳入合計の154億2,579万4,000円を154億2,405万5,000円に改め、5 ページ目の歳出の表中、3款民生費の合計額の56億7,704万6,000円を56億7,530万7,000円に改め、同じく3款民生費の2項児童福祉費の16億3,600万5,000円を16億3,426万6,000円に改め、6 ページ目の歳出の表中、歳出合計の額の154億2,579万4,000円を154億2,405万5,000円に改めるものです。

以上、御承認くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正については、これを承認することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、17日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、16日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前9時48分 散会

平成28年 3月17日

平成28年 3月第 1 回水俣市議会定例会会議録
(第 6 号)

表 決

平成28年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第6号）

平成28年3月17日（木曜日）

午前9時59分 開議

午前10時54分 閉会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 眞 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第6号

平成28年3月17日 午前10時開議

- 第1 議第1号 専決処分の報告及び承認について
専第8号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第2 議第2号 水俣市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 第3 議第3号 水俣市行政不服審査会条例の制定について
- 第4 議第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第5 議第5号 水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 第6 議第6号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の制定について
- 第7 議第7号 水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第8 議第9号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第10号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第10 議第11号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制
定について
- 第11 議第12号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第12 議第13号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第14号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第15号 水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第16号 水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第16 議第17号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議第18号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的
な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議第19号 平成28年度水俣市一般会計予算
- 第19 議第20号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第20 議第21号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

- 第21 議第22号 平成28年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第22 議第23号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第23 議第24号 平成28年度水俣市病院事業会計予算
- 第24 議第25号 平成28年度水俣市水道事業会計予算
- 第25 議第32号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について
- 第26 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 第27 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）
- 第28 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第29 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第30 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第31 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第32 議第39号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
- 第33 議第40号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第34 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）
- 第35 議第42号 水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36 議第43号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第37 議第44号 和解について
- 第38 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 請第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について
- 1 陳第1号 原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について
- 1 陳第2号 九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

- 第39 議第45号 人権擁護委員候補者の推薦について

第40 意見第1号 奨学金制度の充実等を求める意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時59分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案1件、議会運営委員会で発議の意見書案1件が提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成28年1月分公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備え付けてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第6号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第2 議第2号 水俣市職員の退職管理に関する条例の制定について

日程第3 議第3号 水俣市行政不服審査会条例の制定について

日程第4 議第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第5 議第5号 水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

日程第6 議第6号 水俣市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

日程第7 議第7号 水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第9号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第10号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第11号 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

の制定について

- 日程第11 議第12号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第12 議第13号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第14号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第15号 水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第16号 水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第16 議第17号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第18号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第18 議第19号 平成28年度水俣市一般会計予算
- 日程第19 議第20号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議第21号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議第22号 平成28年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議第23号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議第24号 平成28年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第24 議第25号 平成28年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第25 議第32号 水俣市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第26 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 日程第27 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）
- 日程第28 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第29 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第30 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第31 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まっぼっくり）
- 日程第32 議第39号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
- 日程第33 議第40号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第34 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）
- 日程第35 議第42号 水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第36 議第43号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第37 議第44号 和解について

○議長（福田 斉君） 日程第1、議第1号専決処分の報告及び承認についてから、日程第37、議第44号和解についてまで、37件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

（総務産業委員長 岩阪雅文君登壇）

○総務産業委員長（岩阪雅文君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第1号水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市県民税及び特別土地保有税の減免申請書に個人番号の記載を行わないものとし、納税義務者の負担を軽減するものであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に当たり、市税賦課事務において急施を要することから、専決処分を行ったものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第2号水俣市職員の退職管理に関する条例の制定について申し上げます。

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号水俣市行政不服審査会条例の制定について申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、第三者機関を設置する必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、関係条例の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について申し上げます。

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定める必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、消費生活センターが設置される場所と開館時間についてただしたのに対し、消費生活センターは市役所1階入り口左側に設置し、開館は月曜から金曜まで、朝9時から12時、13時から16時までであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号水俣市空家等の適切な管理に関する条例の制定について申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、関係規定を整備するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、この条例を定めた後、遠方に居住する空き家所有者に対し、市の責務についてどのように連絡し、また促すのかとただしたのに対し、まず空き家の所有者を調査し、文書の送付、また必要に応じて市の条例を添付、現状写真や図面を送付する。その後、何の連絡もない場合は、民法に関する書類を送付するとの答弁がありました。

また、市の条例に代執行の記述はないが、最終的には法に準じて代執行を行うことは可能かとただしたのに対し、法律上は代執行の規定があることから、最終的には代執行を行使することが可能であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

給与制度の総合的見直しの実施に伴い退職手当の支給水準が低下することとなるため、現行の退職手当の支給水準の範囲内で調整額の改正等を行う必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、退職手当の基礎となる給与月額を引き下げに伴い、退職手当も減額となってしまう

うことから、現行の退職手当の支給水準の範囲内で改正を行うとの説明であったが、給与水準が上がった場合も同じように条例を改正するのとただしたのに対し、給与水準が上がった場合については、国から何らかの通知があるものと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項等について、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市職員の特殊勤務手当の内容についてただしたのに対し、著しく危険、困難な業務等への手当であり、税の滞納者に対する業務や福祉の業務などが該当するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置に伴い、施設運営及び管理体制の充実を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣環境アカデミア所長の選考基準についてただしたのに対し、具体的な基準規定はないが、専門的な知見、対外的に国・県と交渉ができるか、また、これまでの実績などが重要な選考基準であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

行政不服審査法及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方税法及び行政不服審査法の改正に伴い、水俣市税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号平成28年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

予算の主な内容は、第2款総務費に、水俣環境アカデミア管理運営経費、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、水俣駅周辺整備事業、ふるさと大好き寄附金事業、移住定住促進事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、自治会活動の振興に係る経費、第5款農林水産業に、新規就農支援総合対策事業、中山間地域等直接支払事業、中山間地域総合整備事業、有害鳥獣駆除事業、森林整備地域活動支援事業、水産振興対策事業、第6款商工費に、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、商工業資金貸付・出資事業、地場企業処遇改善支援事業、戸建住宅リフォーム事業、スマートコミュニティ構築事業、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市営牧ノ内団地整備事業、牧ノ内・大迫線道路改良事業、市内一円市道改良及び維持補修費、道路ストック総点検事業、水俣花の名所再生事業、第8款消費費に、防災行政無線整備事業、消費費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防防災施設整備事業、防災関係に係る経費などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当している。

このほか、債務負担行為として、牧ノ内団地1号棟建設事業外1件を計上している。

また、地方債として、過疎対策事業債外6件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、移住定住促進関連において、今年度から久木野地区に集落支援員を配置し、来年度からは地域おこし協力隊員が入る予定であるとのことだが、集落支援員と地域おこし協力隊員の関係についてただしたのに対し、まず、集落支援員は地域の課題などを把握し、地域おこし協力隊員は、その情報をもとに地域課題の解決や地域のPR活動、特産品創出などを行うことになっている。集落支援員は、集落と地域おこし協力隊員との橋渡しの存在として協力し、地域おこし活動を行っていただきたいと考えているとの答弁がありました。

また、肥薩おれんじ鉄道水俣駅舎が午後8時に施錠される問題について、今後の対策についてただしたのに対し、まず、肥薩おれんじ鉄道へ文書による協議依頼を行う予定であるとの答弁がありました。

また、庁舎建てかえ時期についてただしたのに対し、現在の建築需要や資材価格の高騰を考慮

し、2020年の東京オリンピックの終了をめどに考えているとの答弁がありました。

また、防災行政無線戸別受信機の配布は各家庭への配布となっているが、日中は会社や事業所・職場に出勤している方が多いため、それぞれの事業所や職場への配布を考えていないかただしたのに対し、予算の関係もあるが、事業所等からの相談があれば個別に検討したいとの答弁がありました。

また、鳥獣害の農作物への被害について、補助金の増額も必要と思うが、抜本的に被害を減少させる有効な方法はないのかとただしたのに対し、高齢化問題や耕作放棄地の増加など、現実的には難しい問題があるが、まずは有害鳥獣から守れる集落を目指し、本年度実施している桜野及び中小場地区の集落ぐるみの取り組みを成功させ、他地区にも広げていくほか、イノシシやシカが嫌がる発信機を活用している事例など、予算をあまりかけずにできる有効な有害鳥獣対策はないか、情報収集にも努めていきたいとの答弁がありました。

また、戸建住宅リフォーム事業補助金の住民への啓発や説明会は実施しないのかとただしたのに対し、この事業は今年度から始めた事業であるが、市報への掲載や事業者への説明会を行っている。予算規模は今年度1,000万円であったが、来年度は1,500万円を計上しているとの答弁がありました。

また、このリフォーム補助金は福祉などの補助金と併用できるのかとただしたのに対し、同じ建物であってもリフォームの場所が違う場合は活用できる。ただし、一度助成を受けた場合、2回目の申請はできないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ12億4,466万2,000円を計上している。

歳出としては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上している。

第1款公共下水道事業の主な事業として、浄化センター運転管理業務委託料、白浜雨水ポンプ場改築更新工事委託料等を計上している。

これらの財源としては、第1款分担金及び負担金から第7款市債までの歳入をもって充当している。

このほか、債務負担行為として、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託料外2件を計上している。

また、地方債として、公共下水道事業債及び過疎対策事業債を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、来年度の予算に長期利子1億円の支払いがあるが、借り換えは済んでいるのかただしたのに対し、平成22年に借り換えが終わっているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号平成28年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億8,328万1,000円、収益的支出に3億5,719万3,000円、資本的収入に7,452万1,000円、資本的支出に4億1,876万6,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、簡易水道統合整備事業、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、積立金、損益勘定留保資金等で補填をしているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第32号水俣市過疎地域自立促進計画の策定について申し上げます。

水俣市過疎地域自立促進計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、この自立促進計画は有利な起債である過疎債を活用するため、本市の促進計画を作成し、国に提出するのかとただしたのに対し、過疎地域自立促進特別措置法が5年間延長になったことに伴い、有利な過疎債を利用するため、改めて促進計画を作成し、国に提出するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号から議第40号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

これらの議案は、水俣市ふれあいセンター、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、湯の鶴観光物産館、湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、議第33号の水俣市ふれあいセンターの指定管理者については、どのような活動を行ってきた法人なのかとただしたのに対し、今回指定した一般社団法人みなすまいは、ことし1月に法人化しており、これまで地域のイベントや病院、施設、学校においてバルーンショー等でコミュニティーの場を広げる活動を行ってきた団体であるとの答弁がありました。

また、議第39号の湯の鶴観光物産館の指定管理者については、物産館をデザインした水戸岡氏のコンセプトに合わせた運営をしないと聞いたが、その真偽はどうかとただしたのに対し、建物の改築・改装については水戸岡氏と協議が必要であるが、その他の要件については特に聞いていないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第42号水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

重要政策を機動的に実行するための組織づくりを図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新たに部を設置するということだが、現在の水俣市の人口規模において、新たに部を設置する必要があるのか、以前、部制の廃止ということで部を減らしてきた経緯があるが、逆行するのではないかとただしたのに対し、これまで総務企画部、福祉環境部、産業建設部の3部体制であったが、総務企画部を総務部門と企画部門に分け、総務部と総合政策部とし4部体制とする。企画部門が総務部門から離れることにより、これまで縦割り行政でほかの部との連携が滞っていた部分があったが、総合政策部が横串となり、スムーズにスピード感を持って、多くの市の重要施策を前に進めることができるようにしたいとの答弁がありました。

また、新しい部に配置する人員について、総務企画部と同じ人員の配置であれば、業務のスピード感は変わらないのではないかとただしたのに対し、福祉環境部、産業建設部などを過去に経験し、その業務をこなせる人材や企画力を持った人材をピックアップし、総合政策部に集めることで、横断的で機動的に動ける部になると考えているとの答弁がありました。

また、秘書係が総合政策部に入っているが、総務部でない理由についてただしたのに対し、秘書係は対外的な窓口となることが多く、意見の集約を考えたときに総合政策部に配置したほうがよいと判断したとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、現在の総務企画部はルーチン業務に追われ、水俣市の将来を考え、政策全体を見直し考える部署がないため、そのような部署をつくることは有効であると思うとの意見と、一般質問での答弁において、業務内容、人員配置など明確な答弁でなかったことが問題である。ただし、本委員会での質疑において、新しい部の設置は重要施策など機動的にスピード感を持って取り組む、人員配置については横断的、機動的に動ける人材を配置するなどの答弁があったことから、部設置後も委員会での答弁が実行されていくか監視し、推進されることを条件に認めることとしたいとの意見がありましたことを申し添えておきます。

次に、議第43号平成27年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に、初恋のまちづくり事業、第5款農林水産業費に、恋路ブランド推進事業、第6款商工費に、観光アクティビティプロモーション事業などを計上している。

なお、財源としては、第13款国庫支出金、第19款諸収入をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、地方創生総合戦略推進事業外9件を追加している。

債務負担行為補正として、広報みなまた印刷業務を追加しているとの説明を受け、質疑を行い

ました。

質疑の中で、イルミネーション設置業務の内容についてただしたのに対し、水俣市では冬のイベントが少ないと感じており、バラ園を活用しイルミネーションを点灯させ、初恋関係のイベントを開催することで交流人口のアップを図りたいとの答弁がありました。

また、ソーシャルビジネス経営人材育成事業とは市役所職員の人材育成かとただしたのに対し、市内の事業所経営者あるいは一般の方でも起業したいと考えている方を対象として、人材育成を図っていく事業であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第44号和解について申し上げます。

地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

（厚生文教委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第15号水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市障がい者計画及び水俣市障がい福祉計画の進捗管理を実施するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、母子及び寡婦福祉法の改正により、国のひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱が定められたことに伴い、本事業の名称を改めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市に5カ所ある地域密着型通所介護事業所について、どこの地域の施設であるかとただしたのに対し、大園町のデイサービスひだまり、旭町のデイサービスセンターゆりの家、陣内の長寿村、石坂川のビハーラまどか、浜松町のデイサービスセンター水灯であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号平成28年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

予算の主な内容としては、第3款民生費に、自立支援給付費、子どものための教育・保育給付負担金、明水園施設整備事業、生活保護費、児童手当、子ども・子育て世帯応援事業、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度等に係る経費、第4款衛生費に、水俣病公式確認60年に係る事業、総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、子ども医療費助成事業、合併処理浄化槽設置整備事業、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、小中学校施設耐震化推進事業、埋蔵文化財発掘調査事業、文化会館耐震補強工事、みなまた環境絵本大賞事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上している。

財源としては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当している。

このほか、繰越明許費として、明水園施設整備事業を計上している。

債務負担行為として、松本眞一同朋奨学金外1件を計上している。

また、地方債として、過疎対策事業債等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市の小・中学校の学力、体力の状況等についてただしたのに対し、学力については、昨年12月に行われた熊本県学力調査では、小学生は64%、中学生は68%の項目で県平均を超える結果であったとの答弁がありました。

また、体力の状況については、小・中学校で毎年4月に新体力テストが行われており、小学生

は特に走り幅跳び等の瞬発系が苦手という調査結果が出ており、各学校での体育の授業に改善するトレーニングを取り入れてもらうように指導しているとの答弁がありました。

また、水俣病環境学習交流会議の具体的内容についてただしたのに対し、水俣病資料館において、資料館長や同じ公害の地である富山、四日市、新潟の行政や教育の関係者50人程度が集まり、環境学習や情報交換等をする交流の場としたいとの答弁がありました。

なお、本件については討論があり、委員から、水俣病公式確認から60周年の節目に際し、補助金等を有効活用した水俣病関係の各種イベントの実施は、水俣病の理解を深め、教訓を継承し、水俣が後ろ向きではなく、明るく前向きに進んでいる姿を市内外へ情報発信できる効果が期待されるとの意見がありました。一方、現段階では、事業の具体性や予算等について不明確な部分があるため、再考の必要があるとの意見がありました。その後、引き続き自由討議を行い、本会議での答弁が不十分で明確な説明はなかったが、本委員会での執行部の説明において、事業の大枠と方向性については確認できたのではないかと意見もあり、委員会としては、今後さらに事業の具体性を図るとともに、事業計画の進捗状況については、随時、委員会への報告を条件に認めることとしたいとの結論にいたりました。

よって、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億568万8,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金などをもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、歳入の一般被保険者国民健康保険税が前年度に比べて大きく減った理由についてただしたのに対し、賦課方式を4方式から資産割を廃止し、3方式に変更した影響もあるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億8,920万2,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款諸支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金などの歳入をもって充当しているとの説

明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、後期高齢者医療保険料の普通徴収保険料については、低所得者だけでなく、年度途中の資格取得により特別徴収に間に合わない場合等も該当するかとただしたのに対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号平成28年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億5,782万8,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、在宅医療・介護連携支援センター事業委託料の具体的内容についてただしたのに対し、医師会を中心に、地域医療と介護の連携に関する課題の抽出と対応策及び介護者向けの勉強会等の実施について、現在検討中であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号平成28年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に69億7,736万4,000円、収益的支出に69億4,815万8,000円、資本的収入に2億2,842万6,000円、資本的支出に7億6,708万7,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

資本的支出の主な内容については、第一駐車場ゲート式駐車場機器等の更新工事費や乳房用X線診断装置、病理検査業務支援システム等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上している。

このほか、企業債については、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、建設工事改良事業とあるが、どういった場所を行う予定であるのかただしたのに対し、浜グラウンド側の第一駐車場のゲートの更新及び上水道の給水ポンプの更新を行う予定であるとの答弁がありました。

また、今後の患者をふやすための方策等についてただしたのに対し、昨年12月10日からくまもとメディカルネットワークの運用が始まり、医療機関等の利用施設をネットワークで結んでいる。患者の参加同意を得て、病歴や検査データ等の必要な情報を利用施設間で共有することで、効率的で質の高いサービスを患者に提供することができるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第34号、議第35号及び議第41号の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市立明水園、水俣市ワークプラザ、水俣市立総合体育館（南部館）の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

以上3件については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第43号平成27年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第4款衛生費に、快適な生活環境づくり推進事業を計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金、第19款諸収入を持って調整している。

このほか、繰越明許費として、住民基本台帳事務経費外1件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、快適な生活環境づくり推進事業において墓地の管理等についてただしたのに対し、墓地法に基づき行うものであるが、今後は、水俣市シルバー人材センターの高齢者の方々の培った知識、技術等を活用し、管理人不明の墓地の所有者調査等を進めていきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年3月14日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第2号	水俣市職員の退職管理に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第3号	水俣市行政不服審査会条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第4号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市空家等の適切な管理に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第7号	水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第12号	水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第13号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第14号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第19号	平成28年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第23号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第25号	平成28年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第32号	水俣市過疎地域自立促進計画の策定について	原案可決	全員賛成
議第33号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）	原案可決	全員賛成
議第36号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	原案可決	全員賛成
議第37号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	原案可決	全員賛成
議第38号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	原案可決	全員賛成
議第39号	指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）	原案可決	全員賛成
議第40号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	原案可決	全員賛成
議第42号	水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第43号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第44号	和解について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年3月11日

厚生文教常任委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 齊 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第15号	水俣市障害者計画等策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第16号	水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第17号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第18号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第19号	平成28年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第20号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第21号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第22号	平成28年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第24号	平成28年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第34号	指定管理者の指定について（水俣市立明水園）	原案可決	全員賛成
議第35号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	原案可決	全員賛成
議第41号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）	原案可決	全員賛成
議第43号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第1号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第2号水俣市職員の退職管理に関する条例の制定についてから、議第44号和解についてまで、36件を一括して採決します。

本36件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本36件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本36件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第38 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 請第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について
- 1 陳第1号 原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について
- 1 陳第2号 九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（福田 斉君） 日程第38、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成28年3月14日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件名	理由
請第1号	T P P協定を国会で批准しないことを求める請願について	慎重審査を要するため
陳第1号	原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第2号	九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成28年3月11日

厚生文教常任委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	理由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成28年3月10日

議会運営委員長 野中重男

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第39 議第45号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第40 意見第1号 奨学金制度の充実等を求める意見書について

○議長（福田 斉君） 日程第39、議第45号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第40、意見第1号奨学金制度の充実等を求める意見書について、以上2件を一括して議題とします。

議第45号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成28年3月17日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市栄町1丁目1番19号
氏 名 平尾 雅述
生年月日 昭和30年11月25日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

意見第1号

奨学金制度の充実等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年3月17日

提出者
議会運営委員会
委員長 野 中 重 男

水俣市議会議長 福 田 斉 様
(別紙)

奨学金制度の充実等を求める意見書

学費が高騰し、一方で世帯年収が下がり続ける中で、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっています。既に大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を受給しなくては、学業を続けられないのが実態であります。

我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その7割超(貸与金額)が年3%を上限とする利息付の奨学金(第2種奨学金)となっています。

近年、貸与者数及び貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しています。同機構は、返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが、適用の要件が厳しく、民間サービサー(債権回収会社)による過酷な債権回収などが社会問題ともなっています。

よって、国におかれては、学習意欲と能力のある未来を担う若者が、家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記の事項について奨学金制度の改善を実施されるよう強く要望します。

記

- 1、高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
- 2、無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息については、さらに引き下げ、所得に応じた無理のない返済制度を創設すること。
- 3、有利子奨学金の利率を引き下げること。
- 4、返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の条件の緩和、周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。
- 5、大学等の授業料免除制度を充実し、高等教育の学費の引き下げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月17日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

内閣官房長官	菅	義	偉	様	
財務大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	高	市	早	苗	様
文部科学大臣	馳		浩	様	
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

初めに、議第45号について、西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第45号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、由川譲委員の任期が本年6月30日をもって満了となりますが、後任として平尾雅述氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第45号について提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 斉君） 次に、意見第1号について、議会運営委員長野中重男議員。

（議会運営委員長 野中重男君登壇）

○議会運営委員長（野中重男君） ただいま議題となりました案件につき、案文を読み上げて提案理由の説明に変えます。

奨学金制度の充実等を求める意見書

学費が高騰し、一方で世帯年収が下がり続ける中で、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっています。既に大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を受給しなくては、学業を続けられないのが実態であります。

我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その7割超（貸与金額）が年3%を上限とする利息付の奨学金（第2種奨学生）となっています。

近年、貸与者数及び貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しています。同機構は、返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが、適用の要件が厳しく、民間サービサー（債

権回収会社)による過酷な債権回収などが社会問題ともなっています。

よって、国におかれては、学習意欲と能力のある未来を担う若者が、家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記の事項について奨学金制度の改善を実施されるよう強く要望します。

記

- 1、高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
- 2、無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息については、さらに引き下げ、所得に応じた無理のない返済制度を創設すること。
- 3、有利子奨学金の利率を引き下げること。
- 4、返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の条件の緩和、周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。
- 5、大学等の授業料免除制度を充実し、高等教育の学費の引き下げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

全会一致の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び議会運営委員長から提案理由の説明がありました本2件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第45号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を適任と認めることに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、意見第1号奨学金制度の充実等を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成28年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議 長 福 田 齊

署名議員 谷 口 明 弘

署名議員 牧 下 恭 之

平成28年3月第1回水俣市議会定例会（2月23日～3月17日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 水俣市税条例等の一部を 改正する条例の一部を改 正する条例の制定につい て	2月23日	総務産業	3月17日 承認	
議第2号	水俣市職員の退職管理に関する条例の 制定について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第3号	水俣市行政不服審査会条例の制定につ いて	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第4号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例の制定について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第5号	水俣市消費生活センターの組織及び運 営等に関する条例の制定について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第6号	水俣市空家等の適切な管理に関する条 例の制定について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第7号	水俣市議会等に出頭した選挙人等に対 する実費弁償条例の一部を改正する条 例の制定について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第8号	水俣市一般職の職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例の制定につ いて	2月23日	総務産業	2月23日 原案可決	
議第9号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を 改正する条例の制定について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第10号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第11号	水俣市人事行政の運営等の状況の公表 に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第12号	水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設 置等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第13号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第14号	水俣市税条例の一部を改正する条例の 制定について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第15号	水俣市障害者計画等策定審議会条例の 一部を改正する条例の制定について	2月23日	厚生文教	3月17日 原案可決	

議第16号	水俣市母子家庭等日常生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月23日	厚生文教	3月17日 原案可決	
議第17号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月23日	厚生文教	3月17日 原案可決	
議第18号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月23日	厚生文教	3月17日 原案可決	
議第19号	平成28年度水俣市一般会計予算	2月23日	各 委	3月17日 原案可決	
議第20号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月23日	厚生文教	3月17日 原案可決	
議第21号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	2月23日	厚生文教	3月17日 原案可決	
議第22号	平成28年度水俣市介護保険特別会計予算	2月23日	厚生文教	3月17日 原案可決	
議第23号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第24号	平成28年度水俣市病院事業会計予算	2月23日	厚生文教	3月17日 原案可決	
議第25号	平成28年度水俣市水道事業会計予算	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第26号	平成27年度水俣市一般会計補正予算(第7号)	2月23日	各 委	2月23日 原案可決	
議第27号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	2月23日	厚生文教	2月23日 原案可決	
議第28号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	2月23日	厚生文教	2月23日 原案可決	
議第29号	平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)	2月23日	厚生文教	2月23日 原案可決	
議第30号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	2月23日	総務産業	2月23日 原案可決	
議第31号	平成27年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)	2月23日	総務産業	2月23日 原案可決	
議第32号	水俣市過疎地域自立促進計画について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	

議第33号	指定管理者の指定について(水俣市ふれあいセンター)	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第34号	指定管理者の指定について(水俣市立明水園)	2月23日	厚生文教	3月17日 原案可決	
議第35号	指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)	2月23日	厚生文教	3月17日 原案可決	
議第36号	指定管理者の指定について(みなまた環境テクノセンター)	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第37号	指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第38号	指定管理者の指定について(みなまた観光物産館まっぼっくり)	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第49号	指定管理者の指定について(湯の鶴観光物産館)	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第40号	指定管理者の指定について(湯の児フィッシングパーク)	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第41号	指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館南部館)	2月23日	厚生文教	3月17日 原案可決	
議第42号	水俣市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	2月23日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第43号	平成27年度水俣市一般会計補正予算(第8号)	3月10日	各委	3月17日 原案可決	
議第44号	和解について	3月10日	総務産業	3月17日 原案可決	
議第45号	人権擁護委員候補者の推薦について	3月17日	省略	3月17日 適任	

[意見書]

番号	件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
意見第1号	奨学金制度の充実等を求める意見書について	3月17日	省略	3月17日 原案可決	

[報告]

番号	件名	報告月日
報告第1号	請願の処理の経過及び結果について	2月23日

[継続審査]

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月17日	総務産業	3月17日 継続調査	

環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月17日	厚生文教	3月17日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月17日	議会運営	3月17日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について	熊本市中央区神水1丁目30-7 鳥飼 香代子	総務産業	3月10日	3月17日 継続審査
陳第1号	原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について	水俣市月浦247-96 永野 隆文	総務産業	3月10日	3月17日 継続審査
陳第2号	九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について	水俣市月浦247-96 永野 隆文	総務産業	3月10日	3月17日 継続審査